大正九年三月五日印刷
大正九年四月三日發行

定價金四圓參拾錢
送料金十二錢

編輯兼發行者　大阪市外鶴橋町東小橋百十五番地
佐野英山

發賣所　大阪市南區八幡筋堺筋一丁東へ入
岡田商店
電話南四〇八三番
振替大阪七九〇七番

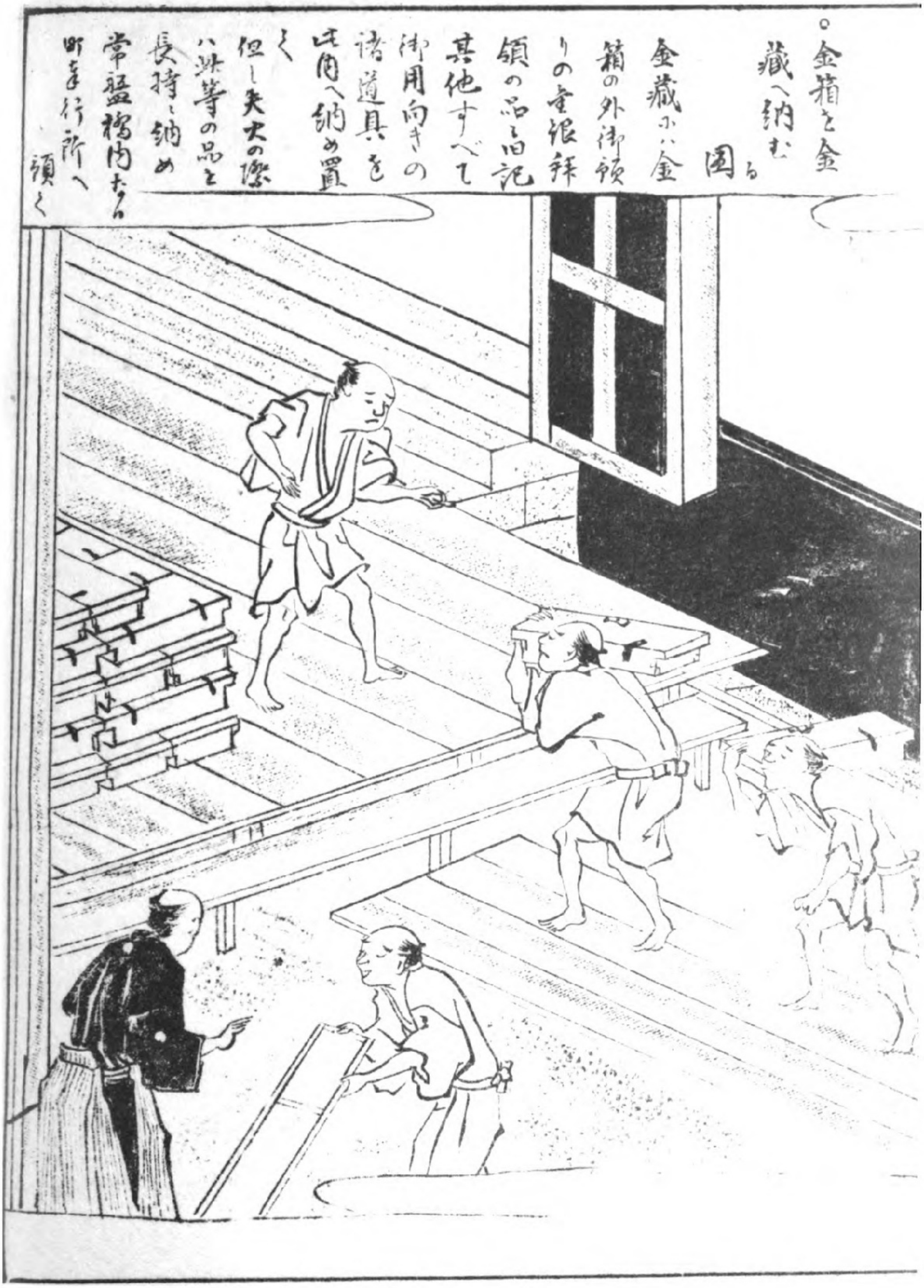

と言いて退出す蓋し口中何物をも含有せざるを證するためなり

〇職工出口退の図

退出の際には役服脱場に至り裸体となり掛り役人の立会検査を受く役人の杓に水を汲んで出せば職工は之を合嗽し終れば平役は箆を以て髷の中を探り改め終れば丸竹を横へたる所を裸体のまゝ跨り必ず「踊り出ます」




○土砂に交りたる金を淘汰せんがため土砂を細末にする図



○金箱を金蔵へ納むる図
金蔵にハ金箱の外御預りの金銀拝領の品々旧記其他すべて御用向きの諸道具を此内へ納め置く
但し大火の際ハ此等の品を長持に納め常盤橋内なる町奉行所へ預く

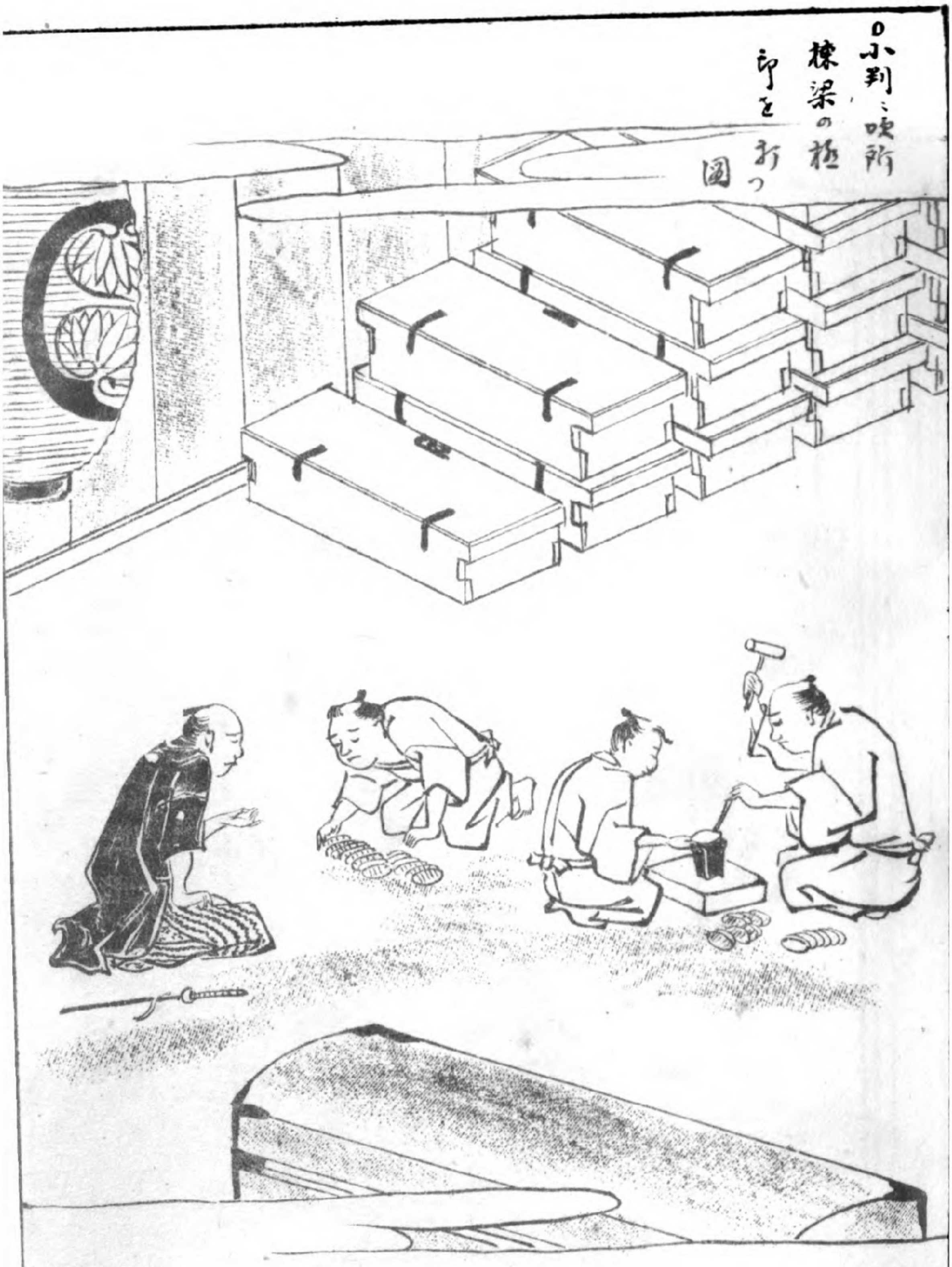



○金箱を運送する圖
御用藏より毎朝金函を運び出し御用済の上帳簿と現物と照し合し出張官吏御勘定役及び後藤并に金座長の三人合封して藏へ運び入るなり

金座圖




○諸場の工作より出なる金屑を秤量し再び鎔解して棹金となす所の圖

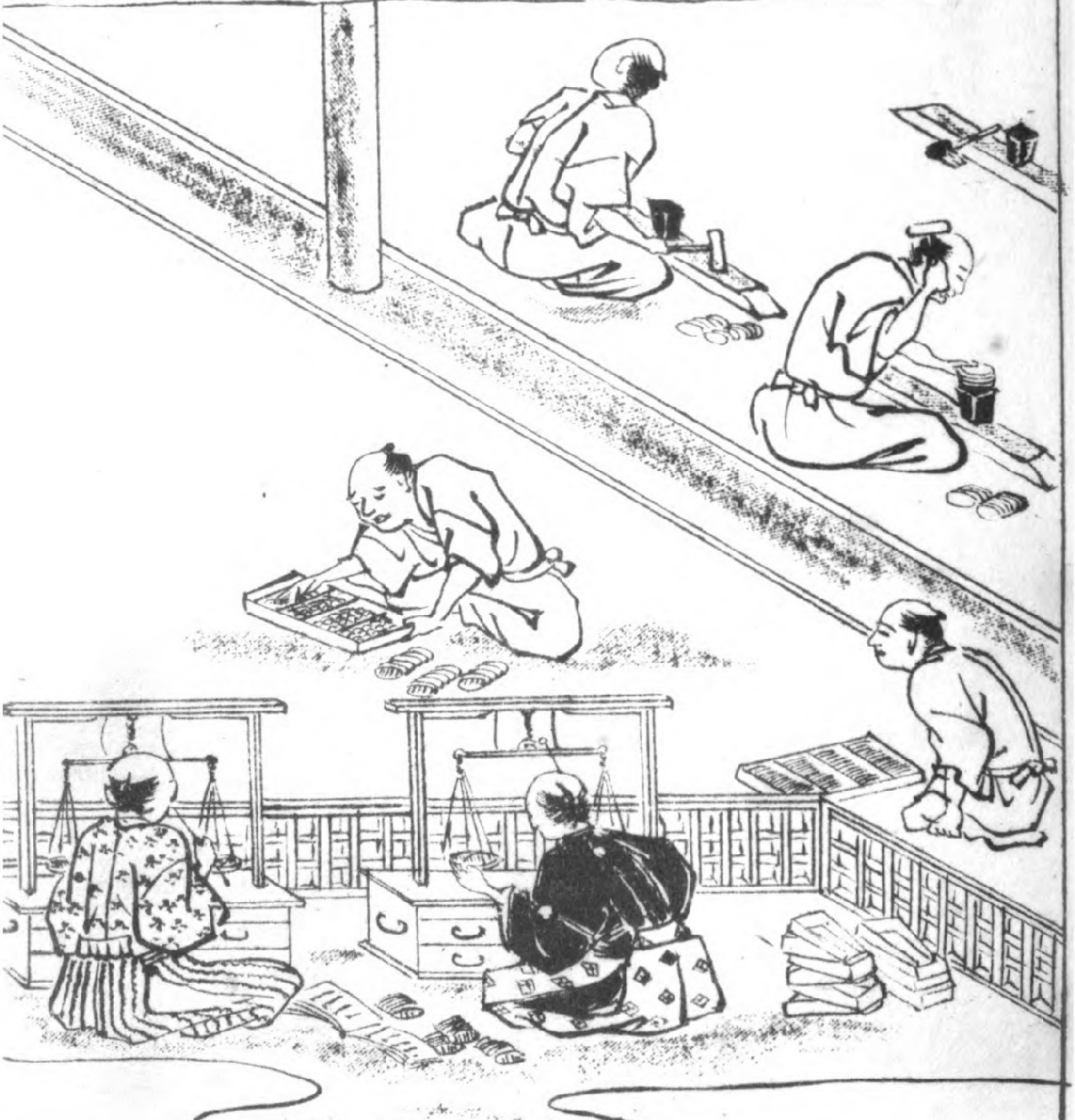

○小判ゝ吹所
棟梁の極
印を打つ
圖


○吹所棟梁
詰所の図
棟梁ハ職人の長たるものをいふ

鉄敷なきときハ石の上にて打つを石打と云ふ
又異座目ハ貨幣の中まで表面通りの純金ありとの徴ありと

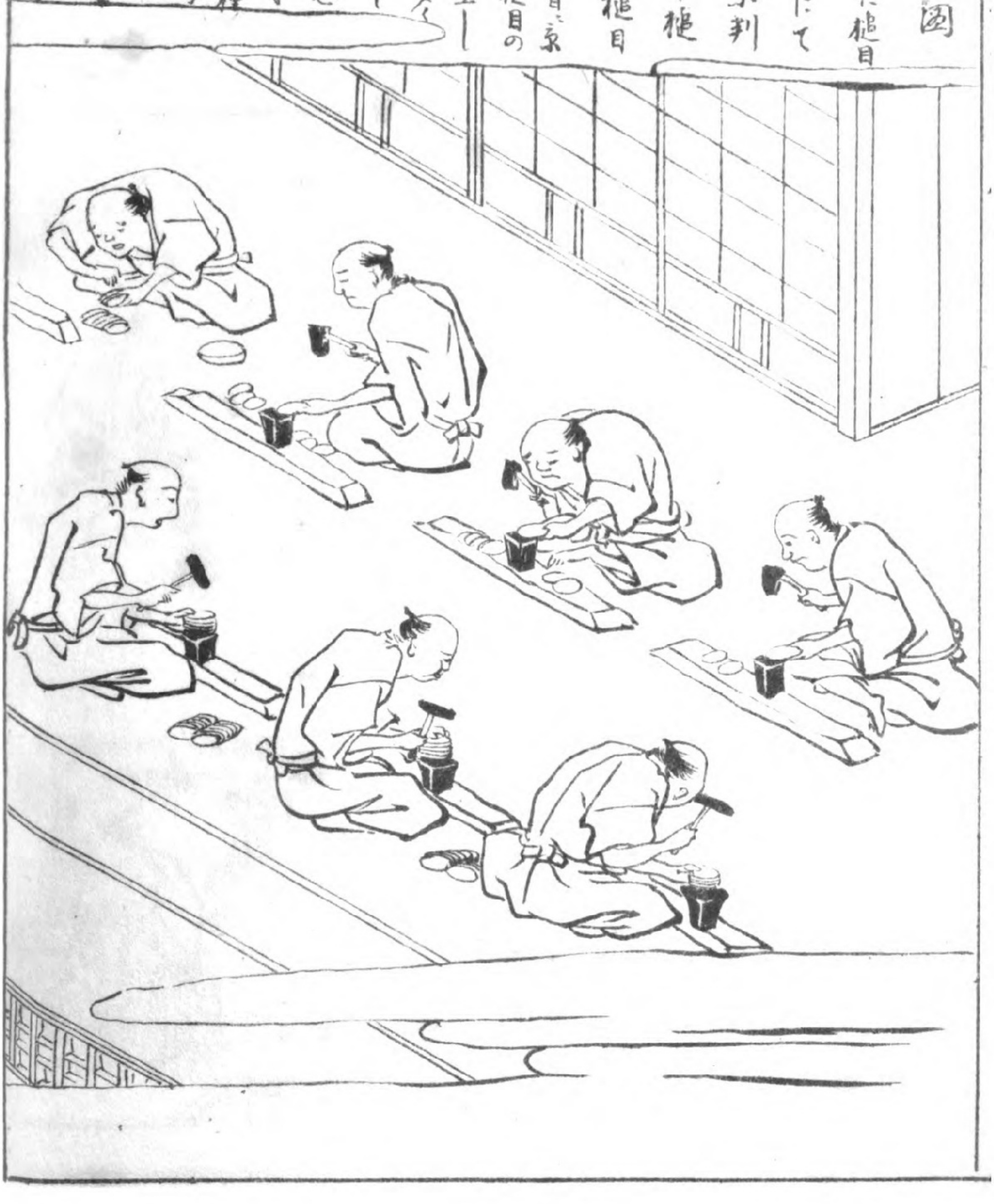
○端打場の図

小判を重ね木槌にて打ち楕円の寸法を定む



○槌目場の図

小判の表面に槌目を打つ吹屋にて鉄敷の上に小判を乗せ置き槌の刃の方にて槌目を打つ 槌目に京槌目、駿河槌目の二種あり蓋し往古は大判多く贈進用に供したるを以て熨斗を象り付したるなり一種の装飾となり赤面背に石目、槌目、異なる目の別ありて






○清造場の図
荒造小判の表裏を平滑にし厚薄なからしむ





○小判荒造場の圖

荒切小判を打延し食塩を塗り炉火にて焼過し其質を軟ならしめて精圓形を造り再び長炉にて焼過し次の工作に便ならしむ


○銀の良否を鑑定せんが爲め銀塊を切斷する圖

○金銀組合せのとき秤量の小差違を補はんが為め小粒を製する圖

金銀混合のとき秤量の小差違を補はんがため小粒を要するに金或は銀を鎔解し水中に注流すれバ逆動して小粒を為す之れをぬめ返と云ふ




○寄吹床(ヨセフキトコ)の図
少量の金を鎔解する所
仕揚場の金を留鉢(トメバチ)へ入れ壁ふて吹立れバ自ら鎔けて湯となるを鋳型へ流し棹金となし之を附石へ附け手本金と見比べ金の位を定むるなり
(注)精製金を棒ニ造るなり 壁とハ火戸にして火床なり又手本金ハ本金と称せ

◦棹金掛改所の圖

棹金を秤量し鎔壷炭末に附着せる金末を淘汰鎔解し鑄造の欠減を檢查す






○大吹所吹入の図
地金組合せ所にて秤量したる地金を紙封のまゝ鎔壺に投じ鎔解したるとき鉄型に注浮して棹金を送る


土砂と混合したる金を淘汰する圖


○焼金場の図 第四
焼金位段
秤〻掛段の所



○焼金場の図　第三

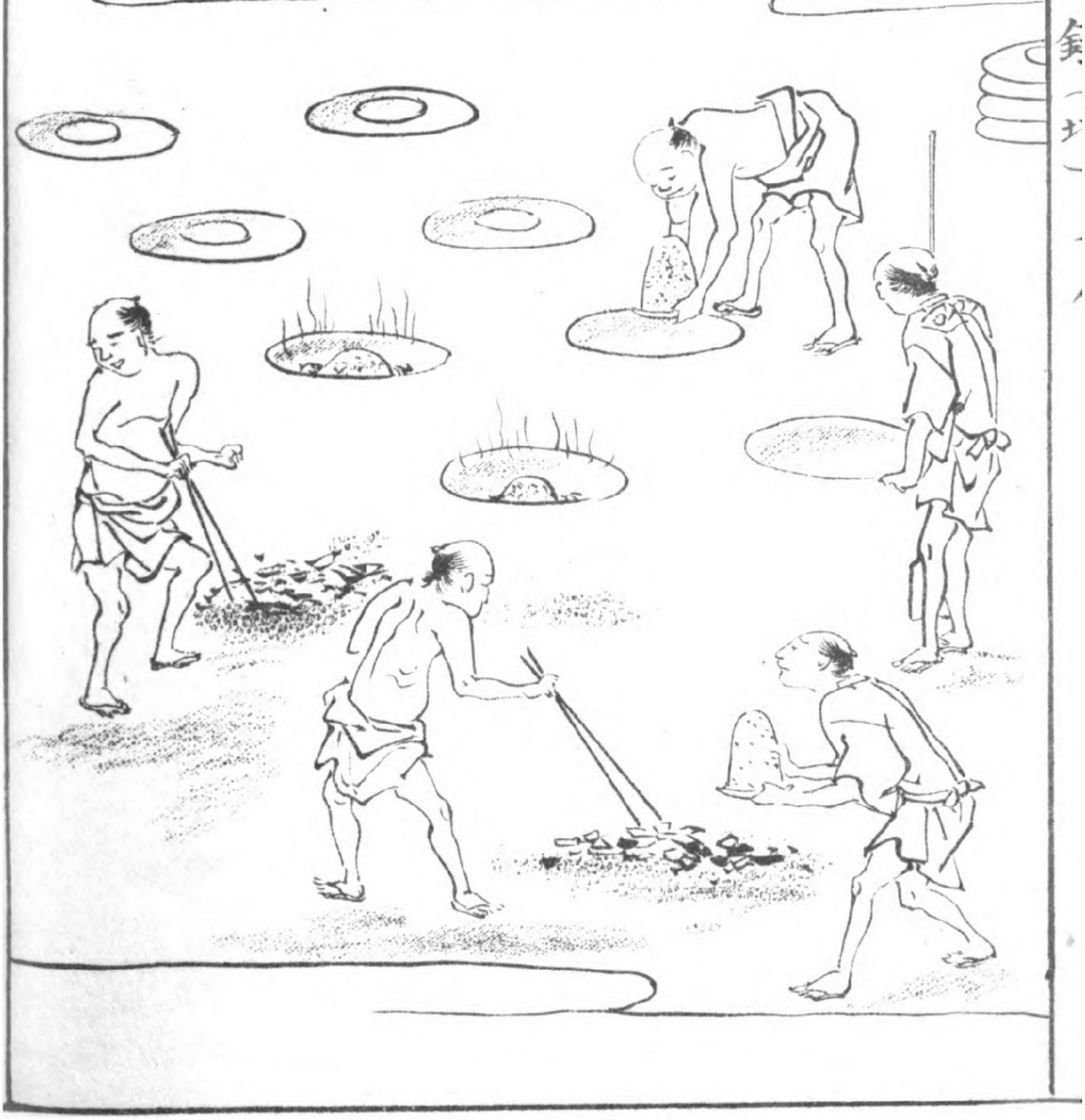
焼過したる金を湯にて屡〻洗滌し塩分を去り鎔解して金棹となし食塩中に含蓄せる銀ハ塩分を洗ひ流し塩味なきを度とし之を鎔解に





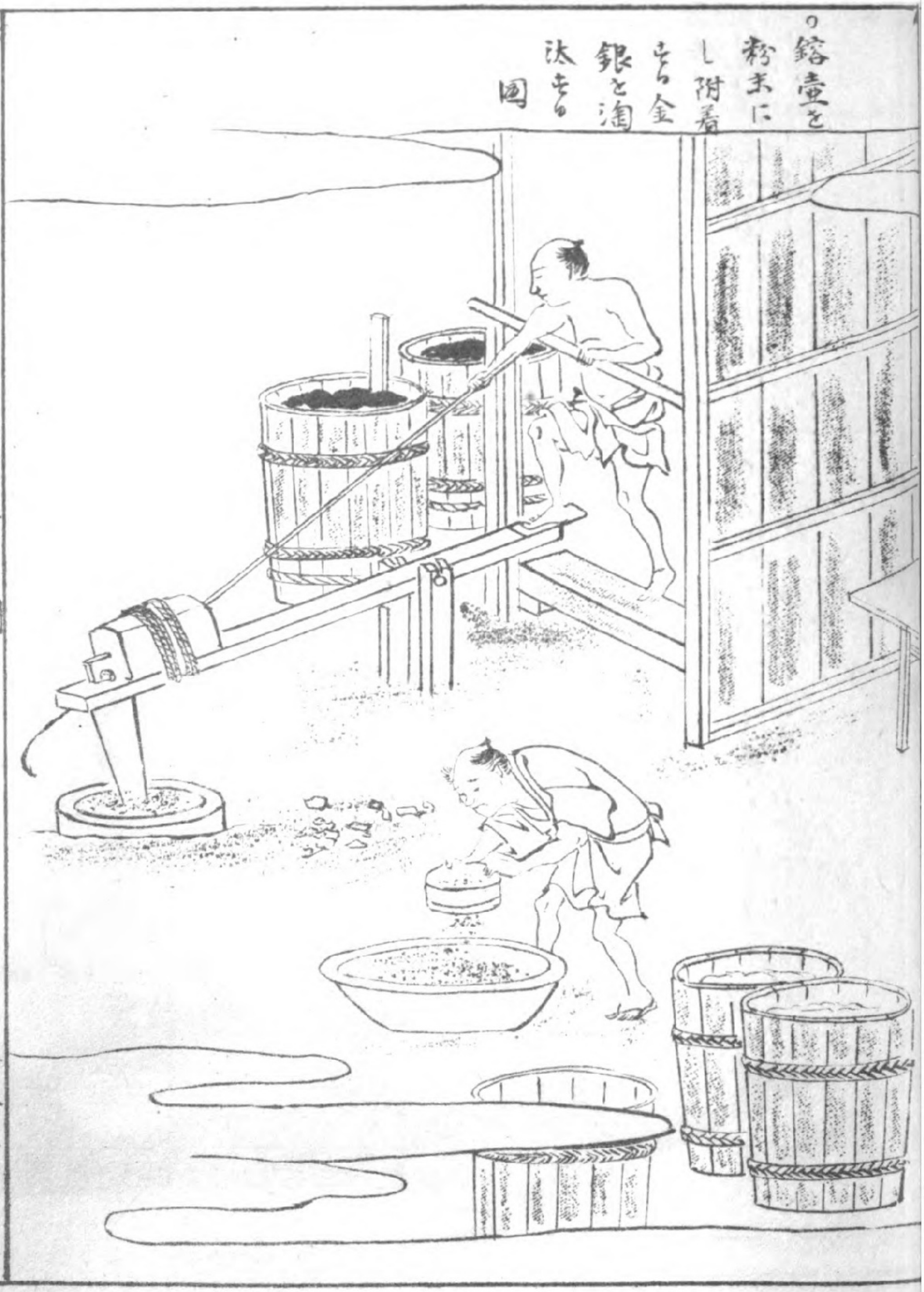
○燒金場の圖 第二

土器に盛りたる塩金を炉中に入れ炭火を投して紅熾ならしむること一夜にして金中に含蓄する銀ハ分離して食塩と混合せ此の如くなること再三にして純粋の金となる




○小砕したる
金ゝ食塩を
混合し土器
に盛る丸圖


○焼金場の図 第一
金銀混合地金を分離せる所
焼金にせる金塊を炉より紅なりしを鉄盤上にて石を以て強圧し小砕となす


鎔壷を粉末にし附着する金銀を淘汰する圖


○大吹所の図
南蛮絞り床
銅中に含蓄せる
金銀を吹分
る所なり
灰吹床
金銀に混合
せる雑種の
金属を吹き
分る所。

○棹金を紅焼するとき火度過ぐるもれハ鎔解して炉中に滴流し之れを鉄型に注ぎ金位を改め再び棹金に改鋳す





□延金場の図
棹金を炉火にて紅焼し其質を軟和ならしめ大鎚を以て延脹して延金を造る


◎荒造場の図
荒切一分判の形状を造る


○色付場塩洗いの図


三ふして表面の銀分を消し純粋の金色を現出さ
○一分判も此所にて色を附けるなり

○色附場の圖

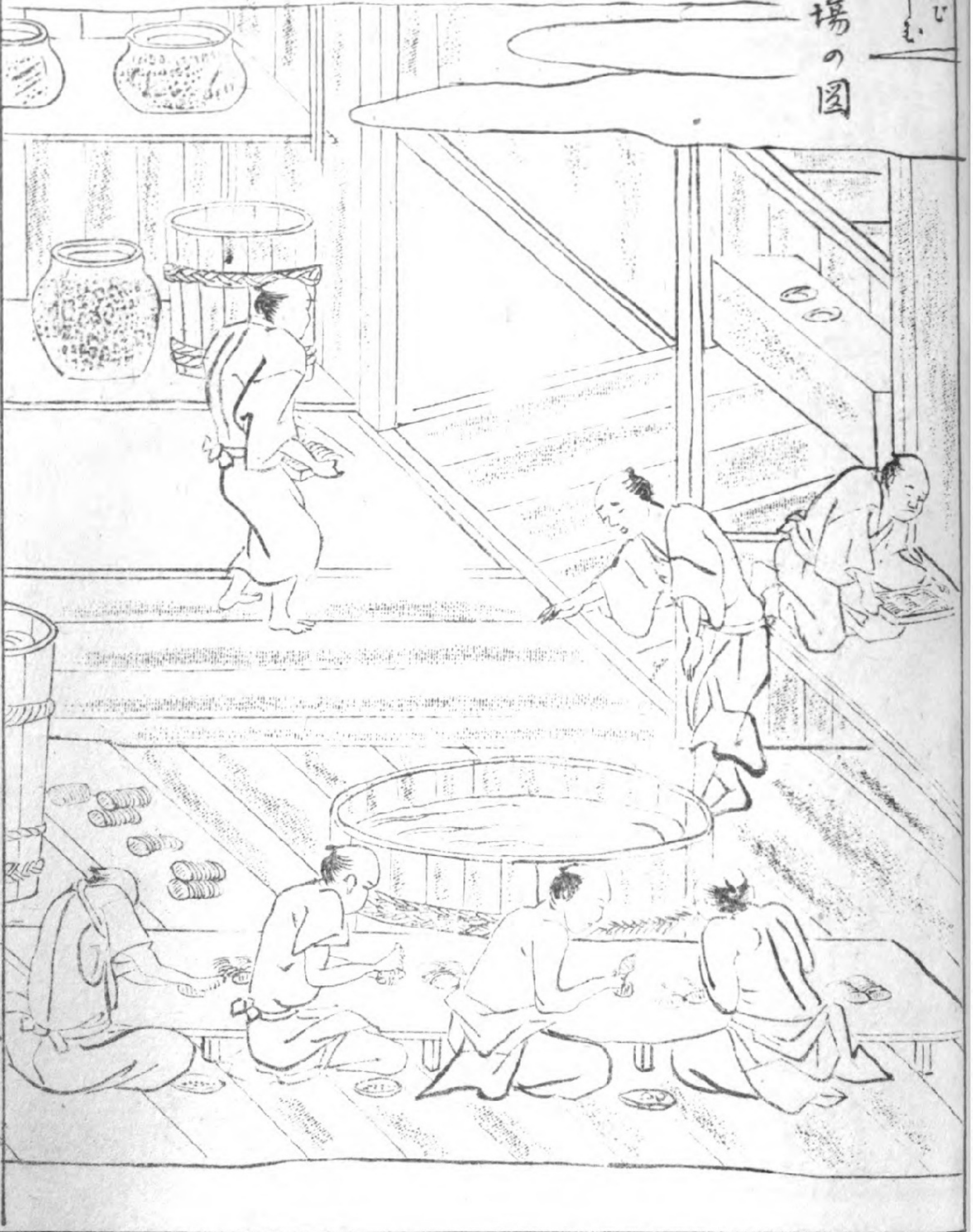
砂みて磨きたる小判の表裏に緑礬丹礬焔硝薫緑焼塩の和合済を塗り付け炉火にて焼過し食塩を入置たる桶中に摩擦し水を以て洗滌し之を乾燥して此の如くなること再



を運びしむ

○磨場の図

極印をおしたる小判の表裏を川砂にて磨き滑ならしむ



○職人役服を着用する図

細工人及び手傳番子共繰入のとき裸体となし役服と着かへさせ御用所より金座御用場へ金銀入りの図






職人出勤各鑑札改場の図
職人出勤の節中門番一々鑑札を改む

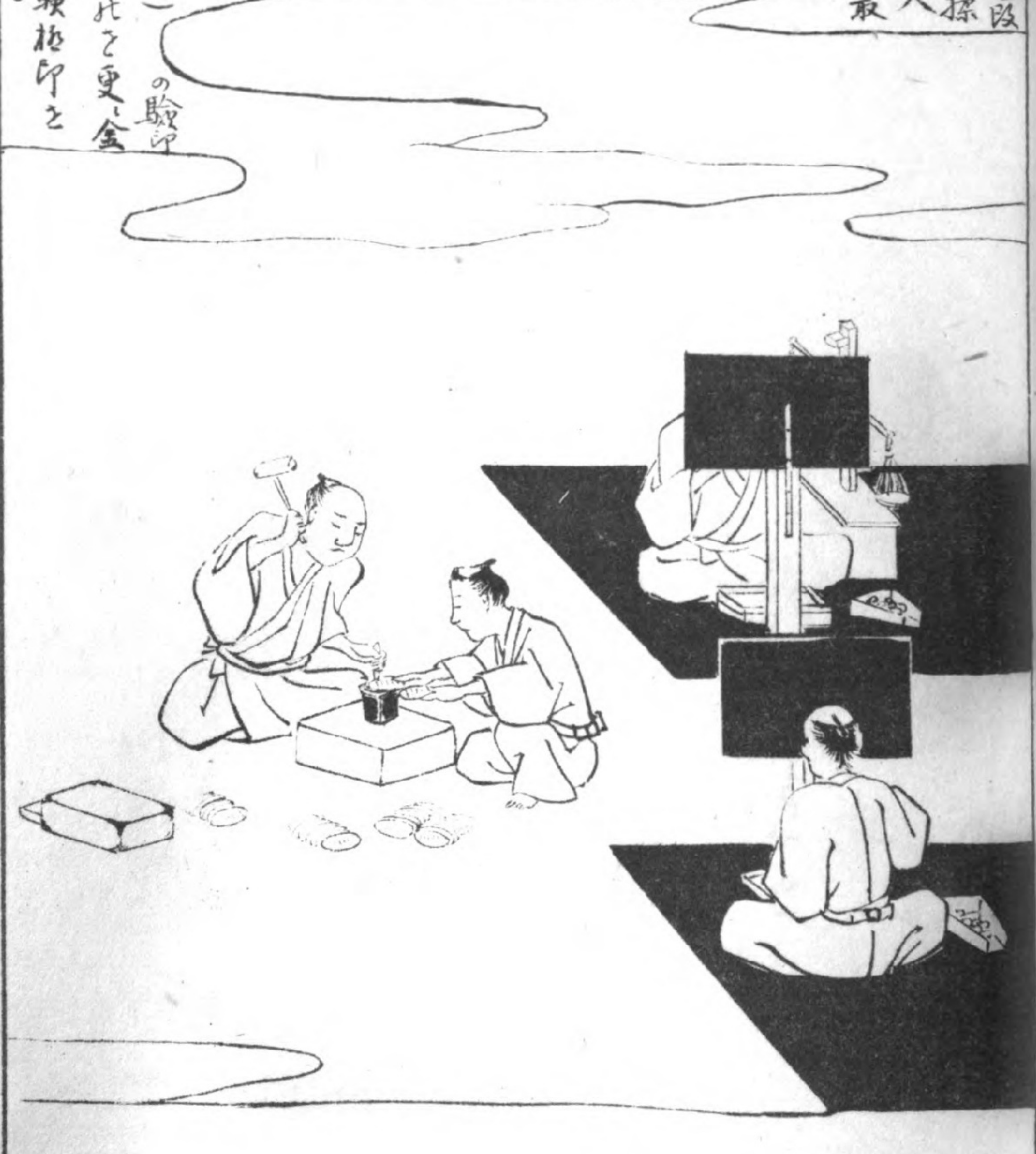



○日々鑄造事業終り仕掛金を箱の中に入れ帳簿と現物と照合し封印をなせる図

みて目方を改め是を真操揚といふ天秤前へ受取り百両の目方を掛け改め尚又吹屋へ渡すなり。

小判に金座役人の極印を打つ図

吹屋にて大方細工出来上りたる小判の裏へ一々棟梁(職人の長)の験印を打ちたるこれを更に金座にてそれ銘々の験極印を打つなり。

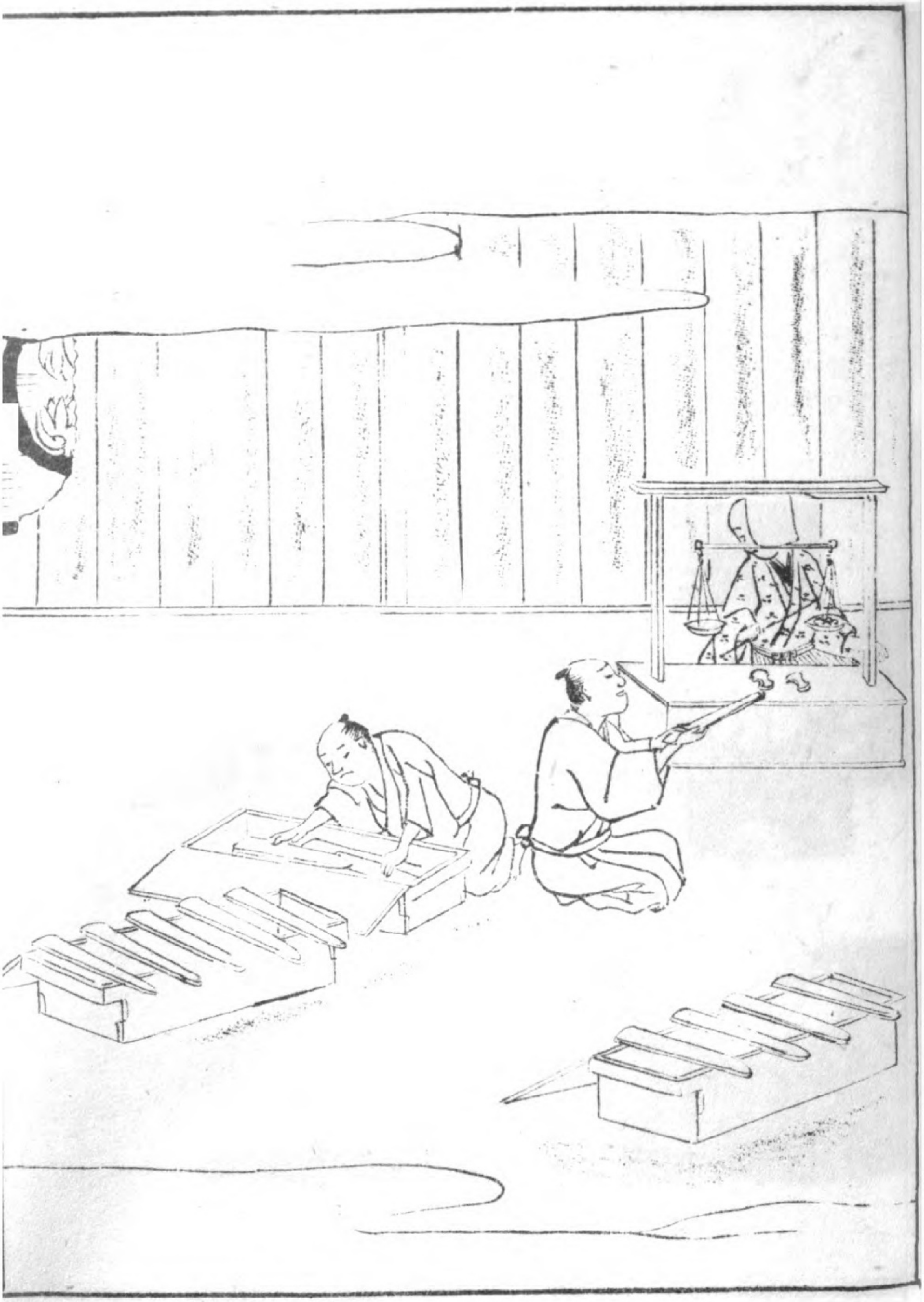


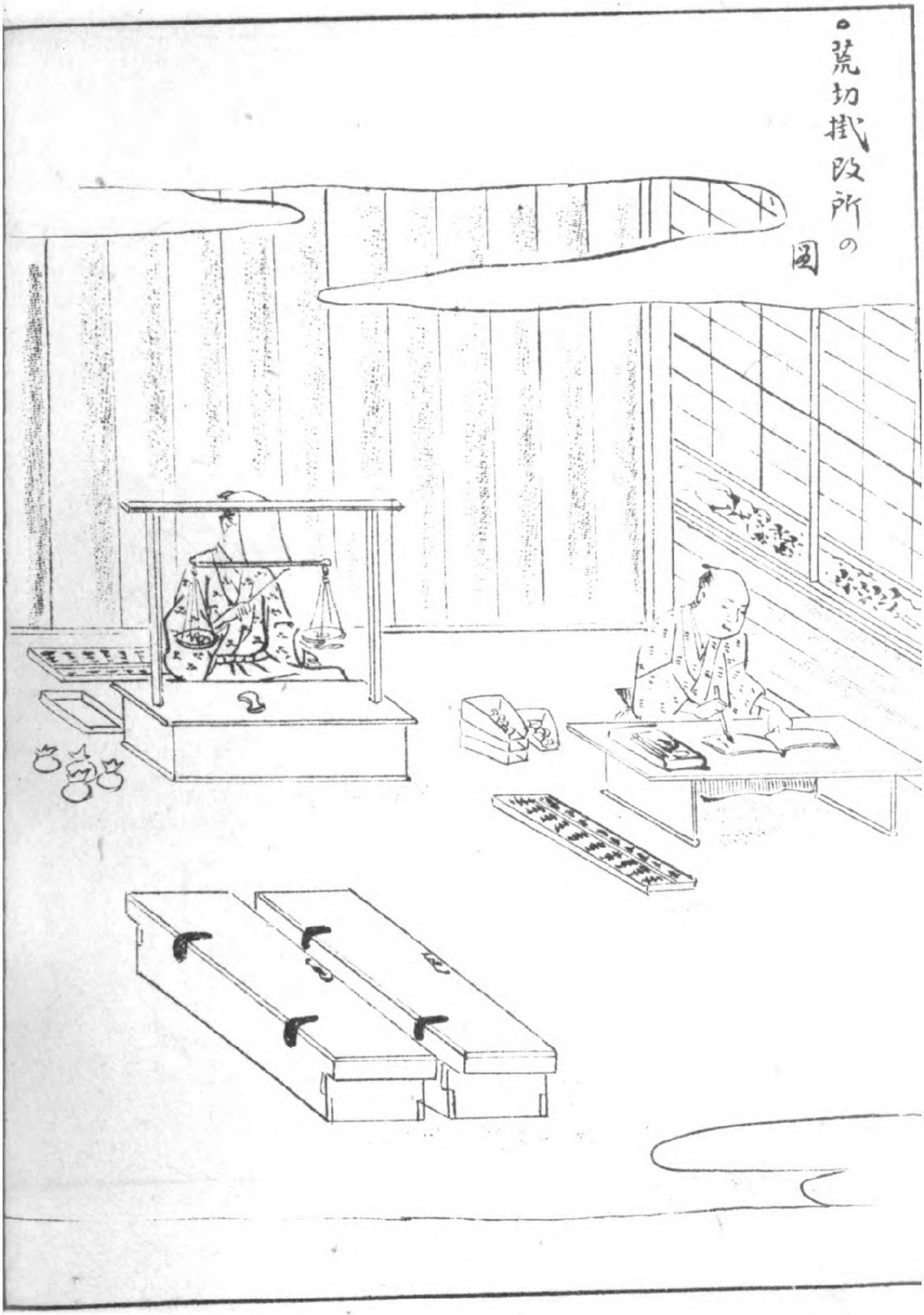
○揉物（タメモノ）場の図

荒切小判一分判を再び秤量して目方を定む。

吹屋にて仕立なる小判を金座へ受取り百両の有目天秤にて掛け改めそれより揉物方手代へ後藤所属の役人へ渡し一両毎に真揉秤



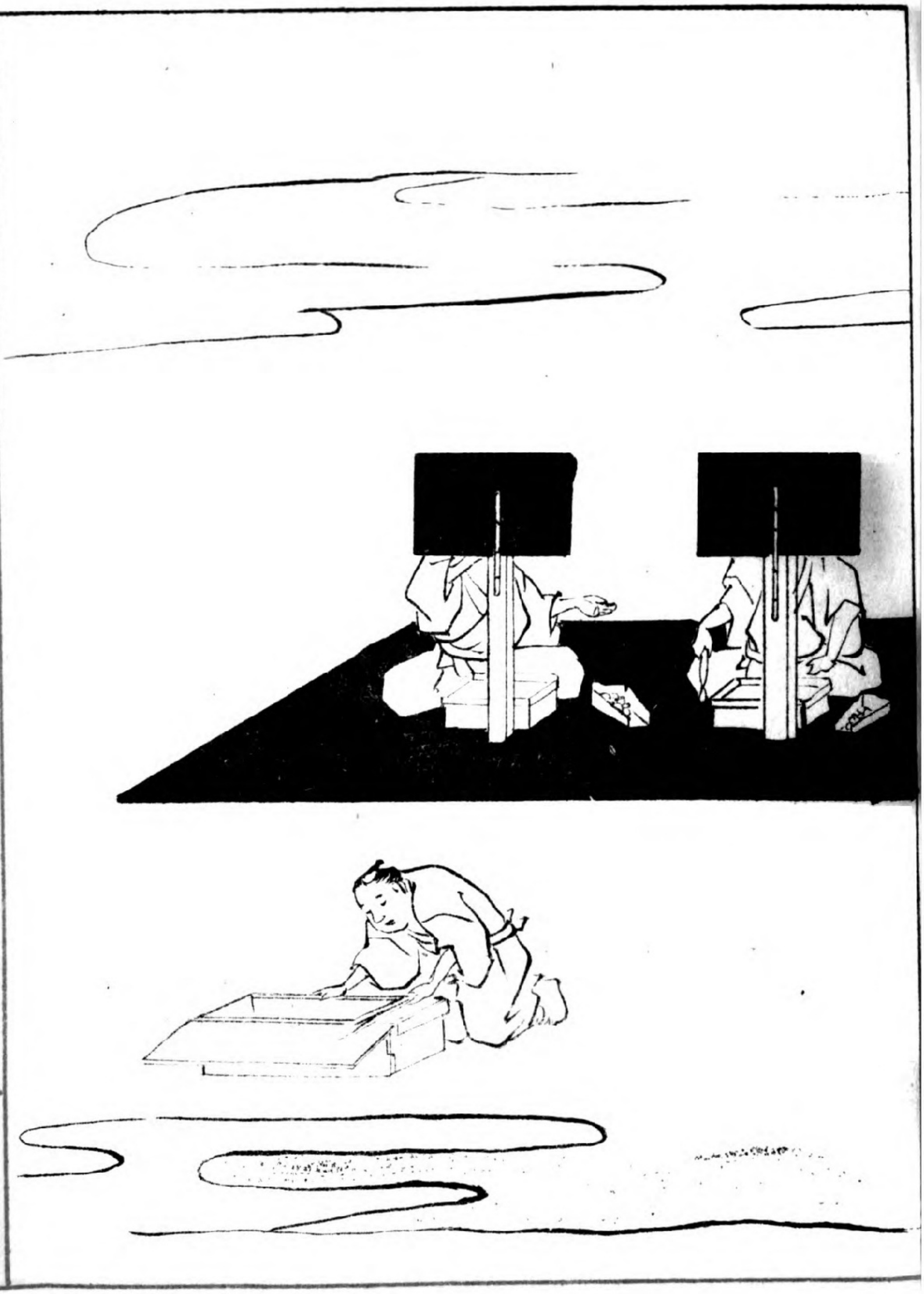



○荒切掛改所の図



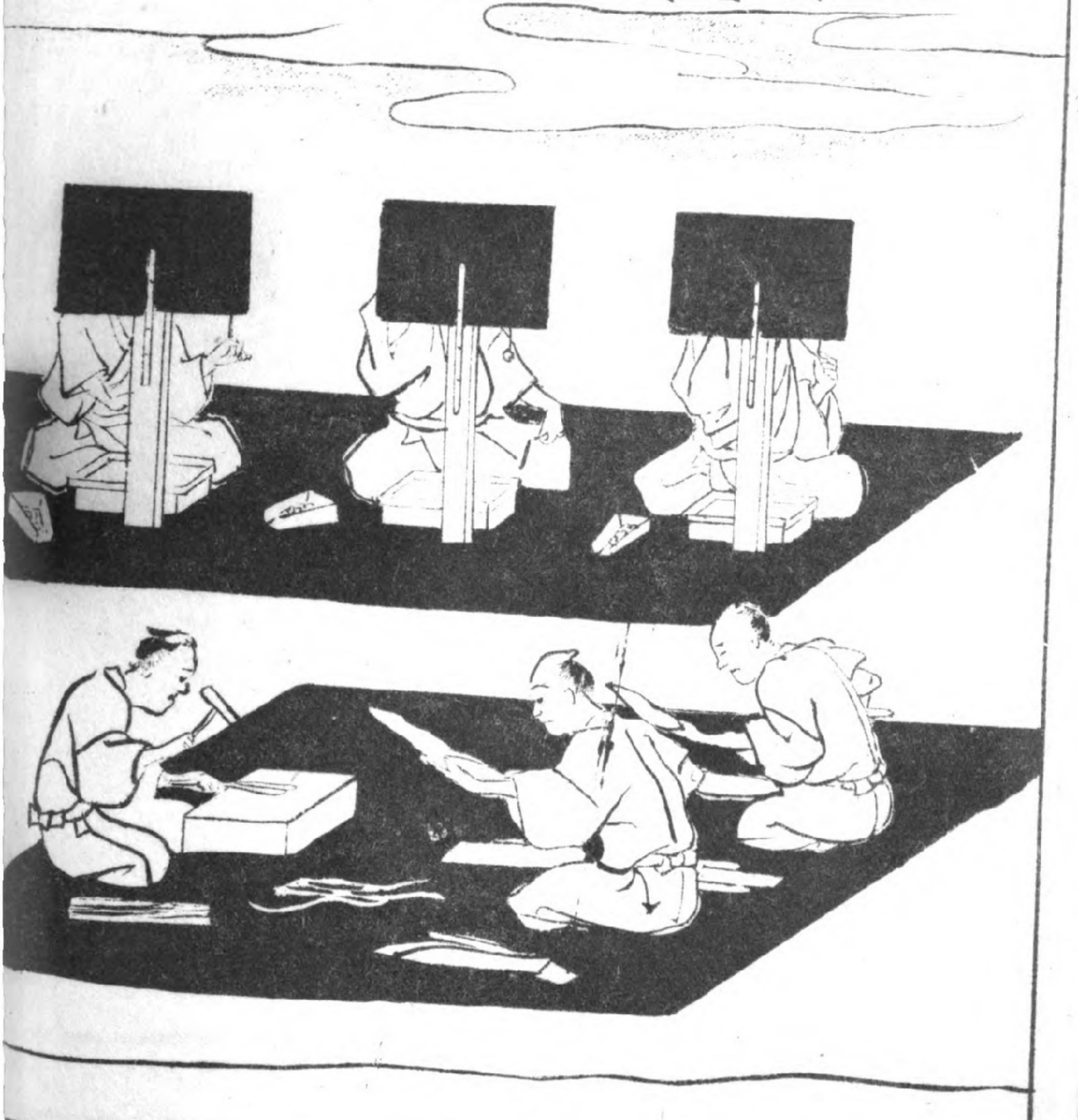


○分棹掛改所の圖

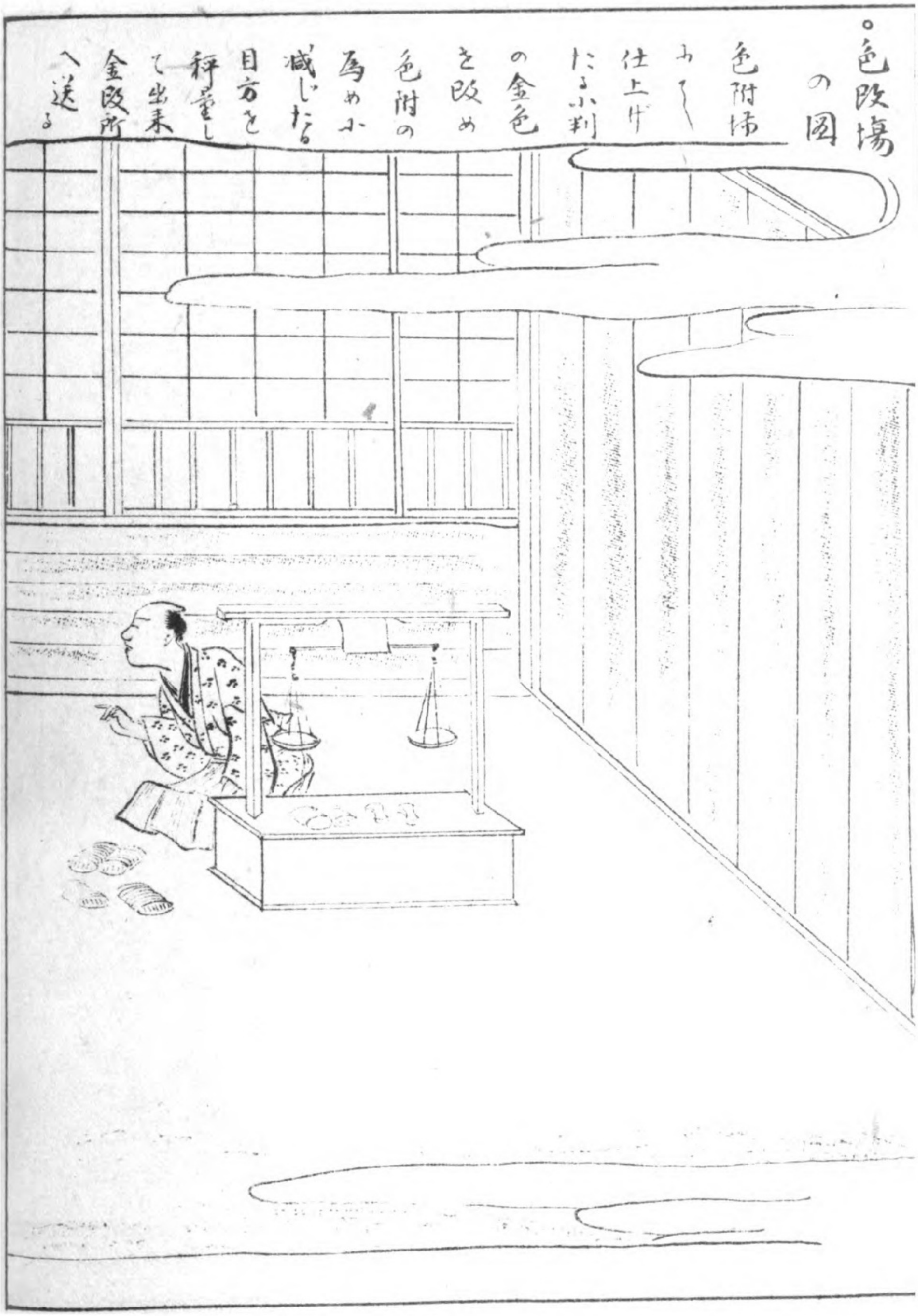


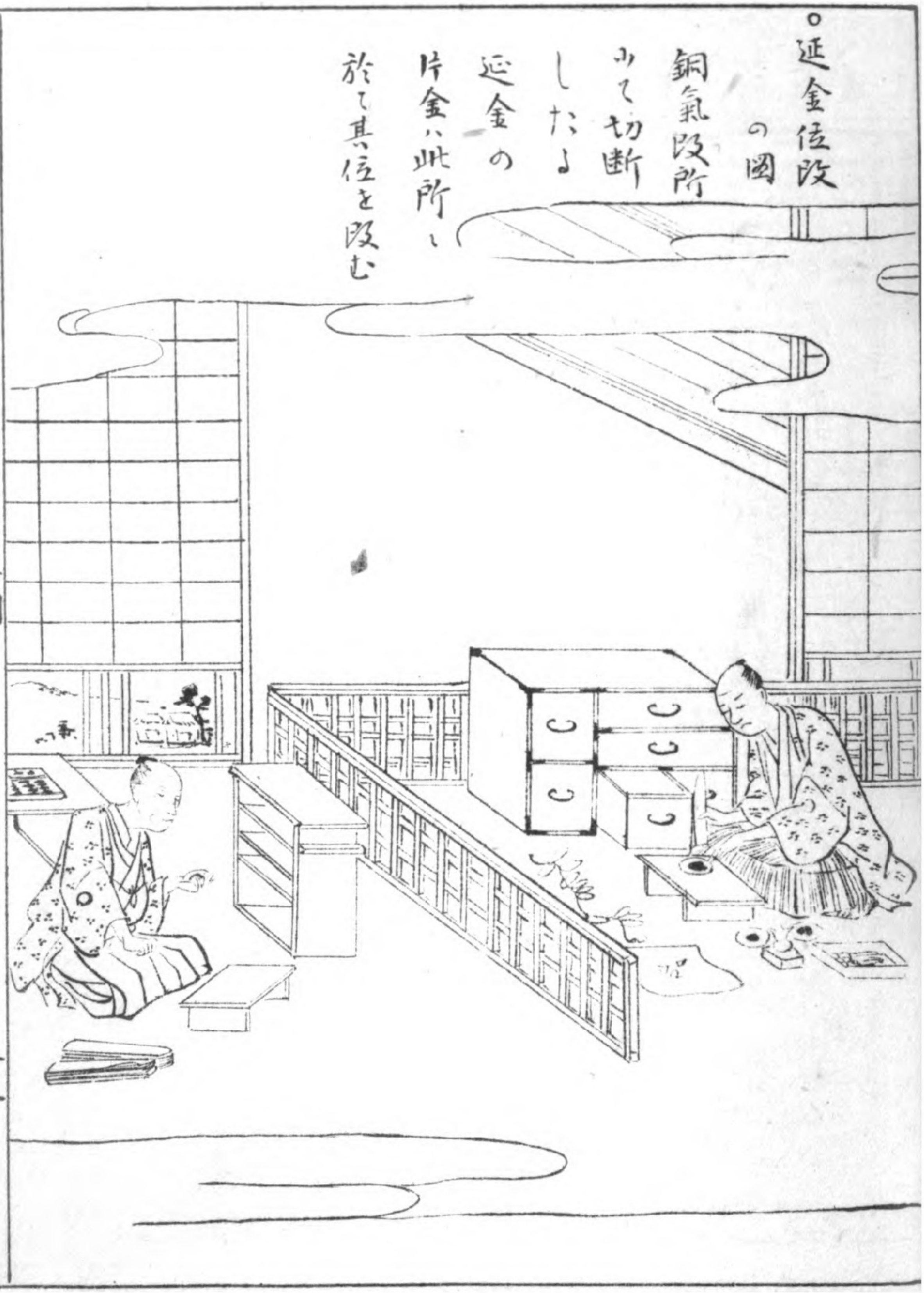
○分棹裁切場
亦ゝ荒切場の圖

金位と銅氣の改めの済ミたる延金を小判或ハ一分判の幅に適しして裁断したる細條を分棹と唱ふ右分棹を横断し其目方を秤量したるを荒切小判一分判といふ






○色改場の図
色附場にて仕上げたる小判の金色を改め色附の為めに減じたる目方を秤量して出来金改所へ送る

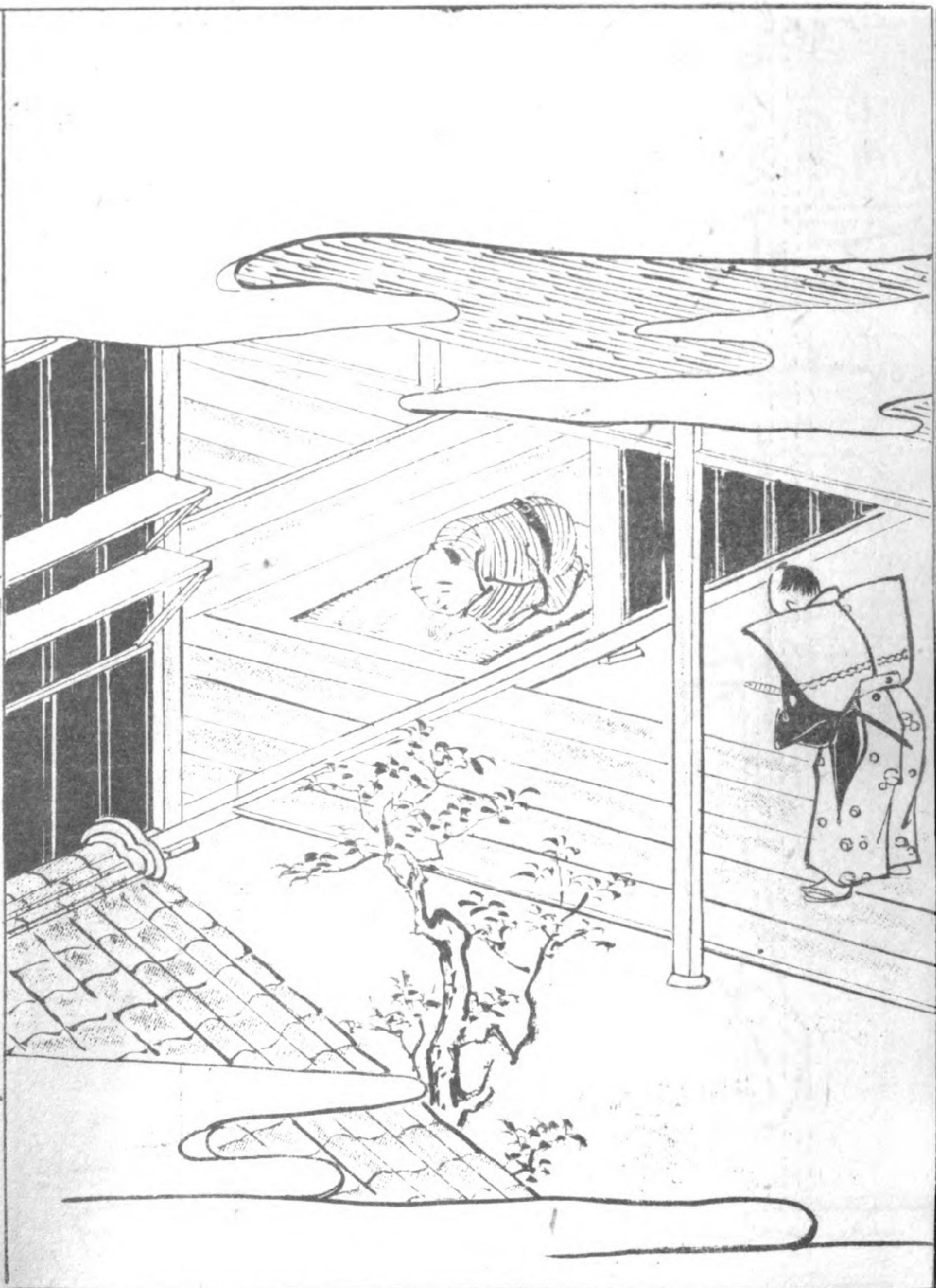

○延金位改の圖
銅氣改所にて切断したる延金の片金ハ此所に於て其位を改む

○役人詰所の図

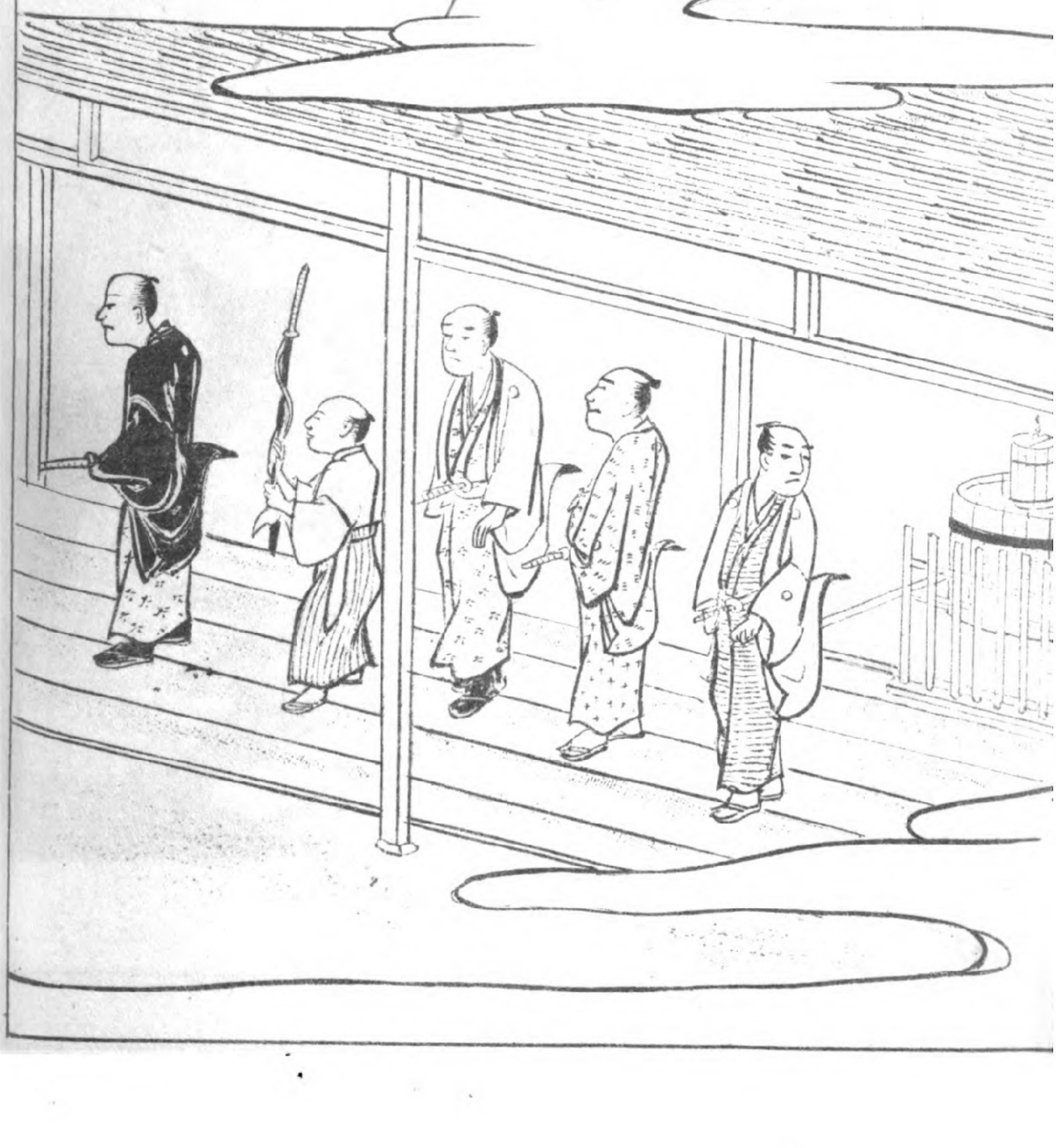
御勘定奉行同吟味役同組頭同勘定方日々此所に御用を取扱ふ

職人の重に居る所を場と言ひ役人の主として居るところを所といふ



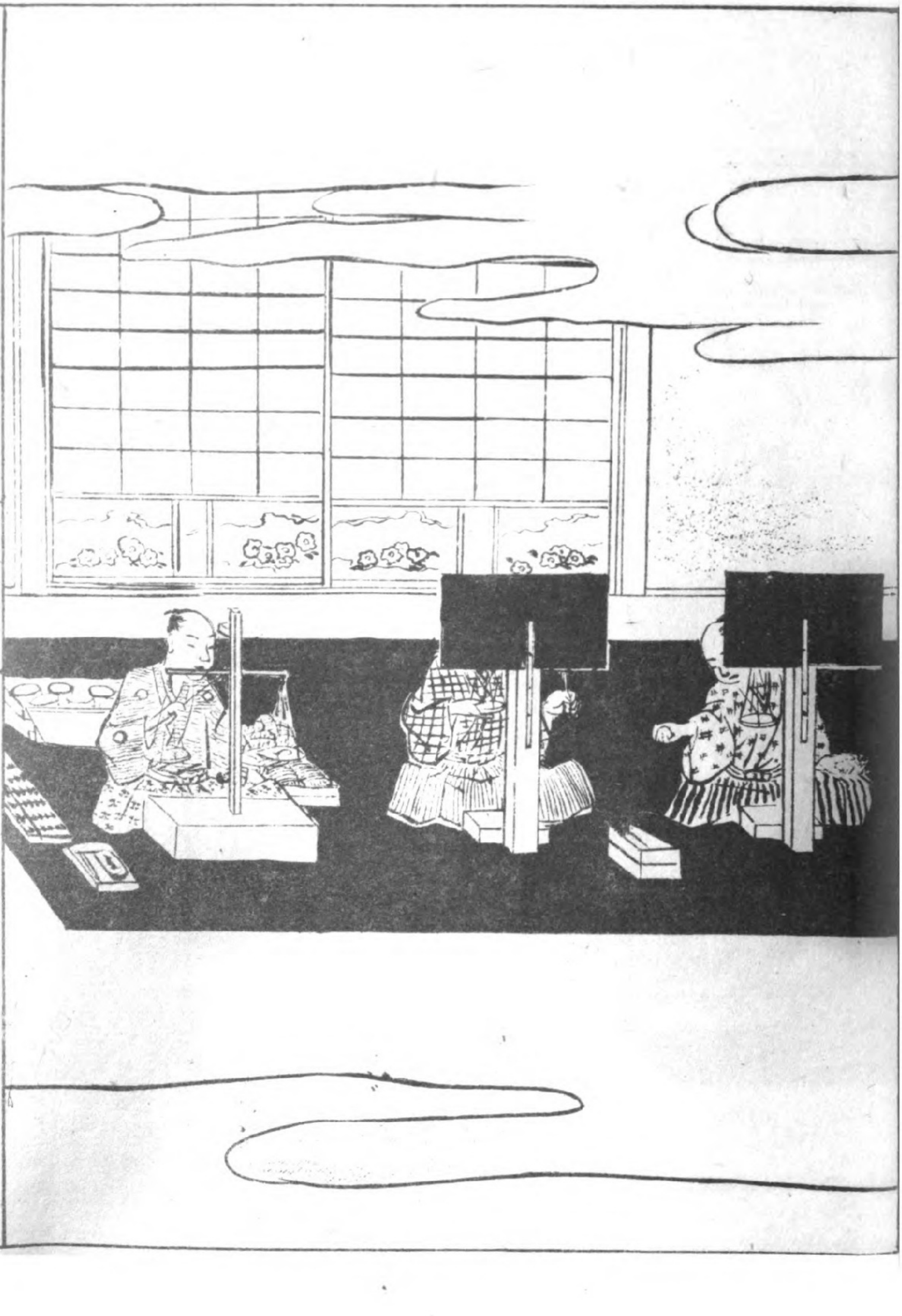


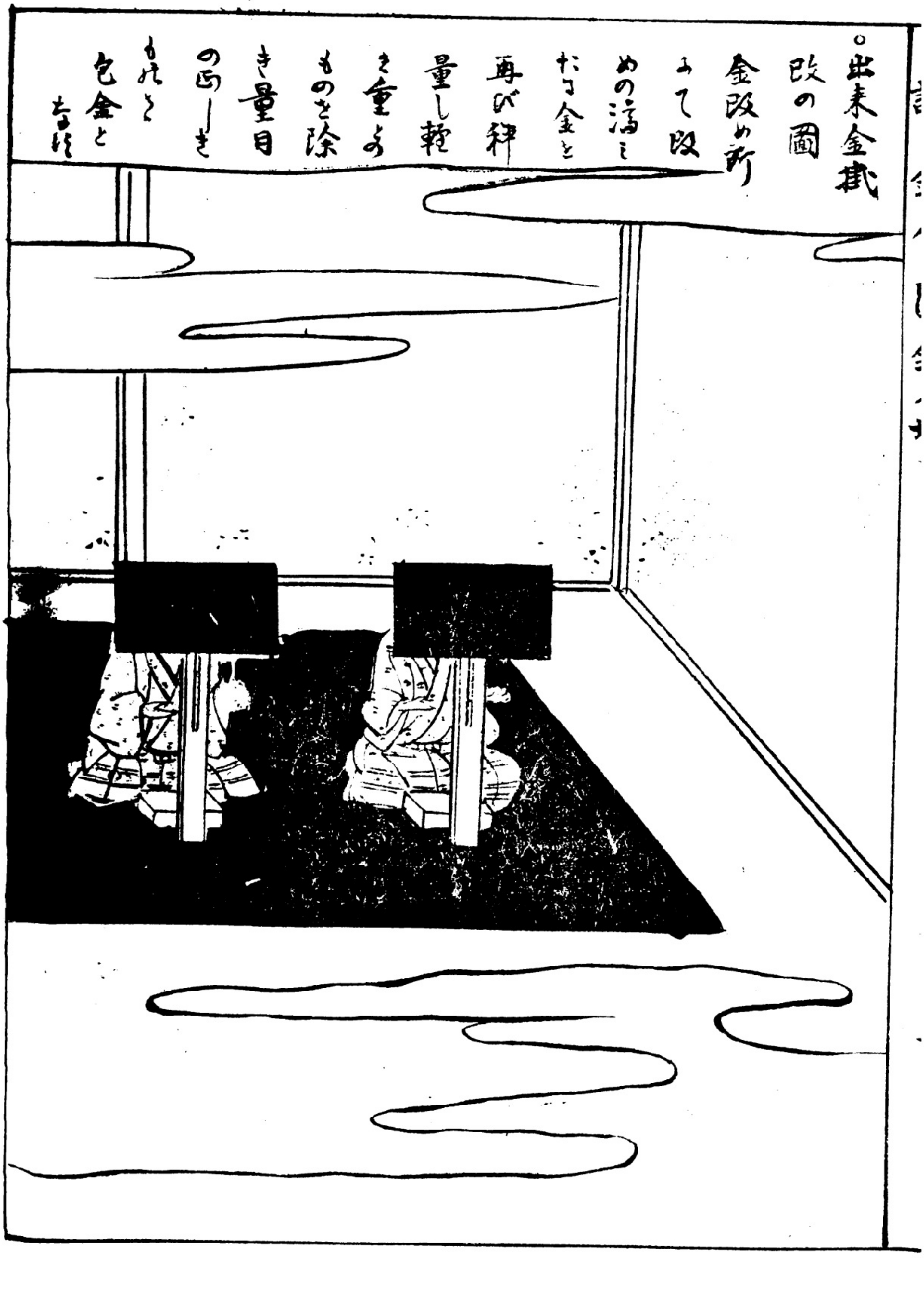
○勘定奉行巡視の圖
刀持ち前ゝ立つハ奉行なり袴肩衣なるハ後藤にして奉行の案内を為し行くところなり
御勘定奉行。同吟味役。同組頭職り御勘定方日々出頭御金吹方諸勘定向其他萬事ヲ巡視す






○出来金改所の図
形状の不整なるもれを除き表裏の極印を改む





○出来金掛改の圖
金改め所にて改めの濟したる金を再び秤量し輕き重きものを除き量目の正しきものを包金となす




○包金所の図
出来金を百両づゝ紙封し表面に金質を印し裏面に包人の姓名を記す





○金位改所の圖

品位未定なる金塊を試驗石へ擦り付け手本金と其例に擦り試し金色を鑑定して金位を定む



○地金組合所の圖
古金或ハ金地金を鑄造すへき金位に適當ならしめ秤量を攺め紙封す

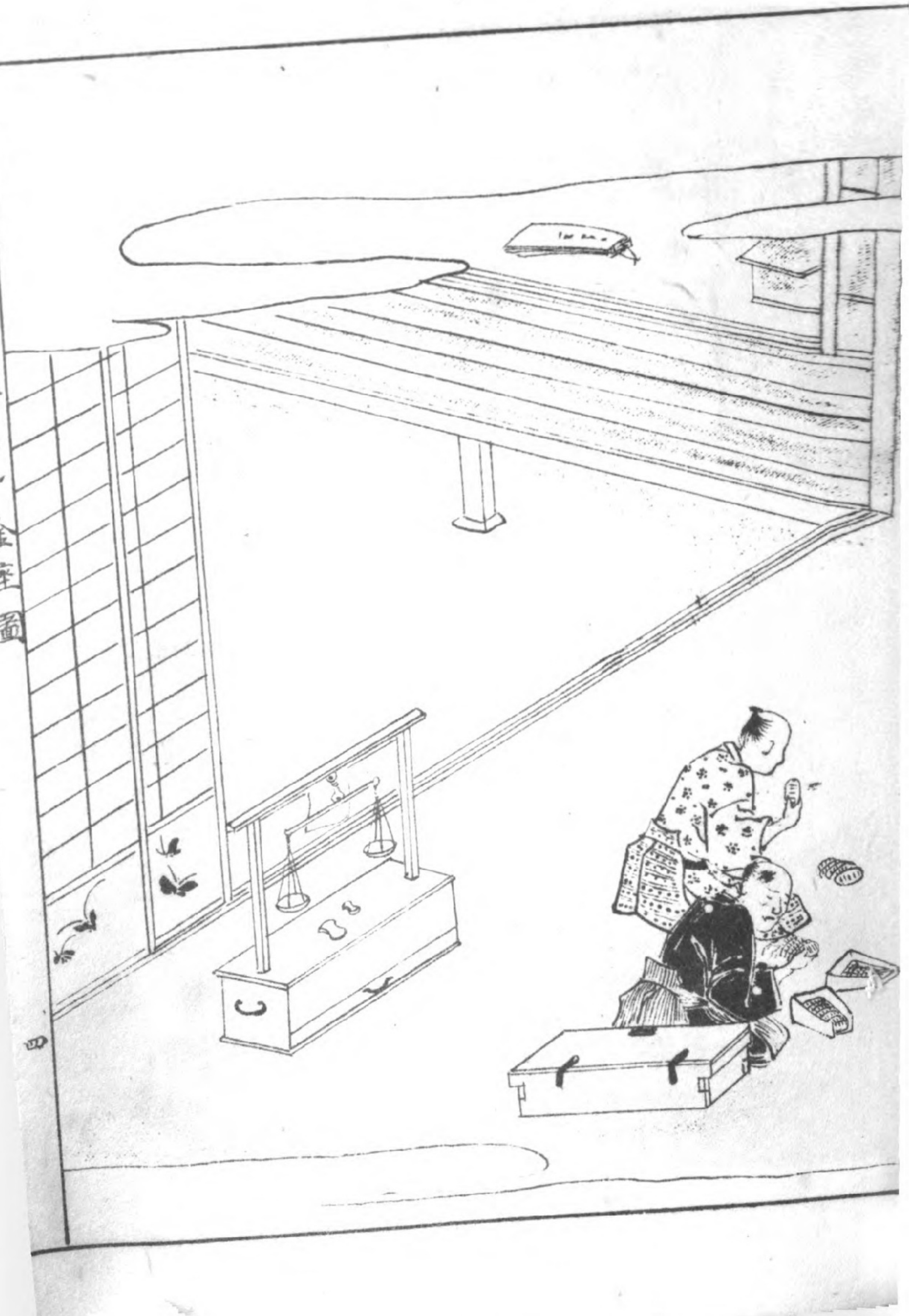





○極印所の図
小判ハ片面つゝ印し一分判ハ裏と極印と上下ニ型を附け置き鎚ニて打つ


鎔解して其銅を去らしむ


○銅氣改場の圖
小判に製造すべき
延金へ極印を打
ち其極印の所より
切断し半片ハ金位
を改め半片を火上
にて紅熾ならしめ
檜の片木を以て
紅熾なる所を摩
擦し水中に投じ
金色の変化を
以て銅の有無を
鑑定す銅を含
蓄するも
のハ再び

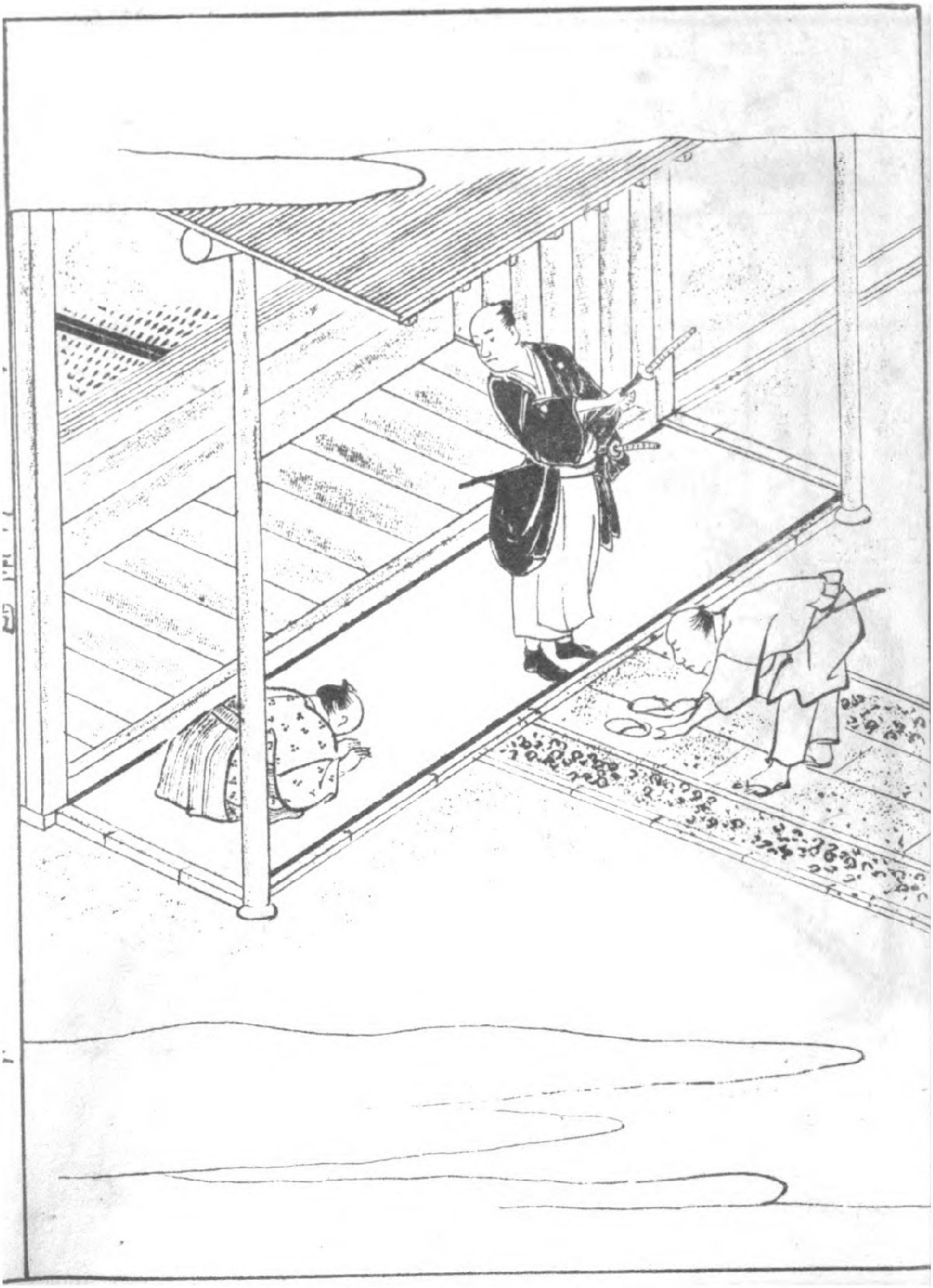


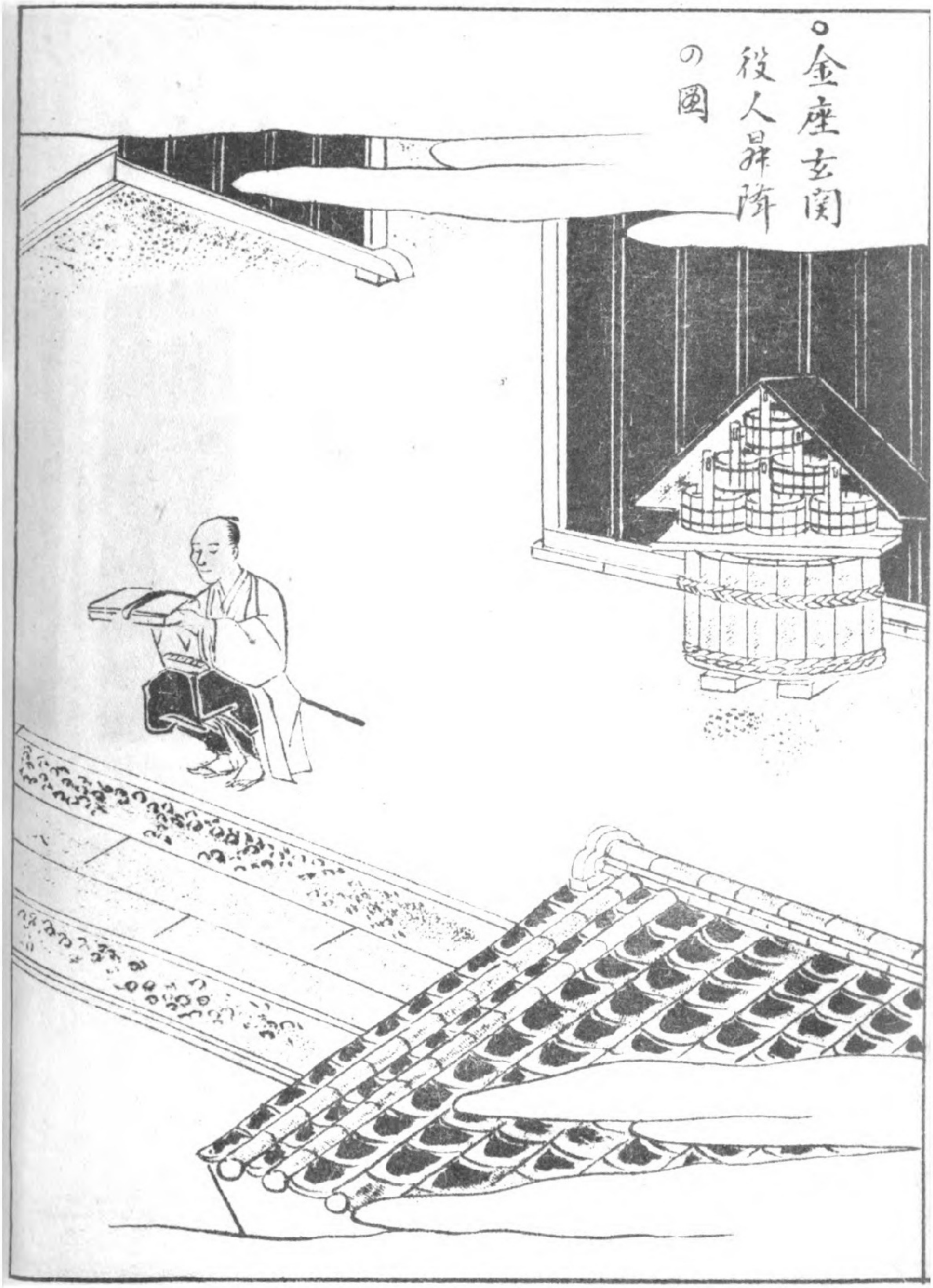


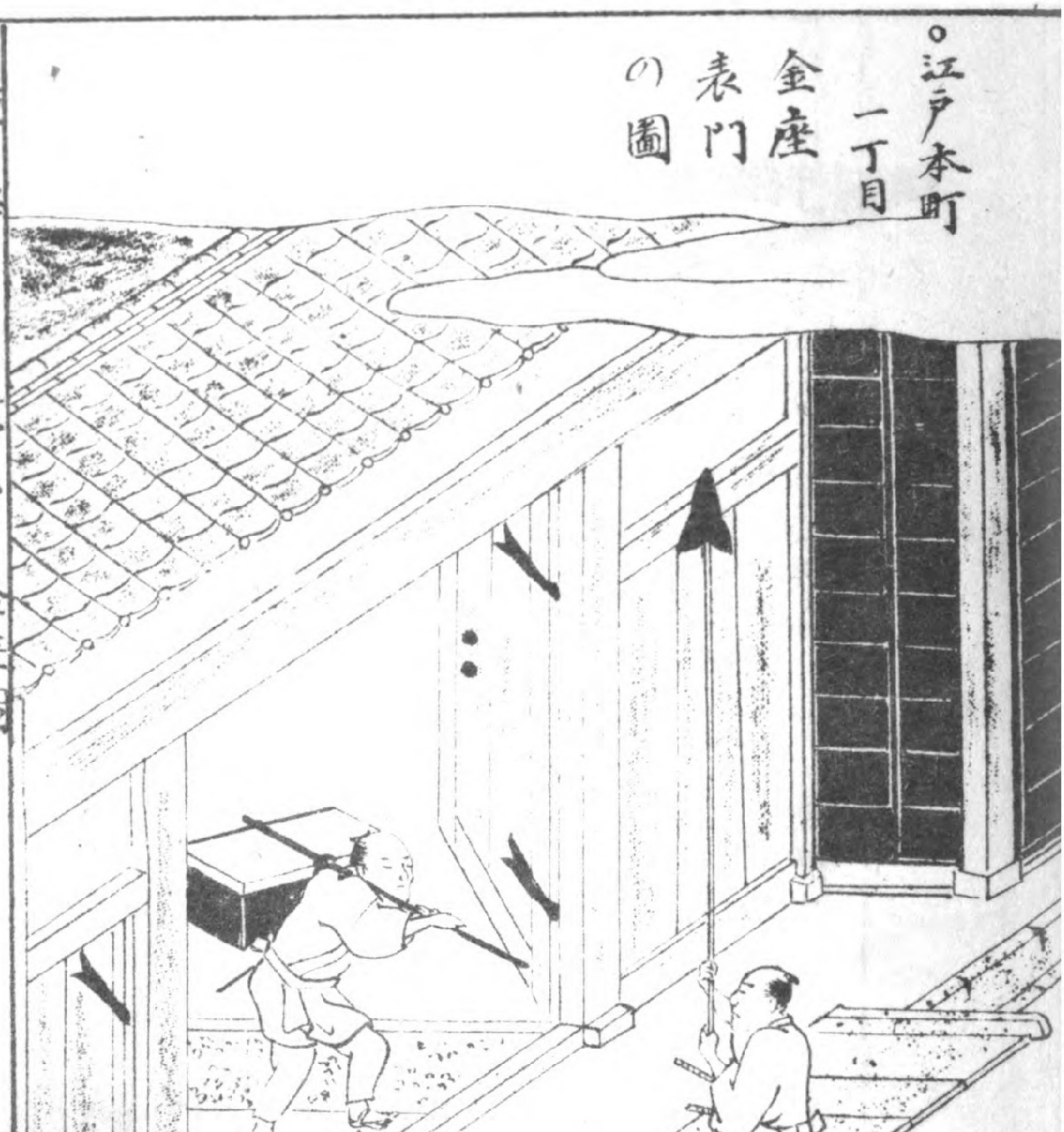
小判鑑定の圖


○古金引替の図


應對所の図



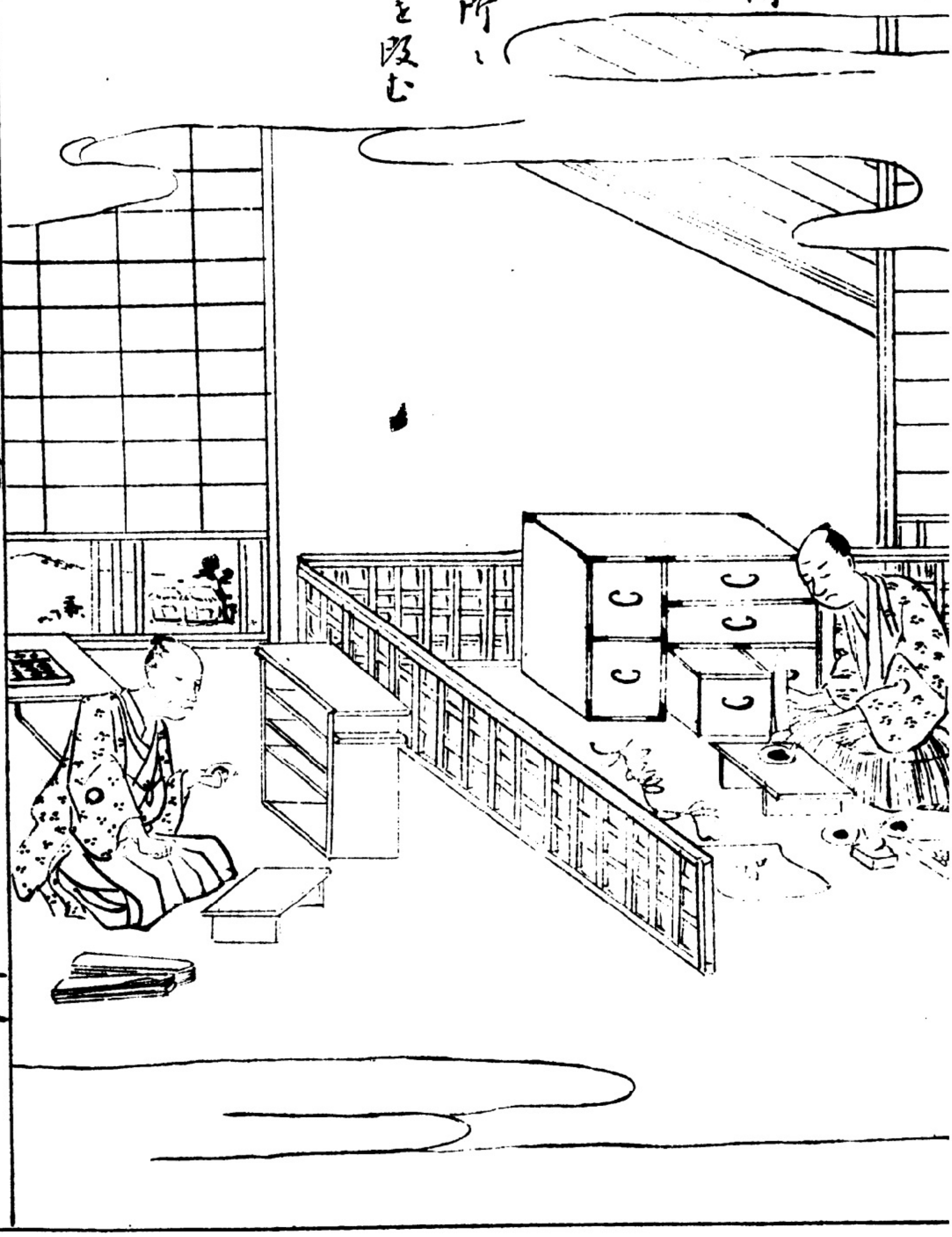

○金座玄関
役人昇降
の圖



江戸本町一丁目
金座表門の圖

○延金位改の圖

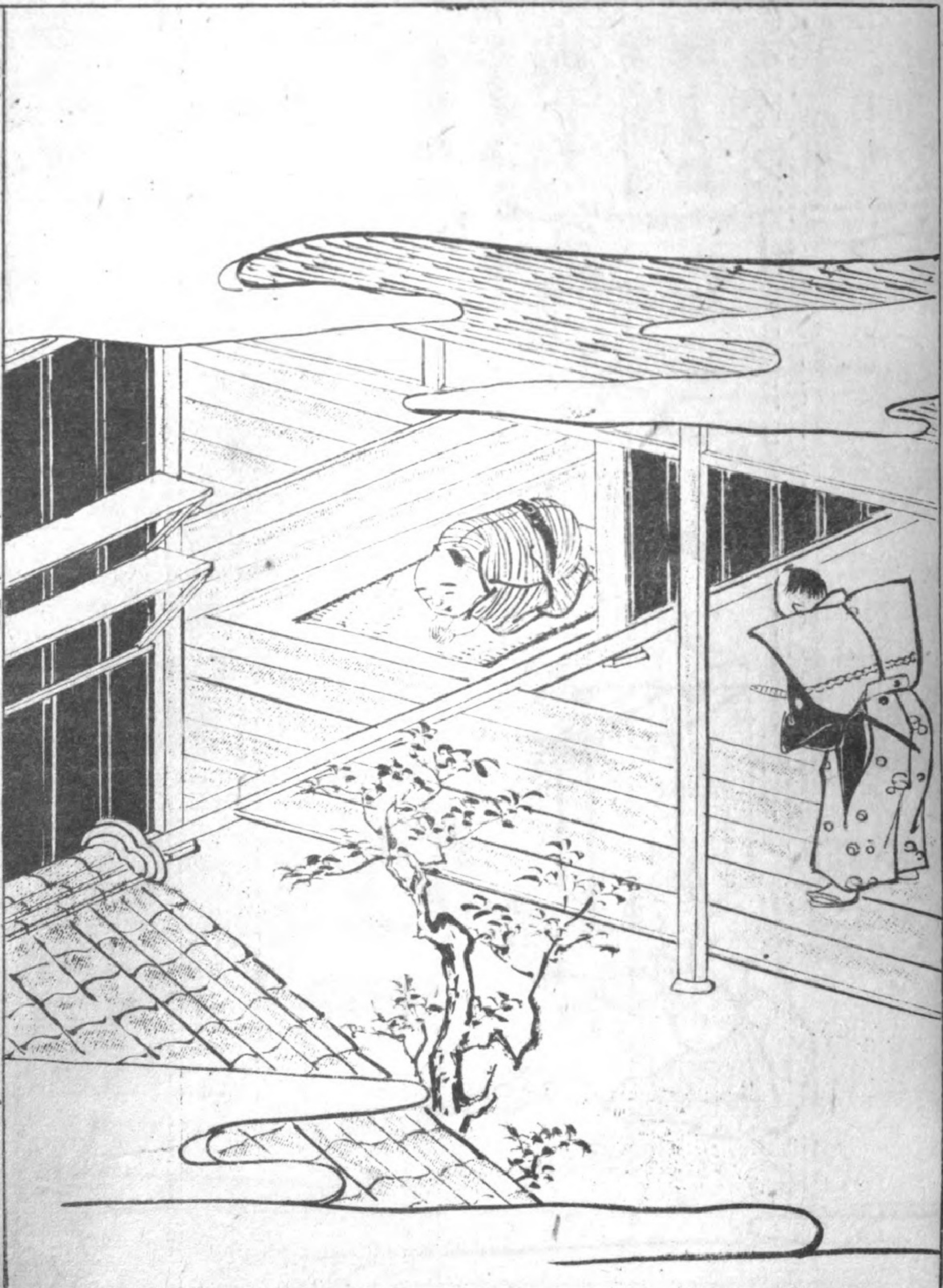
銅氣改所にて切断したる延金の片金ハ此所に於て其位を改む



御勘定奉行
同吟味役同
組頭同勘定
方日々此所に
御用を取扱
ふ
職人の重に
居る所を
場と言ひ
役人の主と
して居るところを所といふ



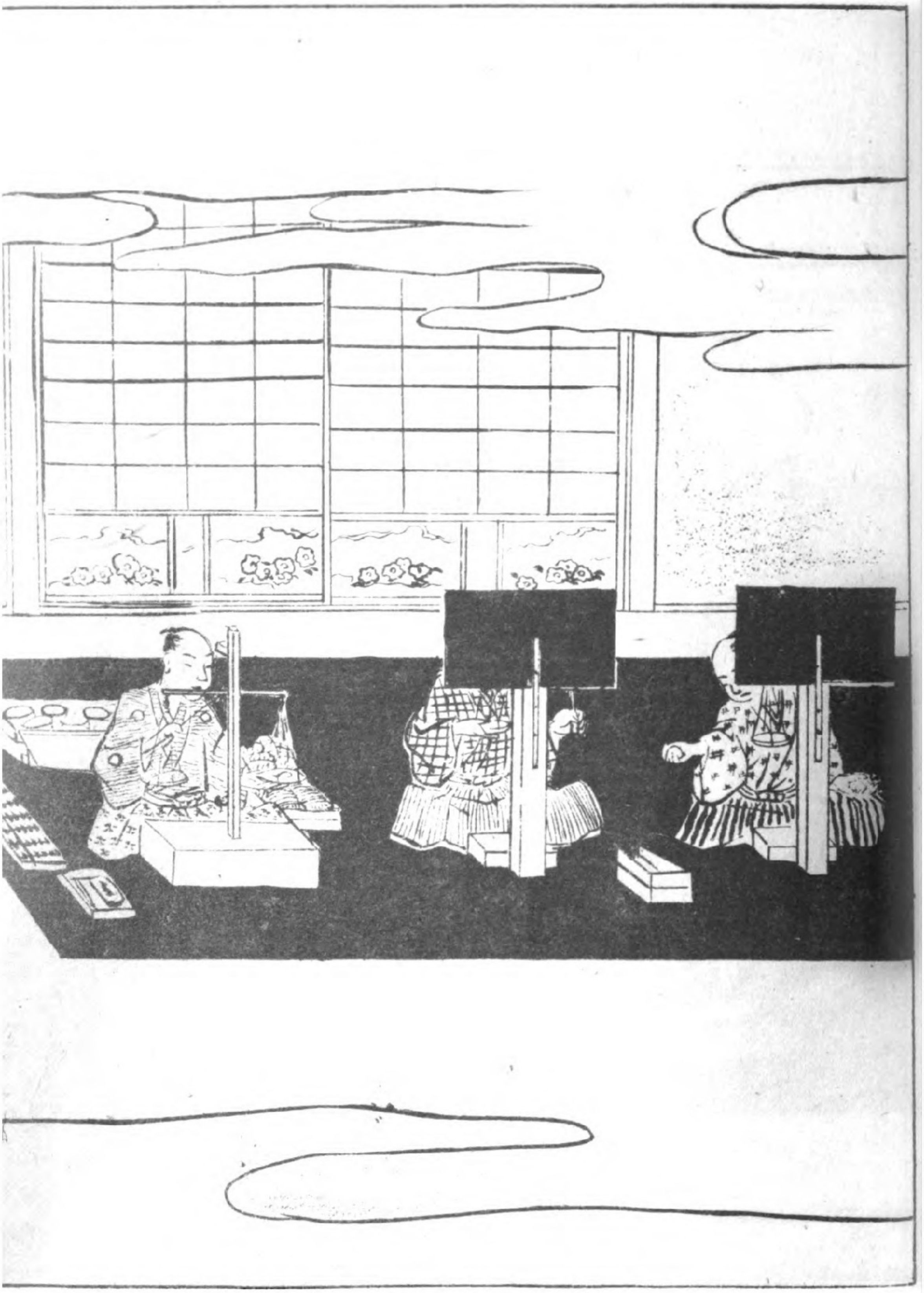
僮詩律詞録一 帝一 途逢圖

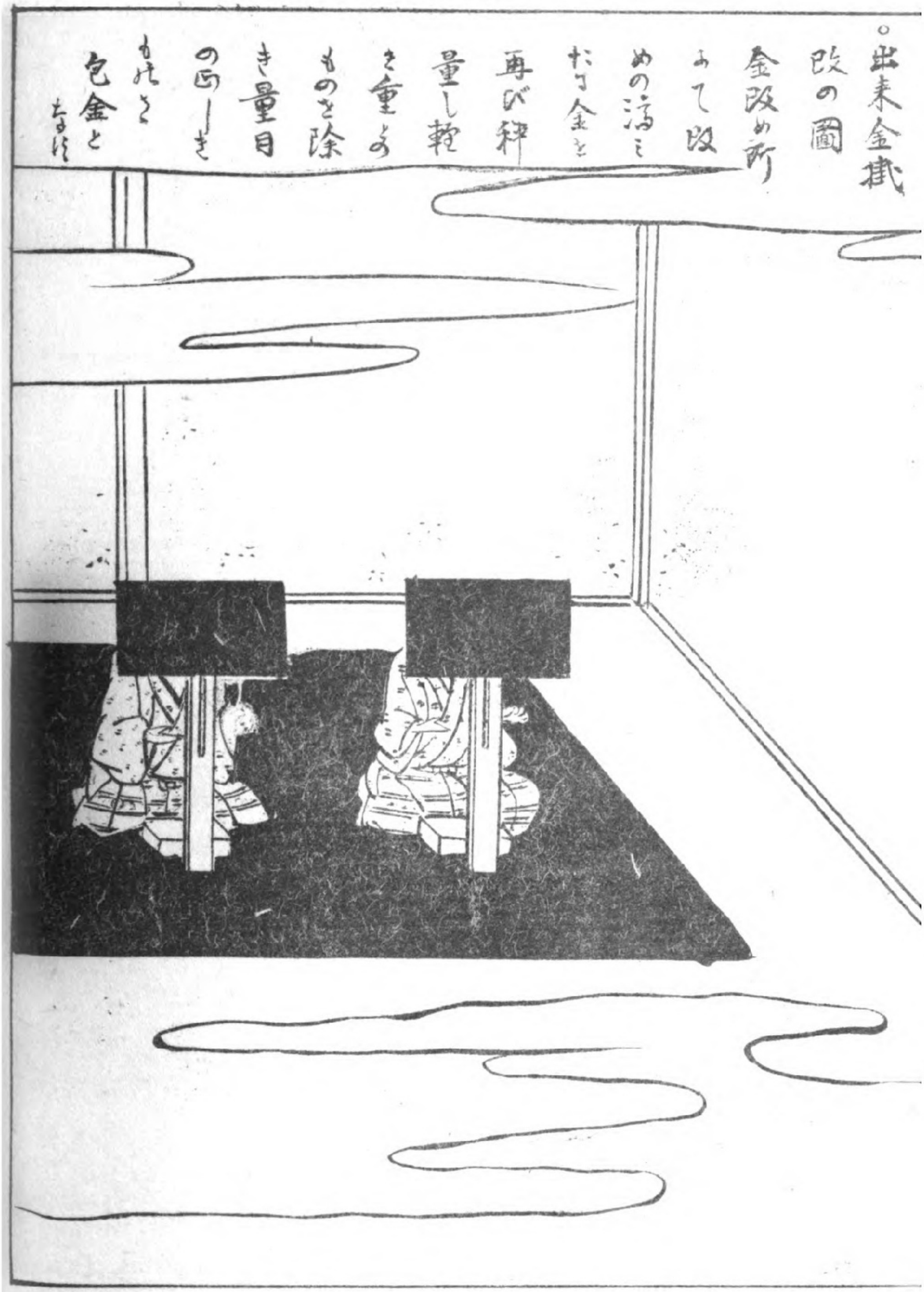



○勘定奉行巡視の図
刀持ち前ゝ立つハ奉行なり袴肩衣なるハ後藤かゝへ奉行の案内を為し行くところなり
御勘定奉行。同吟味役。同組頭職り御勘定方日々出頭御金吹方諸勘定向其他萬事ヲ巡視せ



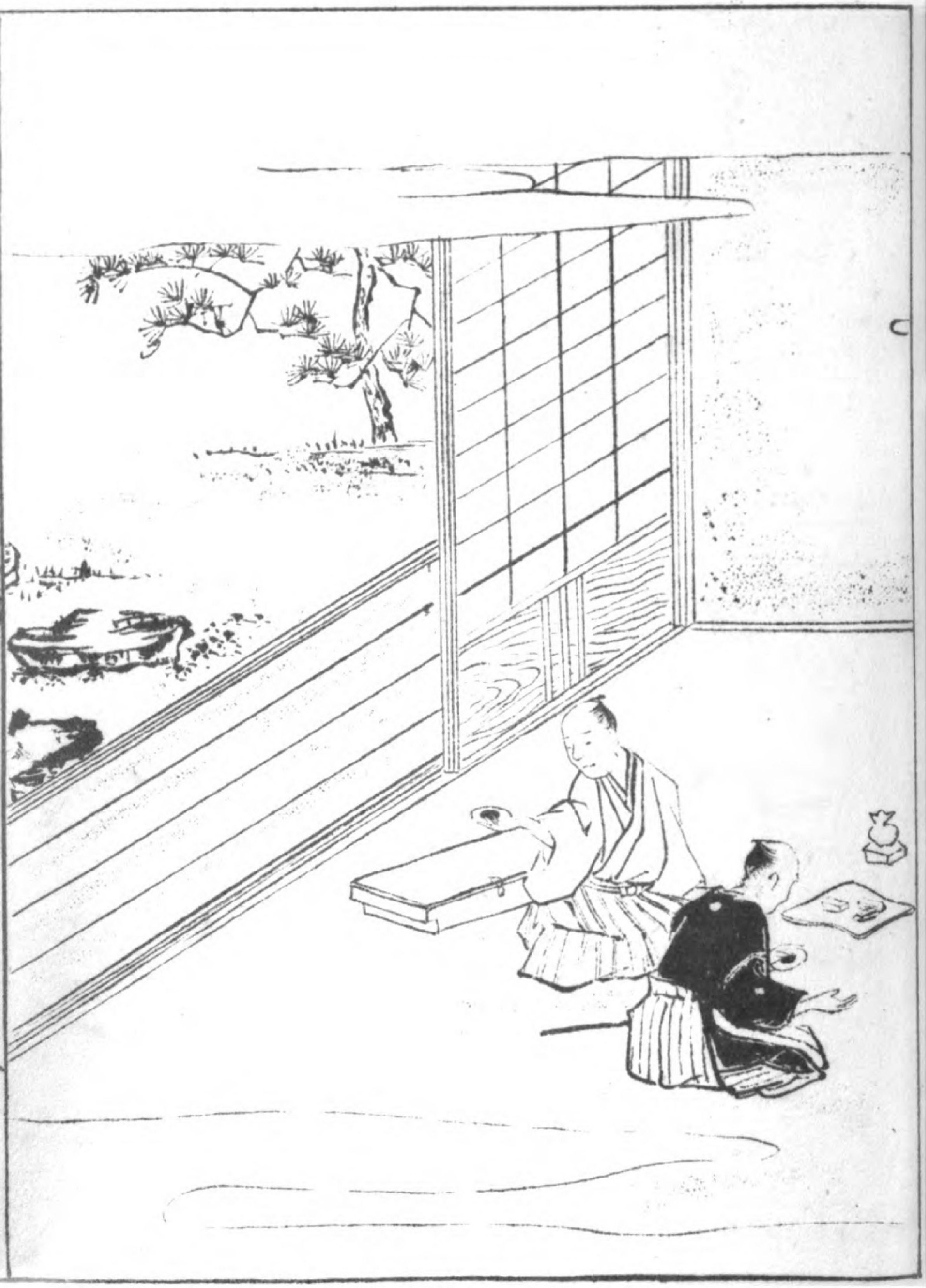

○出来金改所の図
形状の不整なるもれを除き表裏の極印を改む




○出来金掛改の圖
金改め所にて改めの済ミたる金を再び秤量し軽き重きものを除き量目の正しきものを包金となす




○包金所の圖
出来金を百両づゝ紙封し表面に金質を印し裏面に包人の姓名を記す



○金位改所の圖

品位未定なる金塊を試驗石へ擦り付け手本金と其例に擦り試みに金色を鑑定して金位を定む






○地金組合所の圖
古金或ハ金地金
を鋳造すへき
金位を適
當ならし
め秤量
を改め
紙封す



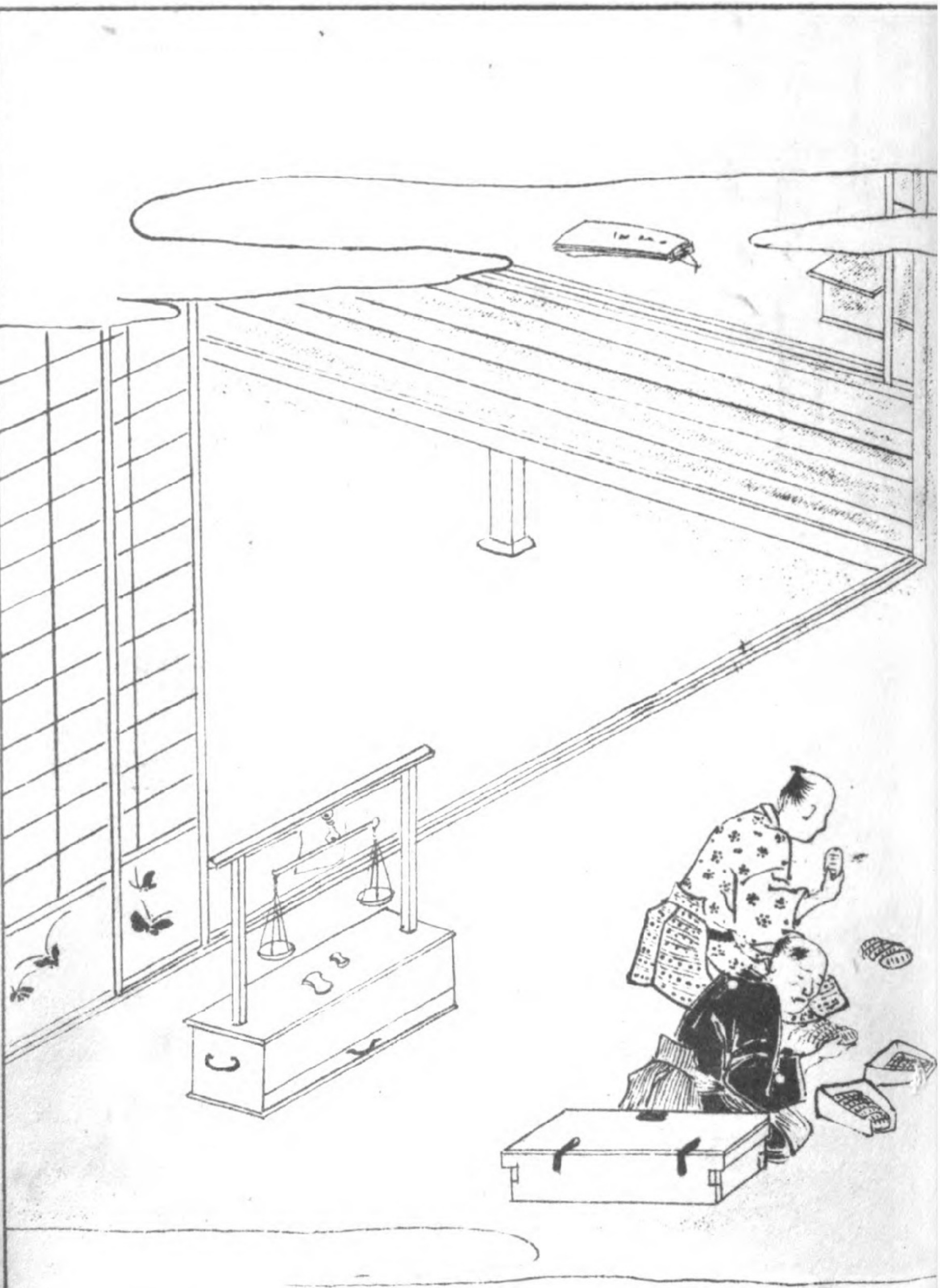

○極印所の図
小判ハ片面つヽ印し一分判ハ臺と極印と上下に型を附け置き鎚にて打つ


鎔解して其銅を去ら

○銅氣改場の圖

小判に製造すべき延金に極印を打ち其極印の所より切断し半片は金位を改め半片を火に入れて紅熾ならしめ檜の片木を以て紅熾なる所を摩擦し水中に投じ金色の変化を以て銅の有無を鑑定す銅を含蓄するものハ再び



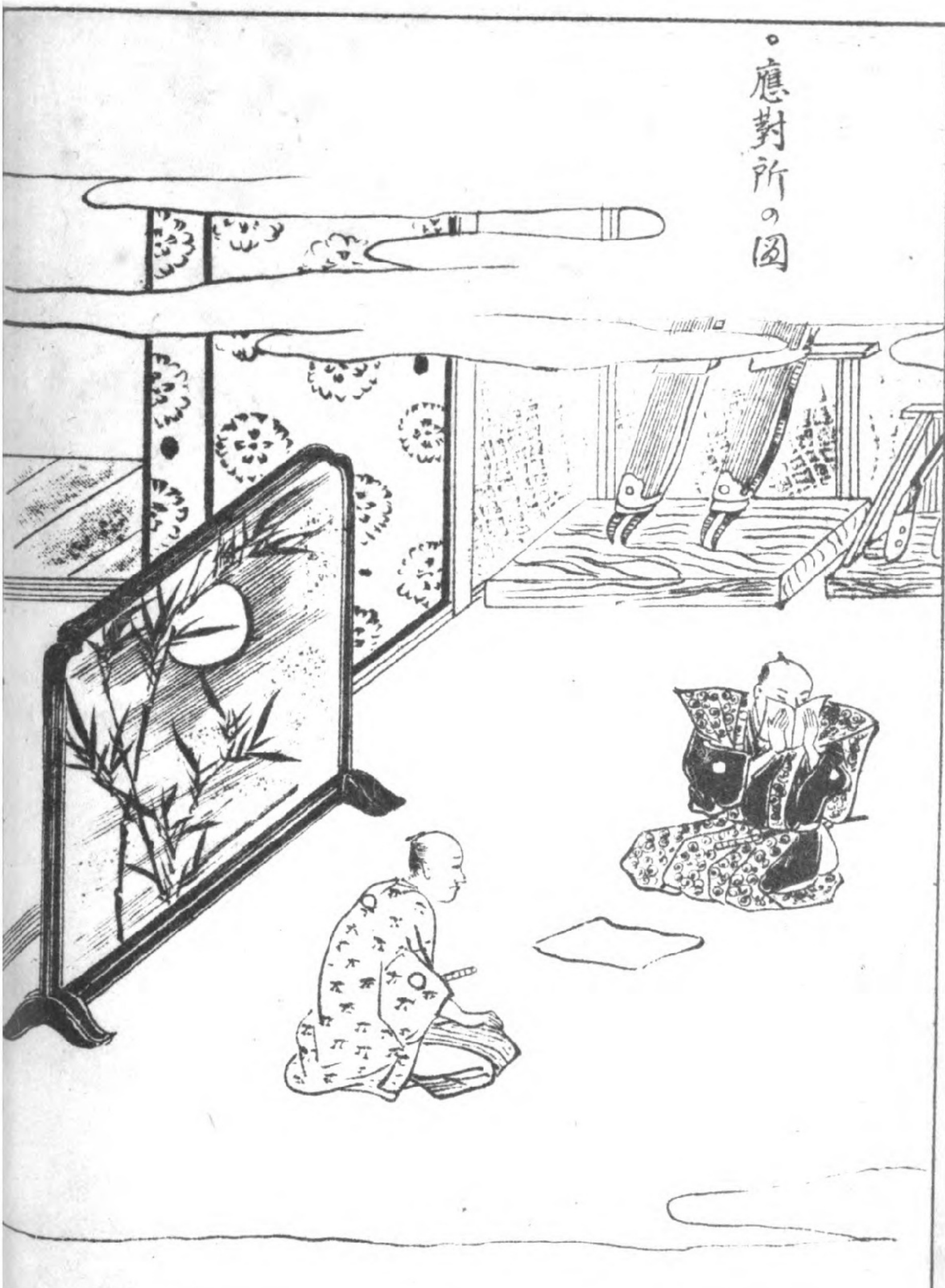




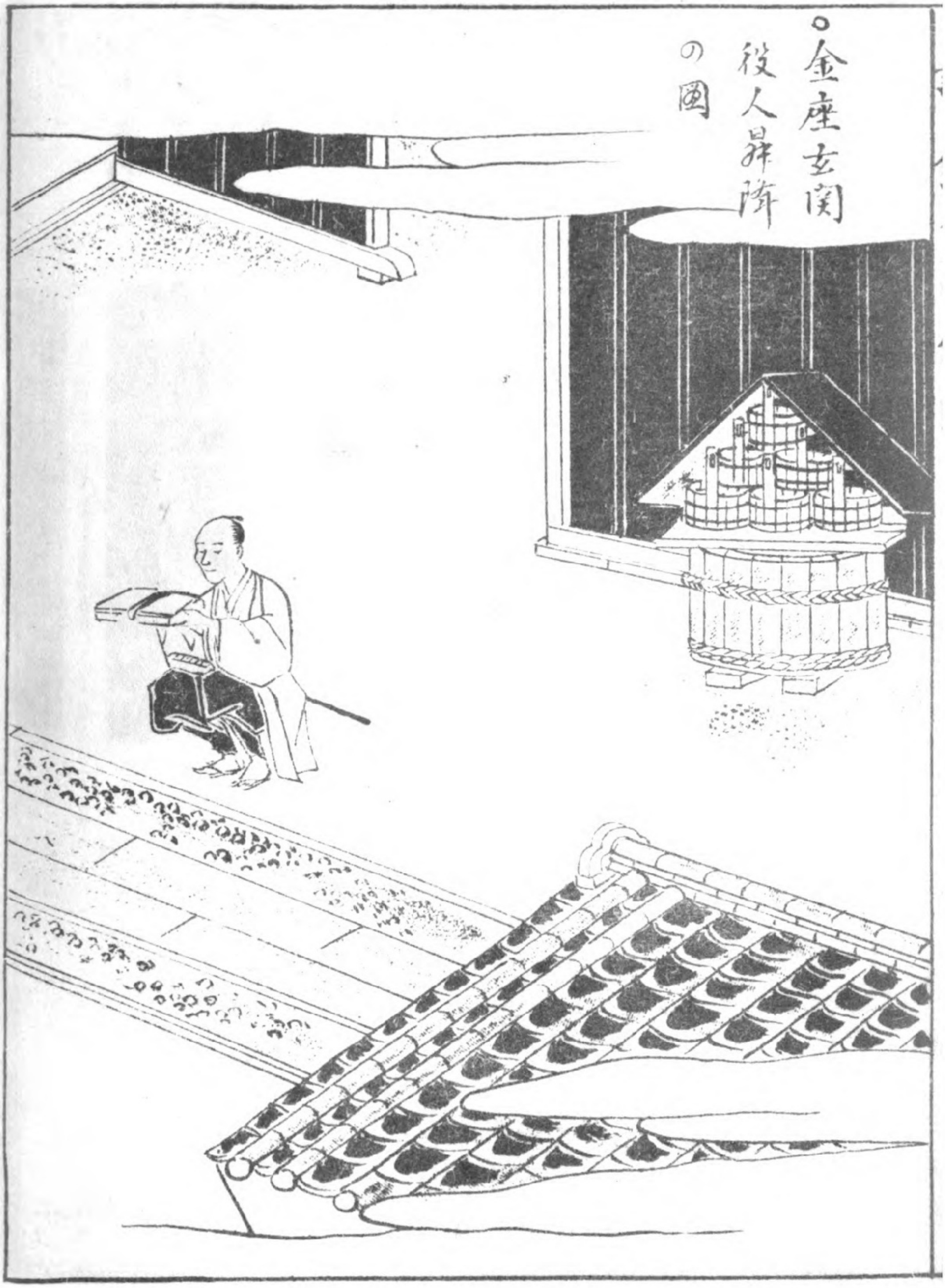
小判鑑定の圖

○古金引替の圖

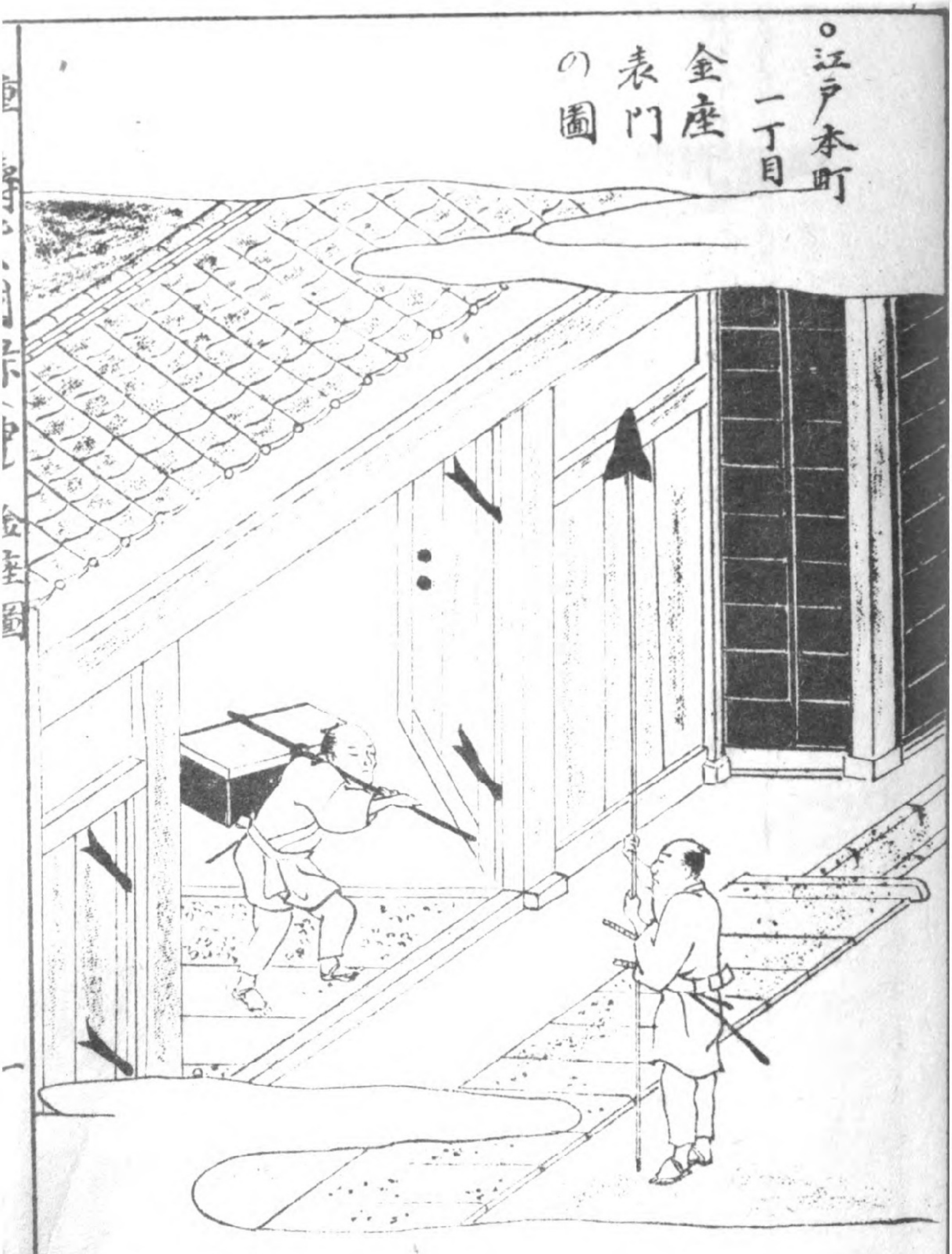


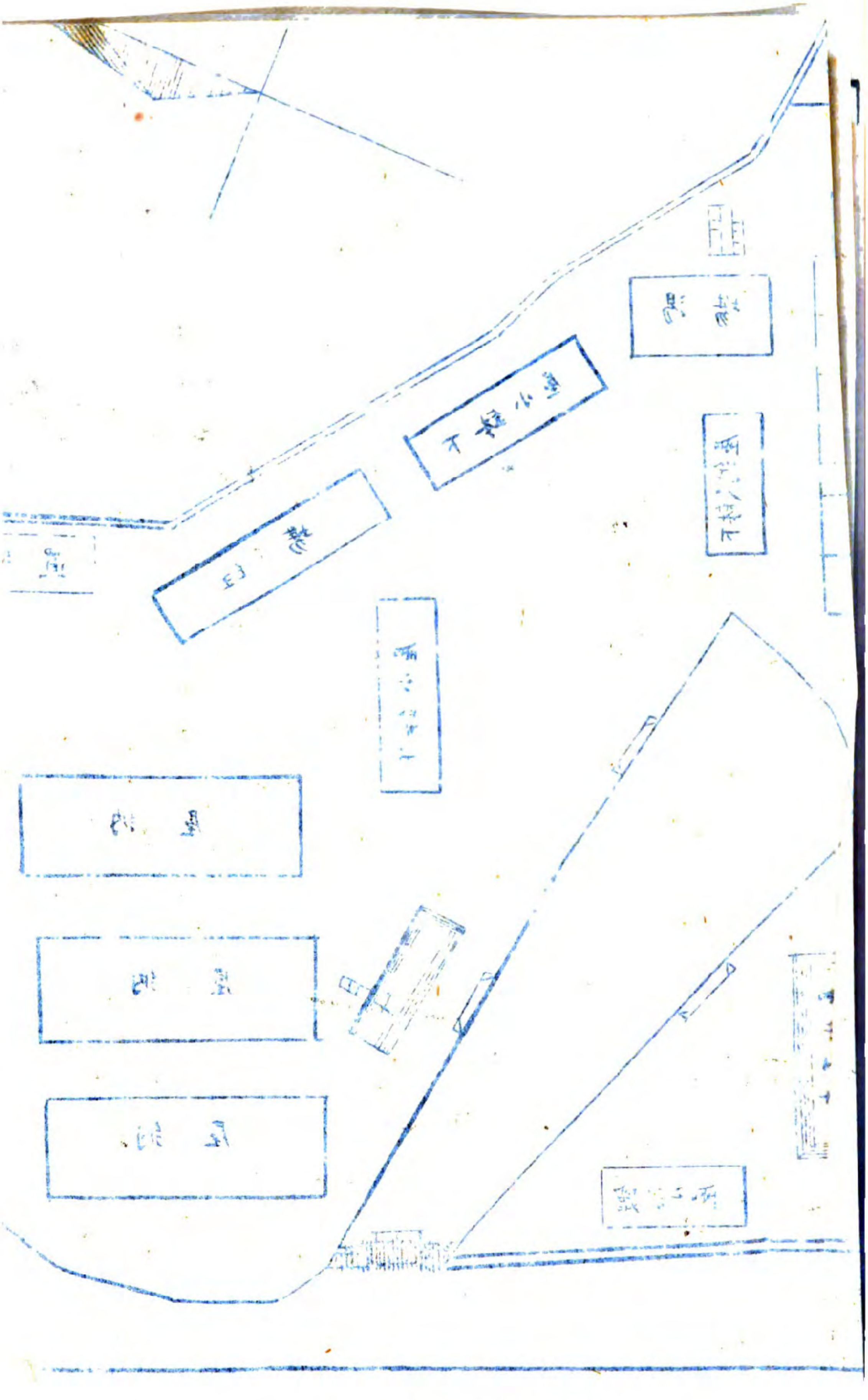

應對所の図





○金座玄関役人昇降の図


○江戸本町一丁目
金座表門の圖



（十四）文政二朱銀（文政南鐐）



文政一朱銀（古一朱）



（十五）天保一分銀（古一分）



（十六）安政大形二朱銀



安政一分銀（新一分）



安政一朱銀



（十七）貨幣司吹一分銀



（十八）吹継一朱銀



（十一）安政丁銀（政字丁銀）





安政小玉

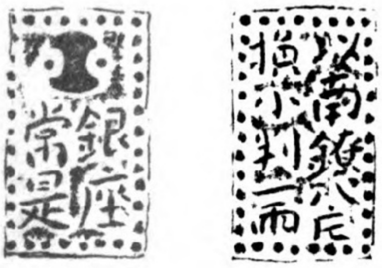




（十二）明和五匁銀



（十三）安永二朱銀（古二朱銀）



（八）元文丁銀（真文丁銀）



（九）文政丁銀（草文丁銀）

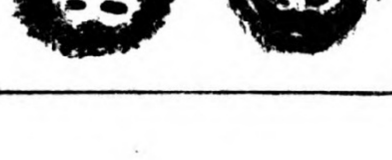


（十）天保丁銀（保字丁銀）





天保小玉



（六）四ッ寶丁銀





四ッ宝小玉



（七）享保丁銀



享保小玉

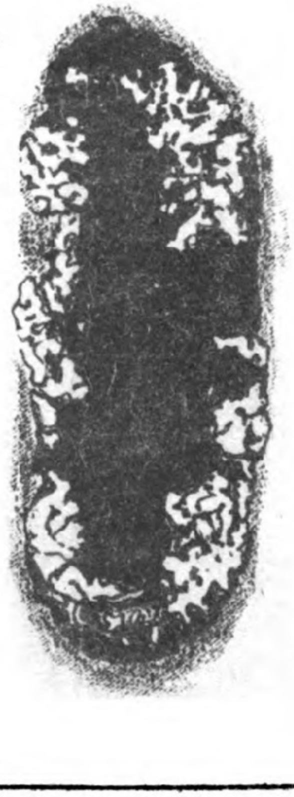


（四）永字丁銀



永字小玉





（五）三ツ寶丁銀



三ツ宝小玉





（二）

元祿丁銀

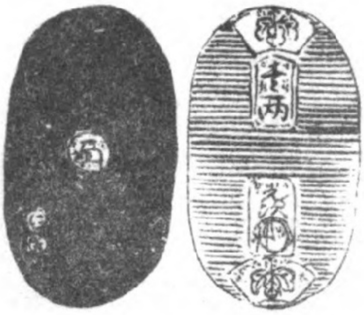


（三）

寶永丁銀



（十一）萬延小判金（新小判）



萬延二分金



萬延一分金



萬延二朱金（新二朱）



○銀貨幣之部

（一）慶長丁銀

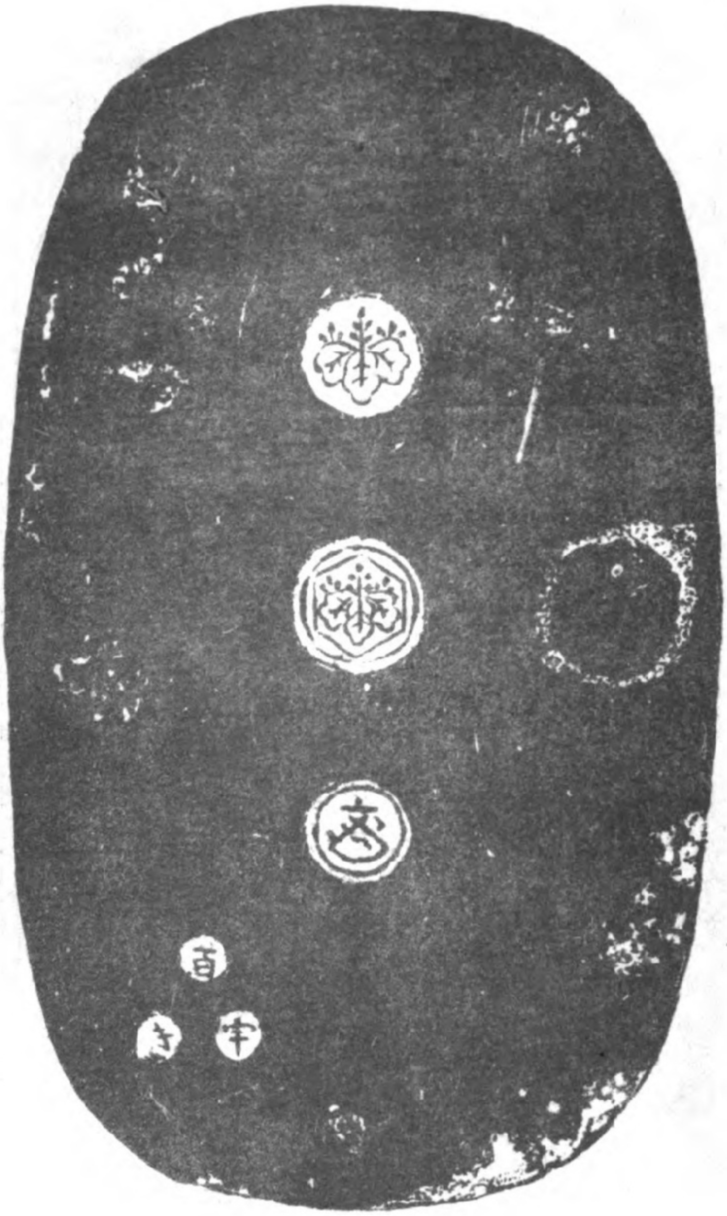




慶長小玉



背

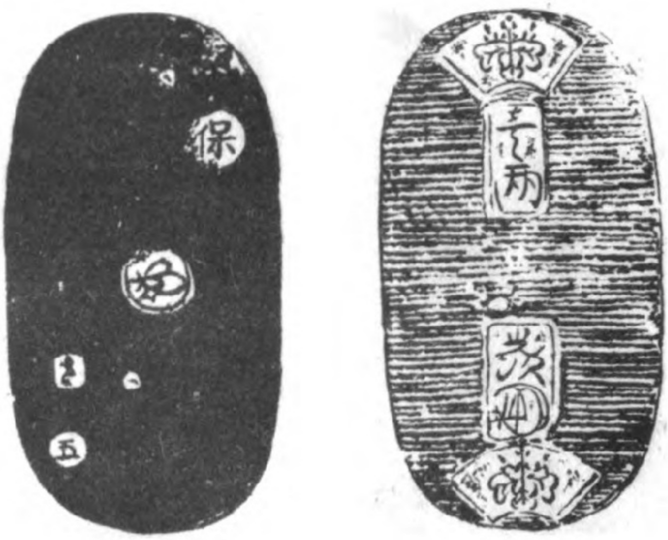


（十）安政大判金



天保小判金

（保字小判）



天保一分金
（保字一分）

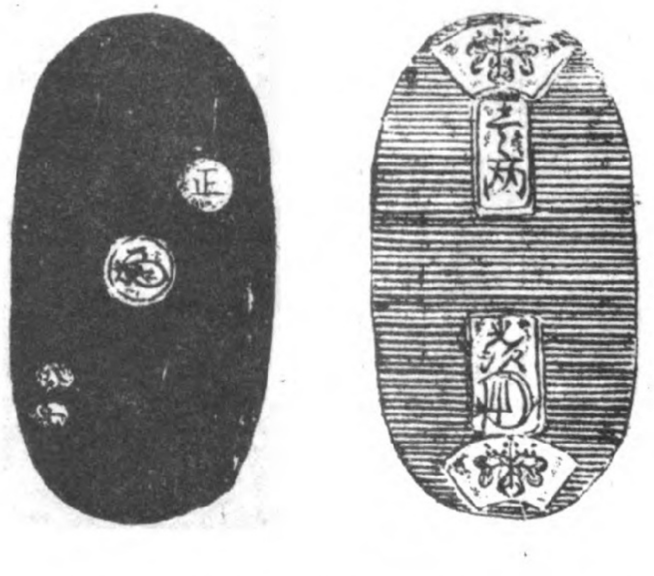


天保二朱金



安政小判金

（正字小判）



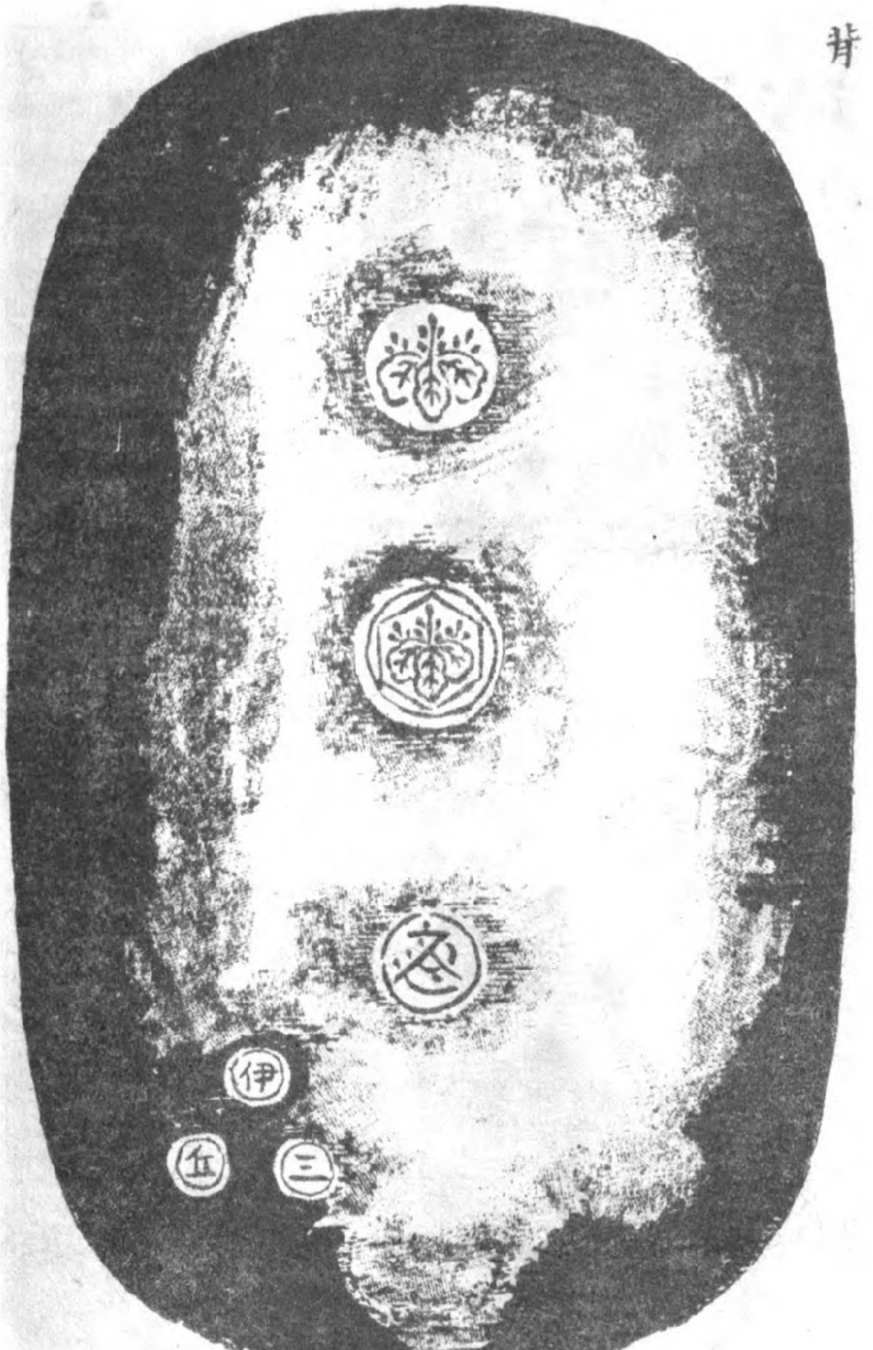
安政二分金



安政一分金
（正字）



背



（九）天保大判金



文政小判金（草文小判）





文政二分金（草文二分）



文政一分金（草文一分）

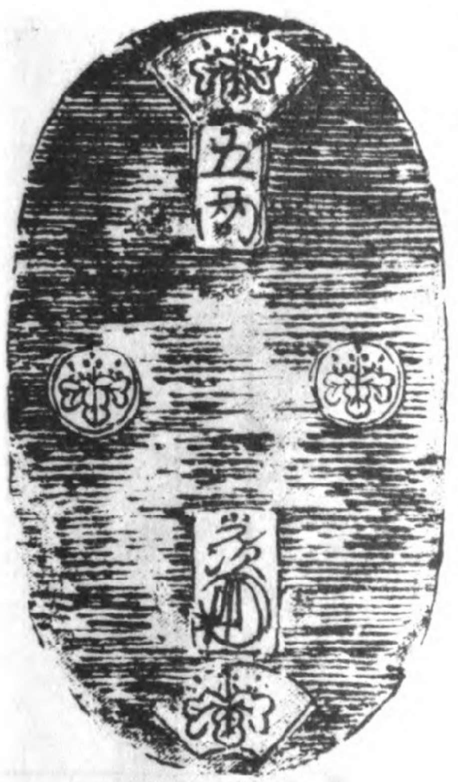


文政一朱金（角一朱）



天保五両判金

表



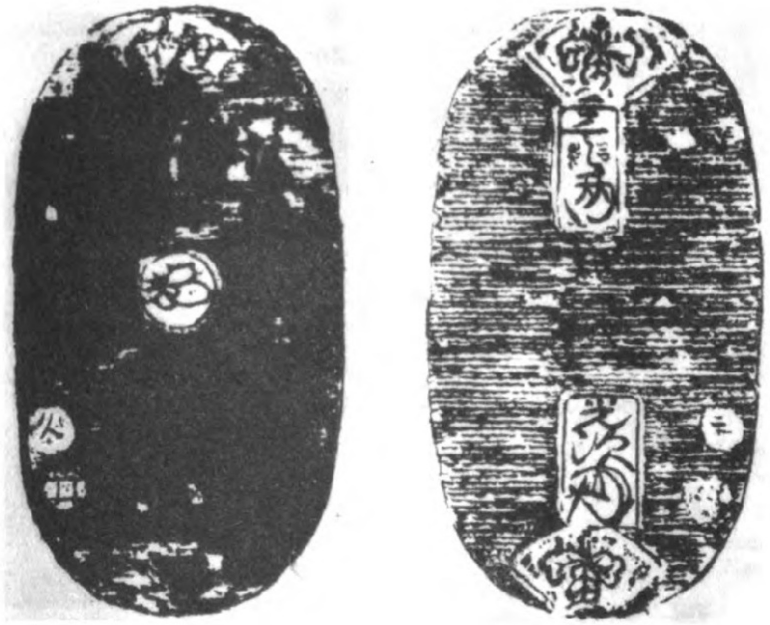
背



享保小判金

享保一分金

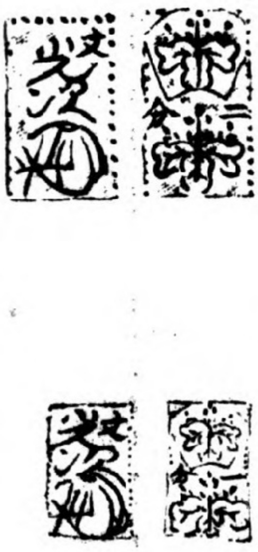




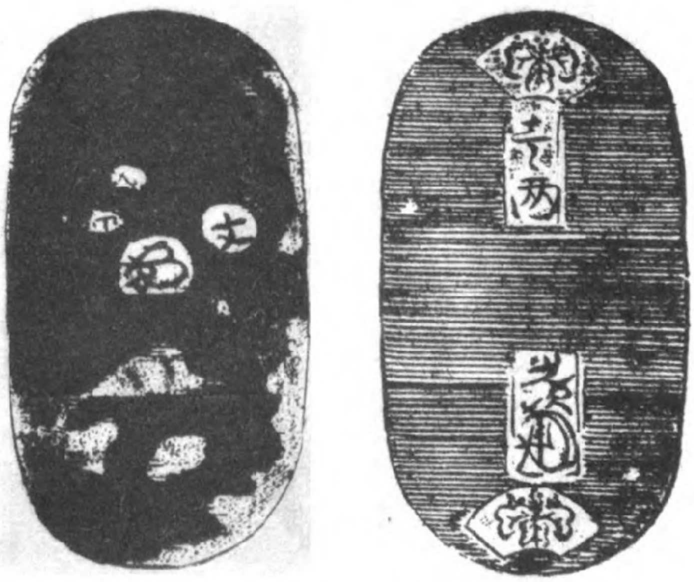
(七) 元文小判金

(眞文小判)

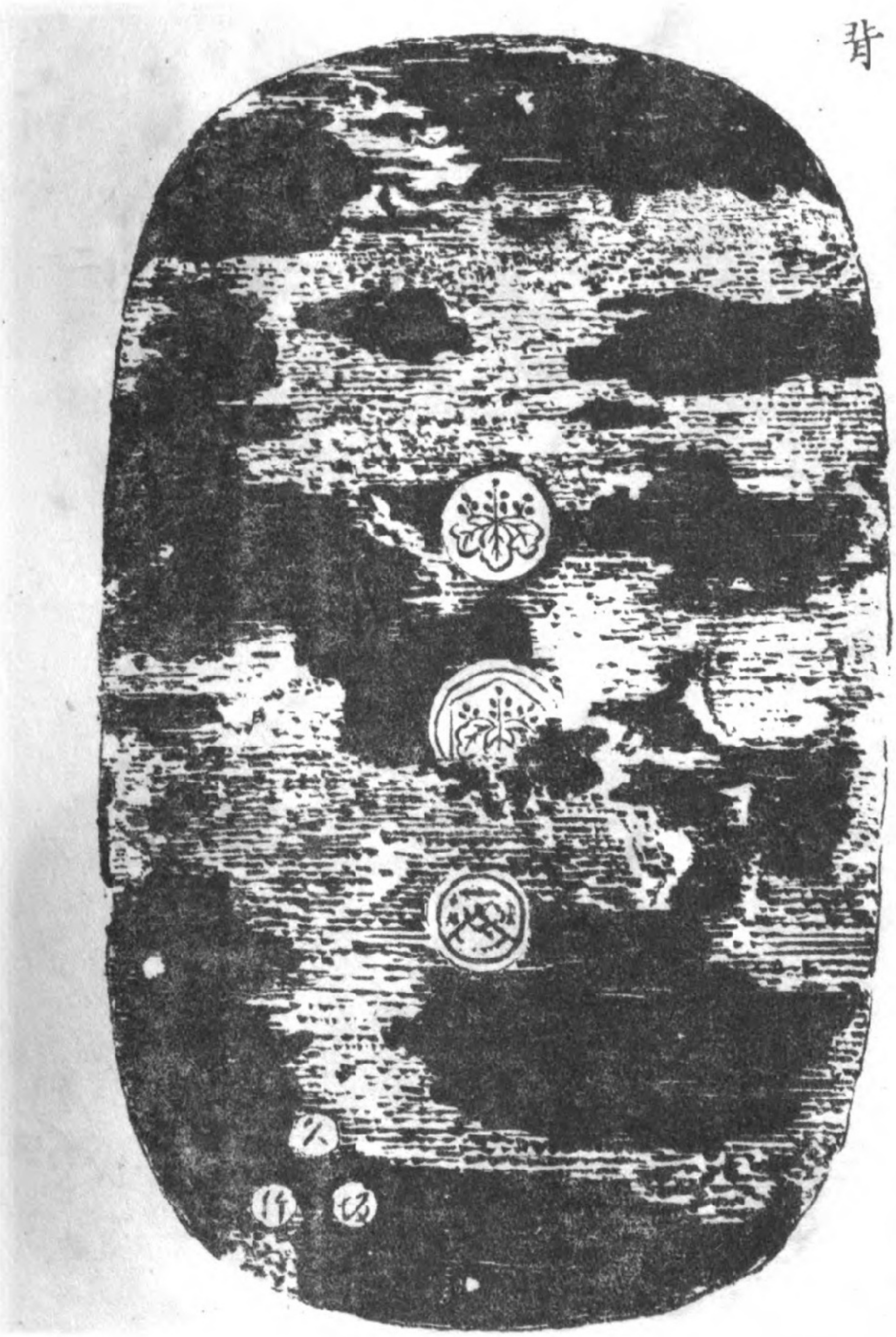
元文二分金(眞文二分)



元文一分金(眞文一分)



背

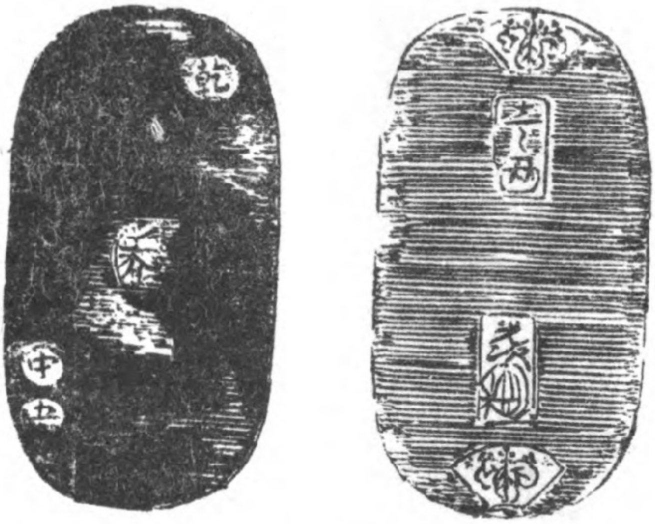


（六）享保大判金



（四）寶永小判金

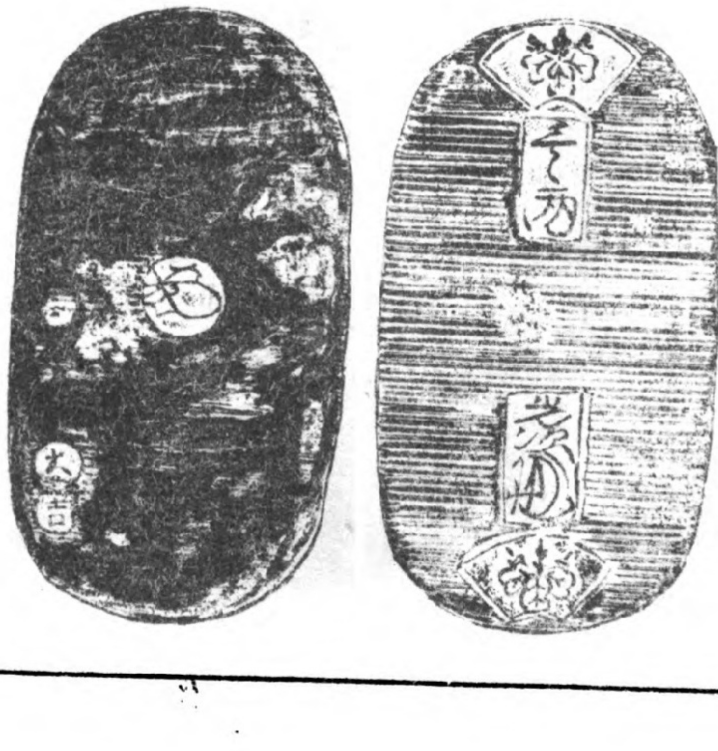
（乾字小判）



寶永一分金
（乾字一分）



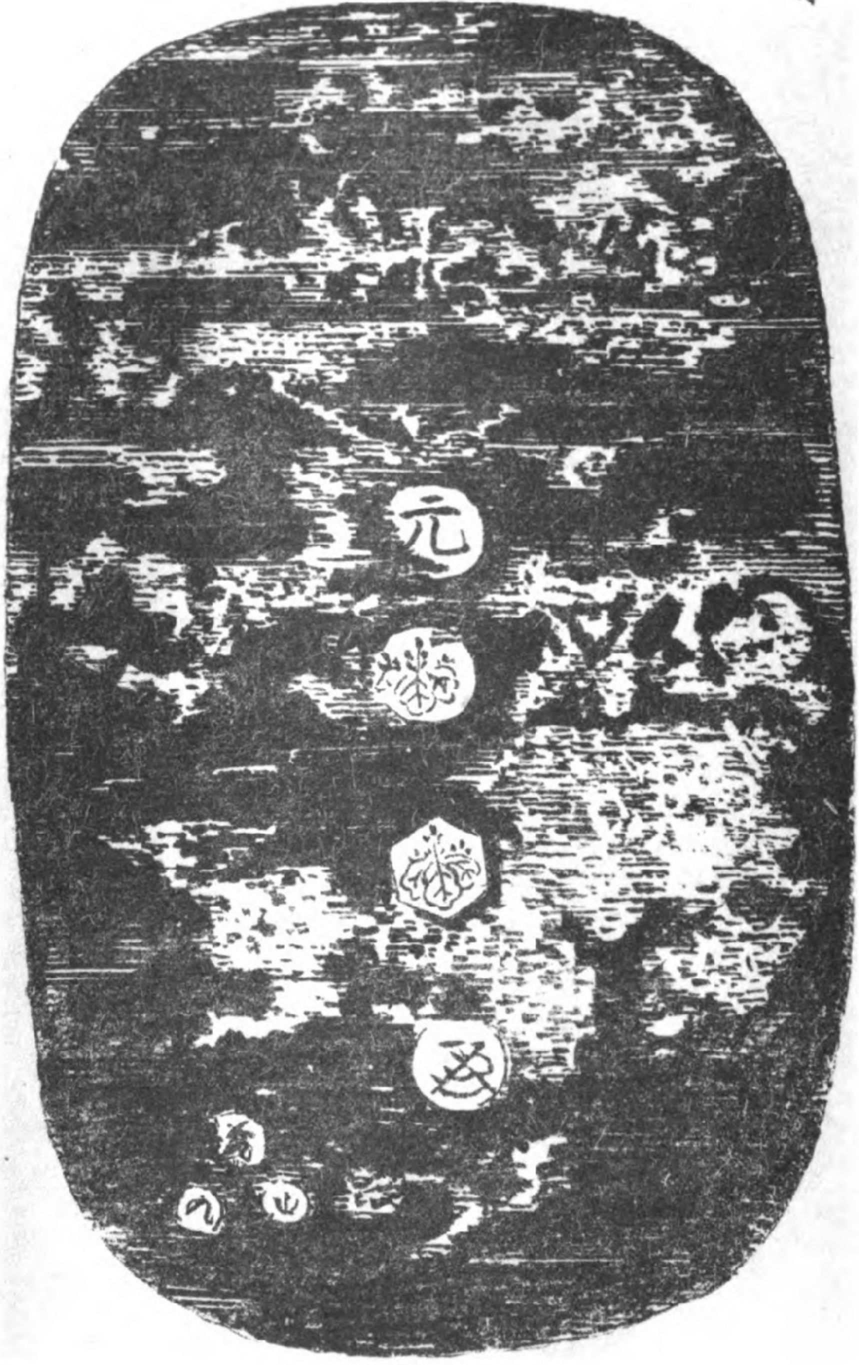
（五）正德小判金



正德一分金



背

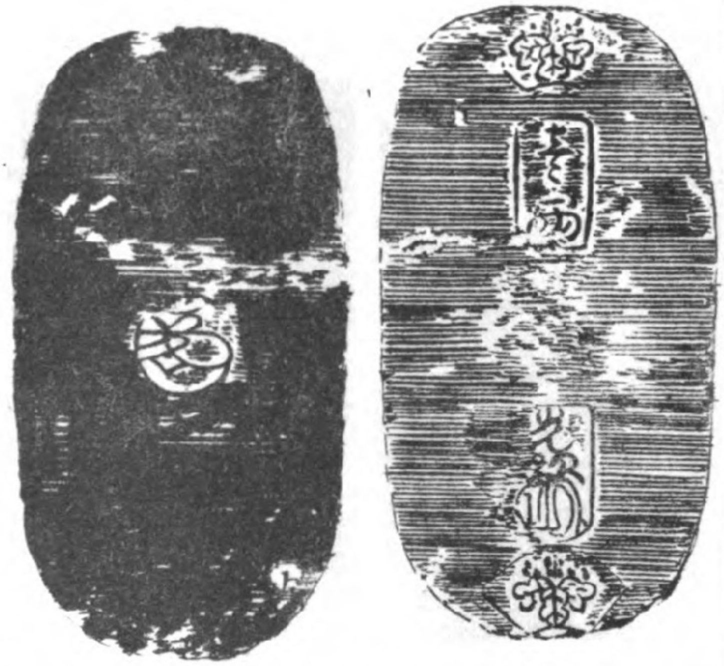


（三）元禄大判金

表



慶長小判金



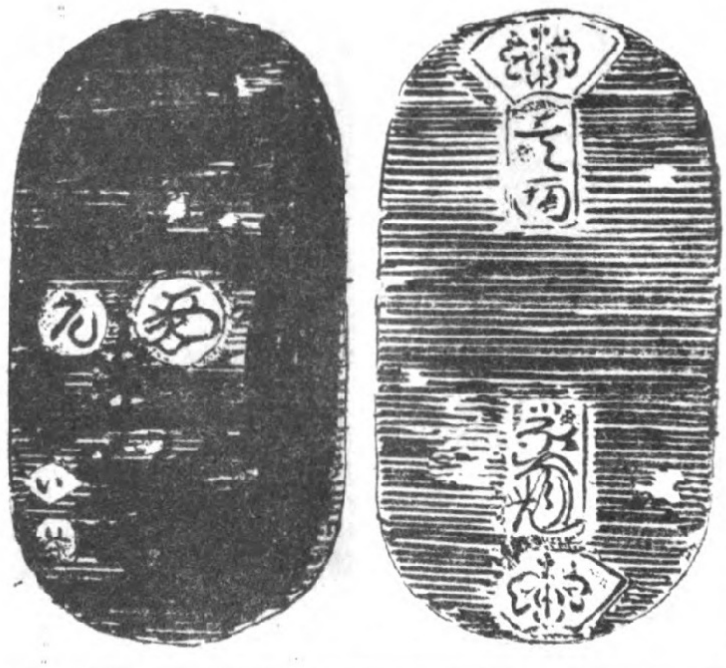
慶長一分金



仝一分金（大阪一分）



元禄小判金（元字小判）



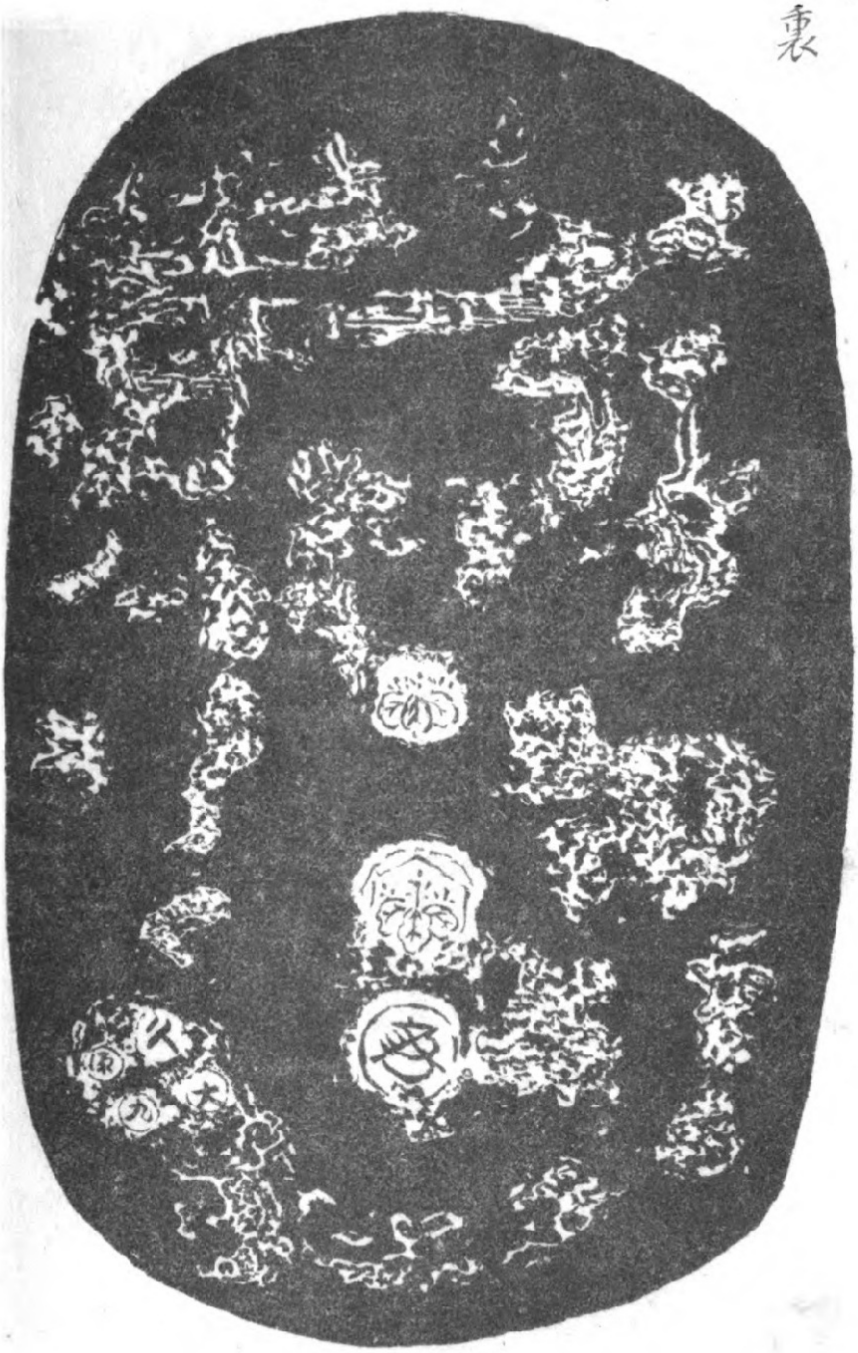
元禄一分金



元禄二朱金



裏

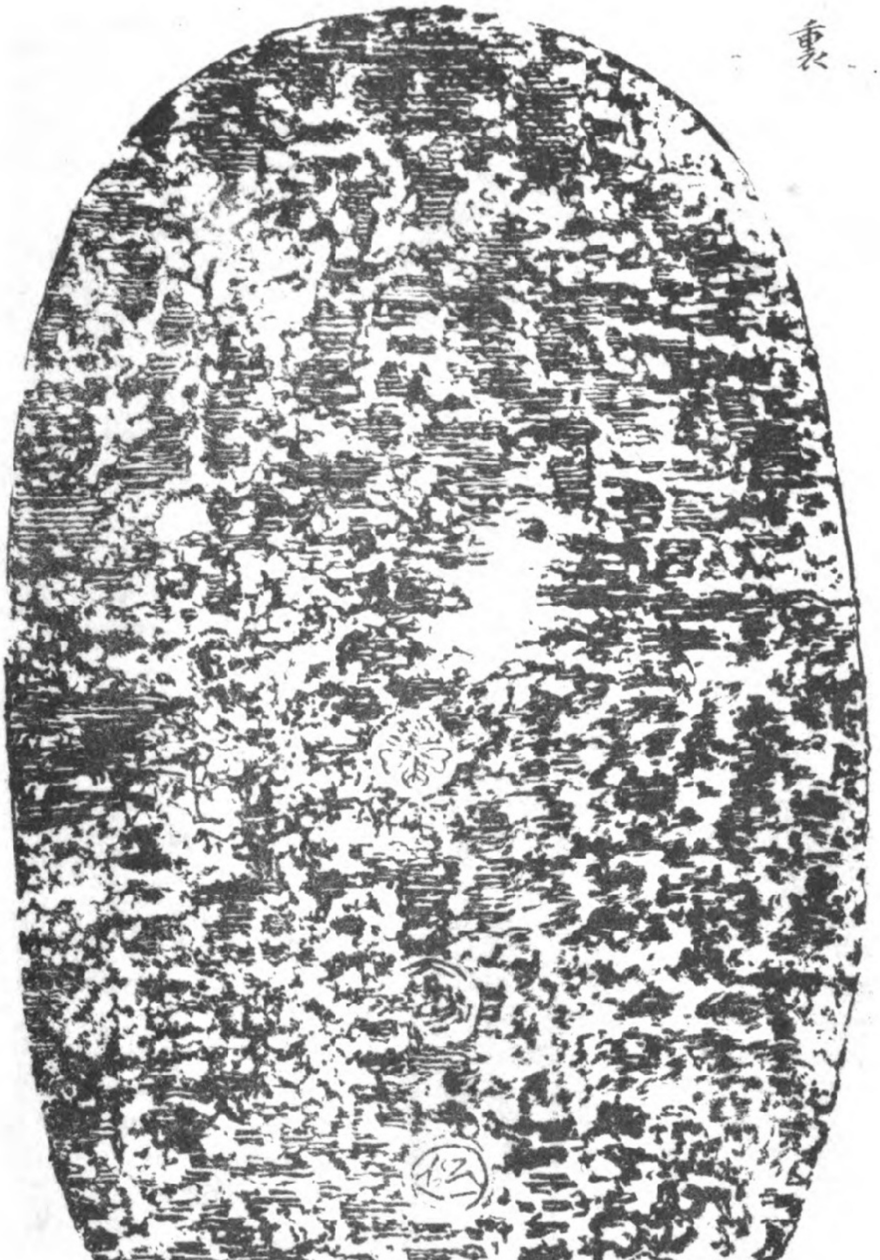


（二）慶長大判金

表



裏



（一）天正大判金

表



十六	安政二朱銀（大形）	安政六年	同	三、六三	〇、四	八四七、六
	安政一分銀（新一分銀）	安政六年 明治元年	同	二、三一	〇、六	八九三、五
十七	貨幣司一分吹銀	明治元年 同二年		二、三一	〇、九	八〇六、六
十八	吹継一朱銀	明治元年 同二年		〇、五〇	一、一	八七九、一

備考

一金銀貨幣共に一個の重量及含有地金の量は甲賀工學博士の調査せられたるものを掲げたり

鑄貨圖錄 坤 終

	種類	鑄造年紀	極印	一個ノ重量	含有金量（千分中）	含有銀量（千分中）
九	文政丁銀（草文）	文政三年 天保八年	常是	同	〇、六	三五二、五
十	保字丁銀	天保八年 安政五年	同	同	〇、四	二六〇、五
十一	政字丁銀	安政六年 慶應元年	同	同	〇、二	一三五、〇
十二	明和五匁銀	明和二年 安永元年	常是	五、〇〇		四六〇、〇
十三	安永二朱銀（古二朱）	明和九年 文政七年	同	二、六八	一、三	九七八、一
十四	文政二朱銀（文政南鐐）	文政七年 天保元年	同	二、〇一	二、二	九七九、六
十四	文政一朱銀（古一朱銀）	文政十二年 天保八年	同	〇、七〇	一、四	九八九、五
十五	天保一分銀（古一分銀）	天保八年 安政元年	同	二、三一	二、一	九八八、六
	安政一朱銀	安政元年 慶應元年	同	〇、五〇	一、七	九八七、一

銀貨幣之部

	種類	鑄造年紀	極印	一個ノ重量	含有金量（千分中）	含有銀量（千分中）
一	慶長丁銀	慶長六年 元祿八年	常是	一定セズ	二、〇	七九一、九
二	元祿丁銀（元字）	元祿八年 寶永三年	同	同	一、四	六四六、〇
三	寶永丁銀（寶字）	寶永三年 同七年	久右衛門	仝	一、二	五〇七、〇
四	永字丁銀	寶永七年	同	同	〇、八	四一六、〇
五	三ツ寶丁銀	寶永七年 正德元年	同	同	〇、八	三二六、五
六	四ツ寶丁銀	正德元年 同二年	同	同	〇、六	二〇四、〇
七	元文丁銀（眞文）	元文元年 文政元年	常是	同	〇、二	四五一、〇
八	亨保丁銀	正德四年 元文元年	久右衛門	同	一、七	七九六、五

		種類	鑄造年紀	花押又ハ極印	一個ノ重量	含有金量（千分中）	含有銀量（千分中）
十一	安政	大判（新大判）	安政六年 文久二年	光則	三〇、一〇	三六三、五	六二九、五
		二分判	安政三年 萬延元年	光則	一、五〇	二〇三、〇	七九四、四
		小判金（正字）	安政六年	光則	二、四〇	五五五、〇	四四二、〇
		一分判金（正字）	同	光則	〇、六一	五七〇、〇	四二九、五
十二	萬延	小判金（新小判）	萬延元年 慶應三年	光則	〇、八八	五七二、五	四二三、五
		二分判金	萬延元年 明治二年	光則	〇、八〇	二二八、二	七六八、〇
		一分判金	萬延元年 慶應三年	光則	〇、二二	五七三、六	四七三、六
		二朱金	萬延元年 明治二年	光則	〇、一九	二二九、三	七六七、三
		貨幣司判 二分判金	明治元年		〇、八〇	二二三、四	七七四、〇

		一分判	元文元年 文政元年	壽乘	〇、八七	六五三、三	三四三、七
八	文政	小判（草文）	文政二年 文政十一年	光美	三、四九	五六〇、五	四三五、八
		二分判（草文）	文政十一年 天保三年	光美	一、七五	四八九、二	五〇五、五
		一分判（草文）	文政元年 仝十一年	光美	〇、八七	五五六、二	四四〇、〇
九	文政角一朱金		文政七年 天保三年	光美	〇、三七三	一二三、一	八七四、〇
十	天保	大判	天保八年 萬延元年	方乘	四四、一〇	六七三、六	二八三、三
		小判	天保八年 安政五年	方乘	三、〇〇	五六七、七	四二八、六
		一分判	同	方乘	〇、七五	五六七、五	四二七、〇
		五両判	天保八年 天保十四年	方乘	九、〇〇	八四二、四	一五四、一
		二朱（古二朱）	天保三年 安政五年	方乘	〇、四四	二九八、八	六九七、四

種類		鑄造年紀	花押又ハ極印	一個ノ重量	含有金量（千分中）	含有銀量（千分中）
四 寶永	小判（乾字）	寶永七年 正德四年	通 乘	二、四九	八三四、〇	一六五、五
	一分判	同	通 乘	〇、六二	八三四、〇	一六五、五
五 正德	小判	正德四年	通 乘		八五六、九	一四二、五
	一分判	仝	通 乘		八五六、九	一四二、五
六 享保	大判	享保十年 天保八年	壽	四四、一〇	六七六、五	二八一、五
	小判	享保元年 元文元年	通 乘	四、七四	八六一、四	一三五、五
	一分判	仝	通 乘	一、一九	八六二、三	一三六、〇
七 元文	小判（眞文）	元文元年 文政元年	壽 乘	三、四八	六五三、一	三四四、一
	二分判	文政元年 仝十一年	壽 乘	一、七四	五六二、九	四三三、〇

以上の金銀貨幣の量目、地金混合步合等左の如し

金貨幣之部

種類		鑄造年紀	花押又ハ極印	一個ノ重量	含有金量（千分中）	含有銀量（千分中）
一 天正	大判	天正十九年	德乘	四四、〇〇匁	七三八、四	二四一、〇
二 慶長	大判	慶長六年 元祿八年	榮乘	四三、九一	六七〇、九	二七六、四
	小判	同	德乘（京座） 榮乘（江、駿座）	四、七三	八六二、八	一三二、〇
	一分判	同	德乘（京座） 榮乘（江、駿座）	一、一八	八五五、七	一四三、〇
三 元祿	大判	元祿八年 享保元年	廉乘	四四、〇〇	五二一、一	四四八、四
	小判	元祿八年 寶永七年	廉乘（京、江座共）	四、七五	五六四、一	四三一、九
	一分判	同	廉乘	一、一九	五六四、一	四三一、九
	二朱金	元祿十年 寶永七年	通乘	、六〇	五六四、一	四三一、九

明和二年元文丁銀と同位の銀を以て量目五匁の銀貨を作り之を五匁銀と稱し三個を以て一分判金に相當せしめ始て銀貨を以て金貨と同等ならしむ
安永元年銀貨を鑄る「以二南鐐一片一換二小判一枚一」の文を刻す即丁銀等は時により其價格に高低ありと雖も南鐐銀は金貨と同じく一定不變のものとなしたるなり
文政二年二分判及異文字銀を製す此文政年間所鑄には二分判、小判、一分判、一朱銀二朱銀あり其二分判の文政元年に鑄る所のものは眞書文字の極印あるを以て眞字二分と云ひ文政七年に鑄造のものは草字の極印あるを以て草字二分と云ふ
天保八年保字小判を鑄る其他天保年間に改鑄發行せしものは五兩判、小判、一分判、二朱金、一分銀之なり
安政六年小判を鑄る其安政年間に鑄る所のものは小判、二分判、一分金、二朱銀あり安政年間所鑄の小判を正字小判と云ふ
萬延元年新小判を鑄造せり其品位保字小判に同じけれども其量目は僅に八分八厘となしたり故に形の小なること迷子札の如し蓋し此新小判は外國の貨幣と權衡を保つために形を小にせしものなりと云ふ即從來幕府が財政の窮乏を救はんがために貨幣の改鑄を行ひたるとは其趣旨を異にし世運の進歩に伴ふ貨幣價格の上昇とも見るべきものなり

寶永七年舊貨幣を改めて乾字金（寶永小判）等を鑄造す其品位は慶長金に略等しく量目を減せり故に形小なり慶長四年徳川幕府創業より約百年にして幣制を改むること茲に三回漸次品位を粗惡となし以て財政の困乏を彌縫せんとす蓋し其本を極めずして姑息の策を施す幣制の紊亂を來す事怪しむに足らざるなり寶永中の鑄造に係るものは小判金一分判、乾字小判、乾字一分判、駿河座一分判、二寶丁銀、永字丁銀、三寶丁銀、豆板銀之なり

正徳元年四寶銀を鑄る同四年に至り將軍家宣大に貨幣制度回復の策を講じ品位量目共に慶長の古に復し金銀貨幣の改鑄を始む其製する處四寶銀、武藏小判、一分判、佐字小判、佐字一分判、佐字丁銀、佐字豆板銀之なり

八代將軍吉宗幣制改革の意厚く享保元年更に金銀貨幣を改鑄し品位を慶長金よりも善良となし量目は慶長の舊に據らしむ此時大判、小判、一分判、丁銀等を鑄造す

元文元年に至り正徳享保の善良なる金銀貨幣を改鑄して品質劣惡形態小なるものとなす元文小判、一分判、大黒銀、丁銀、豆板銀之なり文の字の極印あるを以て文字金、文字銀又は文金、文銀と云ふ此時の製造に係るものは僞造貨幣よりも品位劣惡なりしと云ふ

て德川幕府に於ける金銀貨幣の鑄造は第一慶長年間、第二元祿年間、第三寶永年間、第四正德年間、第五享保年間、第六元文年間、第七明和年間、第八安永年間、第九文政年間、第十天保年間、第十一安政年間、第十二萬延年間の十二回にして明治維新の際尙暫時其鑄造を繼續せり

慶長年間に鑄る處のものは大判金、笹判金、江戸座小判、京座小判、駿河座小判、万両頭小判、一分判片本字一分判、兩本字一分判、丁銀、大黑丁銀にして其一分判は慶長六年御金改役後藤光次の發意により小判金を四分したるものを特に方形に造れり蓋し關ヶ原戰後海內一統天下の通貨一定して後世遵行の良制を得たり世呼んで慶長金銀と稱して之を貴重す

元祿八年に至り國內の貨幣欠乏を告ぐること甚しきを以て金銀貨幣改鑄の事起り本邦古來未曾有の慶長金を變更せり即其量目は慶長金に均くすと雖品位は大に劣惡となれり蓋し當時幕府は貨幣の品位を明示せず故に量目を減せずして其金位を下せしを以て一見直ちに其良否を知り難きなり而して其金位の差額を益金と稱して幕府に收めたり寔に政策の誤れるものと云ふべきなり此時始めて二朱判を製造せり而して元祿年間に鑄造せしは大判金、江戸座小判、京座小判、一分判、丁銀、大黑丁銀豆板銀(又小玉銀と云)二朱金之なり

(ハ)一分判金　本位金貨幣にして四枚を以て小判金壹枚に換ふ

(ニ)二分判金　補助貨幣にして二枚を以て小判金一枚に換ふ

(ホ)二朱判金　補助貨幣にして八枚を以て小判金一枚に換ふ

(ヘ)一朱判金　補助貨幣にして十六枚を以て小判金一枚に換ふ

(ト)五兩判金　補助貨幣なり

二　銀貨幣(總て補助貨幣なり

(イ)一分銀　四枚を以て小判金一兩に換ふ

(ロ)一朱銀　十六枚を以て小判金一兩に換

(ハ)丁銀　量目六十匁乃至百匁を以て金壹兩に當て計算す

(ニ)豆板銀　同右

○(乙)金銀貨幣の鑄造區分

熟々案ずるに德川幕府金銀貨幣鑄造の起源は天正年間初めて大小判金を造り次で文祿四五年の間武藏墨判小判金(表面の上下に扇面中に桐葉の極印を刻し壹兩武藏光次の六字花押を墨書す面に鑢目あり重さ四匁八分弱)駿河墨判小判金の二種を作れりと雖其制未だ備はらず慶長五年德川家康大政を統ぶるに及び之等大小判の墨書を極印に改め茲に本邦貨幣の制始めて定る而し

桶に入れたるものを請取りて之を撰場に運び又は湯水運搬掃除等の雑役に服す

(チ)撰役　丁銀の良否を撰り分けて良品三十枚宛銅盃に並べて大算役へ渡し小玉銀は良否を撰り分け良品を笊に入れ銀座奥書へ交付するものにして銀座手代之を勤む

(リ)大算役　出來せる丁銀三十枚づゝ銅盃に載せあるを撰役より受取り銀座並に大黒方の両筋役に數を撿せしめて各數取り一枚を取らせ殘り二十八枚を極印役へ渡し壹吹分濟みたる時其數取となしたる丁銀を両筋役より請取極印役へ渡し壹吹分の員數を極印役へ通知し又小玉銀は銀座奥書に於て目方を撿し五百匁づゝ桝に入れ重量表と共に請取り極印役へ渡して極印濟の上之を請取り更に銀座奥書へ交付するものにして大黒方手代之を勤む

(ヌ)極印役　大黒方手代之を勤むるものにして大算役より銀貨幣を受取り極印を打ちたる上丁銀は一吹分づゝを鈍役へ渡し小玉銀は小札と共に大算役へ交付す

(ル)鈍役　極印濟銀貨幣を受取り之を火に熱して梅酢中に入れたる後水洗し壹吹分づゝ銀座酢頭役へ交付するものにして大黒方手代之を勤む

（ヲ）酢頭役　銀座手代之を勤むるものにして鈍役より出來丁銀を受取り筋役より回付し來れる小札と員數を引合せ奥書役へ渡す

（ワ）奥書役　出來銀貨幣を酢頭役等より受取り筋役の者と當日の出來總高を校合す

◎第四章　舊金銀貨幣の沿革

本邦金銀貨幣の始即中世に於ては政治弛廢し兵亂相踵けるを以て固より見るべき幣制なく元龜天正年間群雄割據の際各其封内限り通用の金銀貨幣を鑄造せりと雖之が沿革に就ては未だ調査の歩を進むる能はざるを以て以下德川幕府發行に係る者に就て沿革の概要を述んとす

○（甲）　金銀貨幣の種別

德川幕府發行の金銀貨幣は左の如く區分することを得べし

一　金貨幣

（イ）大判金　特に祭典又は贈答其他儀禮上に用ひしものにして通貨としては多く用ひず

（ロ）小判金　本位金貨幣にして一枚の價壹兩とす十枚を以て大判金壹枚に換ふ

き次第に數加はりて「玉」の文字となれば玆に又數を取り玉の字十個を以て千五百枚と出來銀貨幣の數を記し別に小札に員數を記して銀座酢頭役へ交付す此小札には番號を付しあり此如く一文字の筋を以て數取となすに付筋役と云ふ小玉銀は五百匁宛桝に入れ小札に量目を記したるものを添へ銀座大算役へ送付し玆にて銀座大黑双方の筋役をして撿せしめ即ち數取の筋を記すると同時に小札に小玉何百目と記したるものを銀座酢頭役へ交付す

此の如く筋にて記したる員數が両筋役及現品との符合を認めたる後夫々吹所より退出せしむと云ふ

(ハ)湯入役　留鉢中にて鎔解せし地銀を型に注するものにして大黑方手代之を勤む

(ニ)火土前手傳役　字の如し大黑方の小使幷に男頭之を勤む

(ホ)吹子差　鞴吹きにして大黑方中間之を勤むと云ふ

(ヘ)湯揚役　丁銀を型より鋏み上げ良否を見分けて良品を湯桶に入れ又小玉銀は型より落し湯槽に投入する事を行ふ即ち湯の中より取り揚ぐる役なり大黑方手代之を勤む

(ト)中働之者　銀座中間之を勤むるものにして湯揚役が型より銀貨幣を鋏み上げ

極印了れば水洗し更に笊へ入れて熱湯にて洗ひ布片にて拭ひ五百匁づゝ秤量して渋紙に包み拾貫匁づゝ箱に納め座人立會封印をなして銀座に送付す

(ニ)仕上げ　丁銀に同じ只梅酢にて洗ふ際約三四貫匁程づゝ小桶内に入れ行ふを異とす

(ホ)糺し吹　丁銀に同じ

(ヘ)御金藏へ納付の手續　丁銀に同じ（總て銀貨幣鑄造中は銀座人と大黒方と立會の上双方にて取扱ふと雖ども鑄造操作を了れば銀座のみにて取扱ひ大黒方は之に干與せず）

○第三　丁銀小玉銀鑄造作業上の分課

各役の任務次の如しと云ふ

(イ)立會役　之は銀座人銀見役及び大黒手代に於て勤むるものにして銀貨吹方の際銀座より吹所へ送付し來る取組地銀を壹吹毎に其取組入記と銀高とを銀座人と大黒手代と双方立會調査し又火土へ吹込む際も双方立會して吹入し且吹所より出入の際凡て取締に任ず

(ロ)筋役　銀貨吹立當日吹所にて出來せし丁銀三十枚づゝ銅盆に載せて運び來るものを大算役(おほざんやく)は銀座筋役のものに其員數を撿せしめ數取一枚を置き次で大黒方手代筋役にも員數を撿せしめ又一枚の數取を採り置き茲に帳簿上に「一」を引

如き光澤を呈す此とき炭火を去り水を注ぎて冷却し熱湯にて洗滌し銀座內鈇場にて座人及び大黑手代重役立會秤量す其銀の重量四十六匁なるときは差銅五十四匁は鉛と化合して灰中に入りたるものにして出來せし銀貨幣は規定の分量にて製作せられたるものなり然るに銀の重量正しく四十六匁とならずと雖內外壹匁五分迄の相違ならば公定撿查認容量として撿查を了し若し之以上の差なれば更に一回吹直し尙重量符合せざる時は吹立てし丁銀は撿查不合格品として更に成品全部を鑄潰して再び鑄造作業を行ふ

〇第二　小玉銀鑄造順序

(イ)型及び注入　型は竪二尺餘橫九寸餘深さ三寸許の箱の內へ小玉銀狀をなせる凹部を三十五六個作り之に湯底を張り熱湯を充たし置くものにして之へ鎔解せる地銀を注入す

(ロ)撰定及び撿量　型より出したる小玉銀を大黑手代より銀座手代に渡し員數を撿し形態の惡しきものを除き可なるものゝみを五百匁づゝ秤量し壹貫匁づゝ桝に入れ量目表を添へ大黑方の運び人夫をして銀座人のもとへ送付せしむ

(ハ)記帳及裝飾　桝に入れて運び來るものを銀座人は其量目を記帳す此時大黑手代重役も亦目方を記帳す夫れより大黑手代極印役へ渡し極印せしむ

出し磨きたる後水洗し貳拾枚程づゝ笊へ入れ大釜中に準備しある熱湯内に挿入して酸鹽分を除去し布片にて拭ひ冷却すれば銀色燦然として目を奪ふに至る茲に於て銀見役極印の明否を撿査し可なるもの五百匁づゝ秤量區分し假包となす

以上の手續を以て通用銀貨出來上るを以て銀座にて量目を撿し更に大黒方にても秤量の上五百匁づゝに包立て一箱拾貫匁入として御金藏に納付す

（二）

糺し吹　吹立てたる文字銀の差銅の量相違なきや否やを撿するため製造の際丁銀三百匁を別に取り置き銀座釚場に於て銀座人並に大黒手代重役の者立會百匁づゝ貳包となし大黒手代之を封印し其儘銀座内なる糺し吹所にて松葉灰一升五合紺屋灰二升焦灰四合程づゝを混合して盛り上げ之に二寸五分四方にて深さ凡一寸程なる凹所を作り其中へ文字銀の百匁包を封印の儘にて入れ木炭火にて熱して鎔解し鉛凡五十匁程を徐々に添加し鐵箸を以て之を攪拌すれば差銅は鉛と化合して灰中に入り銀は殘留す約一時間の後一旦火より出し水を注ぎて冷却し熱湯にて洗滌す之を**中揚**と云ふ

再び前述の三品を混合したる灰床に方一寸二三分深さ五分程の凹所を造りて其內に中揚の銀を入れ木炭火にて熱して鎔解し之を攪拌すれば銀の表面鏡の

出來高を改め其形態可なるものを銅盆へ三十個づゝ盛りて大黒方の運び人夫をして銀座人の前に持行き員數の檢査を受けしむ大黒手代も亦此際員數を撿査す

員數の撿査了れば之を大黒手代なる極印役へ渡し極印を打たしむ其極印左の如し

常是寶の印　　大黒像常是の印　　文の字印

極印了れば銀色を出すため大黒手代鐵網へ乘せ火上に熱し笊へ入れ梅酢中に投入したる後引上げ水洗して其員數を撿して銀座手代へ交付す

銀座手代は之を受取り五十枚づゝ笊へ入れ温湯にて洗滌し布片を以て濕氣を拭ひ員數を改め一吹づゝの出來高を記張し其員數を銀座人へ報告す

此一吹づゝの出來高は大黒手代重役よりも銀座人へ通報す

茲に於て丁銀二百枚づつ布の袋に入れ更に箱に納め銀座人立會封緘の上銀座へ送付す

(八)**仕上げ**　銀座内に**仕建場**なる場所あり仕上げは此處にて行はる即ち先づ銀見役枚數を撿し之を磨人に渡せば丁銀約八百枚づゝを大半切桶に入れ梅酢を熱して此半切桶へ注ぎ濡莚を蓋とし一時間程經過したる後銀貨幣を濡莚上に取

但し吹所は使用せざる時は銀座より封を施し鍵は銀座にて保管し吹方當日座人と大黒手代と立會の上座人に於て吹所を開鑰し銀座手代及び大黒手代職工等を入らしむ而して吹所入口の兩側に座人一人づゝ監視して出入を取締り終業退出のときは一切のもの吹所内にて作業服を脱し髪を解き口を嗽がせて檢査を遂げ退去せしむ而して吹所内へ入りたる後は食事兩便共吹所内にて之を辨せしむ

(ロ)吹立　取組みたる地銀を鎔解するには之を留鉢に盛り兩差吹子を以て木炭火にて熱し鎔解したるとき大黒の手代湯入役のもの鐵杓子を以て數回之を攪拌して能く混合せしめ適當なる時機に鎔解したる地銀を汲み出し丁銀の型に注入す

但留鉢は徑一尺四寸深六七寸にて京都白河山の土を以て製す又丁銀の型は長一尺三寸餘横九寸深三寸許の箱にて之を船と稱し其内部に丁銀形の凹みを六ケ所作り且湯底とて布を苧にて刺綴りたるものを其底部に釘著し熱湯を各凹所に充たし置き鎔解地銀を注入す

型中に注入し適當に冷却したる頃之を鋏み出し別に準備しある温湯を充たせる桶中に投入す暫時の後座働人夫之れを桶中より取出して銀座手代に渡して

(さ)長野助之進　(お)川端源右衛門

(さ)長野九郎兵衛　(並)石津發三郎

(二)銀貨幣鑄造の工程順序

銀貨幣の原料たる銀の精錬法は金貨鑄造の際と同一方法にして各鑛山よりは灰吹銀として銀座へ送付するものとす而して貳朱銀壹朱銀五匁銀等の成形順序は略壹分判貳分判等と其方法を同ふし仕上及撿定方法は丁銀と等しきを以て丁銀及小玉銀の製造方法を左に說述せんとす

○第一　文字銀(丁銀)製造順序

(イ)取組(地銀配合)　先づ鑄造する所の銀貨幣に準じ規定の割合に銀及銅を秤量して之を混合す之を取組と云ふ銀座の鈹塲にて銀座人共立會の上壹吹分約十二貫匁づゝ秤量し箱に收納して座人之に封緘を施し銀座より大黑常是役所內なる吹所へ運搬し壹吹分づゝ箱を開き員數を改め吹入箱に入れ替へ銀座銀見役より大黑手代へ交付す

江戸金座吹所棟梁驗極印


佐藤治左衛門


阪井永吉


喜田專太郎


廣瀬吉兵衛


稲生半右衛門

京都金座八驗極印


永野次郎兵衛


奥田孫左衛門


植田清右衛門


柏原信次郎


安松五郎三郎


片山權兵衛


小木曾忠次


上原藤左衛門


小田善之助


三品仁兵衛


廣瀬國四郎

光美



方乗



光則



江戸金座人験極印



谷八左衛門

阪倉九藏

石井勇八郎

川村理兵衛

高瀬清三郎



原俊藏

大坪八郎

阪倉壯藏

久保田角三郎

大坪恒二郎

十七日　上改（御勘定）　十八日　再改

十九日　上納

最初貨幣材料受入の日より十九日目に出來上り金庫へ納付する順序なり

第七　花押及驗極印の形式

御金改役累世の花押及明和年間金座年寄役筆頭及び吹屋棟梁筆頭の驗極印は左の如にして鐵製のものを用ひ小判の裏面に刻みたりと云ふ

御金改役累世の花押



德乘　榮乘　顯乘　即乘　程乘



康乘　通乘　壽乘　延乘　桂乘

りと云ふ

(ホ)験極印　打刻方法小判金に同じ

(ヘ)清造り、胴摺り、色付　小判金に準す但し整形の際は上下に紋理ある極印を以てす

○第六　判金吹方に要する日數

慶長以降各改鑄期に於ける製造の所要日數は詳かならすと雖今天保八年五両判吹方に要したる一作業期間は金座と吹所棟梁協議の上日積り左の通り決定せりと云ふ

五両判吹方日積

初日	燒金元請取	二日	砕金燒入
三日	第二回燒入	四日	取揚撞出し
五日	寄吹　同組合	六日	吹元組合
七日	吹入延金附口改	八日	荒切中揉
九日	中揉　吹所渡	十日	吹所取扱下細工平均
十一日	眞揉　吹處渡	十二日	吹所取扱(端打鎚目)
十三日	吹所取扱撞出し	十四日	打物
十五日	吹所取扱(平目、胴摺色付)	十六日	下改(吹處金座後藤)

を現出す

○第四　通貨となる順序

色付を了りたるものは吹屋より金座へ送り座人は色改とて形状の整否瑕瑾の有無極印の明否を檢し共に良好完全なるものは各壹個毎に量目を秤量し其規定の量目のものは百兩づゝ紙包となし茲に全く貨幣としての性を具ふるに至る而して其色改の結果不全なるものは再び鎔解して地金となす

百兩包は表面に金高を銅製の印にて表示し裏面には包人の認印を捺し封じ目には光次と篆書したる分銅形の印を押捺す

○第五　貳分判壹分判壹朱金の製作

之等の貨幣は延金作業迄は前に述べたる如し夫れ以下は次の順序を以て製作す

(イ)分棹　延金の兩端に臘の極印を並べ打ち之を竪に鋏み切り各棹桿に曩に打ちたる極印に倣ひ透間なく極印を打刻す

(ロ)荒切
(ハ)中揉　共に小判金に同じ

(ニ)荒造り　中揉を了りたる後吹屋に於て大概分判の形に打ち延ばす作業を荒造

つ厚薄なからしむ之を青小判と稱す茲に於て檢定極印を刻すること次の如し

A・吹屋の各棟梁は貨幣一個毎に自己の驗極印を打ちて金座役人の手に送付す

B・金座人は前項のものを受取り各人の驗極印を打つ

（又）眞揉　驗極印の打刻了れば壹百枚を合して重量を檢定し更に各一個の量目を檢定す之を眞揉と云ふ

第三　裝飾

（イ）鎚目　眞揉を了りたる貨幣は更に吹所に於て鐵床上にて鐵鎚の刄を以て鎚目を刻す鎚目には京鎚目、駿河鎚目の二種あり蓋し古へ大判を主として贈答の用に供したるを以て熨斗を象り付したるより一種の裝飾となりしなり又石打目莫蓙目の別ありて鐵床なきとき石の上にて打つを石打と云ひ莫蓙目は貨幣の中まで表面の通り純粹なりと云ふ徵しに打つと云ふ

（ロ）清造胴摺り及色付　鎚目作業を了れば打物場に送り清造りと稱して每個の形狀を一樣なる如く整へ且上下の桐葉、壹両、及御改役の極印を打付け更に吹屋に送り胴摺と呼びて房州砂と繩タワシにて貨幣の表裏を磨き色付藥を塗りて木炭火上に熱し（一分判等なれば笊に入れ房州砂を混じて數回振盪攪拌したる後鍋の中に投じ色付藥を加へて熱す）更に食塩を以て摩擦し水洗したる後之を乾燥す此の如くすること再三にして表面の銀分消失し純粹の金色

適當なるときは桐葉の極印を延金の緣端に連刻す之を成金と云ふ此際銅分を含有するものは再鎔解して精煉作業を反復す

(ニ)荒切 成金を長く截斷し尙之を細切して方形となし其重量を約そ小判壹兩に適當ならしむ之を荒切と云ふ若し作るところの貨幣が二歩判又は一歩判なれば此操作を中切と云ふ

(ホ)中揉 荒切小判を秤量し其重きものは之を鋏除して適量とし輕きものは規定量に一致せしむる如く添加して其重量を一定にす之を中揉と云ふ

(ヘ)荒切カラ生シ 中揉せるものを火にて熱し地金を軟弱ならしむる作業を云ふ

(ト)鹽生シ カラ生シしたるものを鐵鎚の羽口の方にて少しく打延し食鹽を塗抹し再び爐中に投じ燒生スを云ふ

(チ)石延 方形なる荒切小判の中揉したるものゝ一部分に桐葉の極印を打ち前二項の如く燒生し其極印なき部分を打延べたる後更に其打延べたる部分に極印を打ち初め極印したる打延べざる部分を打延ばさしむ之を打替と稱す其極印するは職工の奸を防ぐためなりと云ふ此打替にて始めて楕圓の形態を備ふるなり之を稱して石延と云ふ

(リ)瞭極印 石延を了れる小判を再び鐵床上にて鐵鎚にて打ち其面を平坦にし且

際金座人重量を秤量し勘定方之に立會す

(ヘ)地金の組合　翌日鎔解すべき金銀量目と判合帳簿と對照し勘定方の認可を乞ふ此時御金改役及檢座之に立會ひ檢座人は適當の合金を加へて一吹づゝ紙に包み封印を施し箱に收めて格納す

(ト)判合吹入　前日組合せたる地金を吹所に於て御金改役及び勘定役立會の上紙包の儘封印及び重量を檢し直に鎔爐に投ず

○第二　貨幣(小判金)の成形

(イ)棹金　判合吹入れたる地金鎔解すれば之を汲み出し一定の鑄型中に注入し棹狀となし之を棹金と名く

(ロ)延金　大吹所にて棹金を適當に鋏切し爐中にて紅熾し鐵床上にて鐵鎚を以て打ち延ばす之を延金と云ひ其大さは製作する處の貨幣によりて異れども小判なるときは幅二寸長さ三尺四五寸なるを例とす延金は大吹所より後藤役所に送付す

(ハ)成金　延金の中央に「檢」字の極印を打ちて目標となし極印の處にて二つに截斷し其一片は之を木炭火上に紅熾し檜の木片を以て摩擦したる後水中に投入し金色の變化によりて銅分の有無を鑑定し他の一片は金位の檢定をなし其品位

ふる食鹽は必ず赤穂鹽を用ひ本炭は必ず紀州熊野産のものを用ふと云ふ
焼金の後金位を檢し夾雜物あるときは更に焼金作業を反覆す

(ハ) **仕上げ**　焼金作業の後之を甑中より引上げ大なる容器に熱湯を準備し置きて其中に投じ木槌にて擂り碎くときは鹽化物は皆鎔解して純粹なる金塊のみ殘存す
又内面を糊入紙にて數回張りたる笊を桶の上に置き疊に焼金を洗滌したる液体を此笊中に汲み入れ數回濾過するときは銀鹽のみ笊中に殘留す之を**水鹽銀**と云ふ

(ニ) **銀の精錬**　水鹽銀及び灰吹銀並に其他の銀を貨幣地金となすには平たき鐵製の鉢の中へ松葉灰三、椿灰七の割合を以て混合したる木灰を盛り中央に約五寸四方深さ五六分の凹所を設け此凹所へ不純銀五百匁を容れ木炭火中にて熱しつゝ之に鉛五六十匁を徐々に投加し其鎔解するを待ちて鐵箸を以て攪拌すれば銀中の挾雜物は鉛と化合して下層に沈み銀のみは上層に分離す地銀の種類により此操作を反復施行して純粹となし冷却すれば其表面の紋理花瓣を散じたるが如し故に之を**花降銀**と云ふ

(ホ) **吹元請取**　新鑄すべき貨幣の原料を後藤役所より金座へ受取ることを云ふ此

○(丙) 貨幣鑄造

新に金銀貨幣を鑄造するに方りては先づ金銀座に命じ様式貨幣なる者を製せしめ其性合並に形狀等の標準とし尙經費を豫知するの便に供せり故に之を試吹と云ふ

(一)金貨幣鑄造の工程順序

○第一　地金の精錬

地金は一旦金座の手に渡し吹所に於て之を精錬す其方法次の如し

(イ)碎金　諸礦山より送付せる山出金、吹金及び買上地金の類は多少の雜物を含有するにより之を除去して純粹となすため吹所に於て先づ爐中に投じ木炭火を以て鎔解したる後之を銅板上に置き角石を以て推碎して細塊狀のものとなす之を碎金と云ふ

(ロ)燒金　碎金を秤量して之に食鹽を混じ土器を土中に埋めたる甑中に入れ炮烙の中央に孔を穿たるものを蓋とし甑中の炭火を熾にして之を熱すること一晝夜にして碎金中の銀銅鉛等は食鹽と結合し所謂鹽化物となりて金分と分解し獨り純金のみとなる之を燒金と云ふ此時後藤役人及び座人立會監督す茲に用

給せり
銀座に於ても出目と稱し銀貨幣改鑄の利益を政府へ上納したる事ありたり即左の如し

一金六拾萬七百兩餘

但文政三年六月より同九年十一月迄通用銀吹直益金

一貳朱銀九十三萬兩

但文政七年五月より同九年十一月迄通用銀吹直益金

(ホ)銀座役人の給料

不　詳

(ヘ)銀座職工の給料

更に其詳細を知り難しと雖文政三年四月銀座より申出による改鑄の際の給料支給方次の如し

職工一人一日の出勤料	銀二匁五分
職工一人一ヶ月の心付	銀三十匁
職工一人一日分の飯料	銀九分
極印下彫役給金並出勤飯料　一ヶ月銀	二十六匁

巳正月　　大黒長左衛門

(二)銀座の經費

銀座の經費は詳かならずと雖吹所等は大黒方にて修繕を負擔したるものなり而して銀貨幣鑄造費中歩一銀の交付方法は次の如し

一寶暦十一年金座にて灰吹銀を花降銀に吹拔きし時及び銀座にて灰吹銀を花降銀に吹拔き上納の節は元灰吹銀十貫匁に付金十二兩を歩一として交付せり

一元文元年には吹銀高百貫匁に付銀七貫匁を金銀座へ交付し其内五百匁は從來の慣例によりて吹賃として大黒常是に與へ大黒は之を以て吹方入費に充てたり又吹減、差銅代及び仕建の際の炭薪梅酢其他諸道具等の費用を支辨するため二貫九百七十匁二分を支出し殘三貫五百二十九匁八分を金銀座へ受取夫れにて京都より來りし座人の旅籠料並京都銀座よりの勤番入用賄方飯料小役人手代以下の給料其他所々の修繕費、江戸京都銀座役所の費用に支出し尚殘餘あれば銀座年寄役以下座人手當、家内召使の扶助とし且大黒方へも幾分を交付せりと云ふ

一正德五年には吹賃として大黒へ銀百貫匁に付五百匁、銀座へ十貫匁の歩一を

積り

凡火土数　七

湯入役　十二人　筋役　七人

極印役　四十二人　湯揚役　十四人

大よみ役　七人　鉋役　十八人

小仕　五人　手傳　十四人

吹子指　三十四人　下働　二十人

〆百七十四人

此内江戸より爲差登候人数

湯入役　二人　極印役　五人

湯揚役　六人　鉋役　五人

手傳　三人　吹子指　十五人

〆三十六人

殘る百三十六人

右之通りの人数京都にて召抱申候はゝ二ケ月程の内には手馴れ可申と奉存候

以上

を下附し天保二年十一月大阪鈴木町にも役宅地を付與せられ其子孫銀座の長を世襲して明治二年の銀座廢止の時に至れり

銀座にては座人中より年寄役を建てゝ諸事を統轄し來りしが寛政十二年大黒長左衛門不正事件暴露の際悉く座人の職を褫奪し更に其内十五人を改めて座人となし辻傳右衛門、秋田内記の兩人年寄役となれり

銀座の役人には銀見役、奥書等の名ありたり其他は詳ならず又手代なるものもあり

銀座の長大黒方には手代中間等の雇人ありたり

職工の人員等は不詳なり

作業上種々の分課あり今元文二年大黒方より差出したる元文銀吹立に關する所要人員見積書を採錄して參考に資せん

元文二巳年正月二十三日古銀二千貫匁宛一日に吹立候人數積り書付

覺

一壹日に古銀二千貫匁宛吹立候人數積

内

古銀千貫匁は　唯今迄の人數にて吹立申候殘る古銀千貫匁宛吹立候人數

(八)銀座の職員及其任用

銀座の職員は金座と異り官に於て監督するに止り一切の役員は座人中より之を撰任して統轄せしめたり

初め慶長三年十二月堺の町人湯淺作兵衛常是伏見に召されて大黑の姓を賜はり銀吹極幷に銀改役を命せられ次で慶長六年伏見に銀座を設置するに及びて末吉利方及後藤三右衛門は座人に大黑作兵衛に銀改役を命せられ其職を世襲する事と定まりしが慶長十三年銀座を京都に移すに及んで作兵衛の長男大黑作左衛門京座の銀改役となり世襲して安政十二年十代目作左衛門の時に至り江戸座の銀改役が不正行爲のため處刑せらるゝに及びて江戸に召致せられ江戸、京都兩座の頭領となれり(後藤三右衛門の繼統は文化七年御金改役となる)

慶長十二年作右衛門の弟大黑長左衛門は駿府に於ける銀改役を命せられ次で同十七年駿府の銀座が江戸に移さるゝや江戸兩替町(今の銀座街)に邸を賜ひて其職を世襲したりしが寛政十二年五月八代目長左衛門に至り年來の不正暴露して其家斷絕したり此時迄は京都に大黑作右衛門江戸に大黑長左衛門ありて其職を世襲して共に大黑常是の極印及寶の字の極印を用ひ來りしが玆に於て大黑作右衛門は江戸京都兩座の長として邸を蠣殼町に賜ひ享保元年十二月より年手當金貳百兩

定めたり次で慶長六年六月大津の代官末吉勘兵衛利方の建議を採用し伏見に地所四町を定めて銀座を置き此處を兩替町と稱し座人及び銀吹人を定め銀の鑄造をなさしめたり

其後慶長十三年京都に地四町を撰定して伏見の銀座を之に移して兩替町と稱す

慶長十二年駿河の駿府に銀座を設けて之に頭領を置き慶長十七年江戸京橋より南に地四町を撰定して駿府の銀座を此に移す今の京橋區銀座街にして之江戸に於ける銀座の始なり亨和元年七月更に之を蠣殼町に移し文政十二年六月濱町にて七百四十七坪の添地を附與し蠣殼町と合して四千三百餘坪となれり天保十三年九月銀座街圍込地千二百八十餘坪及び文政二年六月淺草橋場町にて千二百八十七坪の地を下吹所として付屬せり

慶長十三年大阪兩替町に銀座を置き京都銀座の配下となす

慶長十九年長崎芋原に銀座を置きたり

以上の銀座は寛政十二年五月座人の不正行爲のため一時廢絶せしも其年六月更に積弊を一洗して東京大阪京都の三座を置き座人を任命して明治維新に至りしが明治二年二月金座と共に廢止せられたり

一寄　銀　三千九百九十貫匁迄　運上　銀五百枚

一同　四千貫匁より五千九百九十貫匁迄　同　千枚

一同　六千貫匁以上は千貫匁に付　同　二千枚づゝ

銀位鑑定料は寛政五年銀座よりの書上によれば左の如く受納すと云ふ

一献上銀包極料　銀壹枚に付　銀貳匁

一諸上納銀極料　銀五百匁壹包に付　銀七分
　　　　　　　　同五百匁以下　　　銀四分

(ロ)銀座の起源及所在

銀座は既に豊臣時代に於て其設備ありしものにして駒井日記中文祿三年四月十七日の記事に左の如く記載せり

一大阪銀ふきども太閤様被成御改常是に被成御定者

求剰、宗切、宗列、宗生、次兵衛、理右衛門、又兵衛、與助、甚三郎、次郎右衛門、助次郎三郎次郎、源左衛門、新五郎、三郎右衛門、彌兵衛、次郎左衛門、藤右衛門、次兵衛

右之者共改太閤様御朱印被下之由民法被申越云々

之より先泉州堺に宗陣座南鐐座なるものありて各商人自ら銀に極印を打ち賣買したりしが銀位不同にして價格一定せざるを以て世人一般に不便を感じたりしかば慶長三年十二月徳川家康伏見に銀吹極幷に銀改役を定め其者一人の極印に

離れて勘定奉行直接の配下となれり而して明和五年より萬治元年迄は寛永廿一波貝鑄錢(四文錢)鑄造のことをも掌りたり

銀座は世上より買入れたる灰吹銀及潰銀に對し集り高に應じ運上銀を納付せり其納額は時に依り同じからずと雖概ね左の如し

一灰吹銀	三千九百貫匁以内	運上銀	千百枚
一同	四千貫匁以上五千九百貫匁迄	同	二千四百枚
一同	六千貫匁以上	同	四千八百枚
一同	七千貫匁以上	同	九千六百枚
一同	八千貫匁以上	同	一萬四千四百枚
一同	九千貫匁以上	同	一萬九千二百枚
一同	一萬貫匁以上	同	二萬四千枚

一同　一萬貫匁以上は此割合を以て納付せしむ

案ずるに此運上率は灰吹銀となしたる量目によりて納付せしものならん

又寛文五年四月の規定によれば

一銀座運上一ヶ年白銀壹萬枚とし毎年の運上は翌年七月限り上納する事

又次の如き率を用ひし事もあり

文政二年度の規定

一細工人手傳のものは　　金座にて負擔

一諸道具　　吹屋及金座の折半負擔

一炭並湯汲人　　吹屋にて負擔

一銅氣場道具類　　右　同

又冥加金と稱へ歩一金の內より其一部分を政府に寄附する慣例もありたり

古金の改鑄に際して貨幣鑄造に要する諸入費歩一金其他一切の工業費を引去り過剩する金を政府に納むるを出目納と云ひ文政以來は之を利益金と云へり嘗て二歩判三千三百八十兩餘を改鑄して四百九十兩の益金を得たりと云ふ即一千兩に對し百五十兩の割(一割五分)の利益ありしなり元祿八年より同十六年迄に金座より納めたる金銀貨幣改鑄の利益金凡五百萬兩なりと云ふ

○(乙)銀　座

(イ)銀座の權限

德川幕府時代に於て銀貨幣の鑄造、銀位檢定並に其極印及包裝を掌りし所にして初め金座の配下なりしが明和年間田沼玄蕃頭老中たりし時より金座の麾下を

江戸、京、佐渡に在勤の部下役人(手代)に分與し金座にては小役人に至るまで一定の割合を以て之を分配し吹所にても亦同く即ち恰も現今の賞與金の如きものなりしなり而して固より貨幣鑄造額の多寡に依り增減あるが故に何人と雖其工業の頻繁にして收入の多きことを願はざるものなし之れ貨幣改鑄が屢行はれたる一原因なるべし

分一金を分與するには一廉を一口と稱し金座にて定めたる配當の比準を揭ぐれば大凡左の如し

一長官	貳口
一年寄役	壹口七分五厘
一勘定役	壹口五分
一勘定役勤方	壹口貳分五厘
一平役	壹口
一座人並、座人格、座人手傳、等	各人零口參分
一小役人	零口貳分五厘

貨幣鑄造に關する費用中步一金支辨に屬するものゝ內大吹所に於ける費用にして金座と吹所との負擔比例左の如し

戸役其外御用向に付諸入費並江戸京佐渡役人金座人手當家內召仕迄の扶助共取賄仕來候事

出來金千兩に付

金拾兩二分　金座へ被下候步一

是は慶長金吹方被仰付候初年より金座人共庄三郎支配に被仰付山出金其外金類取集燒詰通用金吹方御用相勤候に付爲諸入用出來金十兩に付金目五分宛被下候處元祿金に吹替被仰付候節より右金目代金に直し出來金百兩に付金一兩永五十文被下候割合を以て其後吹替の度々右御定の通被下來候事

右被下金を以て金吹方諸入用取賄候事

出來金千兩に付

金四兩　吹屋へ被下候步一

是は右同斷吹方細工方御用相勤候に付爲諸入用金目一分九厘四糸被下候處元祿金吹方の節より右金目代金に直し出來金百兩に付永四百文被下候割合を以て其後金吹替の度々右御定の通り被下來候事

右被下金を以て細工方諸入費取賄候事

即ち步一金は前陳の如く御金改役、金座及吹所の三に分ち而して後藤は是を更に

一貳分判　千兩に付　大凡　二十兩永二百五十文
一小　判　千兩に付　大凡　二十五兩永二百五十文
一壹分判　千兩に付　同　右
一貳朱判　千兩に付　同　三十八兩

即ち貨幣の大さを減ずるに從て費用は却て增加すと雖小判と壹分判とは品位等しきが故に同額なり其鑄造の比例は小判七、壹步判三の割合にして又二步判及二朱判は定期鑄造にあらず臨時鑄造を命ずるものなり
步一金に關し元文年間後藤より書上げたるもの左の如し

步一金

後藤庄三郎並金座吹屋棟梁へ被下候步一金定法割合左の通り

出來金千兩に付

金十兩　後藤庄三郎へ被下步一

之は慶長金吹方被仰付初年出來金の百分の一被下候旨直に被仰渡其後金吹替の度々右御定の通被下候事
右步一金を以て金吹方に付庄三郎役所にて相用候諸道具修覆買入物筆墨紙蠟燭入用等引き殘金は平日包方御用御勘定所淺草御藏元拂、御金藏元拂、御納

金座自己の負擔に屬する支出（職員手當金、薪炭費、器具修繕費、小營繕費等）に充てたる歩一金の收支方法に就きて左に記述すべし

歩一金（附冥加金）　歩一とは百分の一の意にして貨幣鑄造に付き幕府より御金改役、金座人及吹所棟梁へ付與する所の鑄造料又は手數料とも云ふべきものにして慶長金鑄造の初め出來高千兩に付金拾兩即ち百分の一を御金改役後藤庄三郎へ下付する旨家康自ら之を命じたるに基因し爾來改鑄の都度定規の通り下付したり其後漸々增加して天保小判鑄造の際には百分の二となれり然れども人尙單に歩一と稱す尤此歩一の內よりは貨幣鑄造上必要の器具購入及修繕料、紙、筆、墨、薪炭其他の諸雜費を支辨すべきものなり故に鑄造貨幣の大小、業務の難易に依り歩一金の額に差異あり而して最初千兩に付幾何の定ありと雖實際鑄造を試みて後工業の難易により其額の改正を請ふことあり即安政二歩判鑄造の際には最初の命令に鑄造高千兩に付歩一金七兩永四百八十二文なりしかども後に至り政府の協議を經て改めたり而して此改正は勘定奉行、勘定役及び金座人との協議により決定するものにして鑄造當時に於ける物價の高低に準じ增減す其額は先づ協議を遂げたる後公然勘定奉行より令達するを慣例とせり

今歩一金の高を概示すれば次の如し

手傳	後藤方手代	常式方並役	約貳拾五両
	御金改役の所得中より後藤自ら支給す		

職工の給料は賃銀と云ひ毎月廿日に拂渡すものにして日給なるを以て缺勤日數及定期並に臨時休日の分は給料を支給せず而して一人一日分銀二匁五分にして其他心付と稱し一ヶ月一人に付四両二分を最高とし以下各人の勤勞に準じ差等を設けて支給す尚心付以外に增と唱へて毎日職工各自の規定工程以上の作業をなしたるものに對し其經業高に比準し增賃銀を給與す而して作業時間は政府の都合を以て一時貨幣の鑄造を中止する命ある時の外は毎日午前八時より午後六時迄を定規とすと雖工業の繁閑により伸縮することあり

ト金座の經費

金座の經費支辨に就ては別に初めより豫算區分をなすことなし而して建物は幕府の營造する處にして金座は之に關しては只小修繕を負擔するのみなり其他地金購入資金營繕費帳簿類購入費歩一金等は貨幣鑄造費中に含有すと雖今之が明細なる額を知ることを得ず依りて金座が幕府より定額支給を受けて之を以て

職工中大凡二十年も勤續せる年功者を撰びて小頭を命ず

ヘ金座職員の給料

御金改役及金座人の給料は御役料と稱し毎年七月及十二月の兩度に支給す御役料は世襲にして年俸とも恩給金とも見るべきものにして其他歩一金等の雑收入金あり今一日の貨幣製造高を十萬兩とするときは左表の如き收入あり然れども一日の貨幣製造高は概ね五萬兩乃至七萬兩の間なりと云ふ

	御役料	雑收入月額
御金改役	扶持米四百俵	約二百兩
年寄役	金座人の筆頭は二十八人扶持に金拾兩とし以下差等あり就職中之を給與す	約百七拾五兩
勘定役		約百五拾兩
勤方		約百貳拾五兩
平役		約百兩
座人並	表面の扶持なし	各人約五拾兩
座人格		
小役人		

り

京都出張所在勤の金座人は元來江戸本局より交替の制なりしが屢交替せしむるは費用を要し且業務にも慣れ易からざるに依り後には交替の名のみにて其實京都の役人は京都にて任用する慣習となれり

金座役人の内大判座及分銅座の長官は後藤四郎兵衞廉乘の子孫が世襲する處なり初め後藤庄三郎光次金銀座の長官となるに及んで其師家の痛く衰頽せるを嘆じ之を挽回して舊恩に酬んと欲し請ふに大判座及分銅座の長に擧げんことを以てす德川家康即ち其悃願を聽し後藤四郎兵衞廉乘に家祿四百石を賜ひ大判座及分銅座の長となし居を江戸及京都に賜ふ然れども大判地金は金座にて組合せ大判座へ渡す等渾て金座の下風に立つ姿なりと雖其取締等は金座同樣にして勘定役との關係も亦金座と同じ而して四郎兵衞の配下役人たる手代は三十人ありたりと云ふ天保六年金座長官後藤三右衞門の曲事現はれて處刑せらるゝや四郎兵衞の嫡統なる大判座頭役後藤吉五郎は其後を襲ひて金座長官を命せられ明治二年金銀座廢止の際迄御金改役の職にありき

職工は志願に依り採用す即職工たらんことを望むものは相當の手續を經て申込み所要に應じて傭入れらるゝものとす

十一石六斗の御朱印を賜ふ蓋し庄三郎は家康の信任甚だ厚く金銀のことに關する多大の權限を附與せられたるのみならず家職として子孫世襲せしむる事に定められ十一世庄三郎の時に至りしが文化七年八月年來の不正暴露して其家斷絶す玆に於て初代庄三郎の次男三右衞門の末孫にして當時銀座年寄役後藤三右衞門に御金改役を命せられ新に二十人扶持を賜ふ同年十月手當として年額千五百兩並に常盤橋御門外にて庄三郎が上地の内八百坪を役所地として賜はりしが其子三右衞門の時に至り天保十二年十二月更に加增して世祿二百俵を賜はる弘化二年十二月後藤三右衞門の不正露はれて家斷絶し更に大判座の長後藤四郎兵衞の悴後藤吉五郎御金改役を命せられ新規二十人扶持を賜はり三右衞門の邸宅役所其他の建物を其儘に下賜して明治維新に至れり

年寄役勘定役等は金座人中より任命するものにして之が任命は勘定奉行の權內に屬し座人中の年長者にして事務に詳しきもの之に撰擧せらるゝ位置にありと云ふ

年寄役の實子にして十五歲以上に至れば先づ平役に召出され尋で累進す其進級他のものに比すれば稍速にして且其父の位置迄は進む資格あり若し養子なれば相當の試驗を經ざれば登用せられず而して此試驗は天保年間に至りて廢絶せ

察すと云ふ吹屋棟梁、小頭、職工の三に分つ

(い)吹屋棟梁　定員十名内外にして吹屋手傳(定員不詳)と共に金座人の指圖をも受け熔解工業をも擔任し貨幣材料を製し金銀混合地金或は淘汰滓等を精製することをも掌る

(ろ)小頭　職工の取締に任ずるものにして職工中の年功者五六名を撰び任命す

(は)職工　定員なし其時の鑄造貨幣の多寡即ち工業の繁閑により増減あり今假に毎日の製造高を五萬両とすれば大凡四百名以上五百名以下を使用す

ホ金座職員の任用

總て役員以下採用のときは就職に際し貨幣の製造方法發布額等を他言せざることの誓詞血判をなさしめたり

御金改役は後藤一家の世襲にして初め徳川家康關八州を領するに至るや京都の彫工後藤の一族後藤庄三郎光次(彫工後藤の家は足利織田豊臣の三氏に渉りて官の金銀鑑定のことを掌りしか當時家康は彫工後藤徳乘に諮るに彫工召抱のことを以つせしに徳乘一家は京都を去ることを好まざりければ庄三郎を薦めたり庄三郎は美濃國加納の城主永井泰龍の二男なり永井氏は織田氏の爲に滅されれ乳母其二兒を抱いて京師に遁れ酒店を開く二兒共に後藤徳乘方に心安く出入して能く其技を極む後に於て二人の孤子請ひて後藤の一族と稱し關東に下れり二兒兄は庄三郎弟は庄右衞門と云ふ)を招致し文祿二年金銀改役を命じ文祿四年江戸、駿河の両所に於ける小判製造のことを掌らしむ其後江戸、駿府の両所に邸を賜ひ尙近江國小比江村に於て馬飼料として五

小判師	勘定役	平役	計
五	五	一五	二五
六			六
三	五	一二	二〇
六			六
不明			
八	一六	二七	五一
一〇			
二			
一〇			
二			
二			
二六			

佐渡座にては座人を小判師と稱せり

ニ年寄役の配下には次の諸員あり

座人格
座人並 } 共に雇人

手傳
小役人 } 共に臨時雇

} 別に定員なく大抵廿名内外なり

ホ御金改役の配下に手代なるものあり後藤長官の代理として貨幣鑄造の事に立會ひ金座人と共に事を處理するものにして常式方、並役等の區別あり後藤自ら抱へ置くものにして明和年間の調によれば江戸詰廿人、京詰十人佐渡詰十三人なりしが其後增員せりと云ふも其數詳かならず又吹屋棟梁並に吹屋手傳も御金改役の配下なり

二職工は町奉行の支配する處なり故に町奉行は時々金座に出張して其動作を監

一金座役員は分て御金改役及金座人とす其身分取扱は共に同格なり

(い)御金改役　金座の長官にして後藤家累世の職務なり金貨となすもの又は金貨となりたるもの及古金の鑑定をなすを任とし花押の形狀及墨色等により て巧みに眞贋を鑑定せしと云ふ然れども貨幣材料及地金の品位に容喙することを得ず之れ賄賂を收受して輸入地金等に不當の品位を付し奸曲を行ふ弊害を避くるためなり

(ろ)金座人は勘定奉行の配下にして次の如く分課す

イ年寄役　金座役人の長にして金座の總取締に任じ併て品位證明の標準金針（所謂本金と稱するもの）及附石を嚴重に保管し且金地金、金貨幣材料古金等の品位を定むるを任とす江戸及京都を通じて三人乃至五人を置けり

ロ勘定役　貨幣の出納及び會計經理のことを掌る

ハ平　役　帳簿書類の記載及貨幣鑄造工業の監督に任す

其明和及寛政年度の座人の數左の如し

	明和年間						寛政年間					
	江戸座	江戸吹所	京座	京吹所	佐渡座	計	江戸座	江戸吹所	京座	京吹所	佐渡座	計

金座建物

- 金局
  - 年寄役詰所（毎夜官席の宿直一人此處に宿直す）
  - 勘定役詰所
  - 平役詰所（不寝番此處に宿直す）
- 吹處
  - 大吹所
  - 打物場
  - 下鉢取揚場
  - 吹所棟梁詰所
  - 細工場
  - 色付場
- 御金改役住所（金座長官後藤氏之に住居して公私内外の事を整理す）
- 三役所
  - 勘定場
  - 天秤前
  - 出來方色改場

(二)金座の職員

金座の職員は大別して役員及職工とす

崎鑄錢座に移りて事務を執りしが明治三年大阪造幣寮(現今の造幣局)新築せらるゝに及び遂に其事なくして止みたり

京都金座は最初何れにありしや不明なれども元祿年間京都二條東洞院西へ入る所に金座出張所を設立せり(之より先京都にて小判金等を鑄造せしも未だ京都出張所の名稱を付せず)寛政年間に至り江戸の金座に於て地金の拂底を告げたるを以て京都出張所にては鑄造を中止して貨幣を鑄造せず後には單に箔地金(金箔)の組合せ或は下金(多くは現今の金銀混合地金)等の試驗を行ふのみなりき故に常に執る處の事務は單に京大阪等の金箔及箔屋下金屋(下金屋とは官許を得たる金銀地金商にして各地より買集めたる地金を必ず京都出張所へ賣込むべき義務あり)を管理し之が取締をなすに止るのみ

駿河國駿府に於ける金座の所在は明瞭ならず

佐渡に於ける金座の所在は相川町にありたり

此他明治維新の際に大阪長堀に貨幣司支所なる金銀座合併せしものゝ如きものを設置したり(附圖第一參照)

金座の建物は總て勘定奉行の所管にして江戸に於ける其最終のものは奥行凡七十二間間口四十六間の地に建設せり大修繕は幕府の處理する所にして小修繕は金座自ら處辨せり金座役所の內區左の如し(附圖第二參照)

と呼ぶ之れ本邦金座の稱ある始めなり

(八)金座の所在及建物

大阪の役後後藤庄三郎は江戸本町一丁目（現今日本銀行のある所）に役宅を賜ひ其後園にて小判師に金貨幣を製造なさしめたりしが東山天皇の元祿八年（今より二百二十五年前）貨幣改鑄のこと起るや始めて江戸本郷靈雲寺の傍舊大根畑の地に改鑄局を設けたり之れ工場を官設し幕府が貨幣鑄造のことを根本的に監督する權輿なり然るに此改鑄局燒失せしかば元祿十一年正月之を再建するに及びて工場と事務所と相隔つるは不便にして取締上大に都合惡しきを以て更に本町一丁目の後藤邸内に鑄造所を新築したり即ち本町一丁目二丁目の間にある町を金吹町と稱するは當時小判師が多く住居せしによると云ふ爾來文化年間より明治維新に至る迄金座建物の祝融の厄に遇ふこと九回なり之れ消防具（小龍吐水大團扇及水桶等）の不完全にして且不規律に晝夜過度の熱火を使用するに原因すと雖も又一面には關係書類の燒失に依りて金銀の現在高不明に歸すれば寧ろ火災のために不正役人の利する處となるが如きは第二の原因たりしやも知る可らずと云ふ而して金座の存在する本町は江戸の中央にあるが故に屢火災に遇ふ恐れあるを以て盜賊橋なる牧野氏の邸に移る議ありて既に其計畫ありしも慶應二年に燒失の際假りに淺草地方町なる與

（イ）金座の權限

金座は徳川幕府に於ける金一切のことを掌る處にして勘定奉行に隸屬し寶曆年間迄は銀座をも監督し後櫻町天皇の明和二年（今より百五十五年前）以後は錢座をも亦統轄せり降て仁孝天皇の文政三年（今より百年前）に至りて金箔及下金類の取締を兼ね其權限頗る廣大なりしが明治元年二月金銀座改正の旨を達せられ明治二年二月遂に廢止となる

（ロ）金座の起源及設置

抑々金座の起源は後陽成天皇の天正十八年（今より三百三十年前）より江戸の町人四條、佐野松田の三人砂金を吹きまろめ壹兩、壹分、壹朱、朱中等其量目及種類を紙に書したるものを添へて受授し來りしに因し文祿二年徳川家康後藤光次に金銀改役を命じ之れが檢定のことを司らしめ次で文祿四年江戸駿河の二ヶ所に地を定めて小判金を製造せしめ慶長五年更に京都及佐渡にも地區を定めて小判金を製造せしめたり而して小判金の製造は初め小判師なる家柄（江戸金吹町には小判師廣瀬吉兵衛松村勘右衛門石井次郎兵衛谷中兵衛の四人京都には小判師三十人あり佐渡駿河の分不明）ありて小判を作り御金改役たる後藤の檢定を受けて世上に通用せしものなりしが元祿八年粗惡なる貨幣行はるゝに至りしかば貨幣改鑄の議起り江戸本郷に改鑄局を設け此處以外にて貨幣の鑄造を禁止せり世人之を金座

重訂 鑄貨圖錄 坤

佐野英、山 編

◎第三章 金座及銀座

上世は金銀貨幣(金銀の鑄貨を除く以下同じ)の用未だ起らず時として朝貢の料となり或は臣下に賜ふの賚となりたりしかども未だ通貨となしたることなかりしが近衞帝の朝以降に及んで板金又は砂金の塊粒及挺銀等を以て贈遣の料に供し次いで通貨として用ひらるゝに至れりと雖其品位不同形態不定なるが故に通貨としては不便多く豊臣氏海内を統一するに及びて判金ありしかども之亦贈遣の用に供せられたるのみなりしが德川氏金銀貨幣の制を定むるに至り玆に始めて全國一定の金銀貨幣を見る而して其鑄造を監督するものを金座及銀座とす以下項を逐ひて之を敍述すべし

○(甲)金座

目次終

鑄貨圖録 坤

目次

佐野英山編

重訂鑄貨圖録

蝶葉堂藏版

鑄貨圖錄 坤

目次

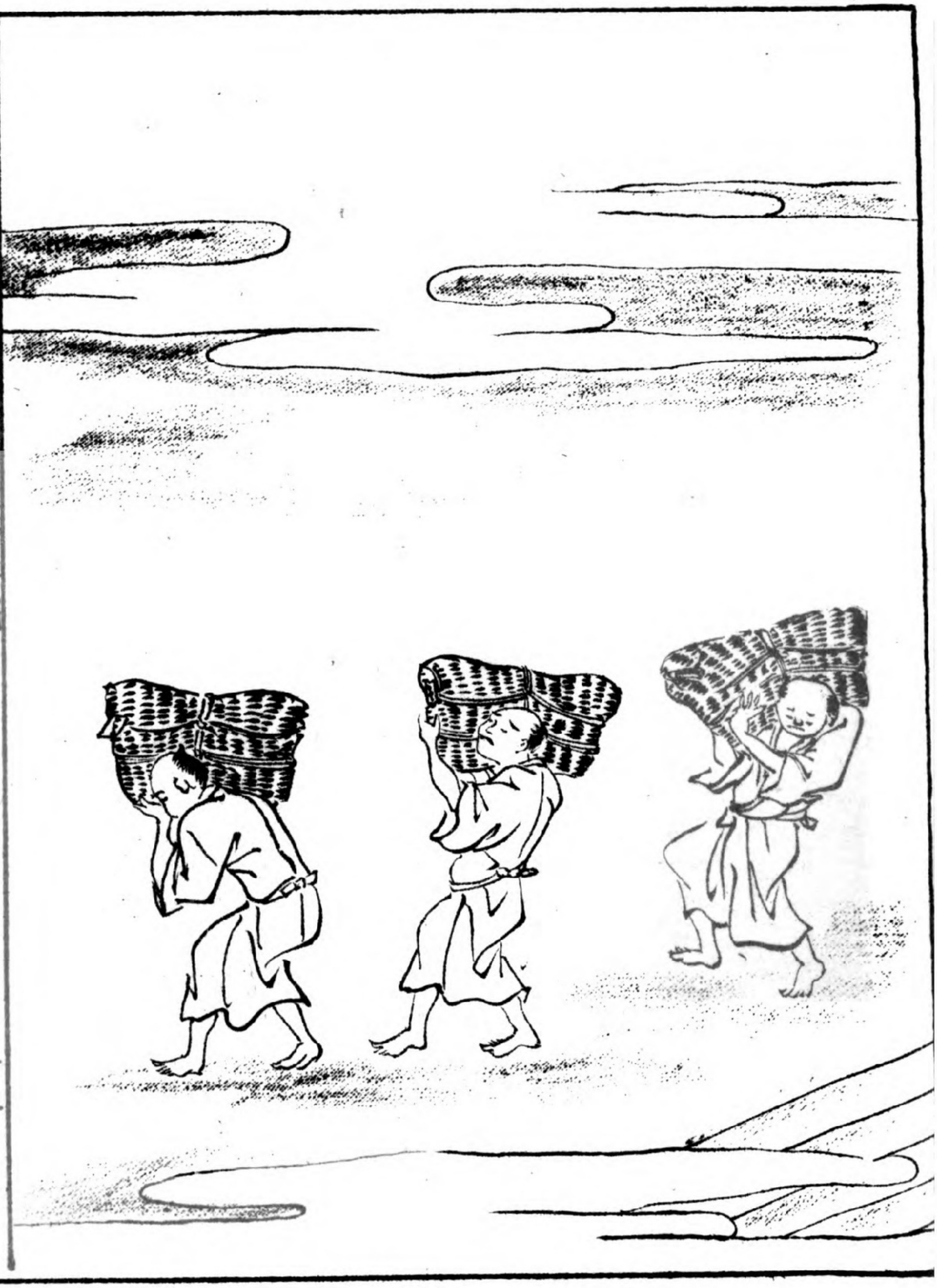
佐野英山編

重訂鑄貨圖録

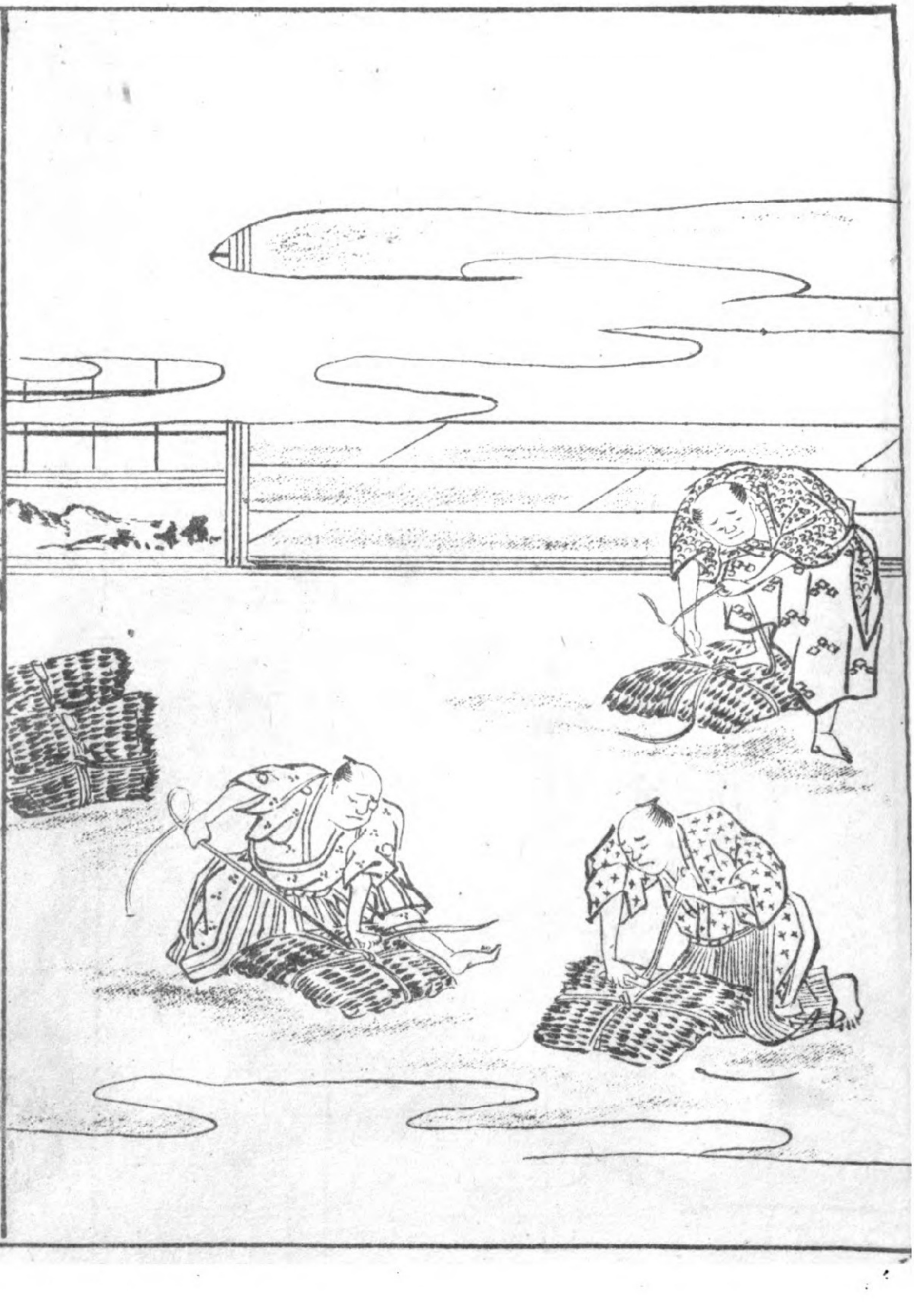
蝶葉堂藏版




○収入を土蔵に納むるところ




○銭叺を土蔵に納むるところ





○出来銭叺詰の図

出来銭を緡に貫し叺ニ入まして封印を

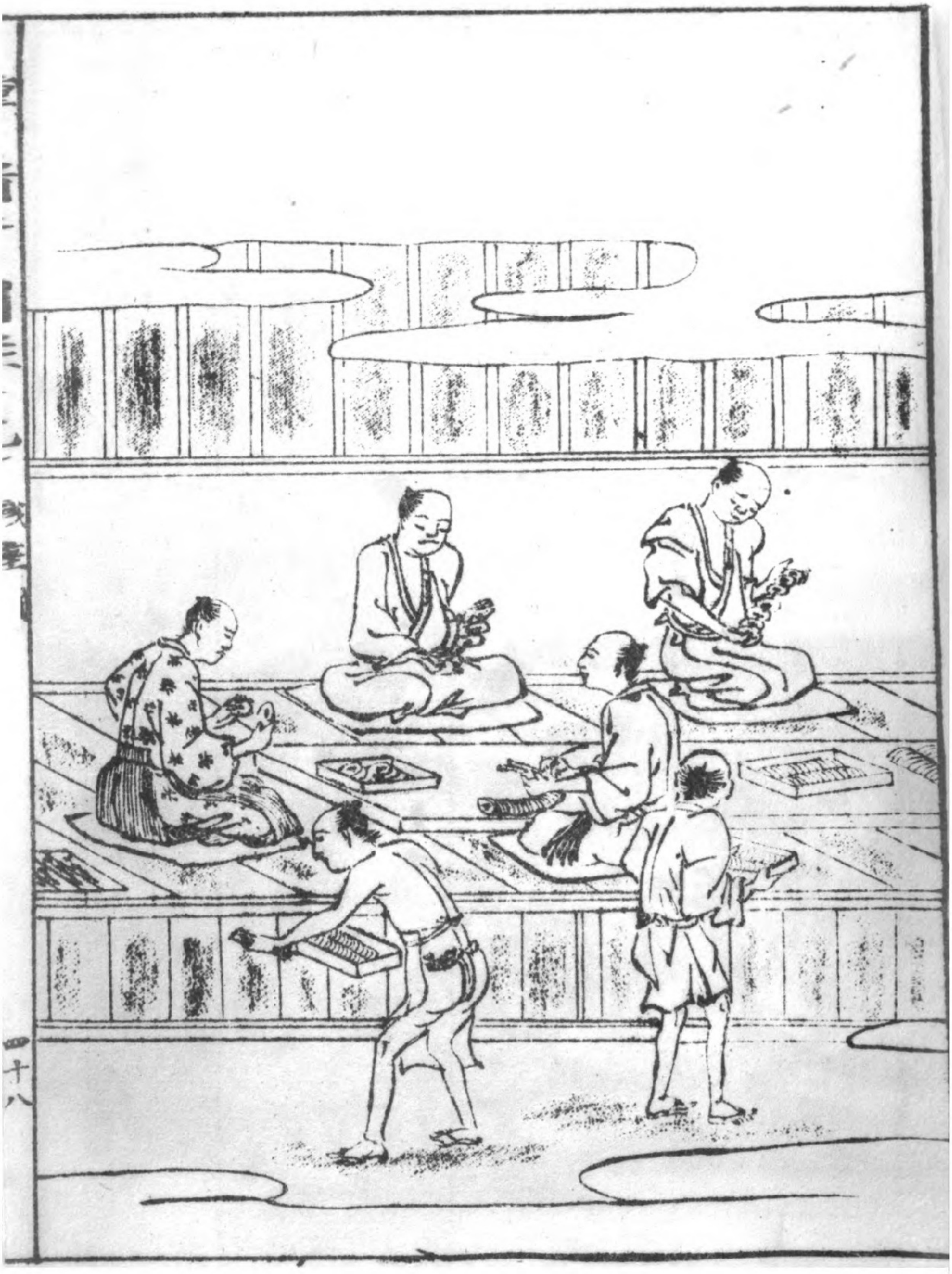
天保銭ハ百枚を一緡とし二千枚を一叺として叺ト入レ封印を

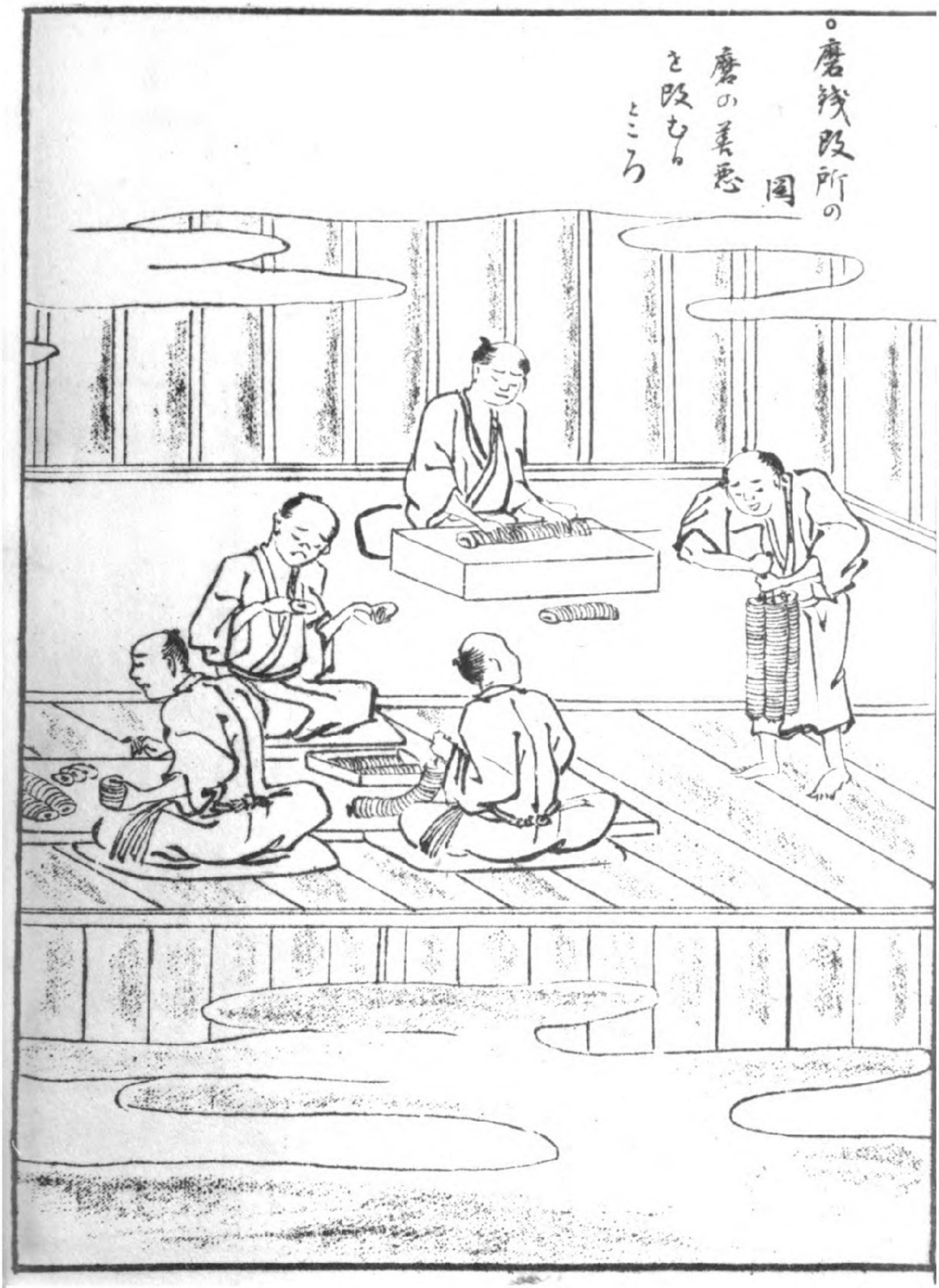



○天保銭ハ出来
上りたるものを
鉄串に貫き
両端に桐
葉の小極
印を打
ち始めて
通貨
となる

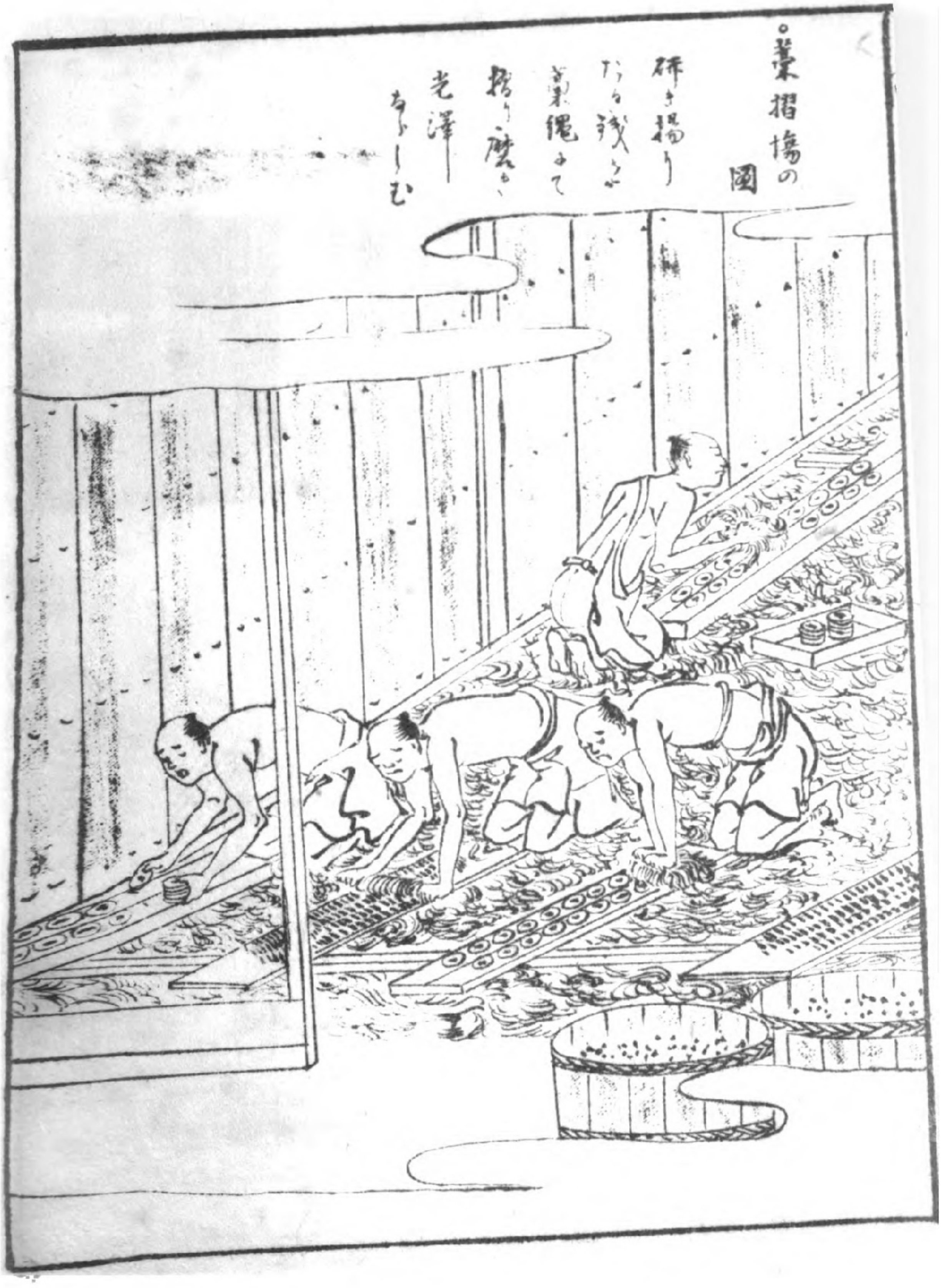



○出来銭改所の図
磨き揚りたる
銭を再び改め
形状文
字の不整
なるものハ
再び之を
溶解に



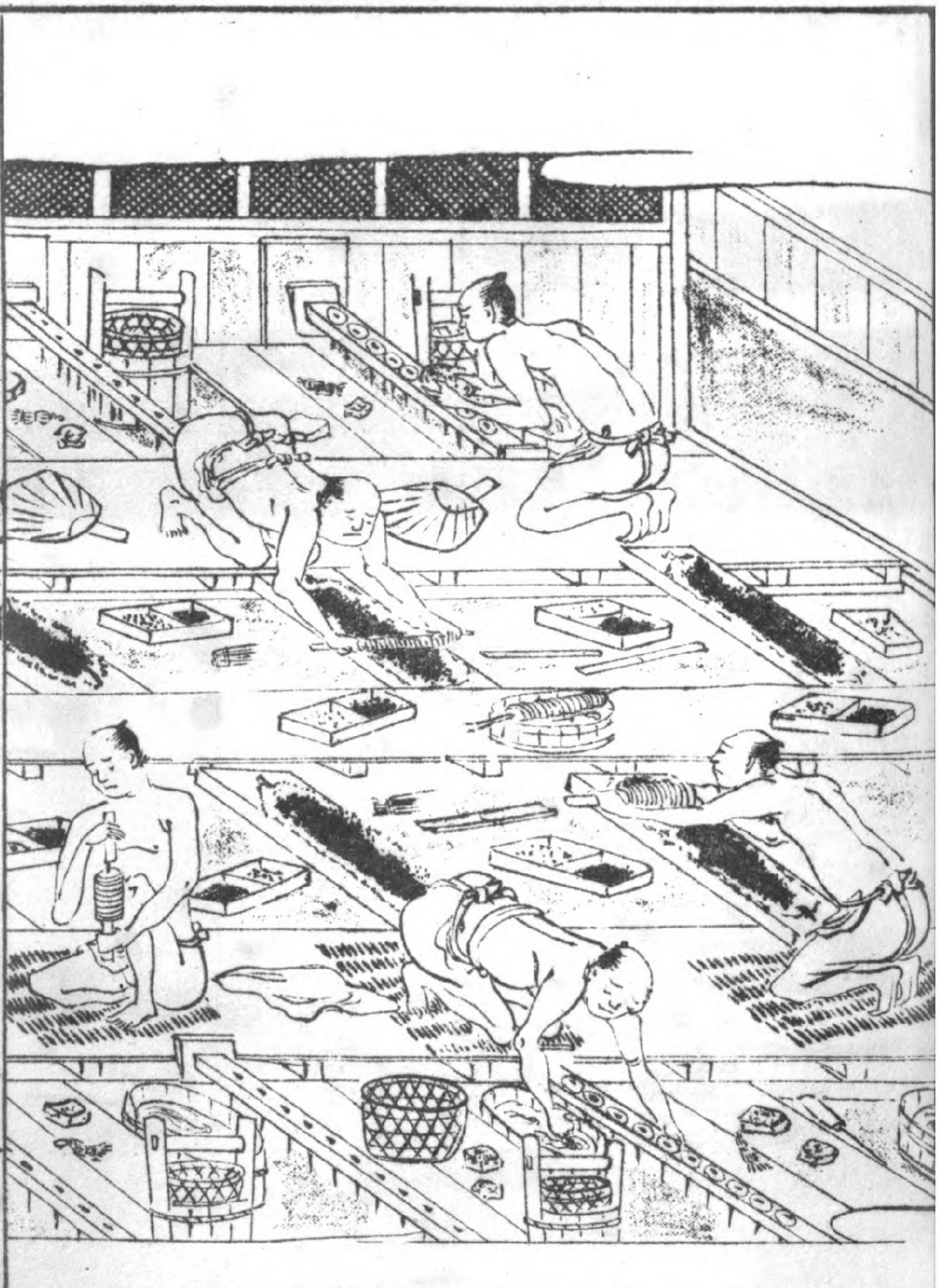

○磨銭改所の図
磨の善悪を改むるところ


○磨揚りたる
銭を湯にて
洗ふ図


○藁摺場の圖
研き揚りたる銭ハ藁縄にて摺り磨き光澤あらしむ



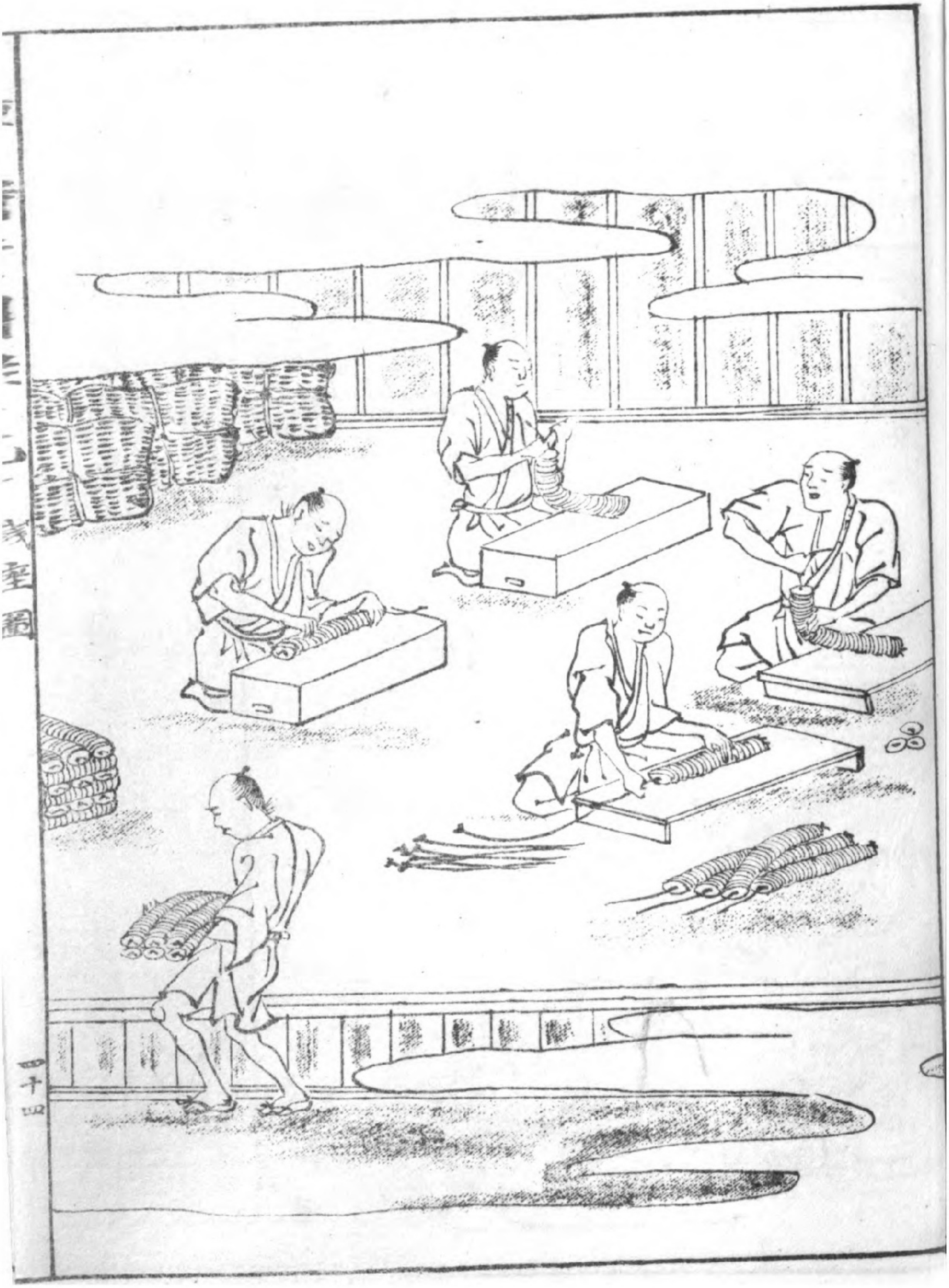

○研塲にて用ゆる砥石の粉を造る所の図

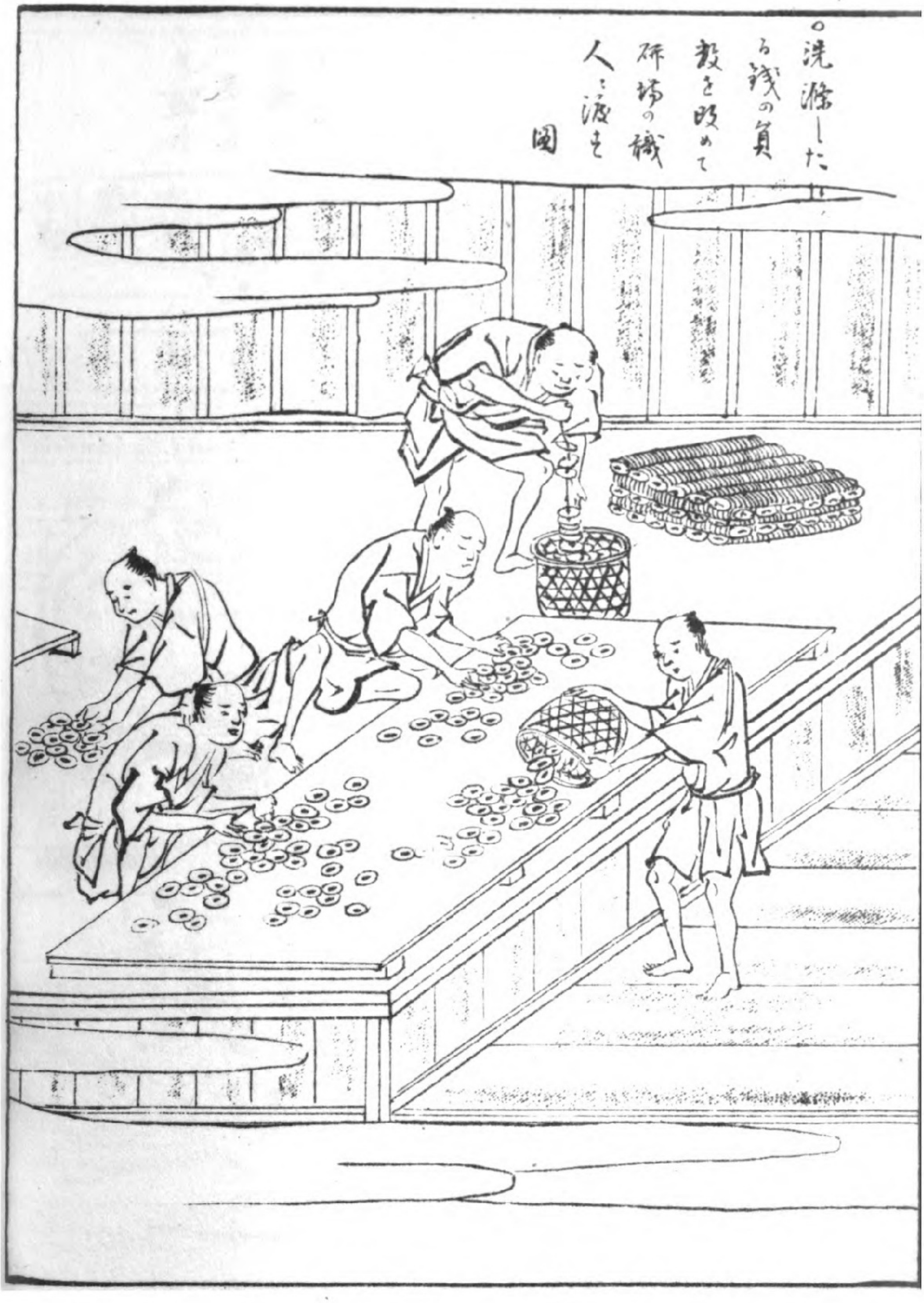


○研場の図

銭の表裏の平面を磨砂にて洗ひ砥石と木炭にて研き文字と輪郭を滑澤ならしめて鉄串に貫き周縁を砥石の粉にて研揚げ又木炭にて磨き水にて洗滌に

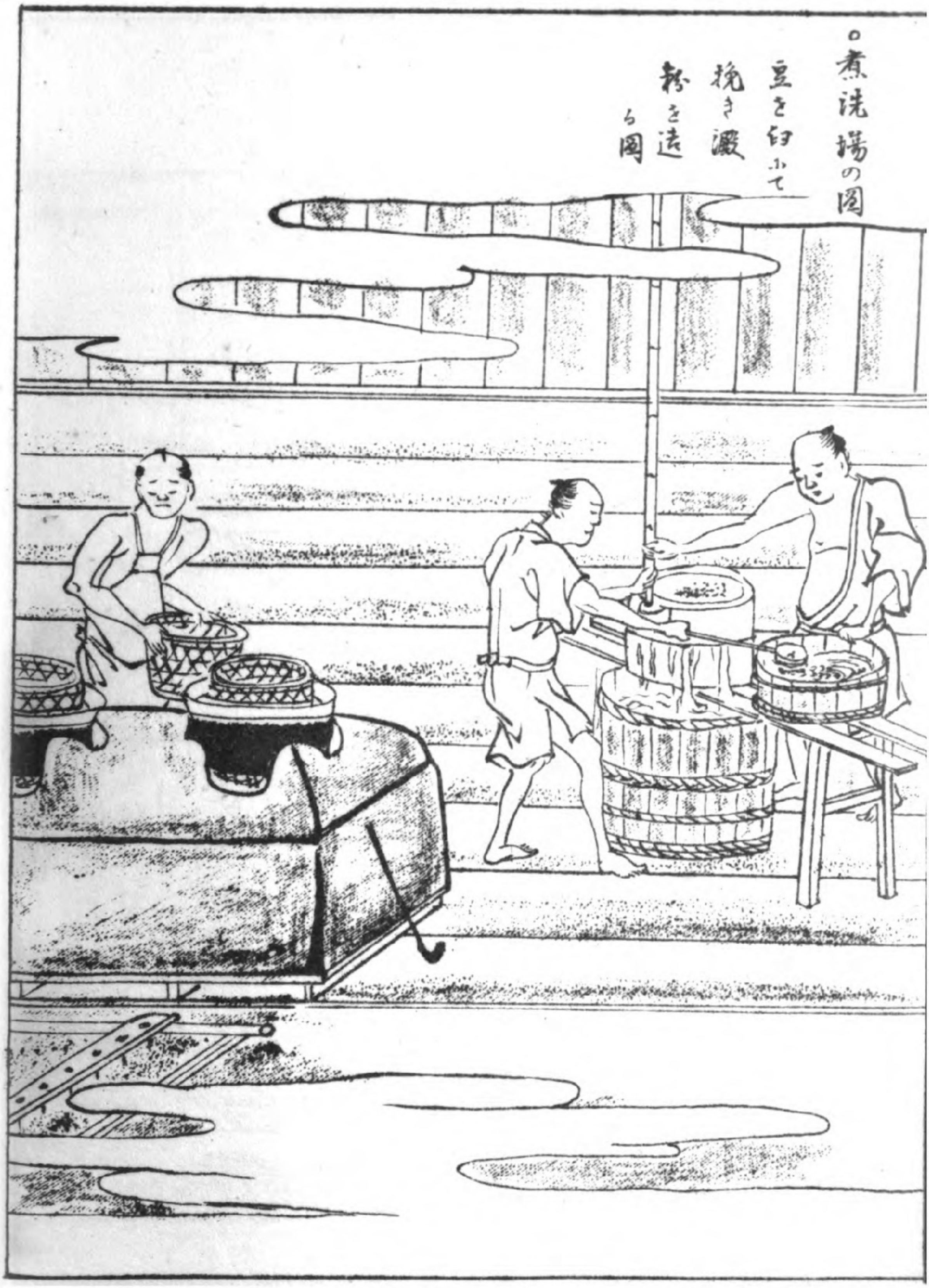






○洗滌したる錢の員數を改めて研場の職人に渡す圖


○豆の澱粉
小水を入
且鑪乃
滴たる残
を煮て
附着せる
砂垢を
洗滌そ



○煮洗揚の図
豆を臼にて挽き漉粉を造る図




○鉑吹場の圖 第二
鎔解終り鞴中の火を消さんが為鞴を倒すところ

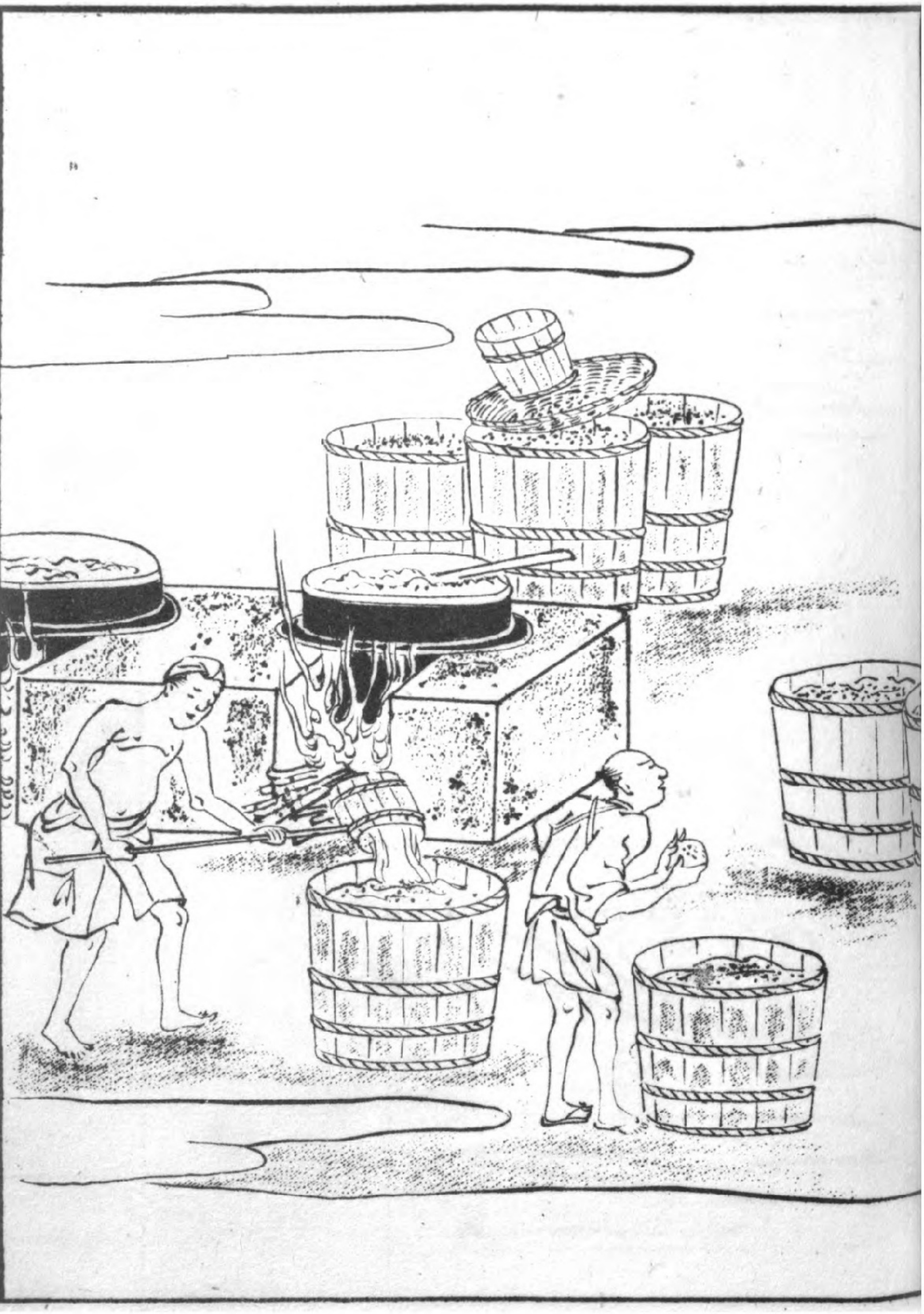
○砂型を注流したる地金を打ち碎くところ

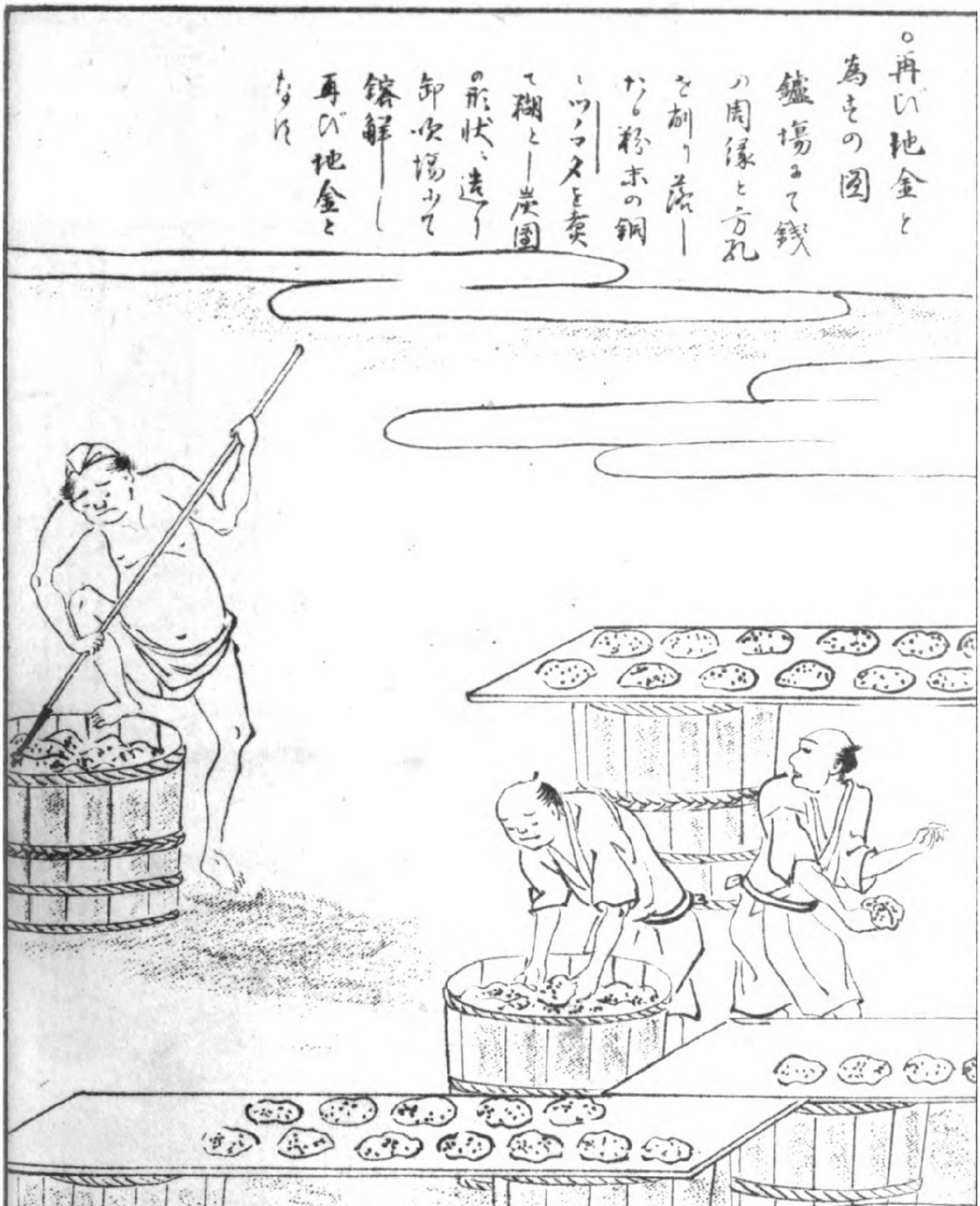




○卸し吹場の図 第一

鎔壷木炭或ハ甑中の粘土と附着したる地金又ハ大吹所小吹所の土砂を淘汰したる地金を溶解す



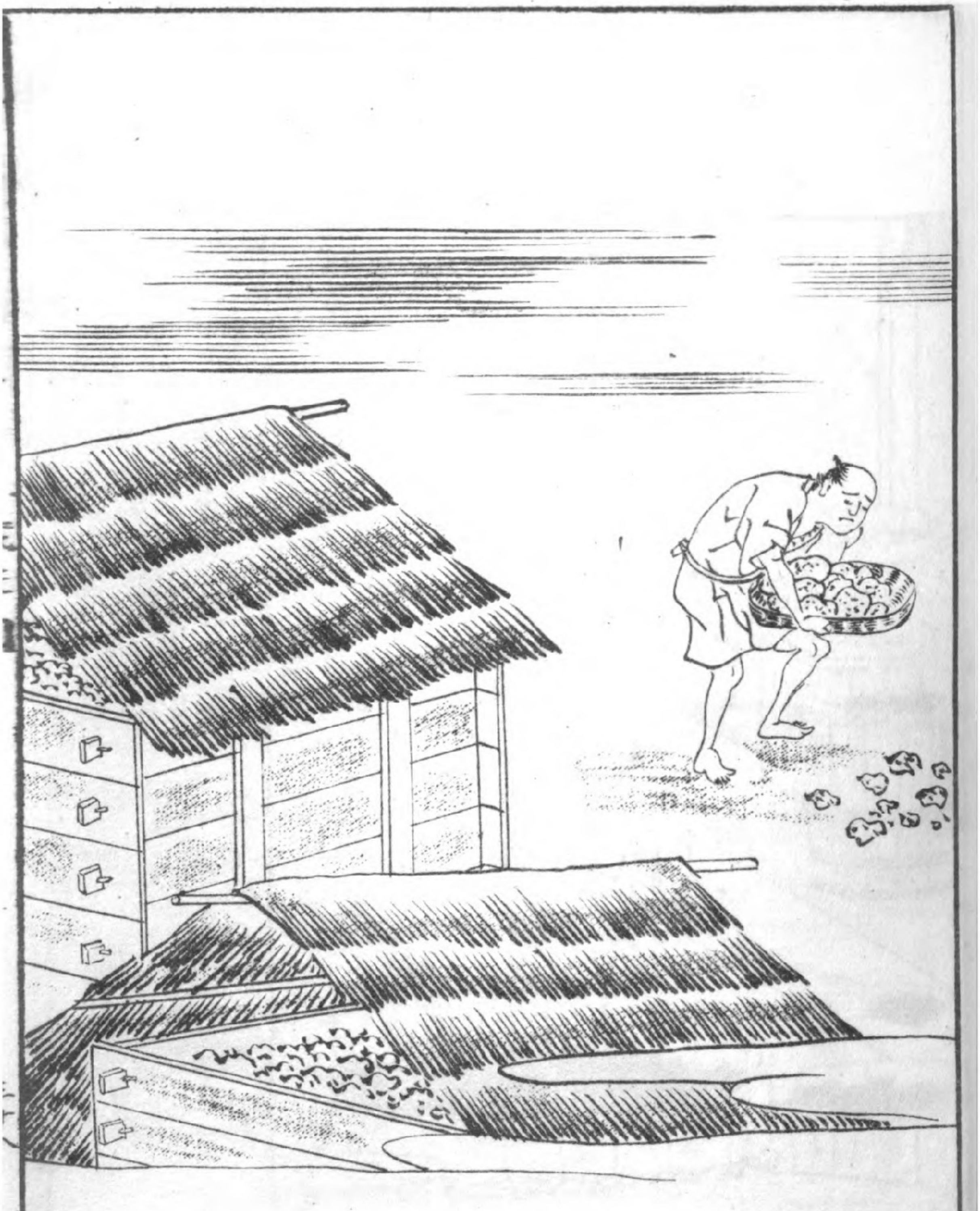


○再び地金と為るの図
鑪場にて銭の周縁と方孔を刮り落したる粉末の銅にツノマタを交て糊とし炭団の形状に造り御吹場にて鎔解し再び地金となる

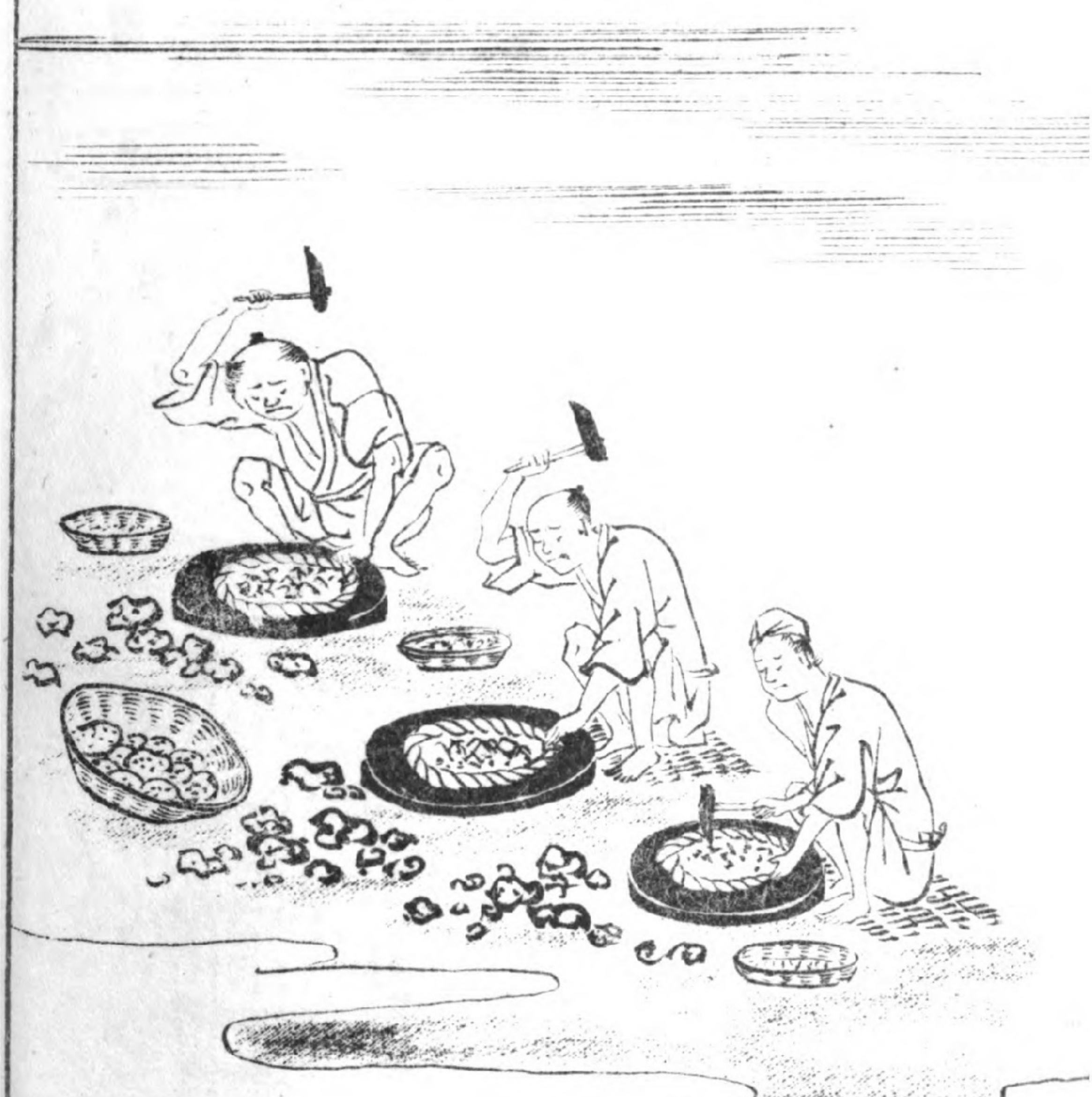


○地金の泥土を洗滌する圖


○地金ニ交リたる土砂を淘汰する図



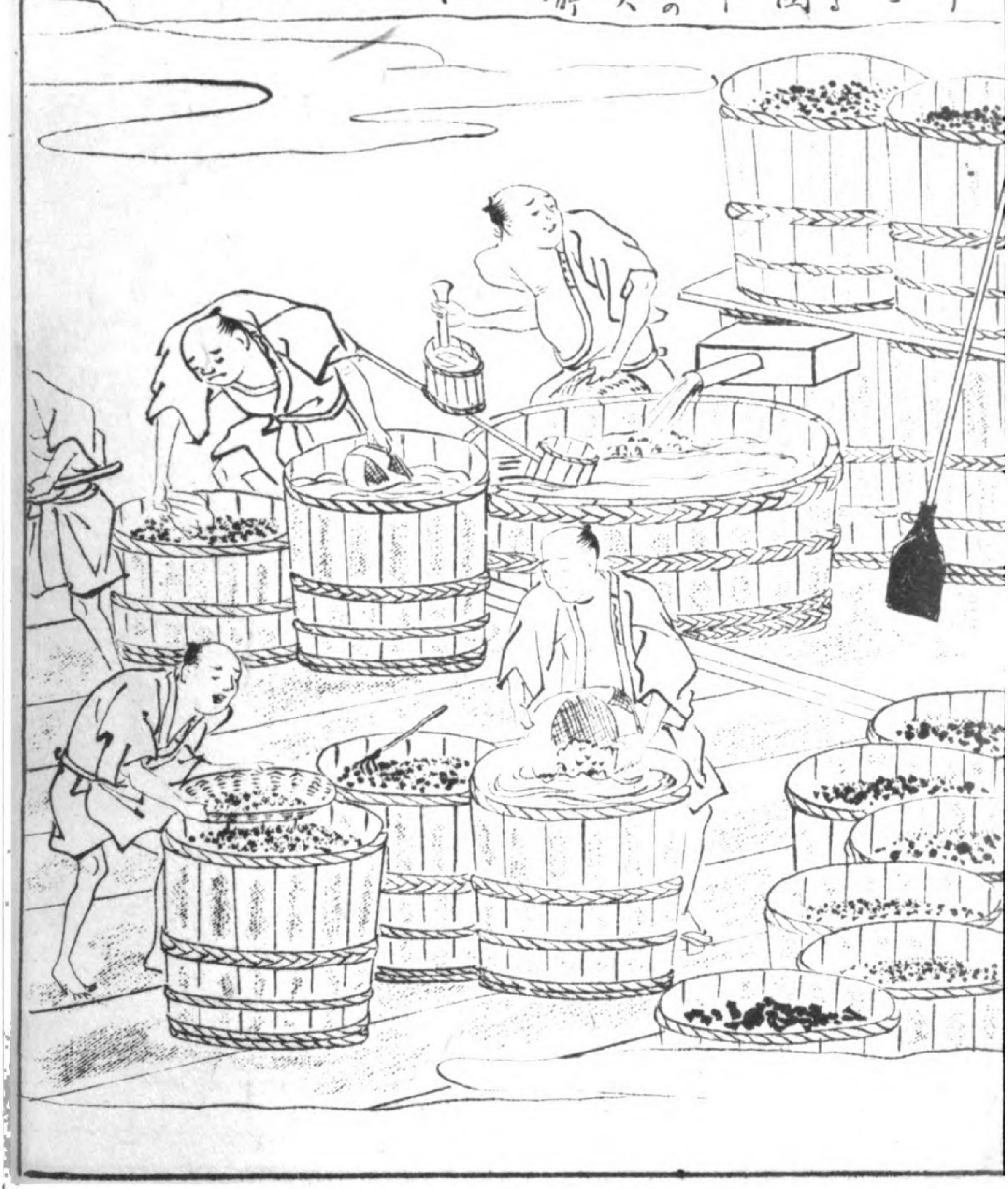
○大吹所の甑中塗りたる泥土に地金の附着したるを粗砕する所

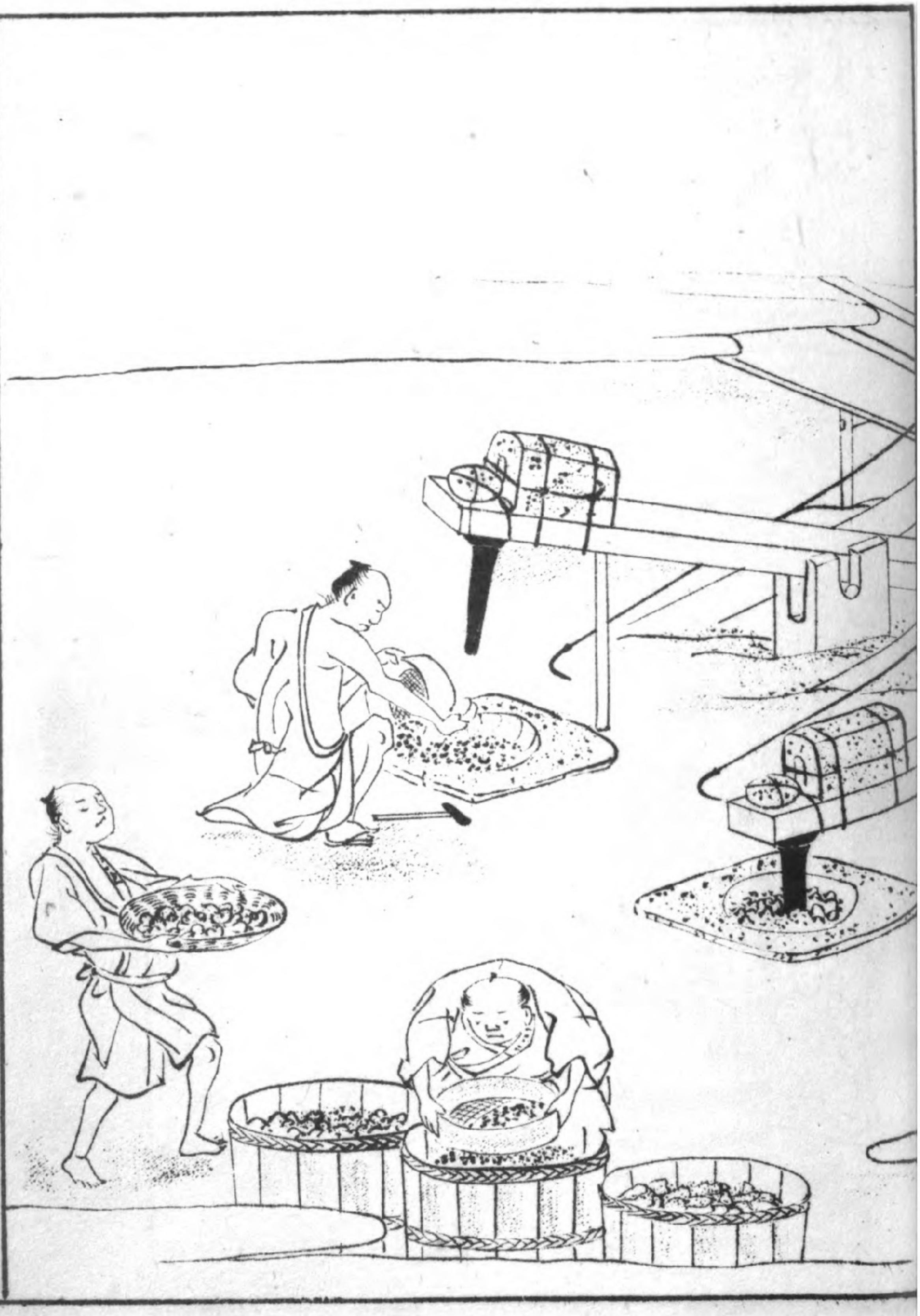



○泥流しの図
土砂に交りたる
地金を桶中に
入れ水を混合
し地金は沈澱
したるとき泥土
を流出すこれを
泥流しといふ

○土砂と交りたる地金を篩ひ分ける図

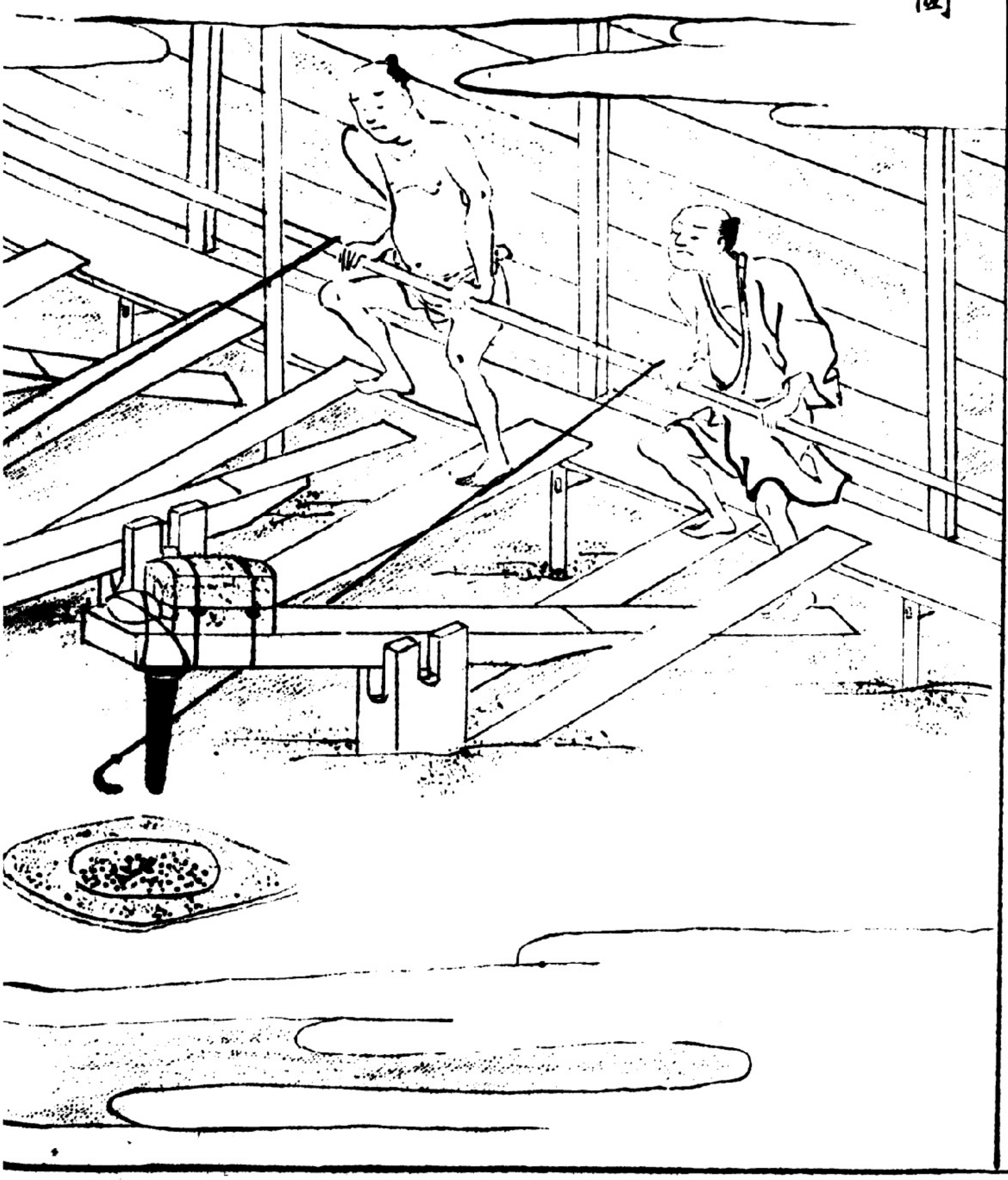
搗場にて砕きたる細末の地金と大吹所又ハ小吹所にて土砂ハ交りたる地金を篩ひ分け粉末なるものハ泥流しとなし粗なるものハ再び搗場にて粉末となし





○搗場の圖

木炭或ハ鎔壺ニ附着せる地金を淘汰のためニ搗て細末とし







○地金を納屋より出入する図





○鑄錢の諸器械を製造する圖

○小吹所の甑の蓋を粘土にて造る図

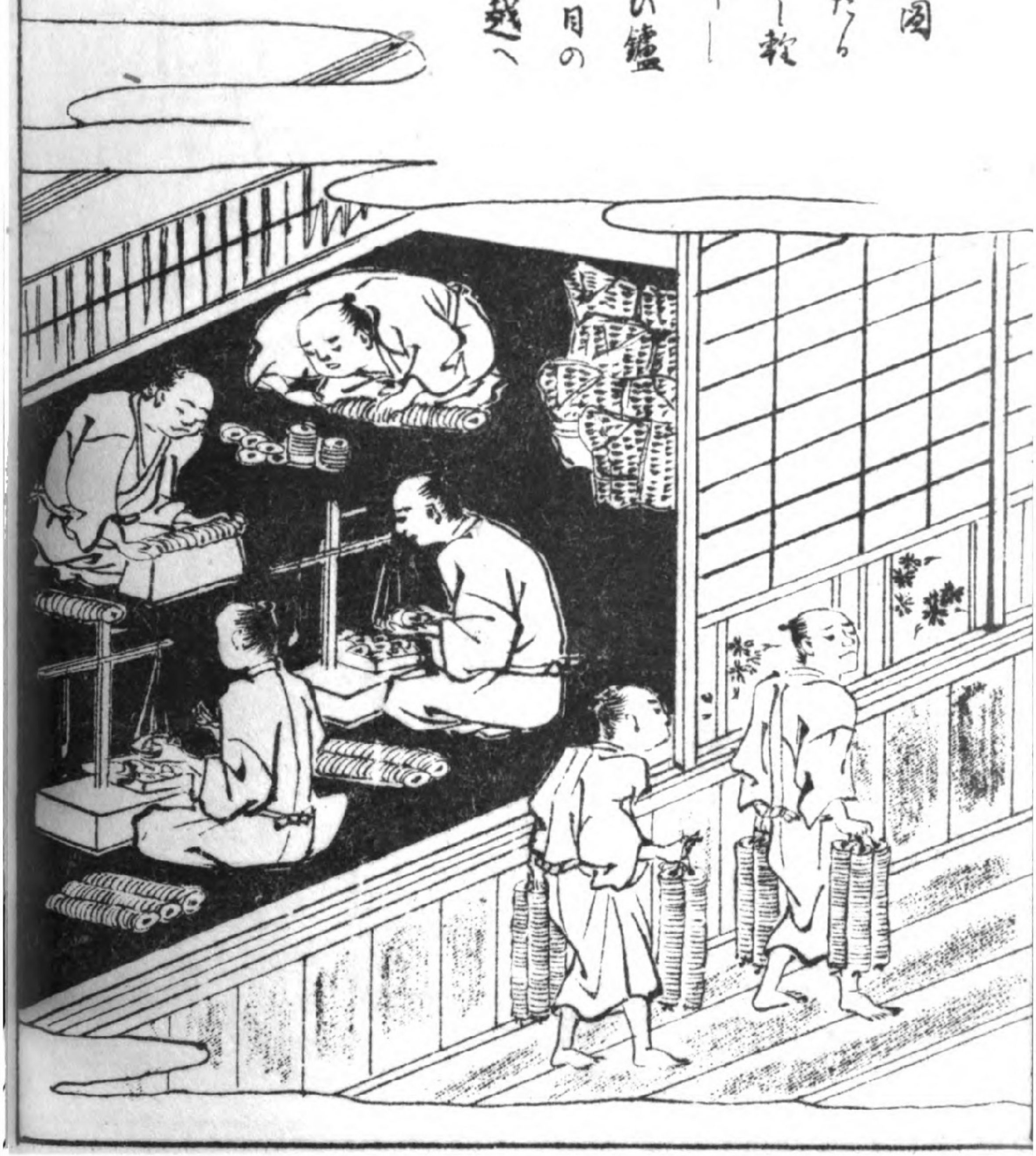


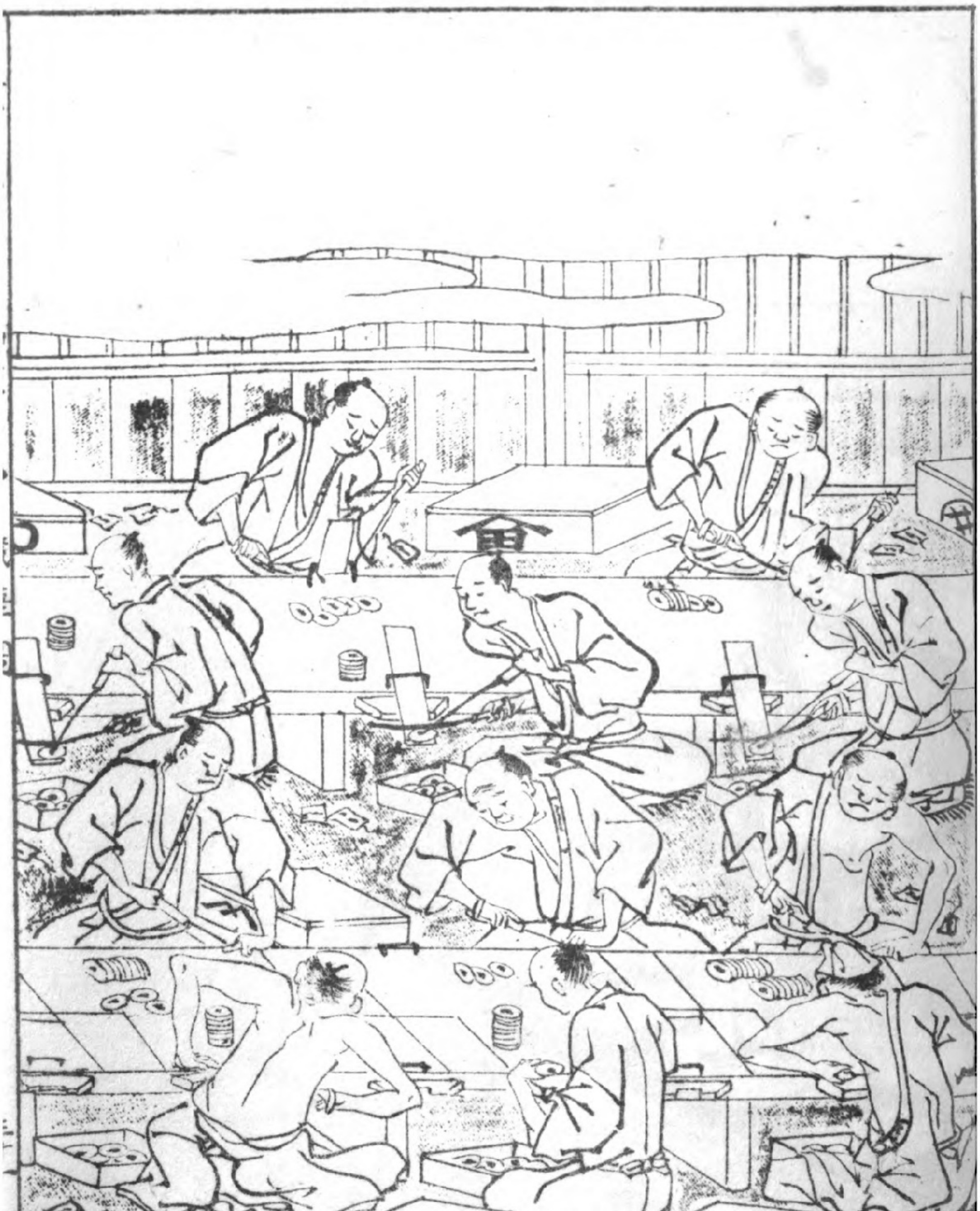


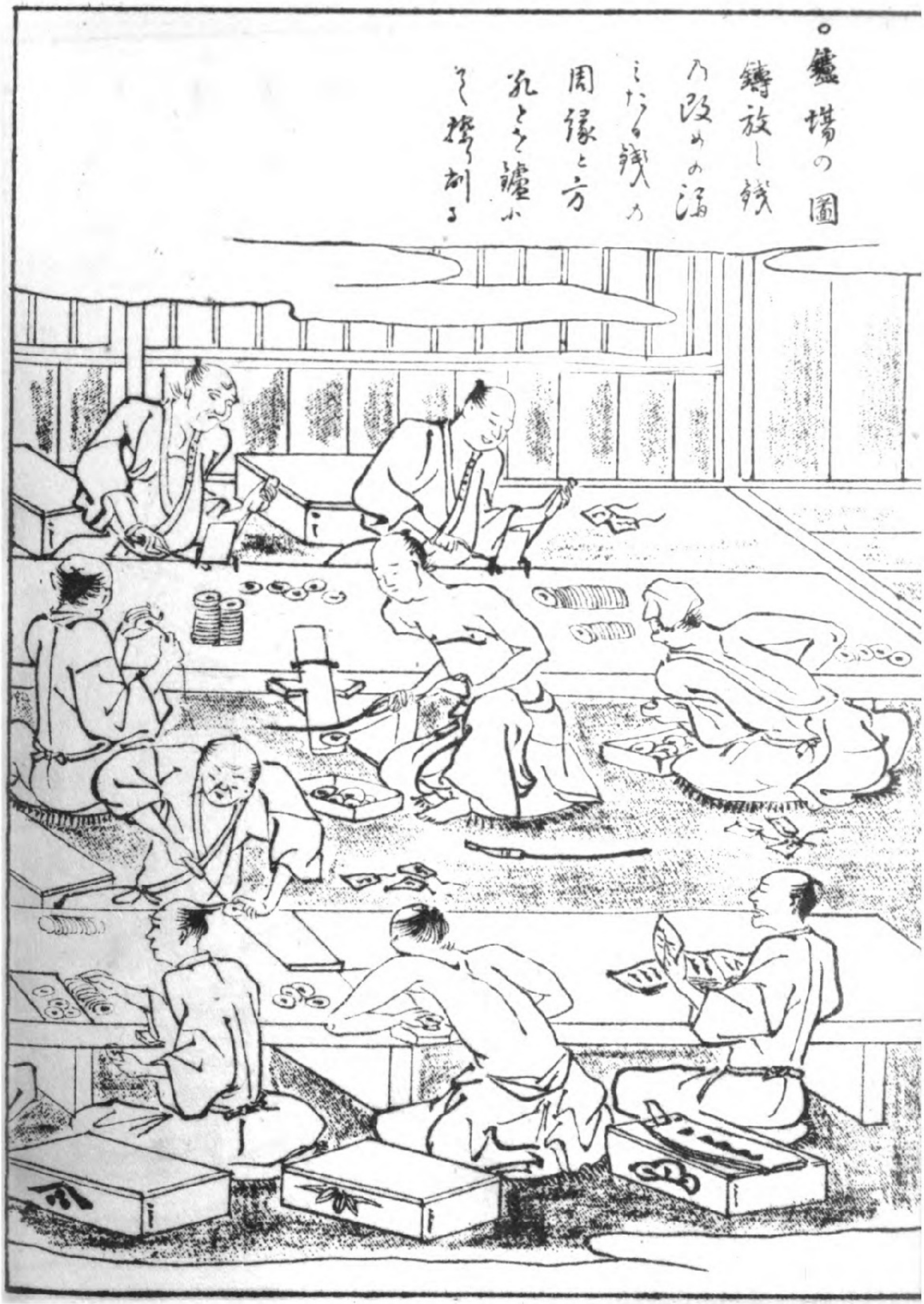
○陶器の粘土を塗りて小吹所へ鎔壷を造る圖



◦再掛場の図
鑢にて削りたる
減量を秤量し軽
きものハ鎔解し
重きものハ再び鑢
にて削りて量目の
軽重定規に越へ
ざらしむ




中
下


○鑢場の図
鋳放し銭
の改めの済
みたる銭の
周縁と方
孔とを鑢に
て擦り削る

○同
鑪の擦り
損じを
改む




○鑪場改所の図
銭の貫数を改むるところ



○鑄放錢改場の圖

小吹所にて鑄造したる鑄放錢を一枚づゝ秤量し錢形の表裏を改め其不整形なるもれと輕量定規に過るもれハ再びこれを鎔解に




○地金を掛改めて
小吹所へ渡す圖



○小吹所へ地金を運送する圖



○小吹掛改所の図

小吹所にて鋳造したる銭と吹き損じたる地金或ハ銅屑を掛け改めて鋳造の欠減を検査するところ



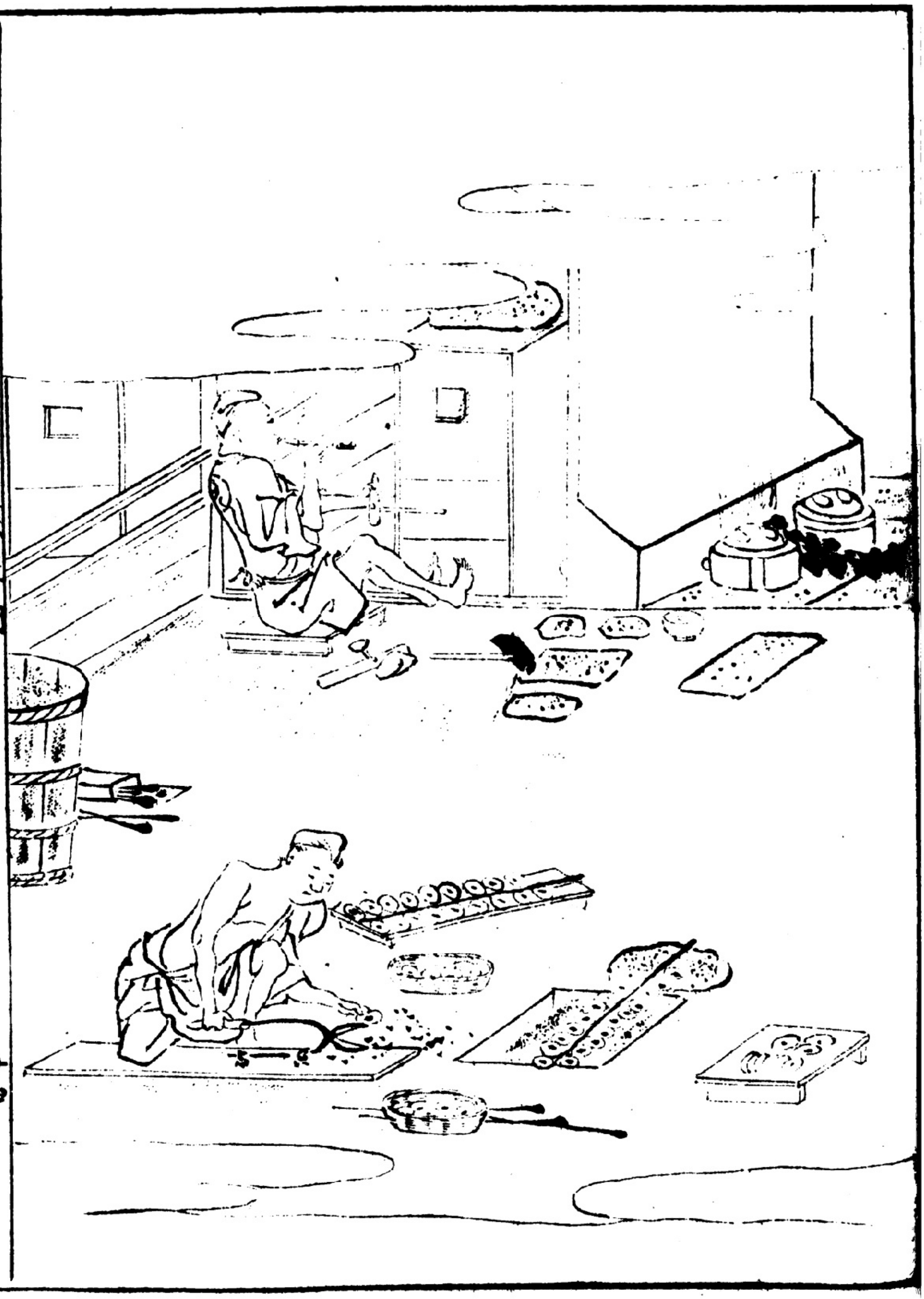


○小吹所の銅屑と砂の混同したるを洗滌する圖









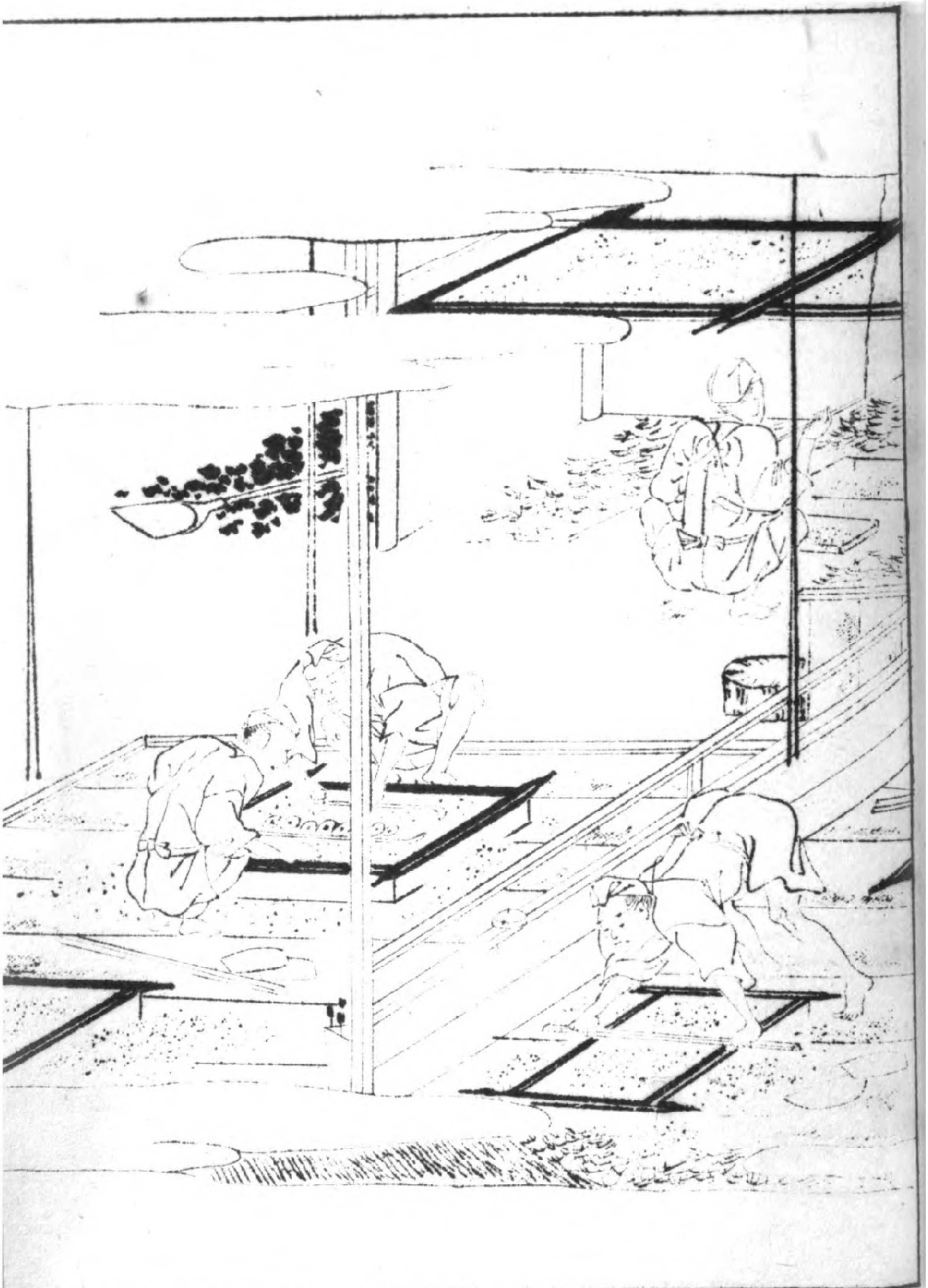




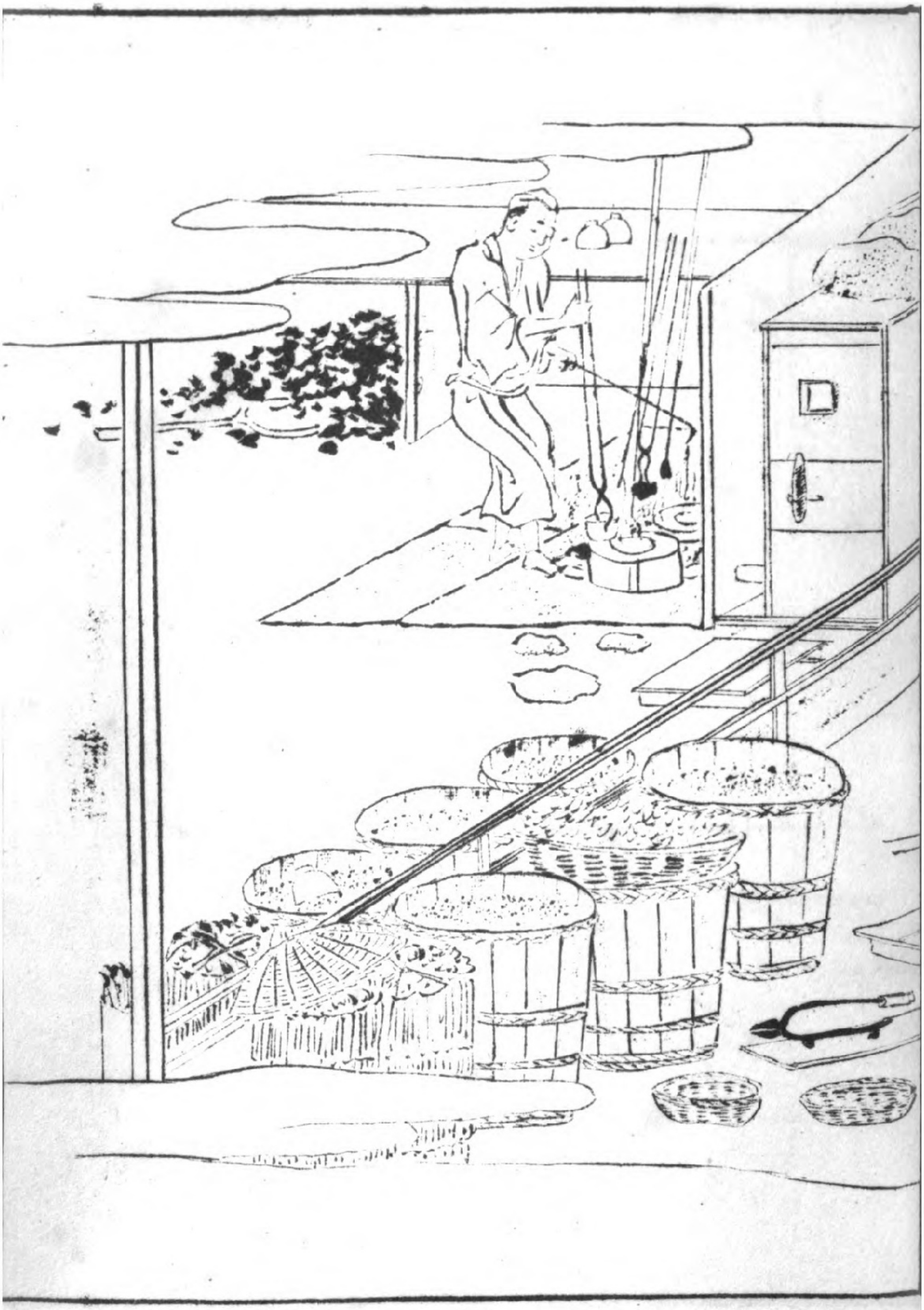






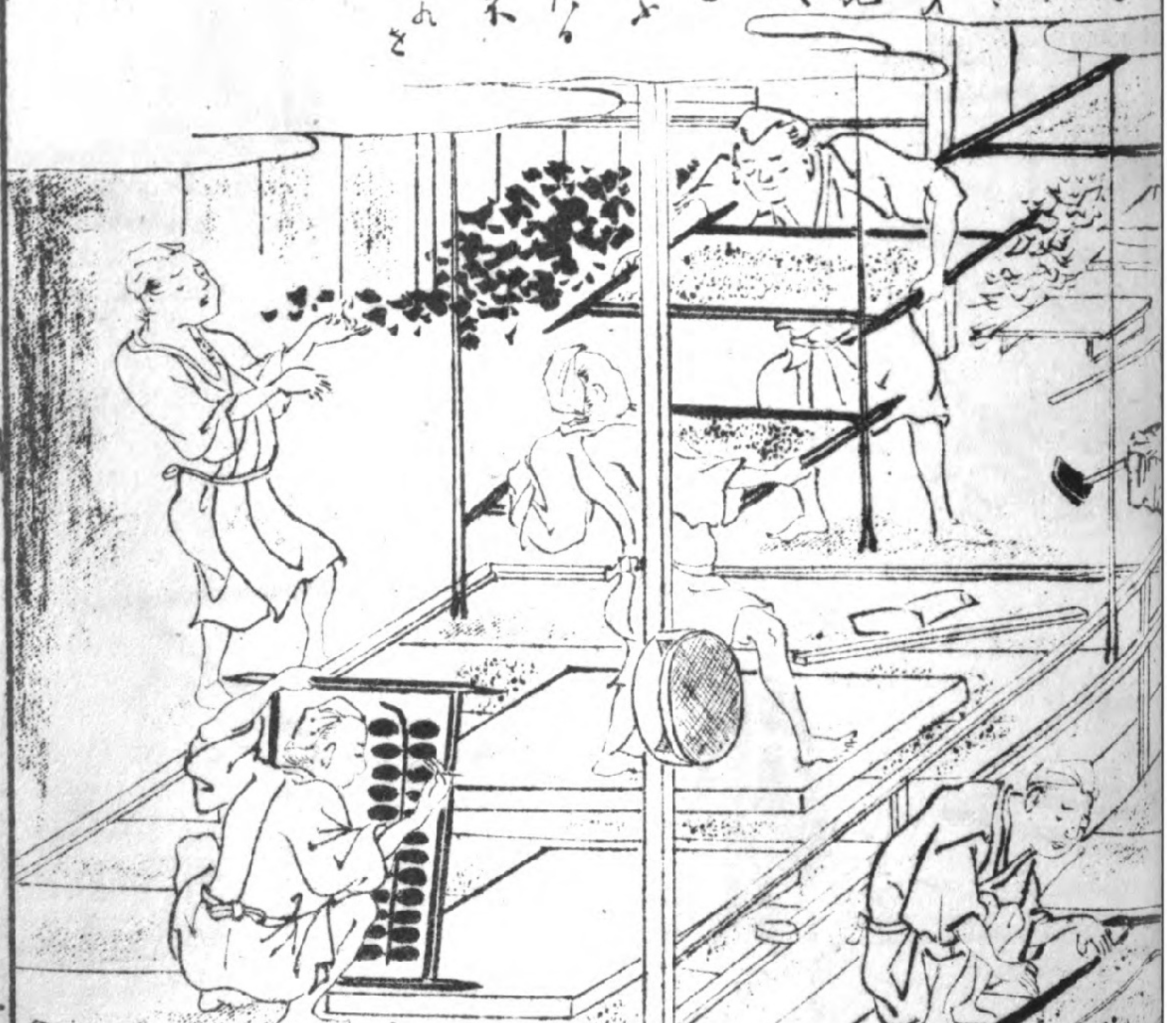




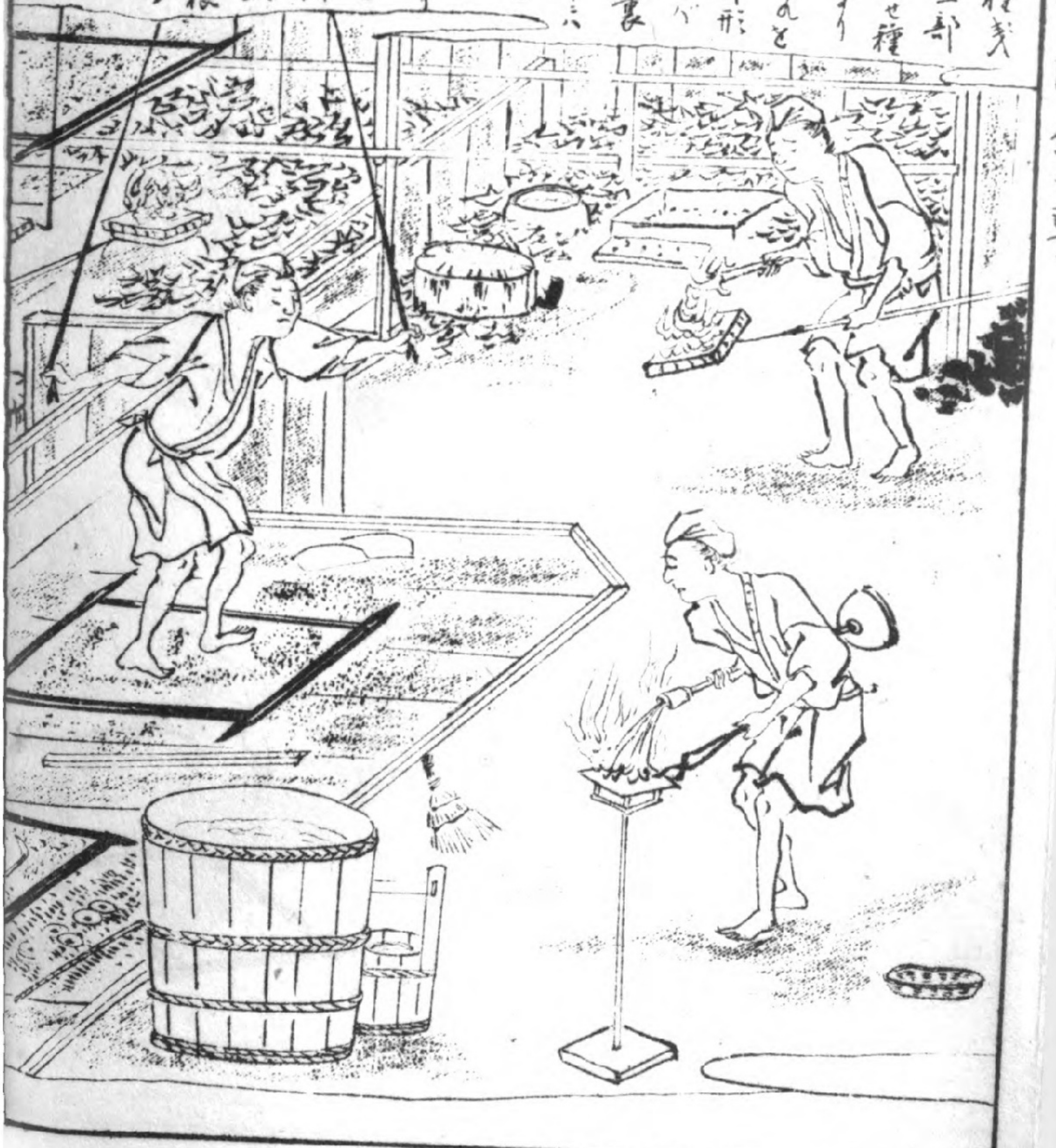




合せ鎔銅を注瀉
し水を灑して
放冷せしむ是に
於て一型大保銭
ハ百二十五枚其他
の小銭ハ約二百枚
を鋳出すこれを
鋳放し銭といふ
其注跡となりたる
銅屑と銭形の不
整なるものハ又これを
鎔解す。



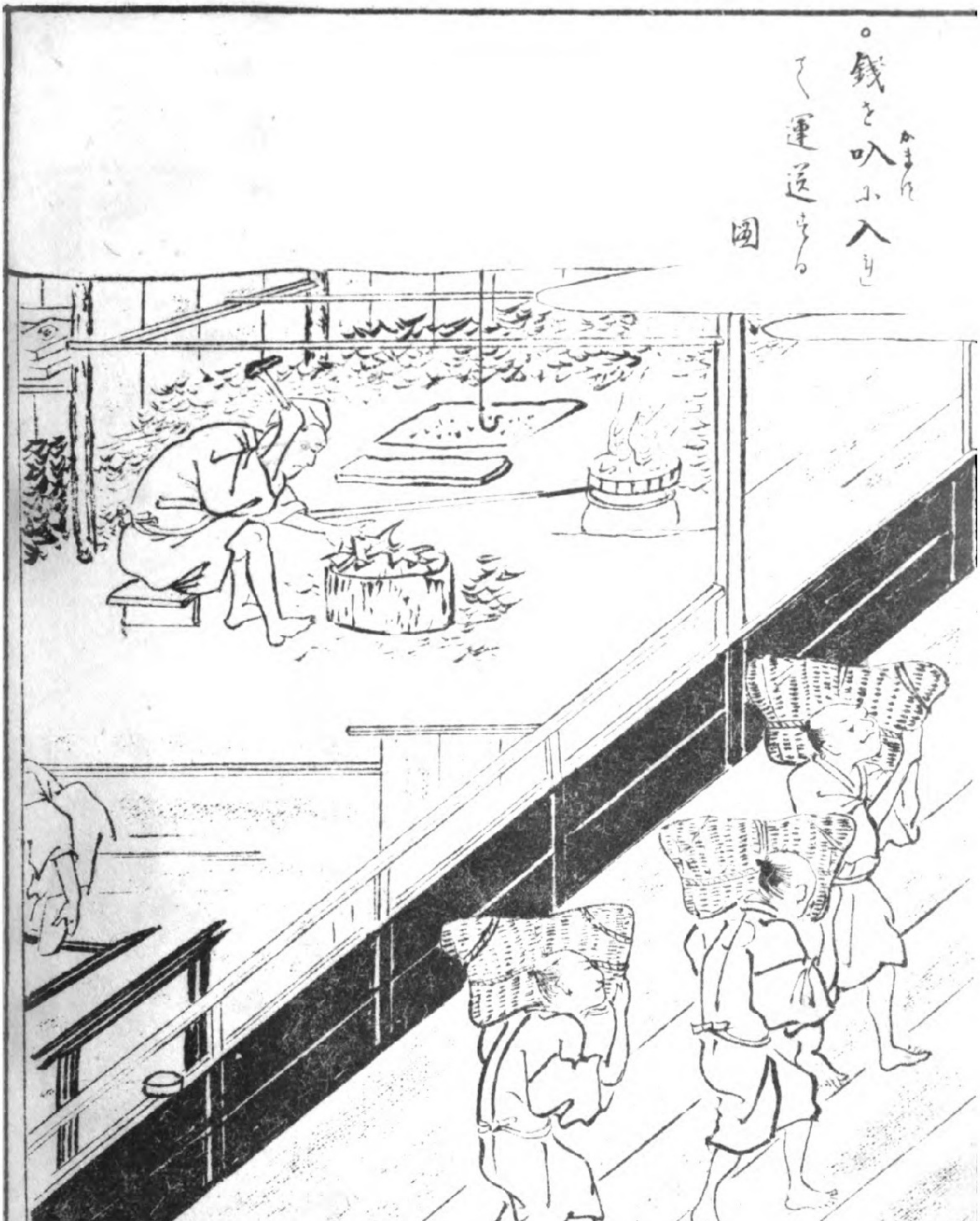
置き其両側へ種銭
を並べ尽きて上部
の形枠を組合せ種
銭を細篩より上より
砂を篩て又たこれを
踏み堅めて上部形
枠を取り放せば
下部には銭形の裏
面を生じ上部には
種銭を細篩を
附着せこれをし
形枠の背面より
斜辰し銭形と
細條より向ふ鎔銅
を注流すべき一路
を穿ち而して松根
を以て上下の砂形
を焼きいぶり
再び形枠を組





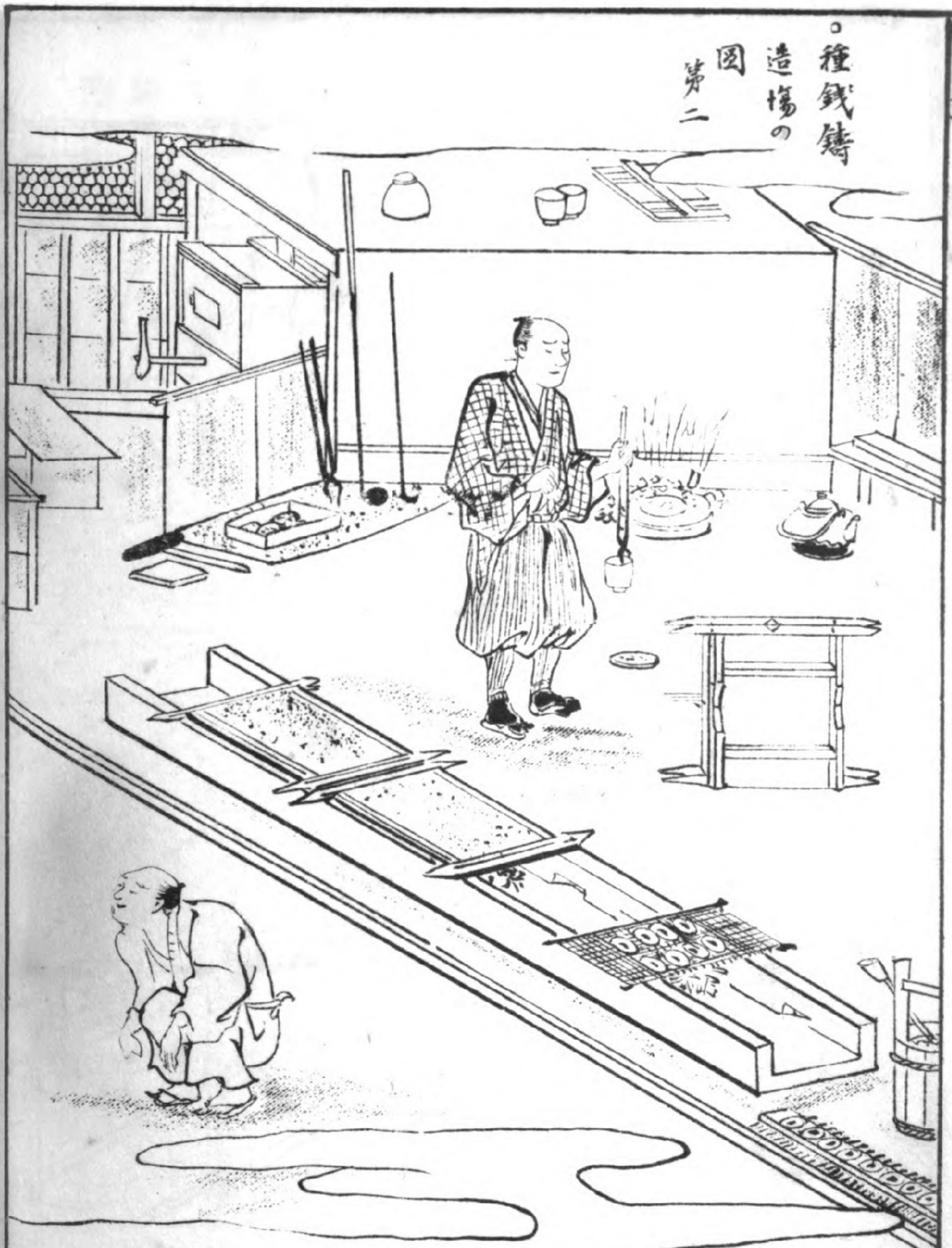
○小吹所の圖

大吹所ゟて混合したる地金を陶器の鎔壺に入まして之ぎしを竈中に入れ地金よ鎔解したる時鎔中より鎔壺を挾み出し砂型に注浮を砂型を造るハ上下の二面を組合したる形枠の下部へ砂を盛り踏こ堅め銅皿を以して砂面を擦りて平滑かし鋳銅の銭形に注流する路を造らんがため銅製の細鋼二本を


○銭を叺(かます)に入りて運送する図



。役人見廻りの図



種銭鋳造場の図 第二



○種銭鑄造場の圖第一

銭を鑄造するにはまづ其基本とすべき一枚の銭を彫刻し之れを母銭といふ之れより種銭を鑄造するに其母銭の損害せざらんが為めに錫を以て數十枚を鑄寫してこれを錫種銭といふ此錫種銭より數千の唐銅種銭を鑄造し之れを鑄型として通用銭を鑄製するなり



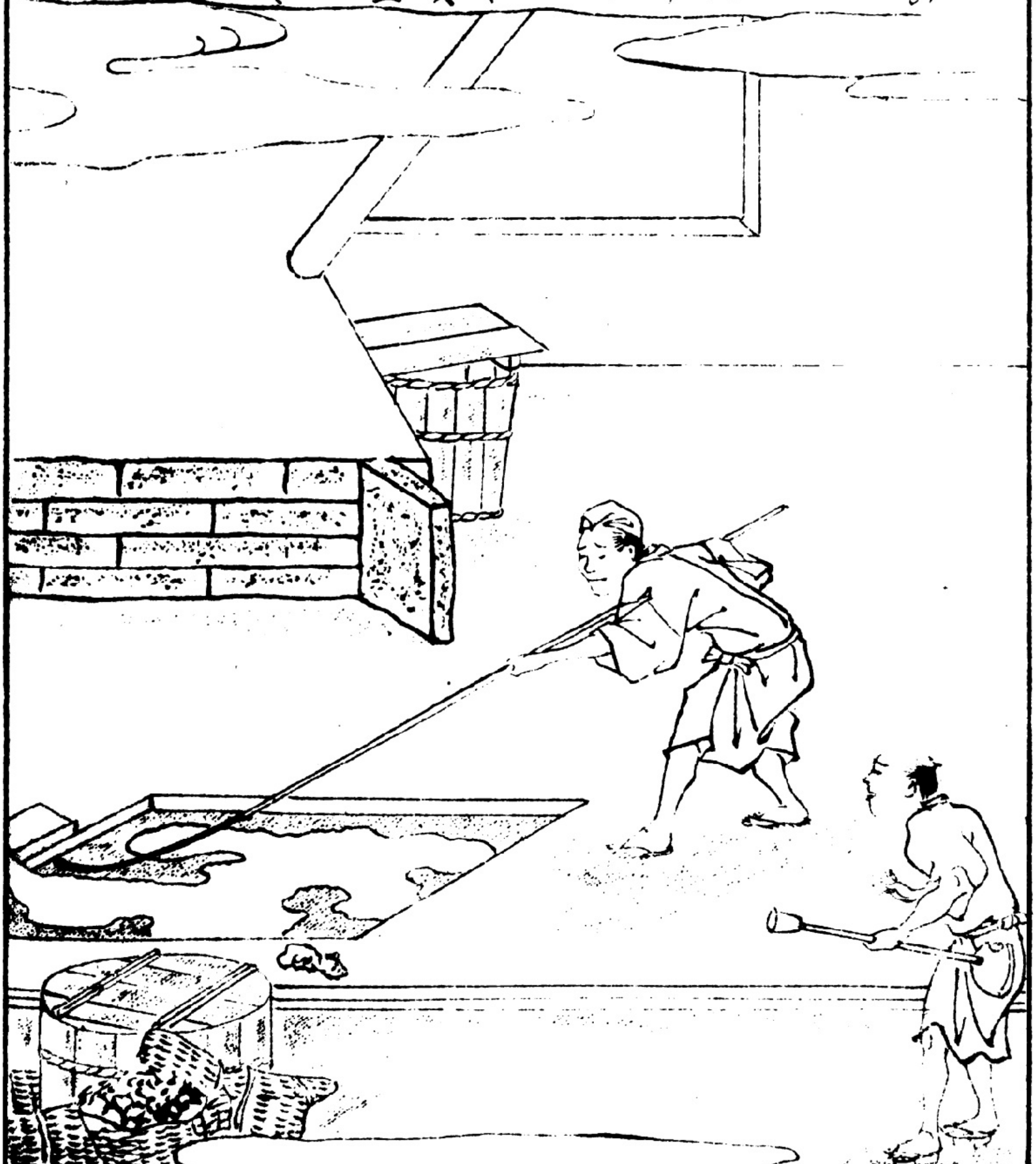


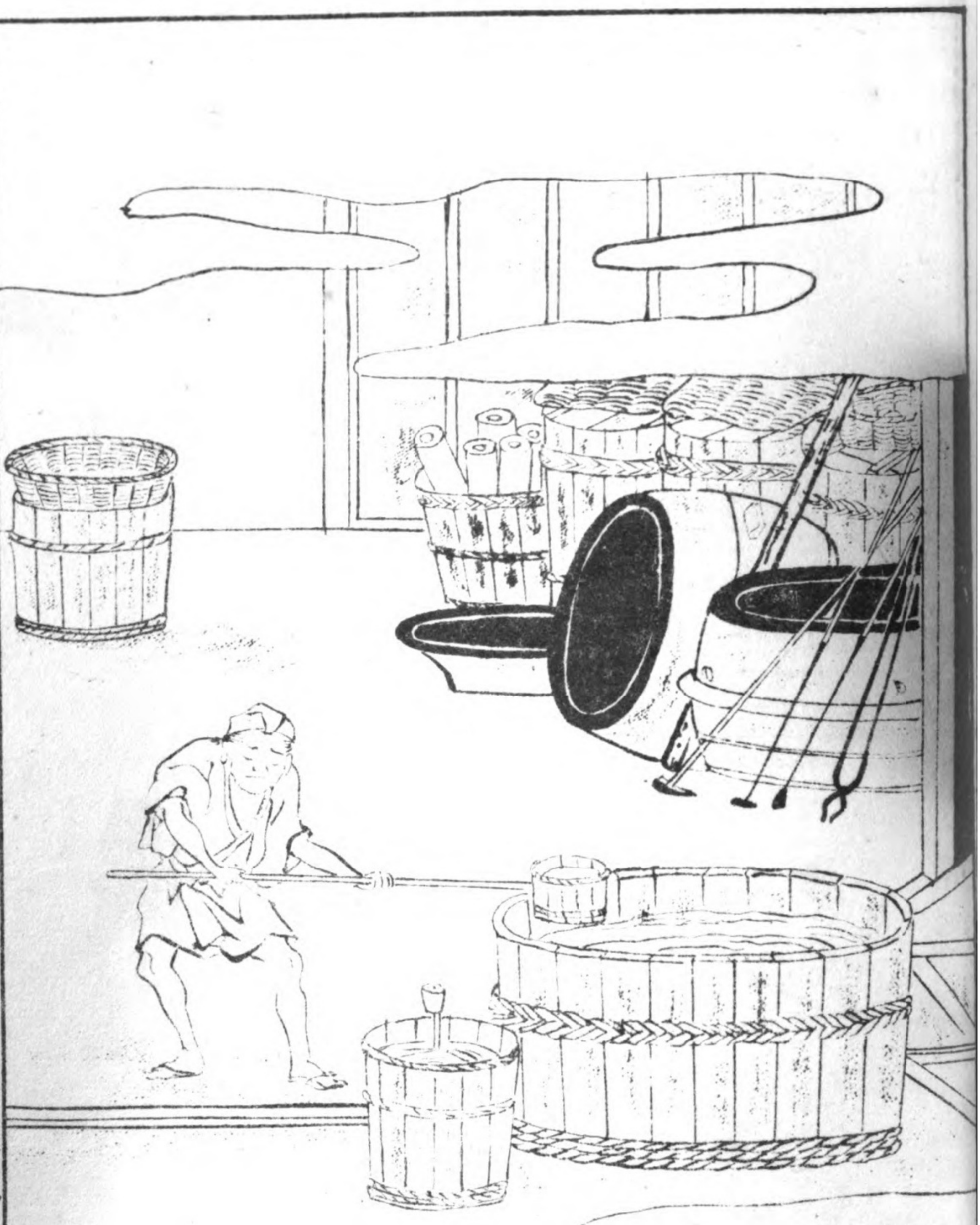


○大吹所の図第三
吹子(フイゴ)踏むところなり
鉄甑の鎔解を防ぐために甑中へ粘土と木炭末を塗るところなり

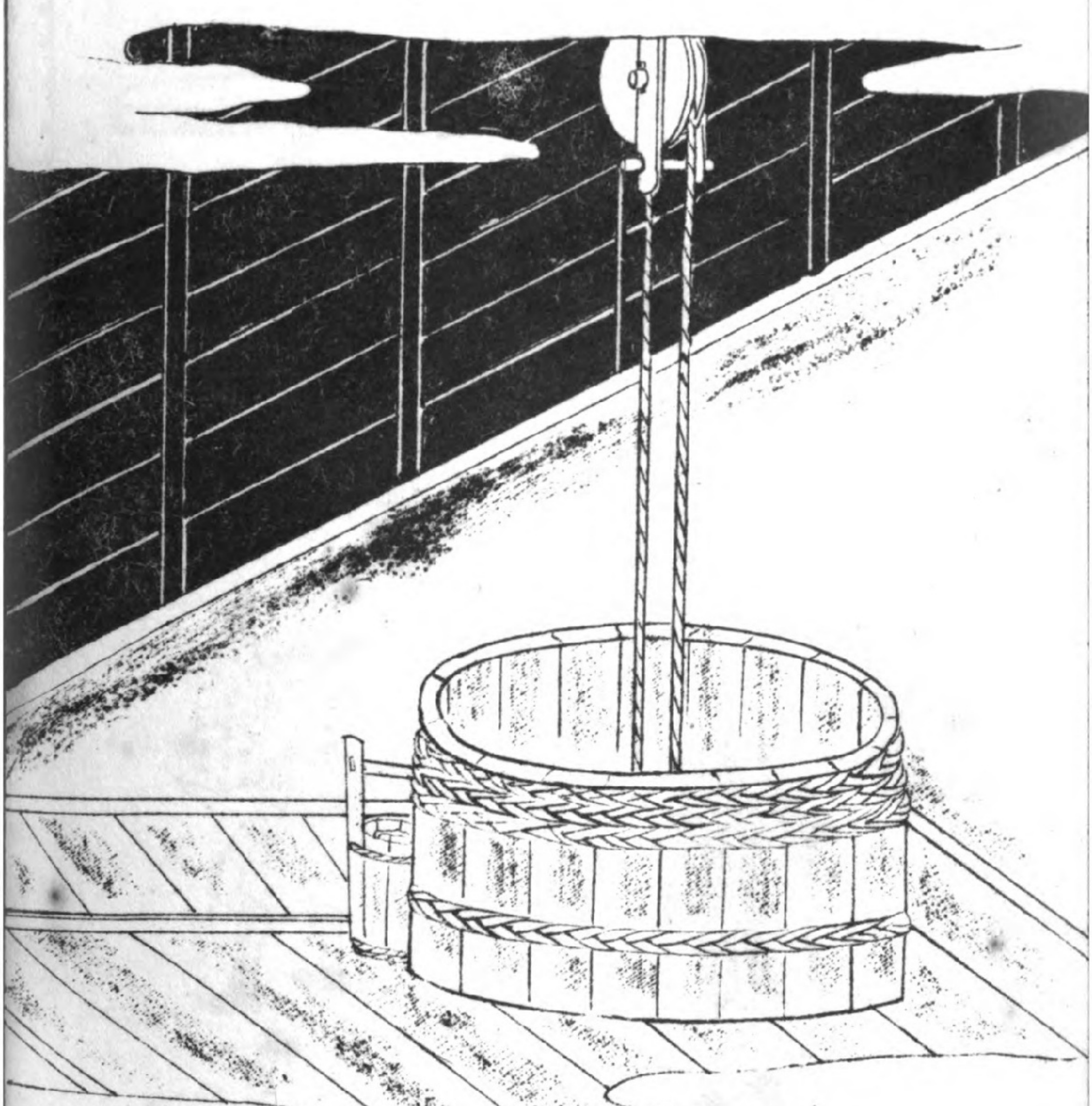


○大吹所の図第二
掛改の済たる銅錫鉛の甑乃中に投じ鎔解完了せる時下甑の小穴を開て砂型に注流し鉄鎚を以て打砕き小塊として鋳銭の地金となす





○大吹所の図第一

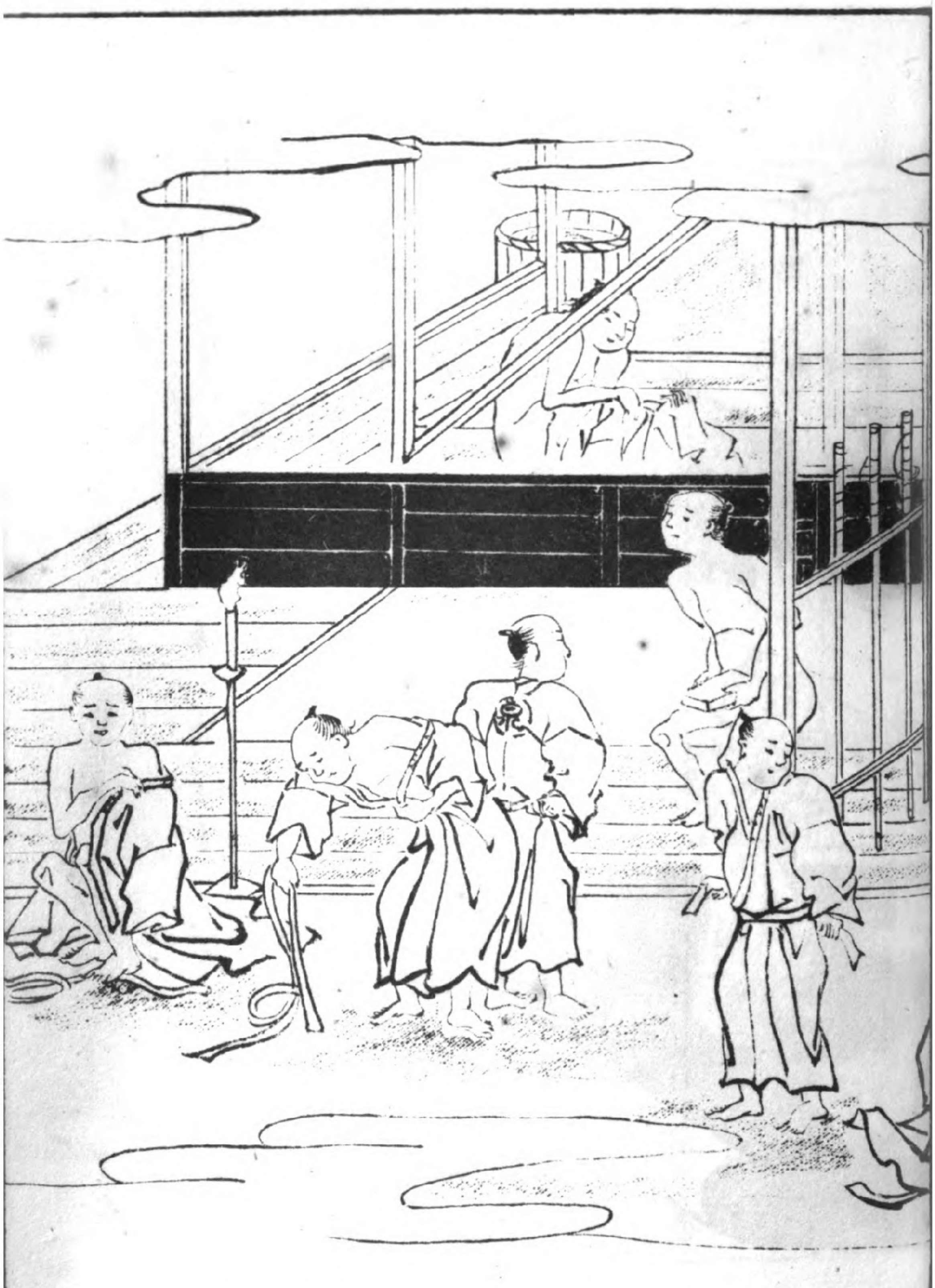


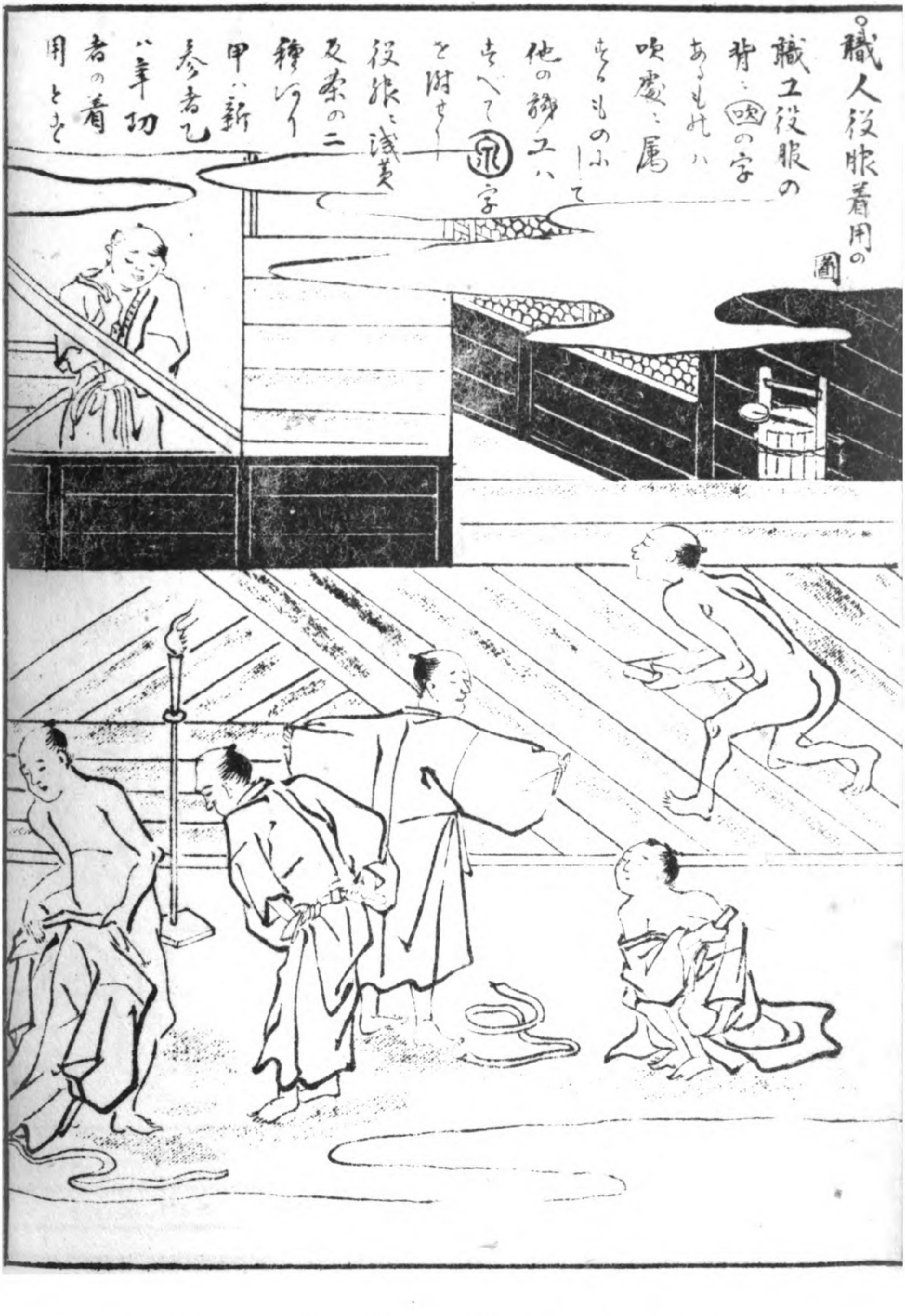



。地金掛改の図
銅錫鉛の混合地金鋳製のため量目を掛改むるところ

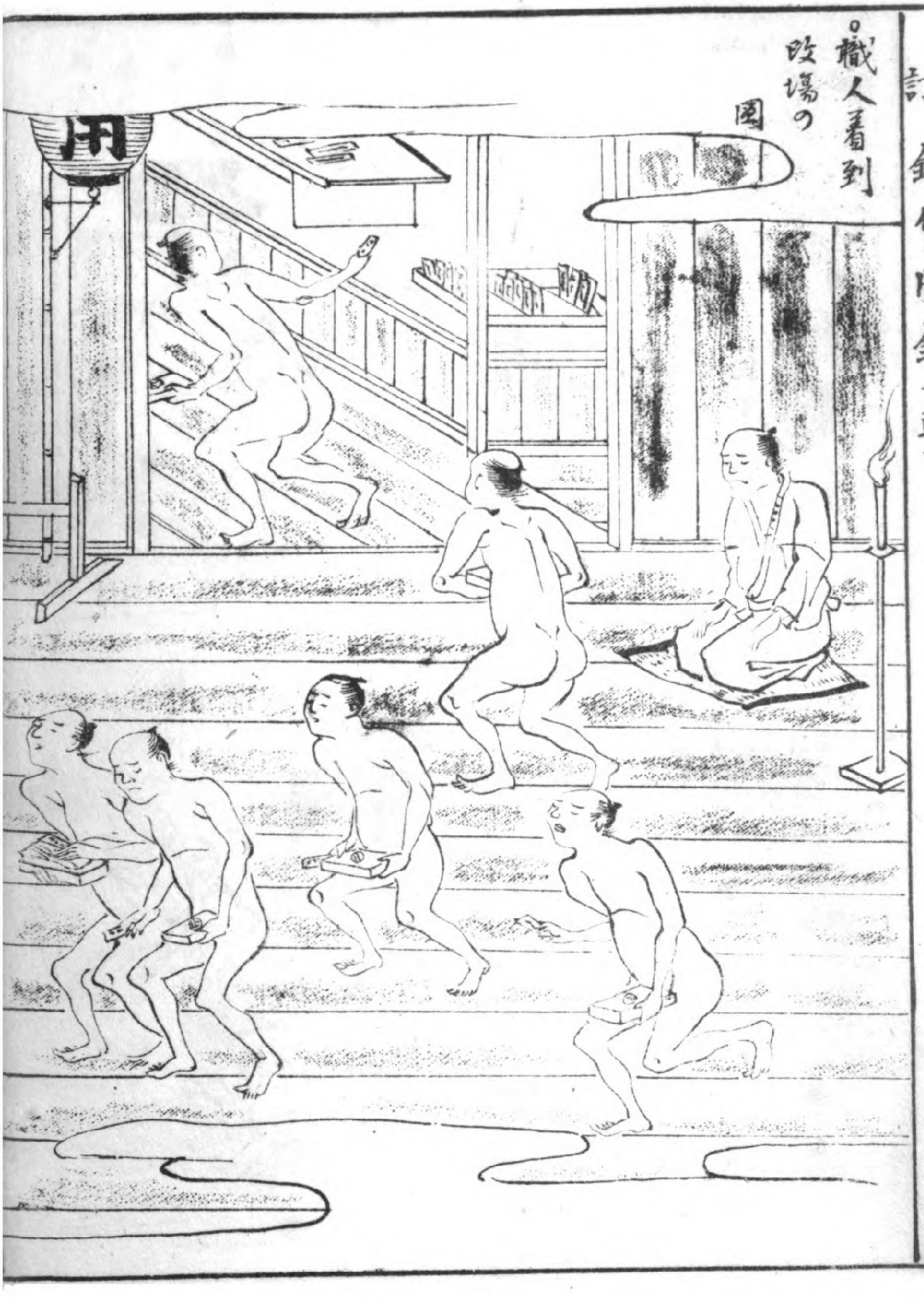



○仕掛銭を
土蔵より
運搬し
細工を始
むる所




○職人役服着用の圖
職工役服の
背に吹の字
あるものハ
吹處に属
するものにして
他の職工ハ
すべて字
を附す
役服に浅黄
及茶の二
種あり
甲ハ新
参者乙
ハ年功
者の着
用とす


職工の出入するには必ず鑑札を携行せり而して出勤の際之を中門の門番に示し入場の際は役人に附を辨當の外持込を許されず弁當箱は木製にて一様のものを附與し出勤の際課代にて携行し退出の際鑑札と共に中門門番より請取

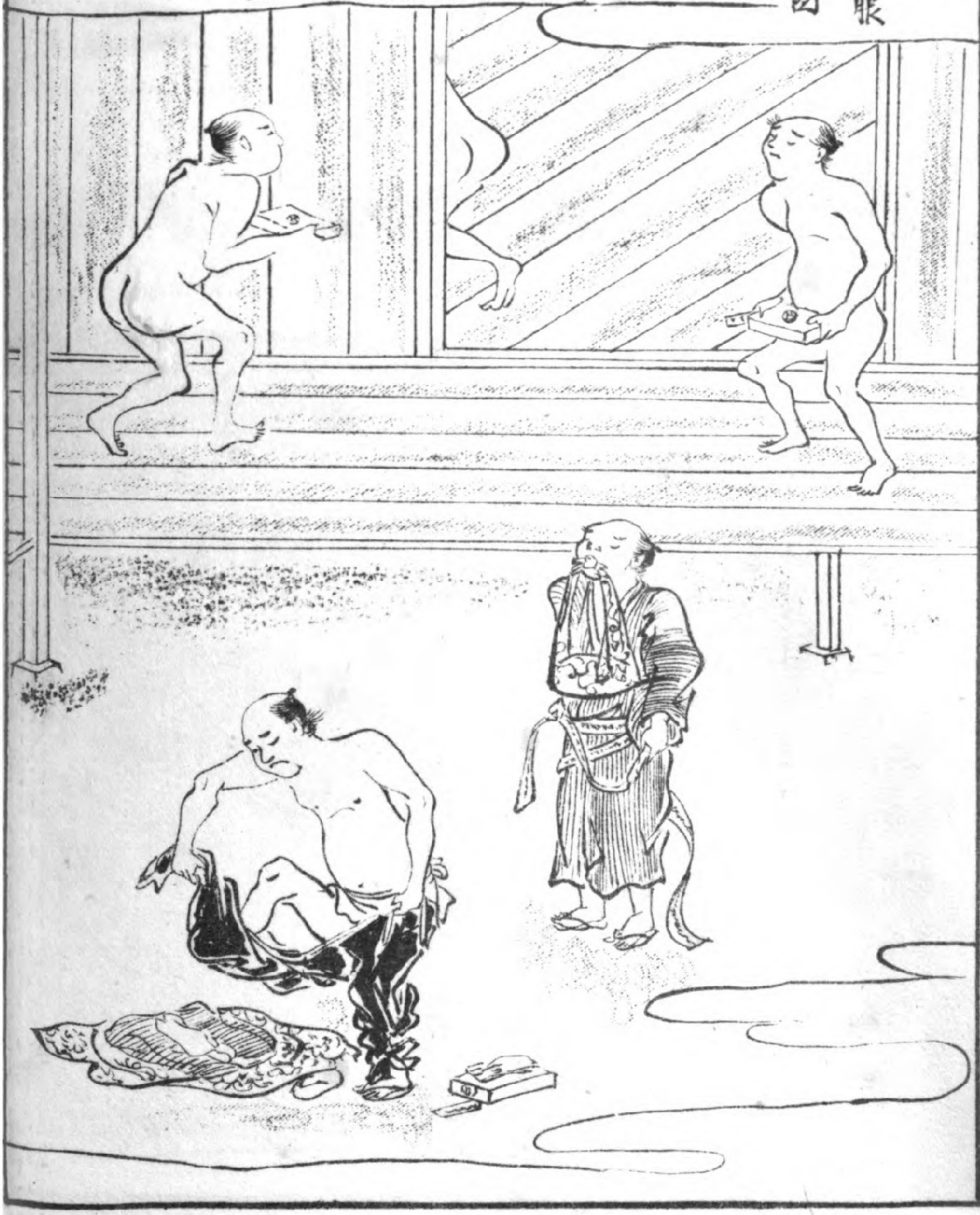


○職人着到改場の図

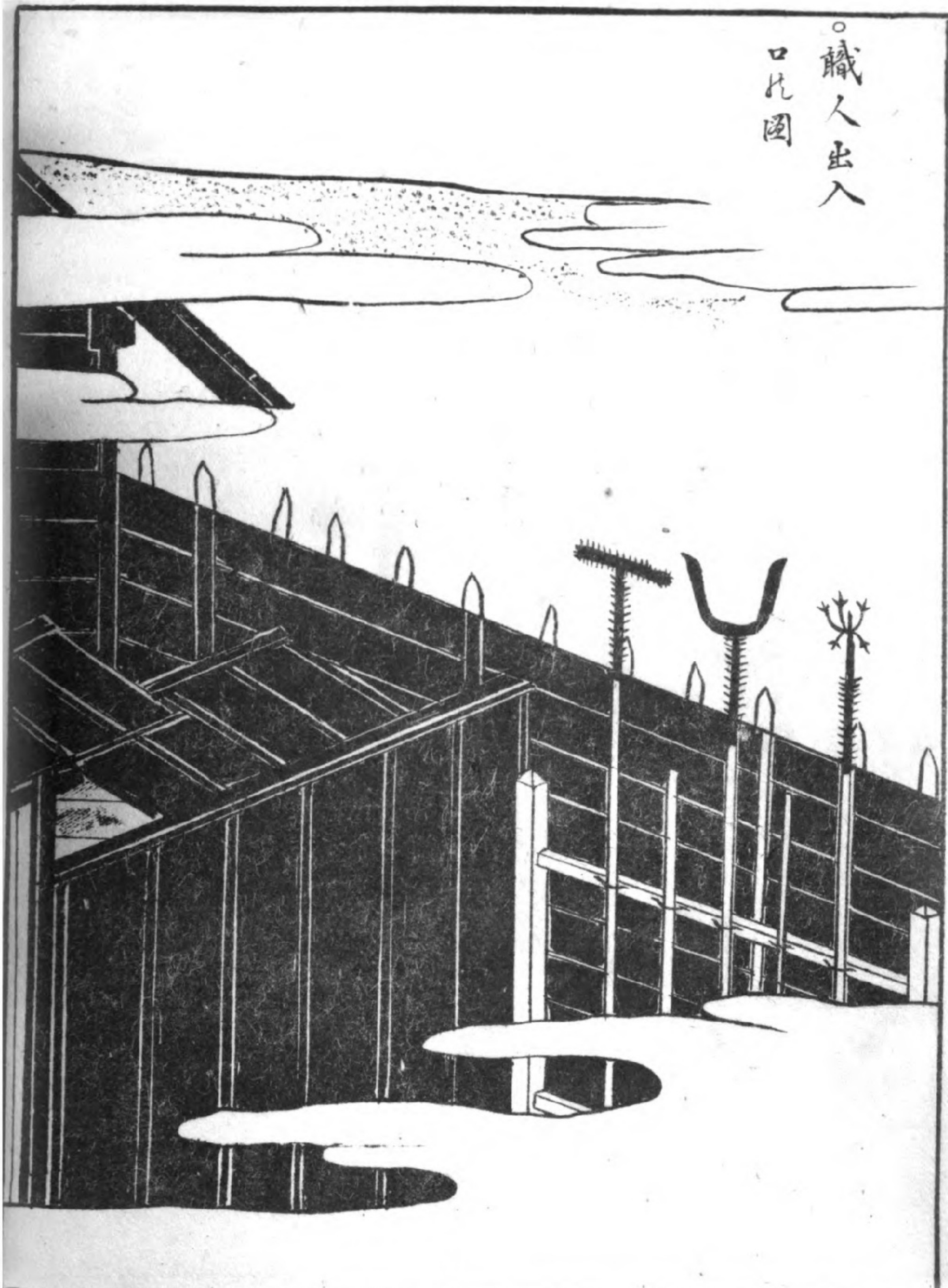

福

○職人自服脱場の図

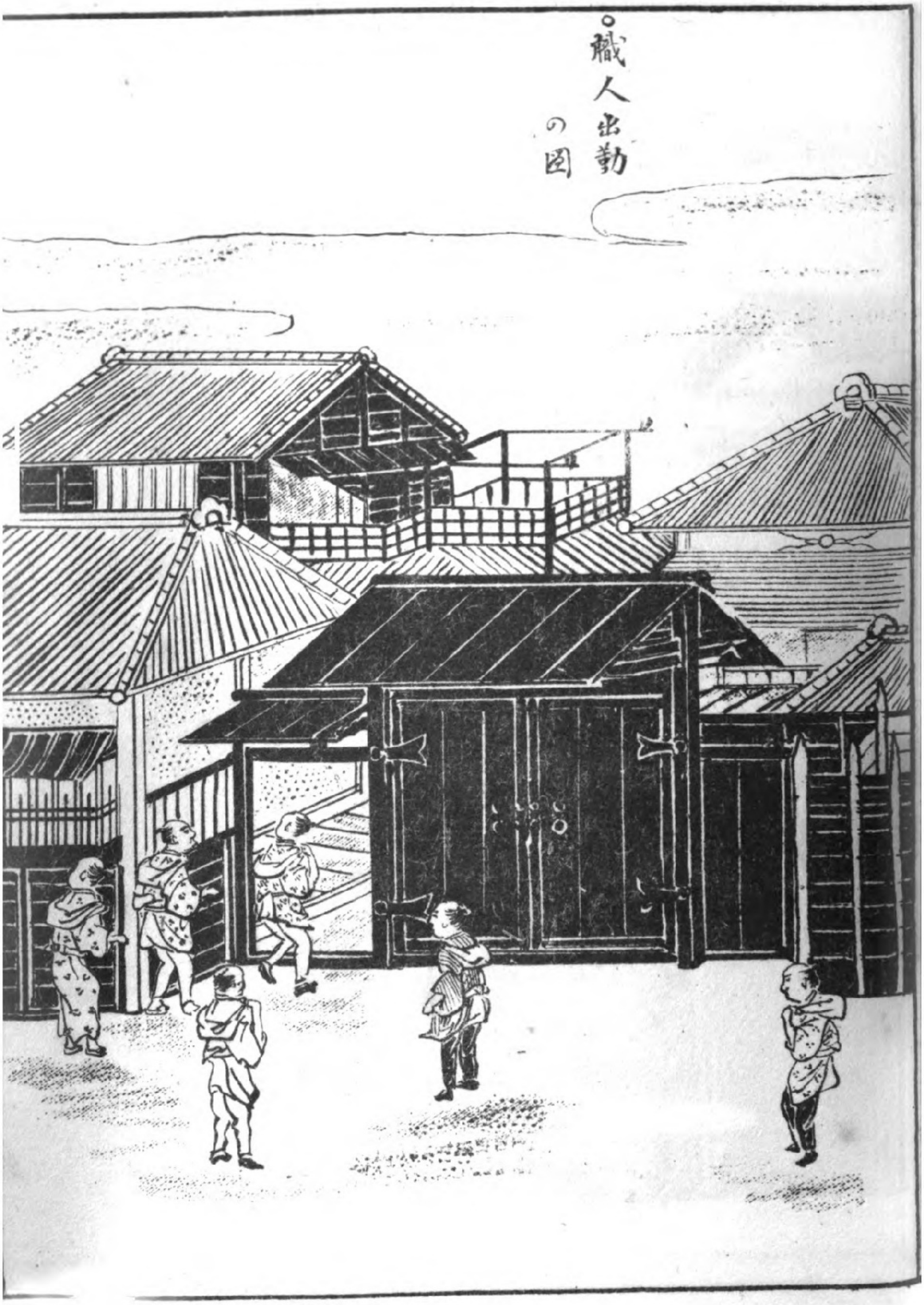
毎朝出勤の際ニ自服脱場ニ於テ裸体ト為リ各自規定の棚ニ入レ置キ役服入場ニ於テ棚ヨリ役服を取リ出シ着用シ各自所属の室ニ入ル



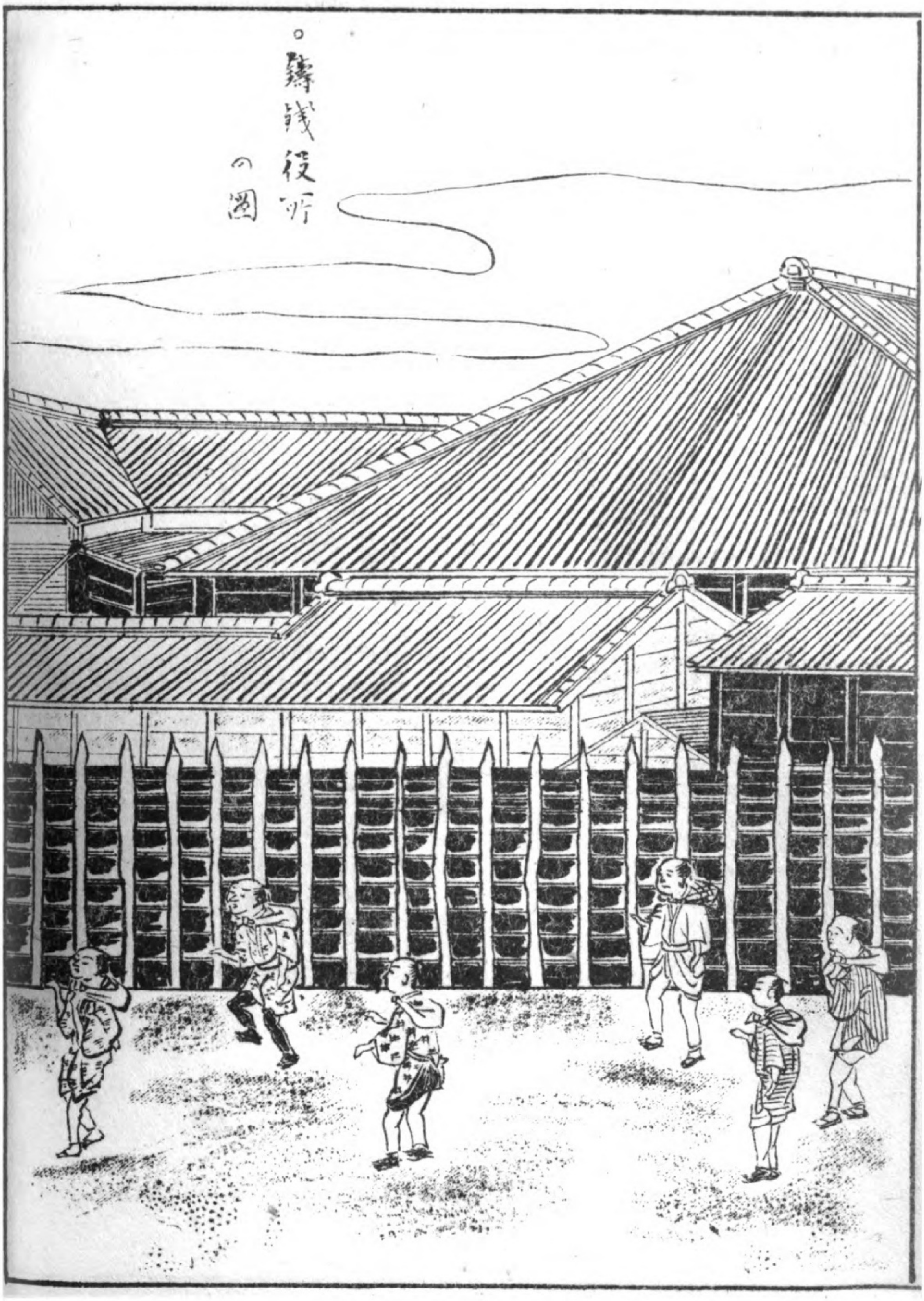

御用



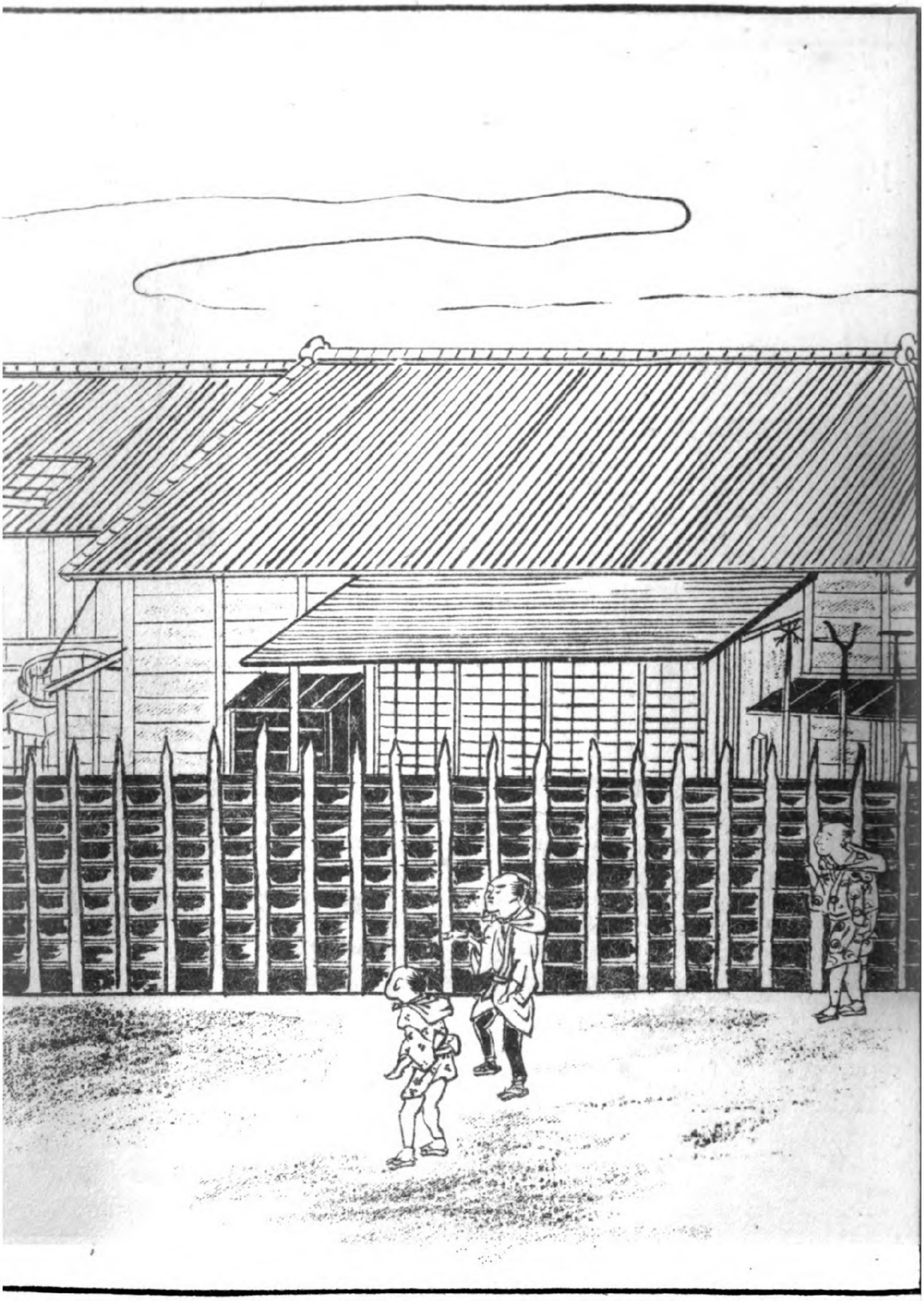
〇職人出入口札圖

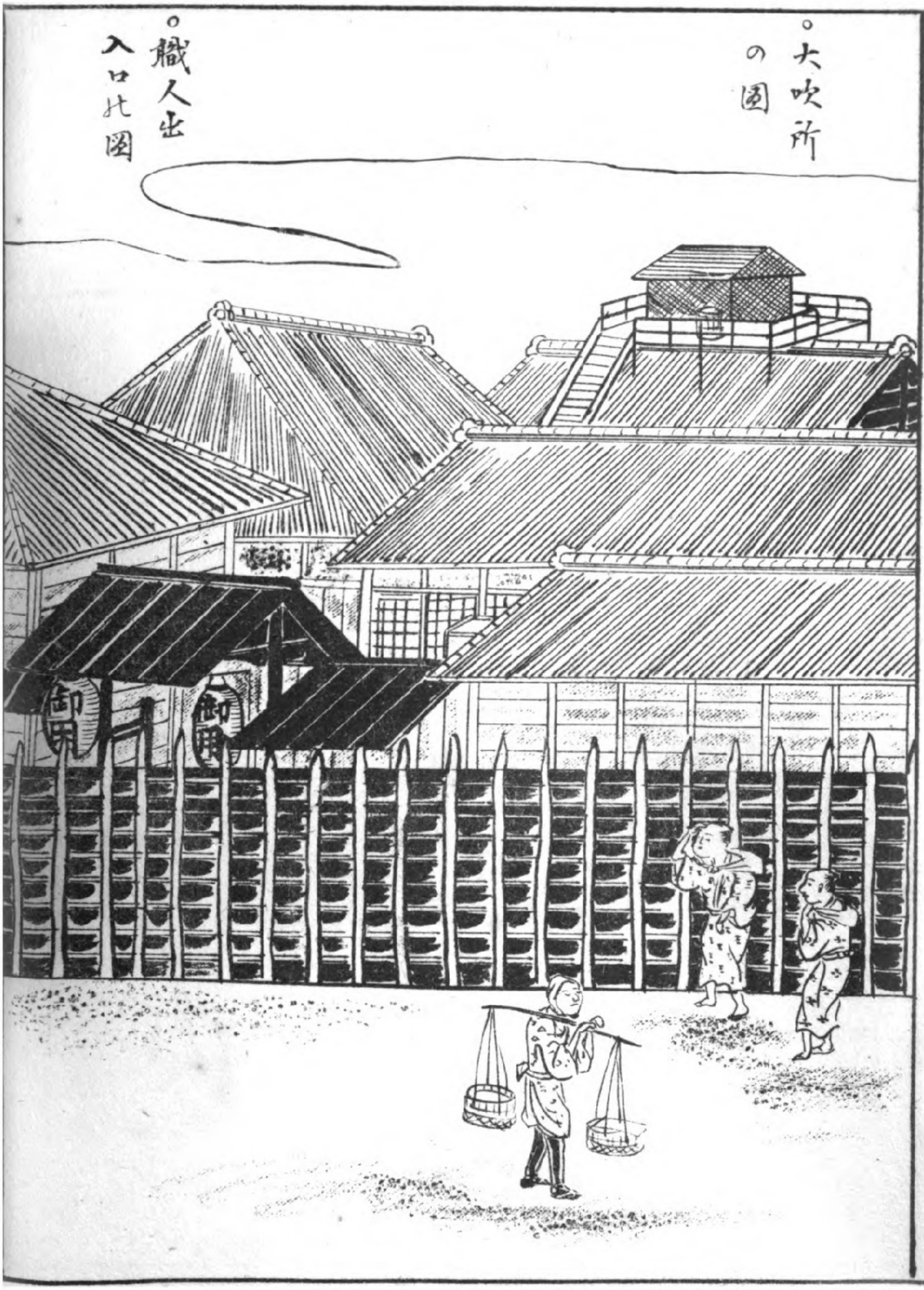


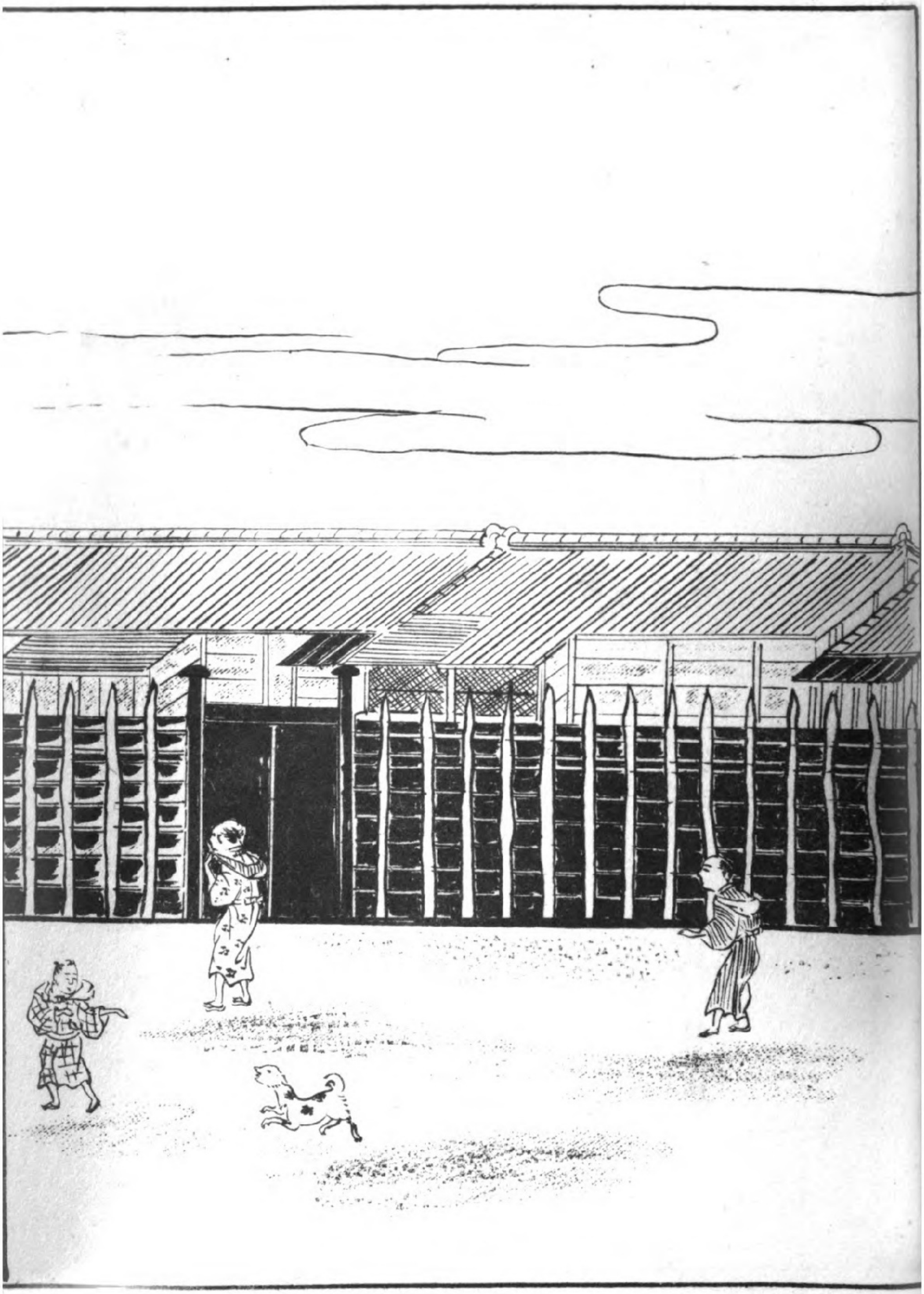
○職人出勤の圖



○鑄銭役所の圖

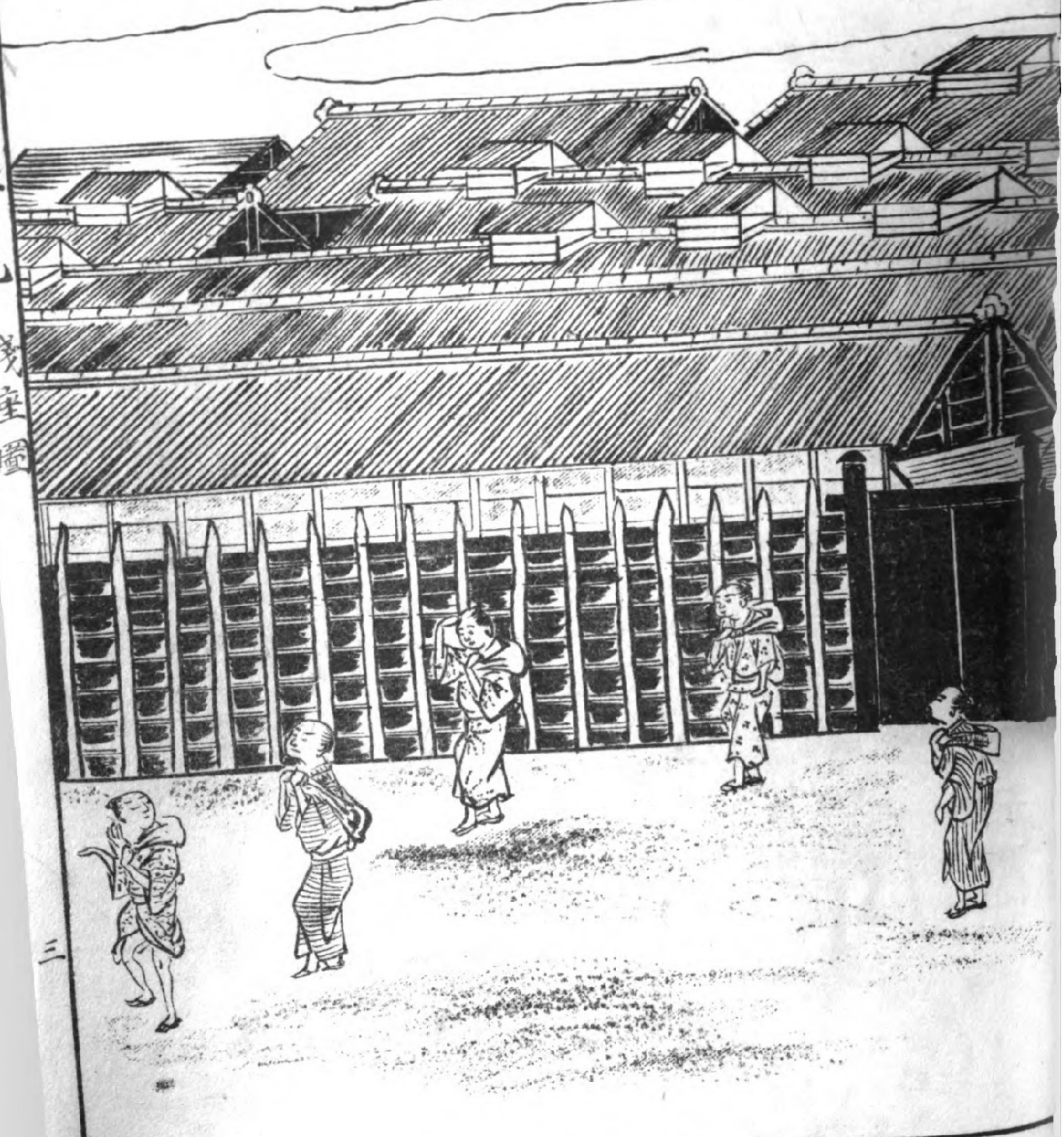


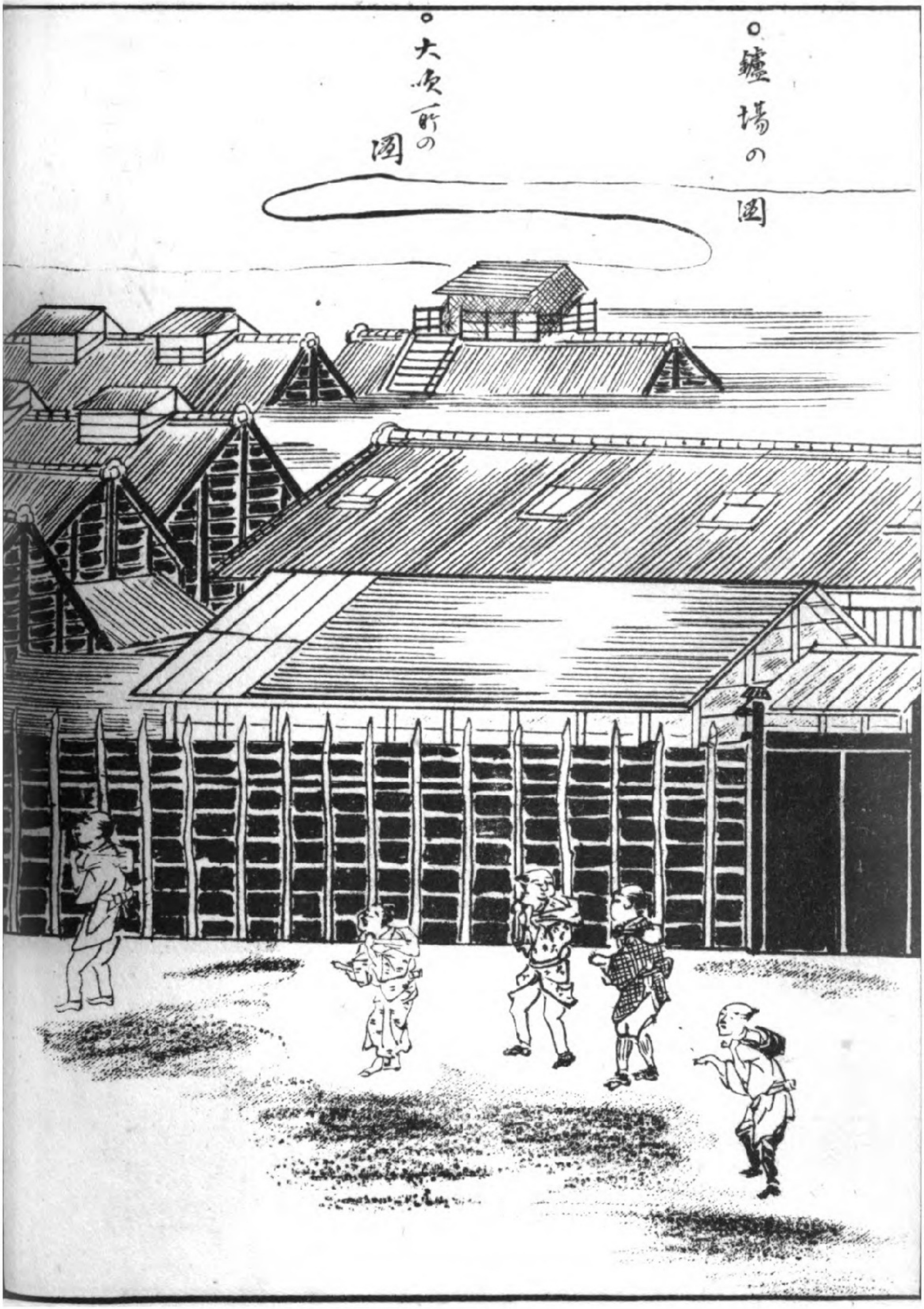

○大吹所の図
○職人出入口の図

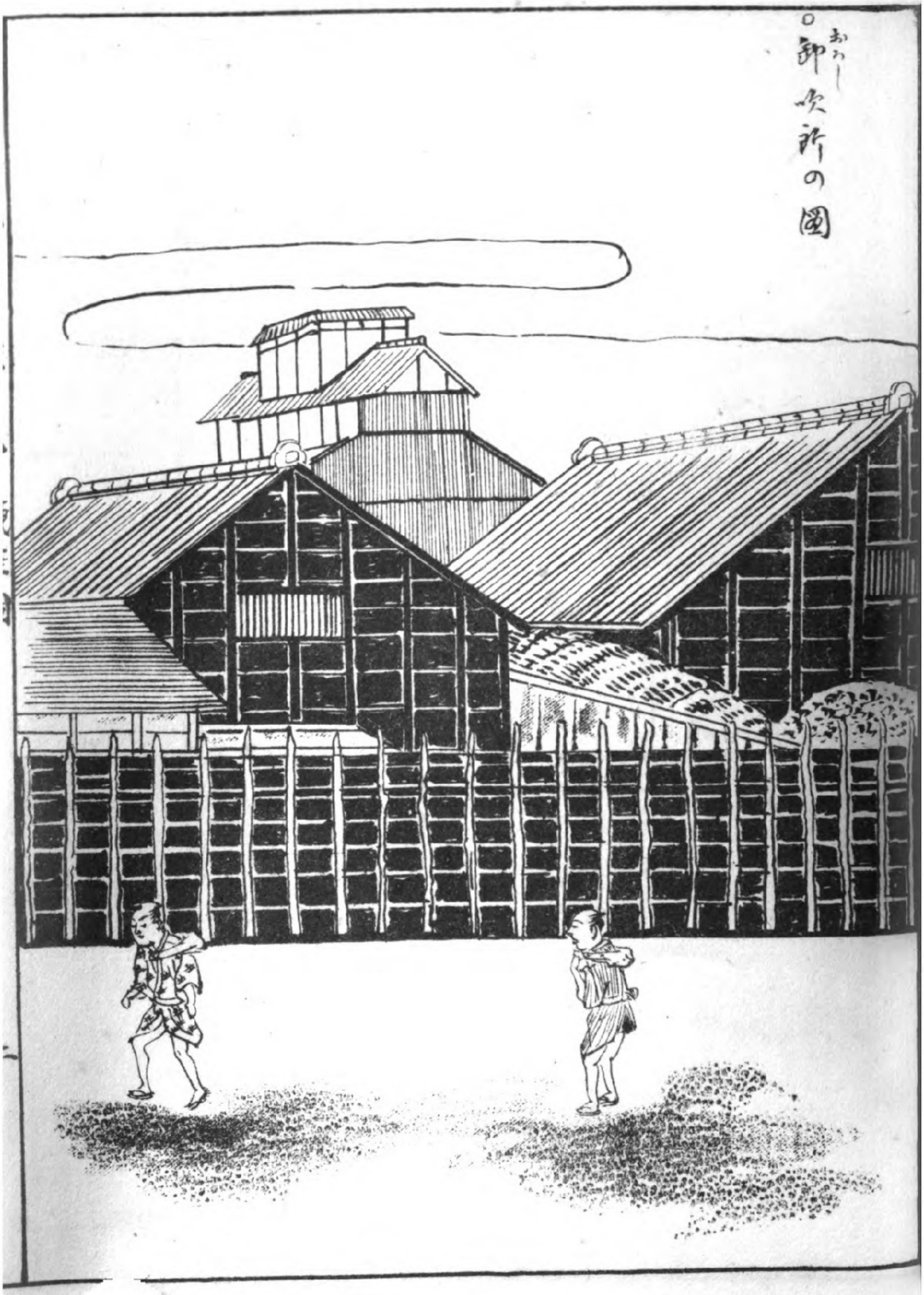



○小吹所の圖
○研場の圖

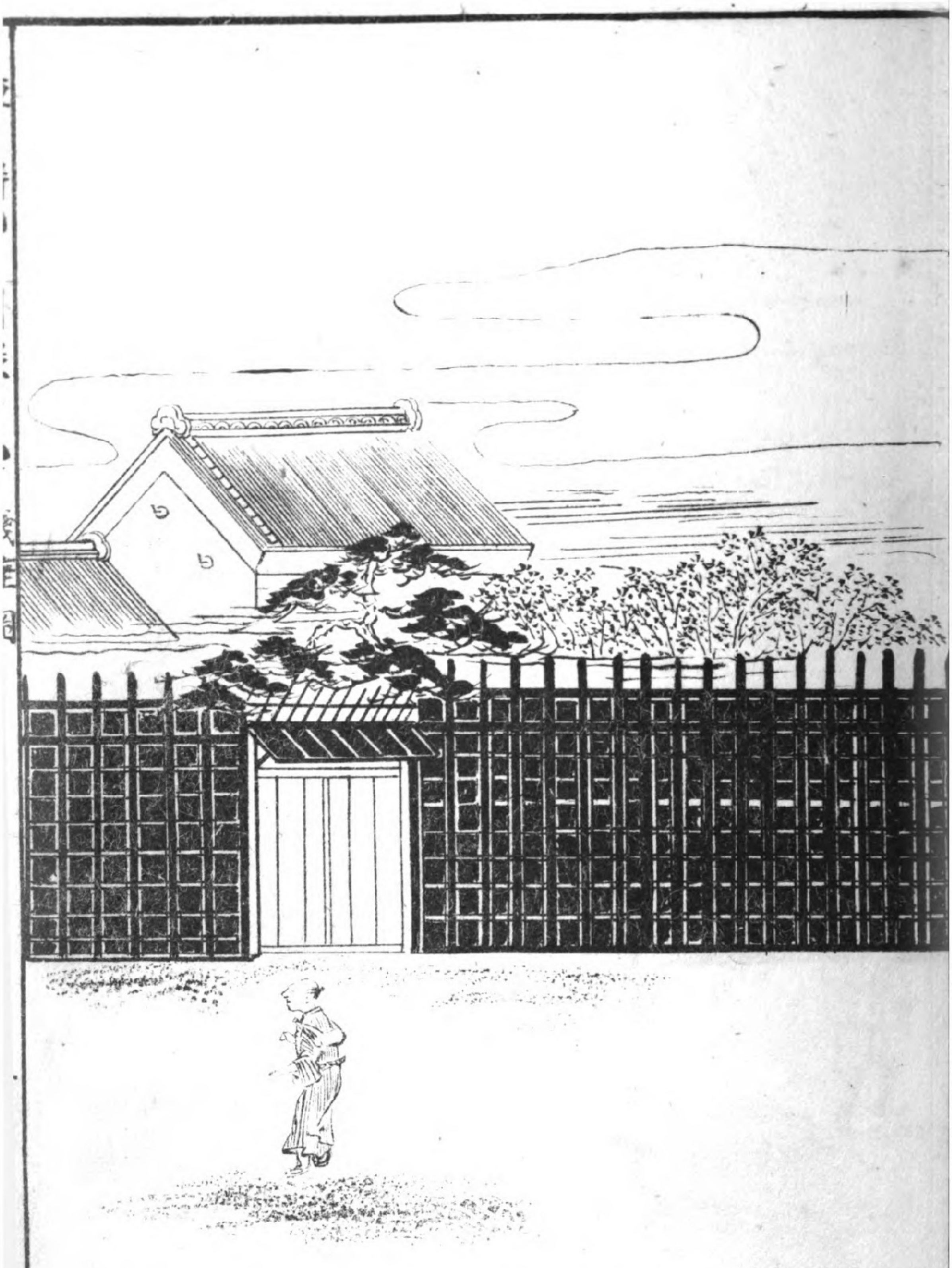
○小吹所の圖

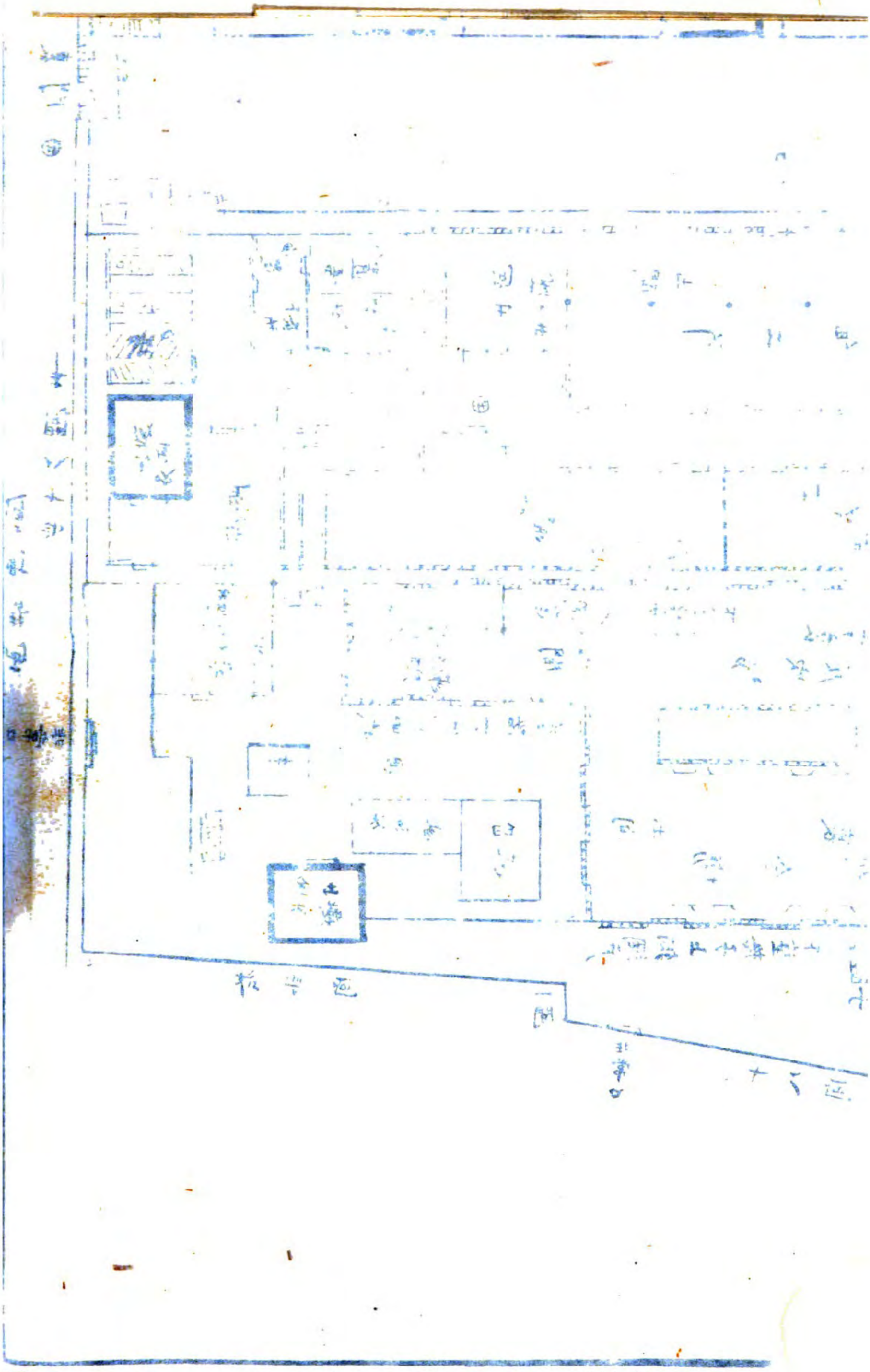


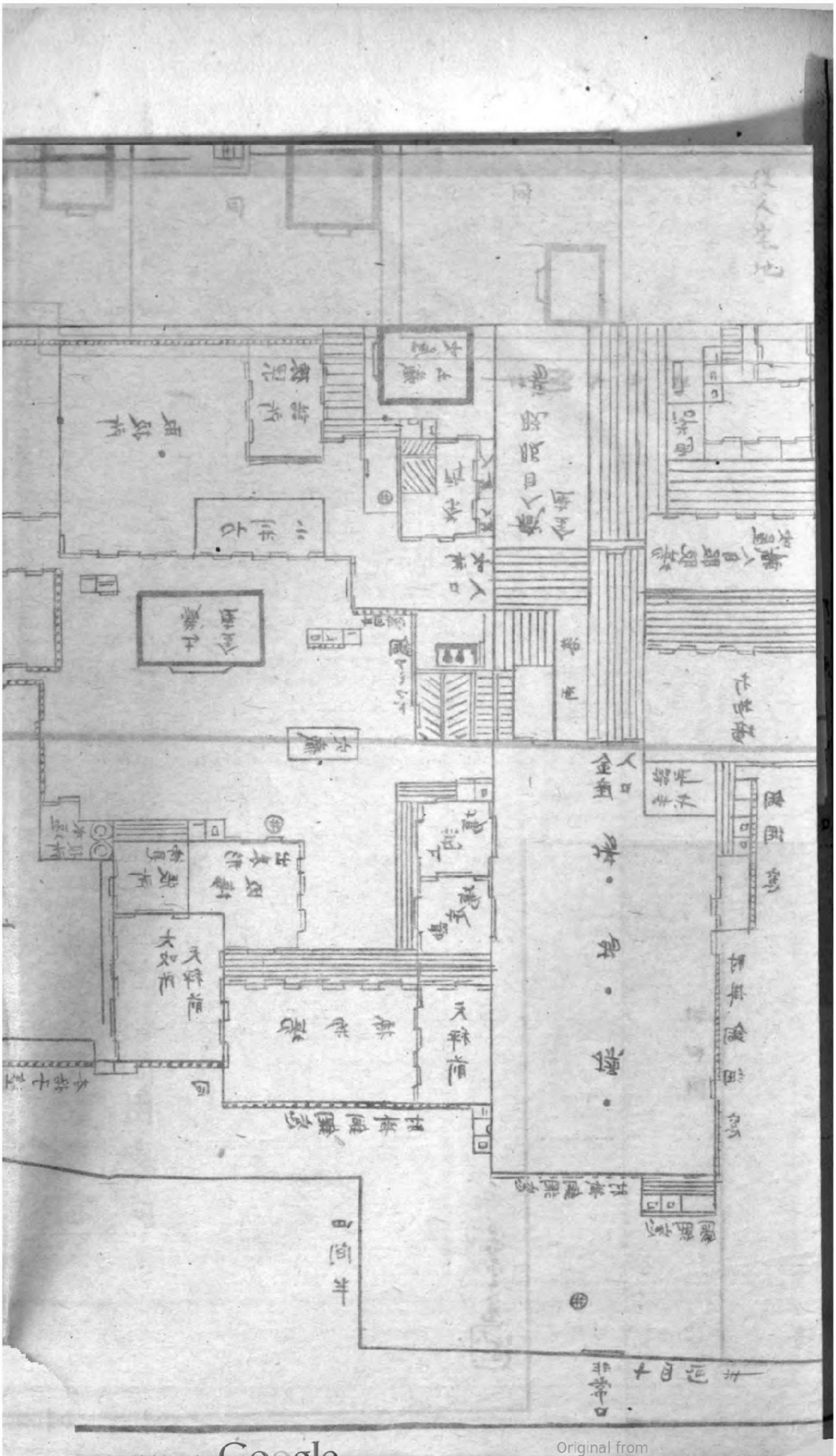

○鑪場の図
○大吹所の図


○卸吹所の圖

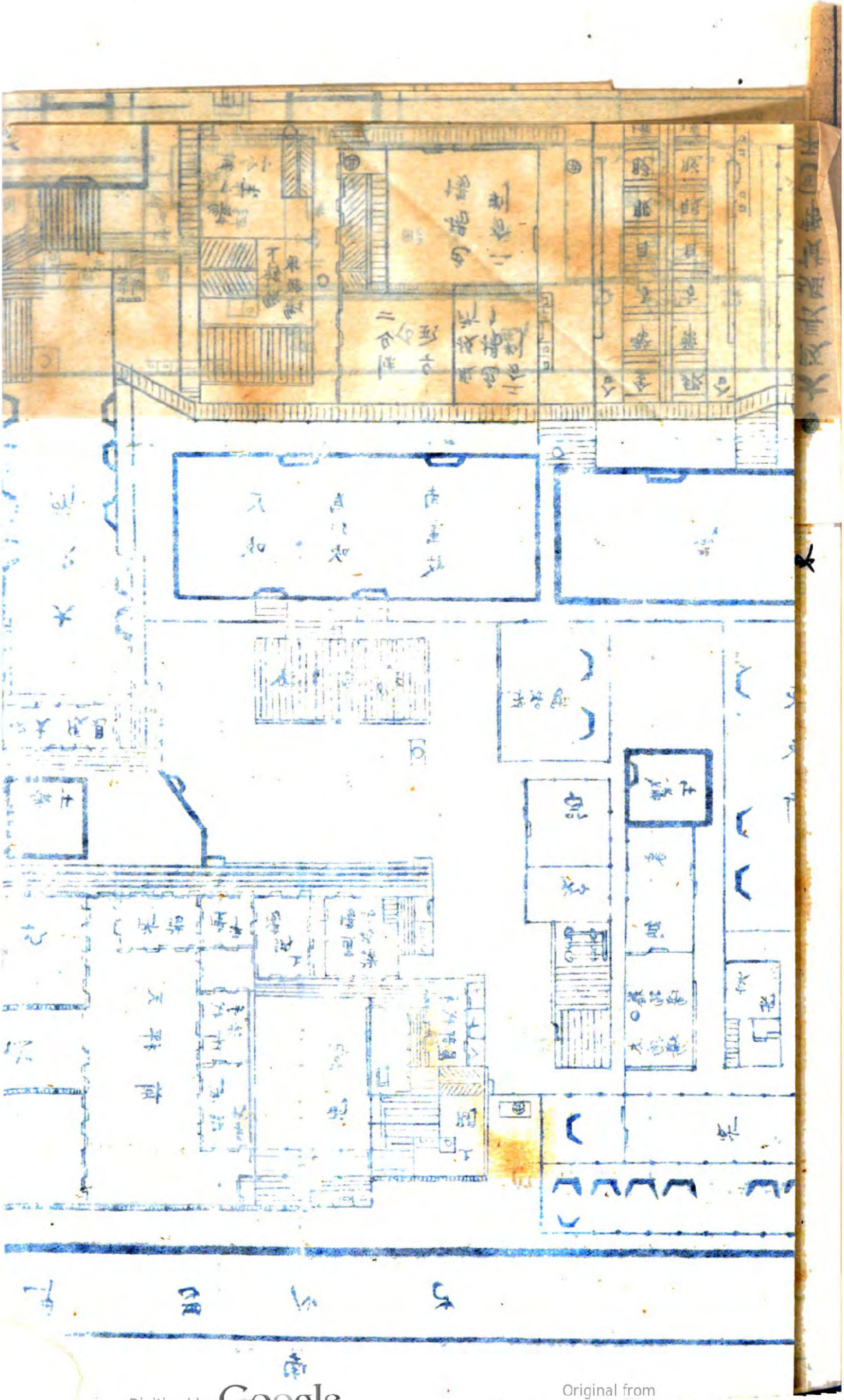

江戸橋場
鑄錢座の圖










南

越中國富山藩所鑄

(百五) 富山通宝 銘戔



背



越前國福井藩所鑄

越福通宝 當五十

(百六) 銘戔

二種



背



當百 仝上



背



陸前國細倉銅山鑄造

元亨利貞



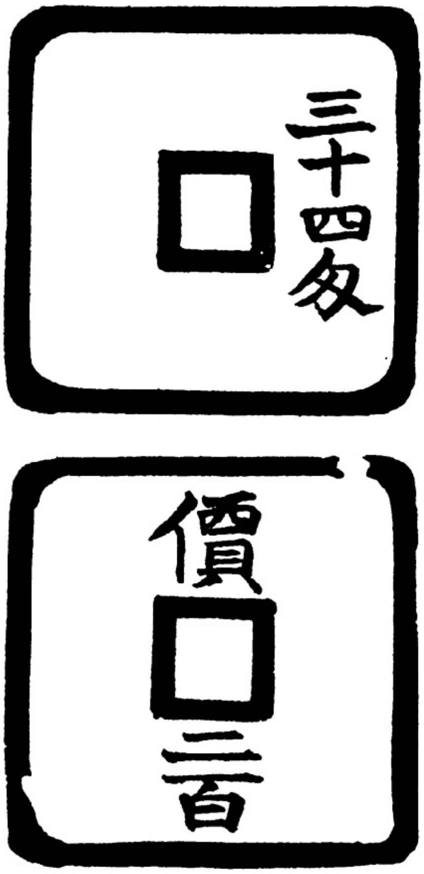
細倉當百



鉛类

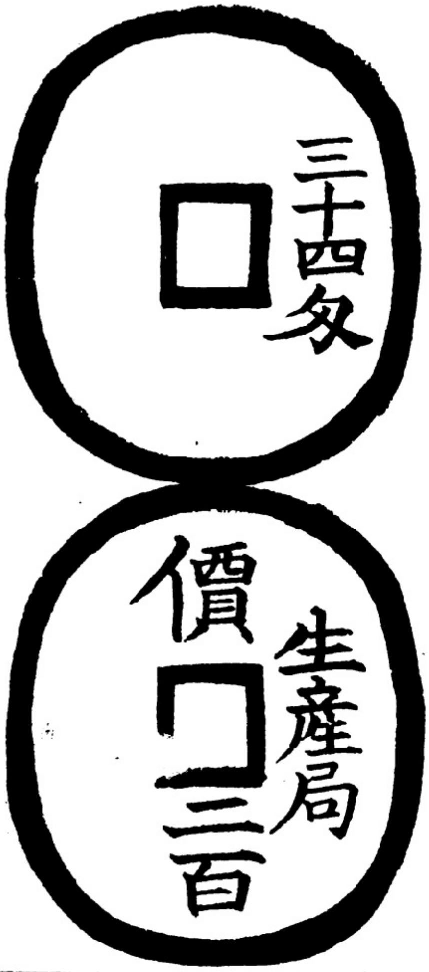


上野國安中藩所鑄



價二百

鉛类 二種



加越能通用　加賀國金沢藩試鑄　三種

三百ノ背松ニ虎ノ圖略ス

五百



背

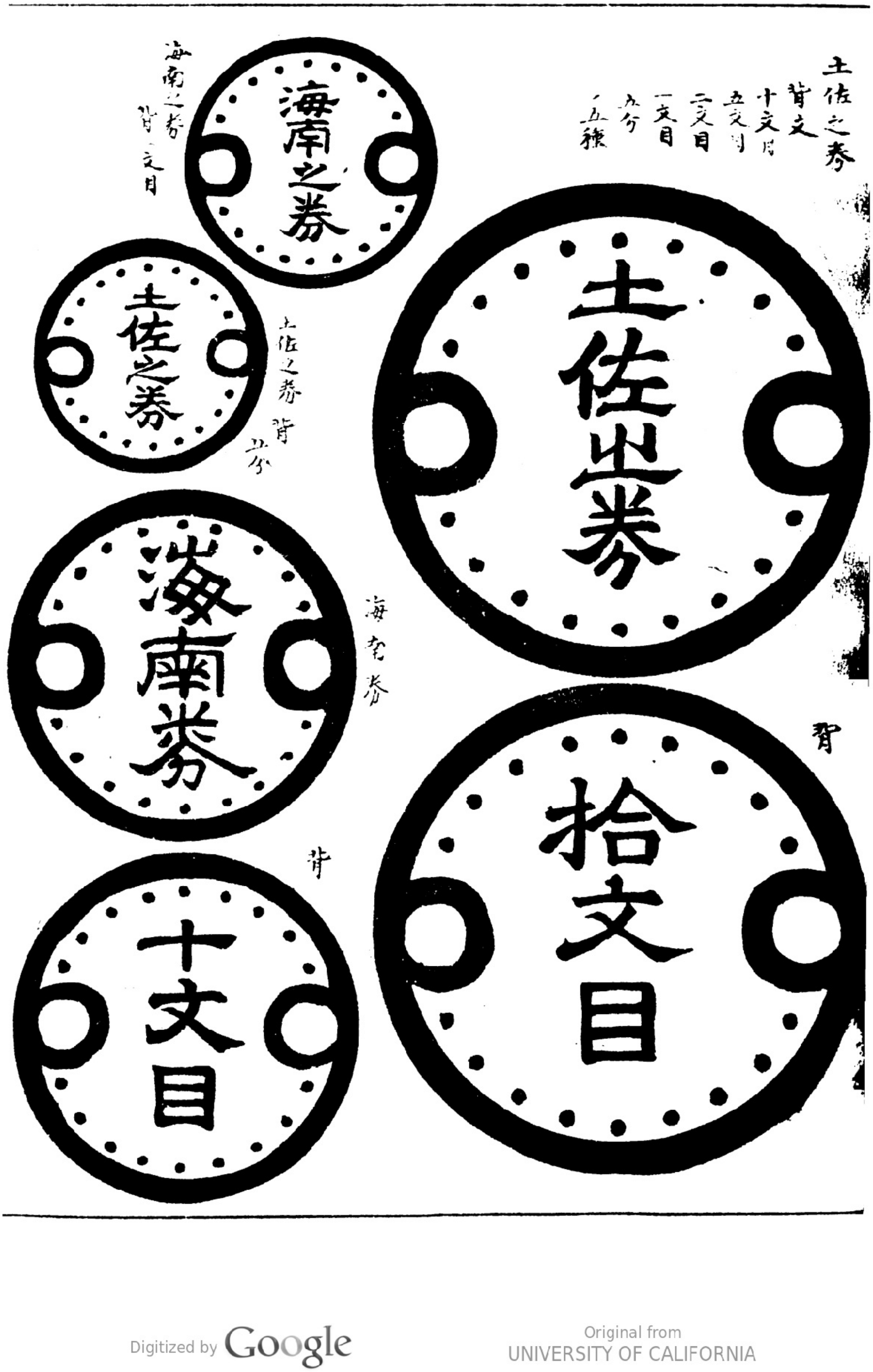


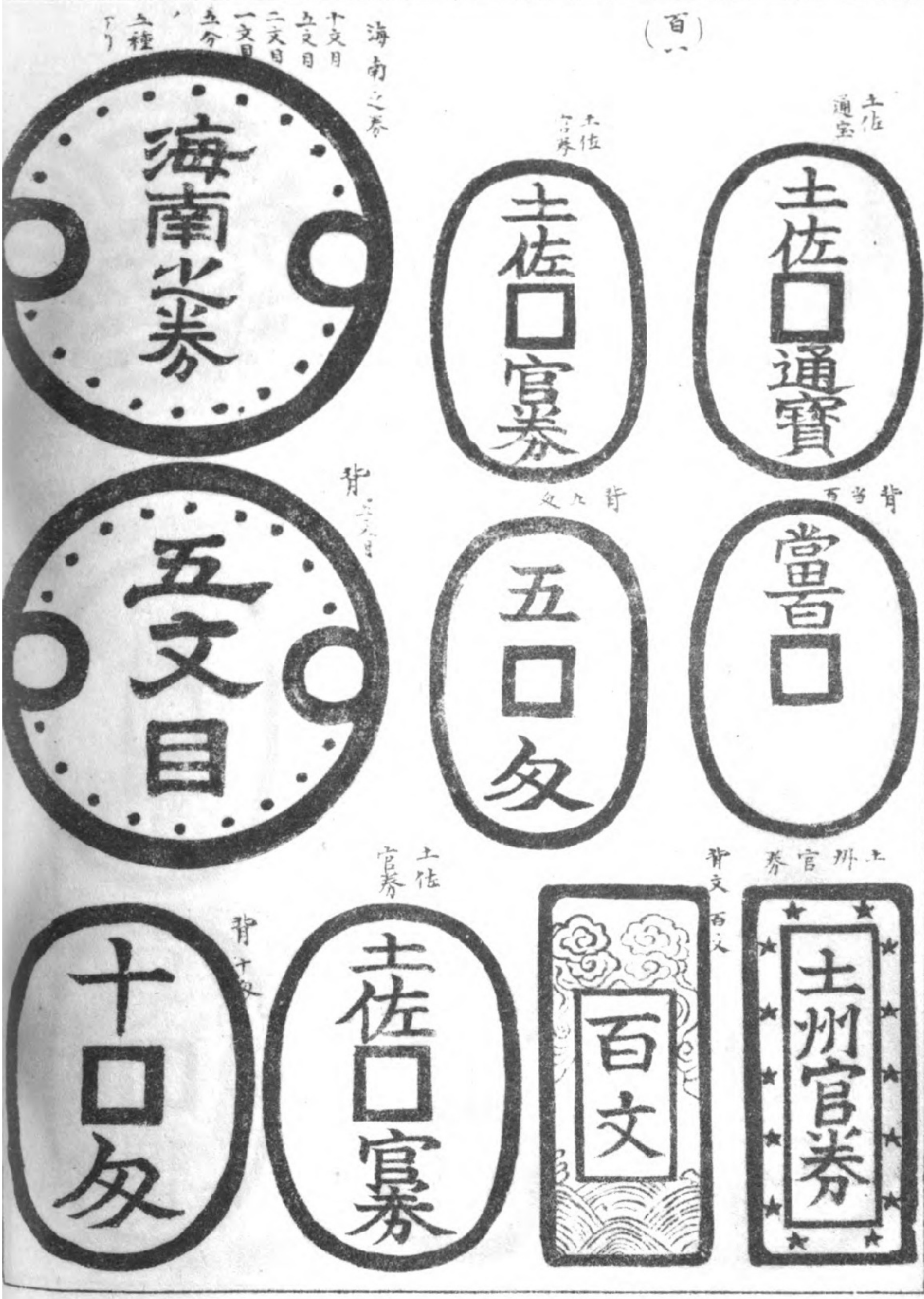
七百



背




土佐之券
背文
十文目
五文目
二文目
一文目
五分
一五種
海南之券
背一文目
海南之券
土佐之券
土佐之券
背
五分
土佐之券
海南券
海南券
背
拾文目
背
十文目



土佐通寶
土佐通寶
背當百
當百
土佐官券
土佐官券
背九文
五匁
海南之券
十文目 五文目 二文目 一文目 五分 ノ五種アリ
海南之券
背五文目
五文目
土州官券
土州官券
背文百文
百文
土佐官券
土佐官券
背十匁
十匁

波紋戔 阿仁銅山所鑄 (九十八)



盛岡銅山 盛岡藩所鑄 (九十九)



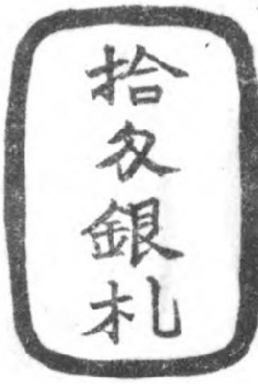
背



阿州通宝 阿波國徳島藩所鑄 (百)



背十匁



土佐通宝 鉄戔





土佐國高知藩所鑄 十八種

土州通宝 背文 當二百 及一中



土佐通宝 二種



背 二百



元壽通宝



正隆元宝



天開通宝



(九十四)
筑前通宝
福岡藩
所鋳



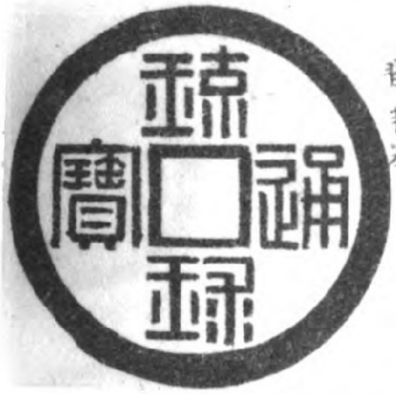
背
當百

琉球通宝　背
當百
鹿児
島藩
所鋳



(九十九)
仝上

背半朱



銅山至宝
背文
當百
當五十
ノ二種アリ

(九十六)
羽後秋田又ハ
常陸久慈郡
銅山所鋳トスルアリ





秋田鋳銭
秋田藩
所鋳

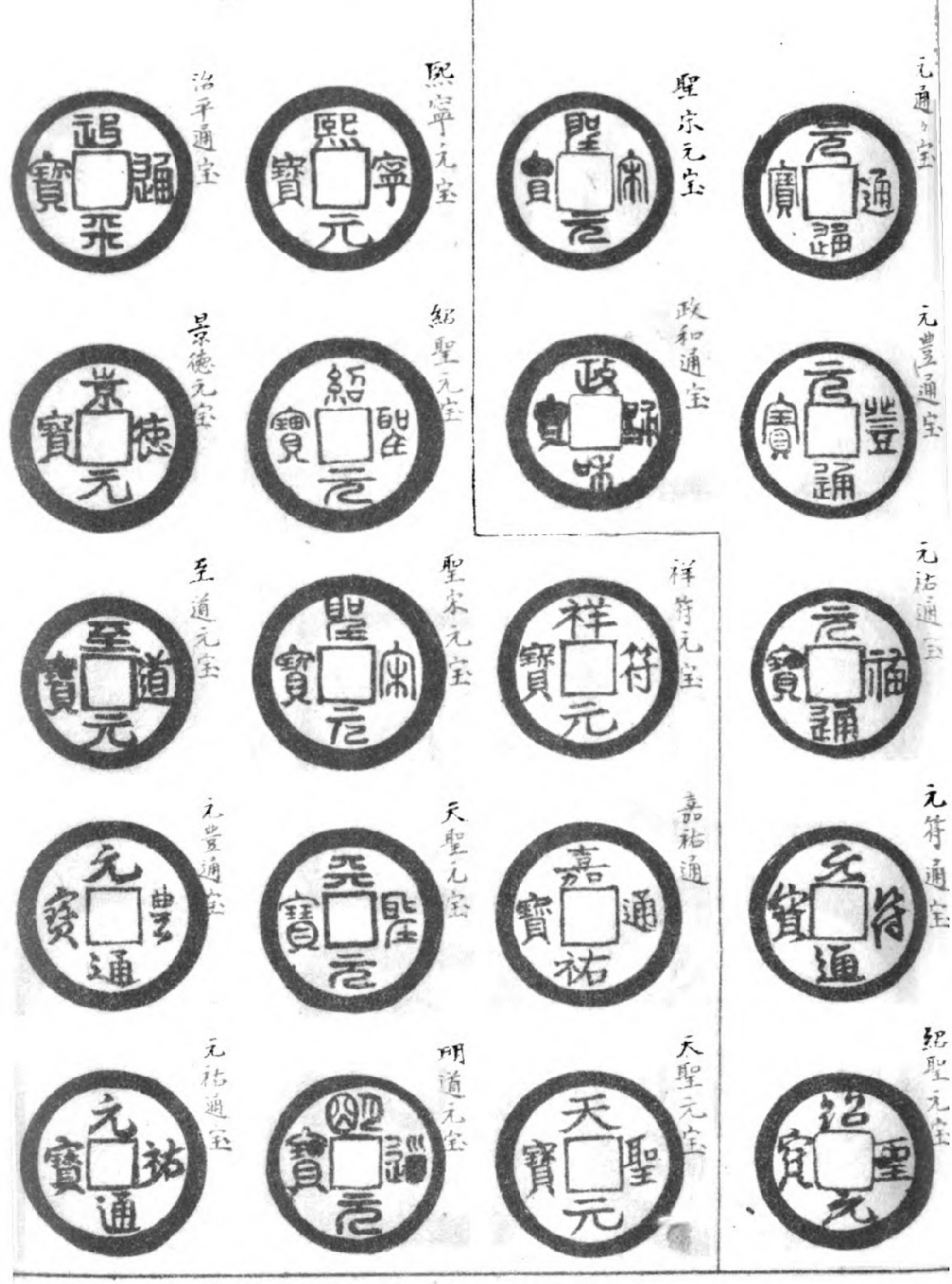
(九十七)



背



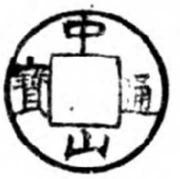
水戸銭 (九十三)


元豊通宝
元祐通宝
元符通宝
紹聖元宝
聖宋元宝
政和通宝
祥符元宝
嘉祐通宝
天聖元宝
熙寧元宝
紹聖元宝
聖宋元宝
天聖元宝
明道元宝
治平通宝
景徳元宝
至道元宝
元豊通宝
元祐通宝

（八十八）

中山通宝

琉球所鋳



（八十九）

仙臺通宝



仝上



（九十）

箱館通宝

旧蝦夷地通用



穿孔円又ハ八角



（九十一）

長崎銭

肥前長崎ニテ鋳ル

元豊通宝



元祐通宝



祥符通宝



元符通宝



永楽通宝



加治木銭

大隅国梶木邑所鋳

洪武通宝 背か



仝 背治



仝 背木



大中通宝 背文治



富寿神宝



（九十二）

唐國通宝



天聖元宝



皇宋通宝



治平元宝



熙寧元宝



（七十七）

寶永通用 背ニ桐葉二個ノ文アリ



（七十八）

享保通宝 銀



（七十九）

仝 銅

背



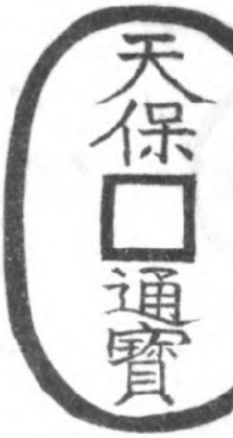
（八十）

天保通宝百文判 背ニ後藤ノ座アリ



（八十一）

天保通宝



（八十二）

萬年通宝



（八十三）

文久永宝



（八十四）

文久永宝 當百

試鑄ノ銭



（八十五）

慶應通宝

背文 數種アリ



試鑄銭

（八十六）

大世通宝

琉球大世王尚泰久 鑄造

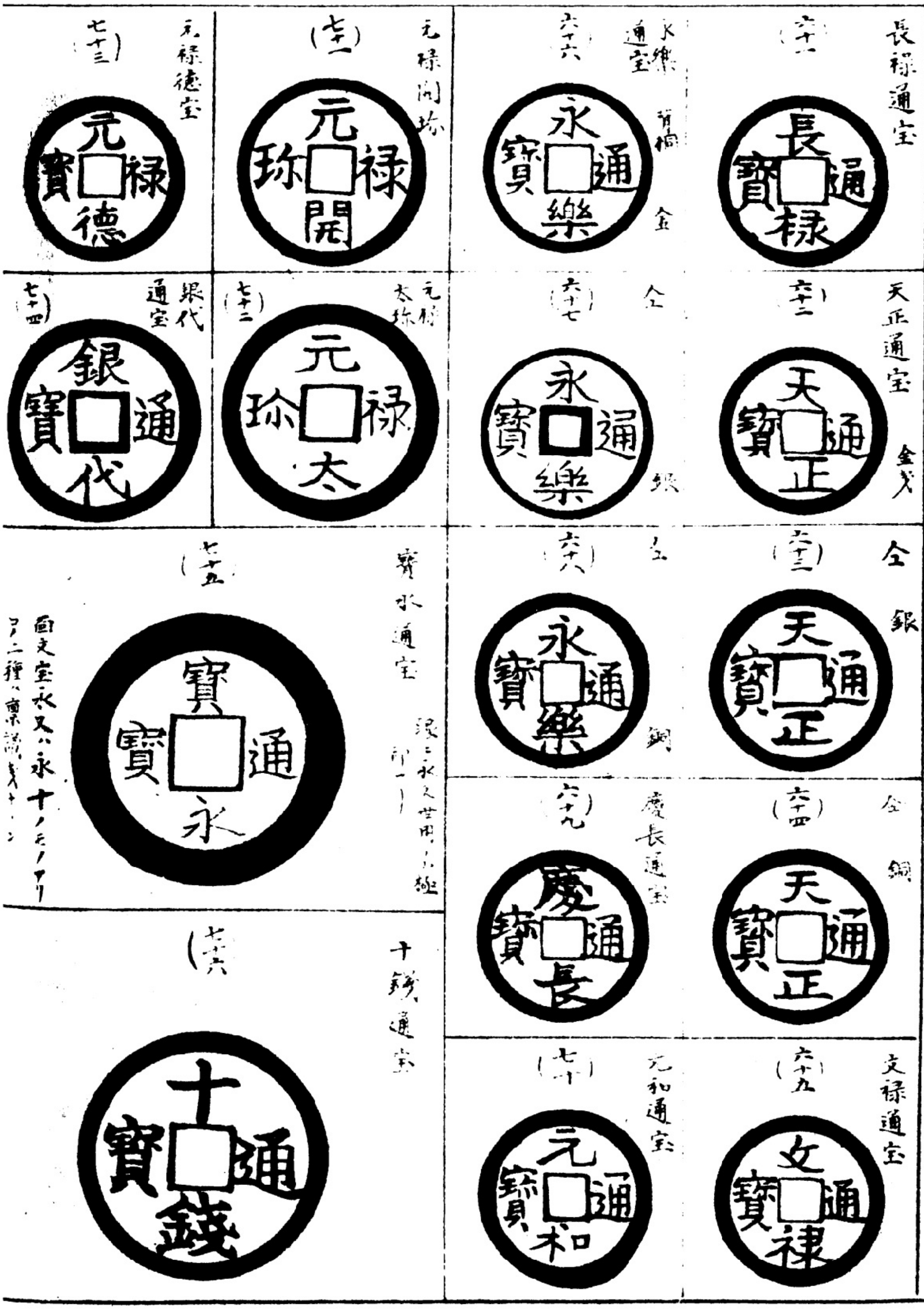


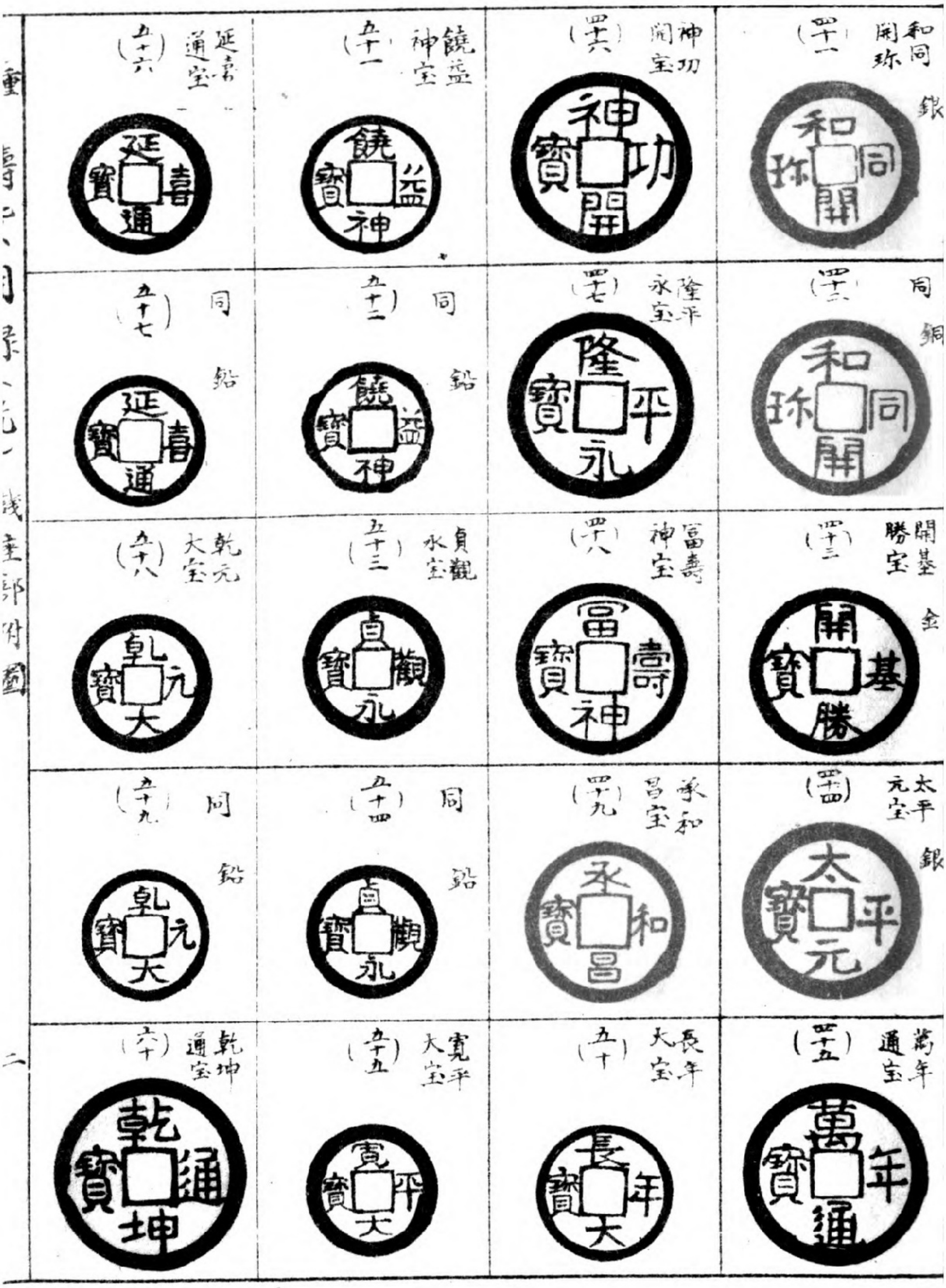
（八十七）

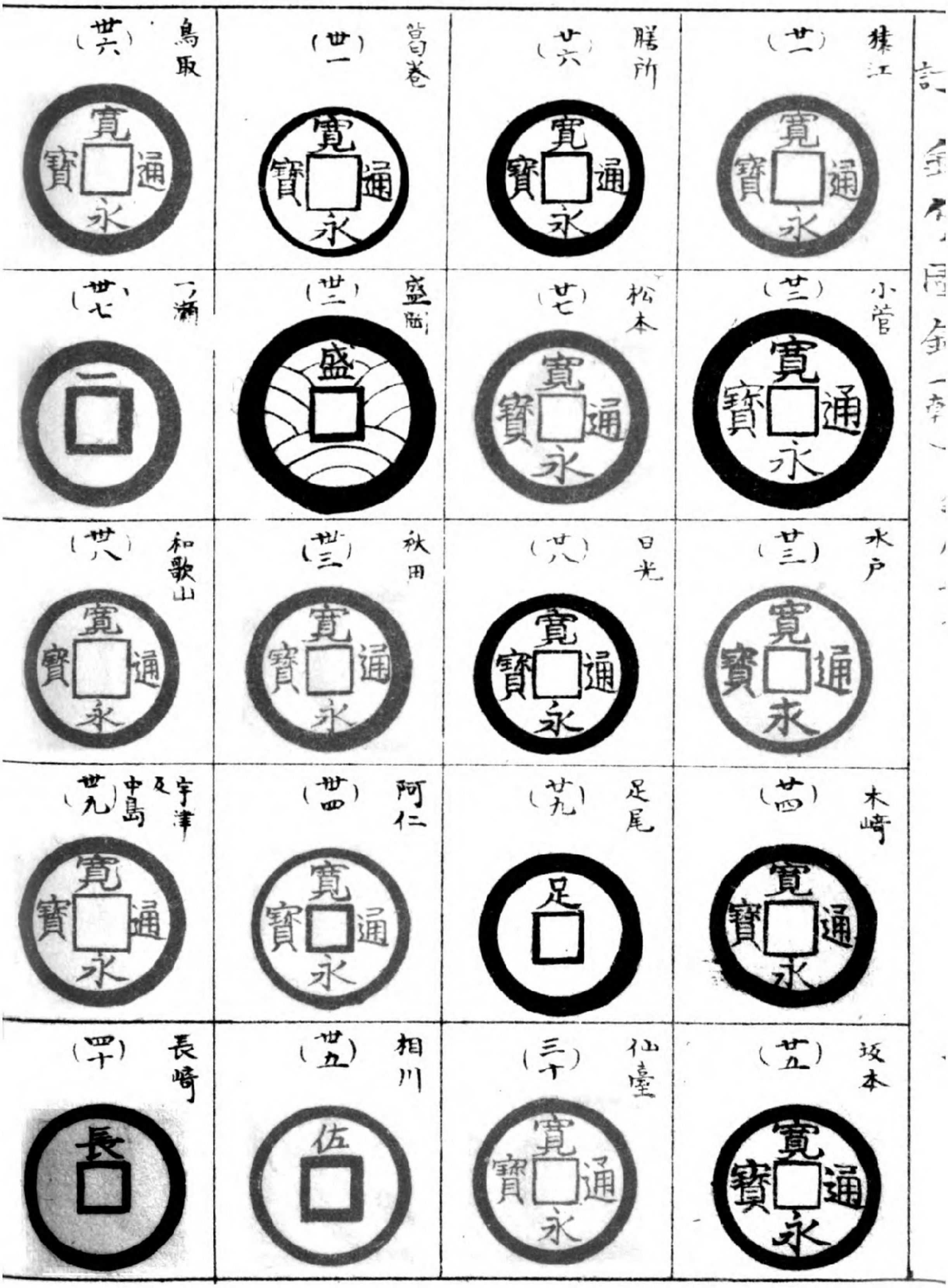
世高通宝

仝世高王尚徳 鑄造

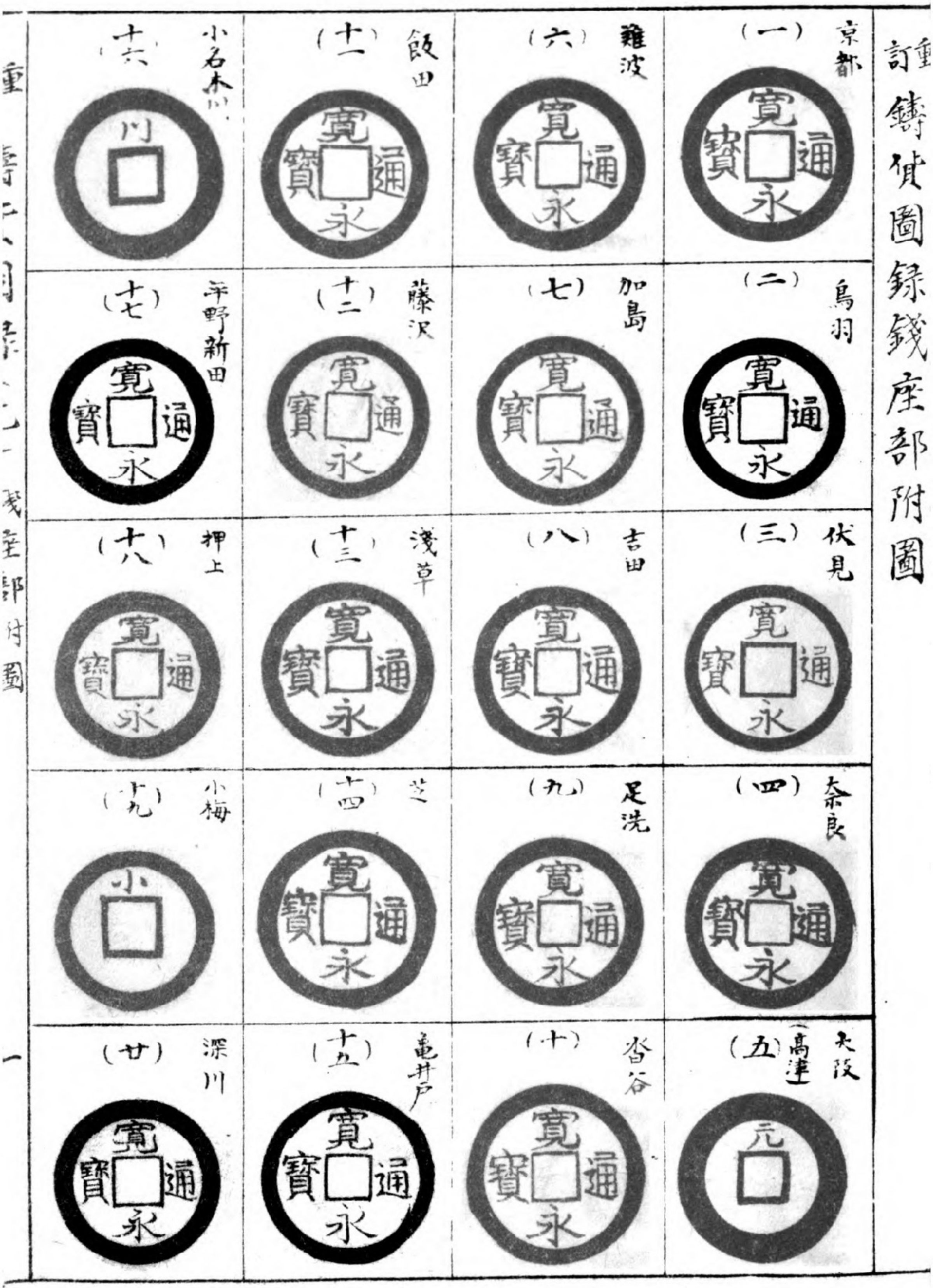



(六十一) 長禄通宝
(六十二) 天正通宝 金戈
(六十三) 仝 銀
(六十四) 仝 銅
(六十五) 文禄通宝
(六十六) 永樂通宝 背桐 金
(六十七) 仝 銀
(六十八) 仝 銅
(六十九) 慶長通宝
(七十) 元和通宝
(七十一) 元禄開珎
(七十二) 元禄太珎
(七十三) 元禄德宝
(七十四) 銀代通宝
(七十五) 寶永通宝
(七十六) 十錢通宝


(四十一) 和同開珎 銀
(四十二) 同 銅
(四十三) 開基勝宝 金
(四十四) 太平元宝 銀
(四十五) 萬年通宝
(四十六) 神功開宝
(四十七) 隆平永宝
(四十八) 富壽神宝
(四十九) 承和昌宝
(五十) 長年大宝
(五十一) 饒益神宝
(五十二) 同 鉛
(五十三) 貞観永宝
(五十四) 同 鉛
(五十五) 寛平大宝
(五十六) 延喜通宝
(五十七) 同 鉛
(五十八) 乾元大宝
(五十九) 同 鉛
(六十) 乾坤通宝


(廿一) 猿江
(廿六) 膳所
(卅一) 石巻
(卅六) 鳥取
(廿二) 小菅
(廿七) 松本
(卅二) 盛岡
(卅七) 一ノ瀬
(廿三) 水戸
(廿八) 日光
(卅三) 秋田
(卅八) 和歌山
(廿四) 木崎
(廿九) 足尾
(卅四) 阿仁
(卅九) 宇津及中島
(廿五) 坂本
(三十) 仙臺
(卅五) 相川
(四十) 長崎
寛永通寶
盛
一
足
佐
長

鑄貨圖録錢座部附圖


(一) 京都
(二) 鳥羽
(三) 伏見
(四) 奈良
(五) 大阪 高津
(六) 難波
(七) 加島
(八) 吉田
(九) 足洗
(十) 沓谷
(十一) 飯田
(十二) 藤沢
(十三) 淺草
(十四) 芝
(十五) 亀井戸
(十六) 小名木川
(十七) 平野新田
(十八) 押上
(十九) 小梅
(廿) 深川
寛永通寶
川
小
元

訂 鑄貨圖錄 卓

二各區劃を空虚となしあるは不明なるがためなり

鑄貨圖錄 乾 終

土佐通寶 天保錢形 背文 當百 當二百ノ二種　土佐之券 圓形 背文 十文目 五文目 二文目 一文目 五分ノ五種

海南之券 圓形 背文 十文目 五文目 二文目 一文目 五分ノ五種　海南券 圓形 背文 十文目

(102) ル加賀國金澤藩試鑄(慶應二年越中國礪波郡増山鑛山に於て鑄るもの

加越能通用 天保錢形 七百(背梅ニ馬) 五百(背竹ニ龍) 三百(背松ニ虎)ノ三種

(103) ヲ陸前國細倉銅山にて鑄造のもの

元亨利貞 方形　細倉當百 鉛錢方形

(104) ワ文久年間上野國安中藩にて所鑄のもの

價二百 鉛錢方形又楕圓形 背文 三十四文

(105) カ文久年間富山藩にて所鑄のもの

富山通寶 圓形鉛錢 背文 當百 梅枝

(106) ヨ越前國福井藩所鑄のもの

越福通寶 圓形鉛錢 背文 當百 當五十ノ二種

(96)

銅山至寶 長方形據角 背文 當百及ヒ當五十ノ二種

(97)

ヘ秋田藩所鑄(秋田郡川尻村にて)

鳳凰當百錢 面ニ鳳凰背ニ八卦ノ模樣アリ 俗ニ秋田鍔錢ト云フ

(98)

ト文久年間阿仁銅山所のもの

波紋當百錢

(99)

チ慶應年間盛岡藩所鑄のもの

盛岡銅山 天保錢形 背文 百文通用

(100)

リ阿波國德島所鑄のもの

阿州通寶 長方形據角 背文 十匁銀札

(101)

ヌ土佐國高知藩所鑄(高知市外石立村に於て慶應年間攝津灘波村より冶工を招用し鑄造せりと云ふ)

土佐通寶 鐵錢圓形一文錢形

土州官劵 長方形 背文當百文

土州通寶 圓形大形 背文 當二朱及花押

土佐官劵 天保錢形 背文 十匁 五匁ノ二種

(92)

イ　加治本錢と稱して大隅國梶木邑所鑄の銅色純白製作粗惡なるもの

洪武通寳(背文加又ハ治或ハ木)　大中通寳(背文治)　富壽神寳
唐國通寳　天聖元寳　皇宋通寳　治平元寳　熙寧元寳　元通通寳
元豊通寳　元祐通寳　元符通寳　紹聖元寳　聖宋元寳　政和通寳

(93)

ロ　水戸錢と稱するもの

祥符元寳　嘉祐通寳　天聖元寳　熙寧元寳　紹聖元寳　聖宋元寳
天聖元寳　明道元寳　治平通寳　景徳元寳　至道元寳　元豊通寳
元祐通寳　元壽通寳　正隆元寳　天開通寳

(94)

ハ　文久元年及同二年に鹿兒島藩にて所鑄のもの

琉球通寳 天保錢形 背文 當百　松岡十大夫書ト云フ　同上 圓形大形 背文 中宝

(95)

ニ　文久元年福岡藩にて所鑄のもの

筑前通寳 天保錢形 背文 當百

ホ　羽後國秋田にて所鑄のもの(或は云ふ常陸國久慈郡銅山所鑄と)

(90)	節儉通寶	銅鐵	孝明天皇 安政三年	同	太田爲三郎	安	字	舊蝦夷地ニ限リ通用セシメタルモノ穿孔、圓又ハ八角形ナリ

備考

一右の外先輩が和同以前の所鑄ならんと云ふ銀銅無文の二錢は據證なきを以て之を省略し水戸長崎其他各藩等の鑄造に係るものを左に摘錄せん

(一)外國錢貨を本邦にて鑄造し外國に輸出したるもの其種類多し(此時の鑄造なりと稱せらるゝもの現時の通貨中に幾分存在す)即ち一時の權宜として宋明鑄造の錢貨を倣造して輸出せしこともあり崎陽郡談に曰く

萬治二年市長請古漢錢以賣海舶官許之明年置鑄錢局是由和蘭人請也遂又賣於唐商是時鄭氏據臺灣不與中國通錢頗匱乏故唐商自南國來者皆喜載錢而還寛文八年禁出銅然古錢特不禁至貞享二年唐蘭皆不求錢遂止鑄錢自萬治二年至玆二十有五年也蓋鄭氏亡南方亦皆用中國錢也

と蓋し寛文元年より天和二年迄長崎伊勢町續地に於て鑄造する所にして種類左の如し

元豊通寶　元祐通寶　祥符通寶　元符通寶　永樂通寶

(91)

(二)其他私鑄錢にして多く流布するものを擧ぐれば

	錢名	錢質	初鑄年代	錢文書体	錢文筆名	背文	摘要
(81)	天保通寶	眞鍮	同 天保六年	同		當百ノ二字及花押	百文錢ナリ小判形又試鑄錢ニテ背ニ當五十及ビ花押ノモノアリ
(82)	萬年通寶	同				同	試鑄錢ナリ小判形
(83)	文久永寶	同	後櫻町天皇 文久三年	楷	小笠原壹岐守 板倉周防守 松平春嶽	波紋	四文錢ナリ又錢文土佐容堂公筆ノモノアリト云フ
(84)	同	同		同		當百	試鑄錢ナリ
(85)	慶應通寶	銅	孝明天皇 慶應年間	楷		背文數種アリ	試鑄錢ナリ
(86)	大世通寶	同	後花園天皇 康正長祿年間	楷			琉球大世王尙泰久ノ鑄造ニ係ルモノ
(87)	世高通寶	同	應仁文明ノ頃	同			同世高王尙德ノ鑄造ニ係ルモノ
(88)	中山通寶	同		同			琉球所鑄ト云フ
(89)	仙臺通寶	鐵	光格天皇 天明四年	同			仙臺領ニ限リ通用セシ方形錢ナリ

(73)	元祿德寶	銅	元祿六年	同			同
(74)	銀代通寶	同	元祿十一年	同			伊勢屋道喜ナルモノ鑄造ヲ出願セシモ許サレザリキ即見本錢ナリ
(75)	寶永通寶	同	東山天皇寶永六年	同	長崎屋清兵衛	緣ニ永久世用ノ小極印アリ	十文錢ト稱ス寶永六年通用ヲ停止ス面文寶永又ハ永十ノモノアリ此二種ハ裏官錢ナラン
(76)	十錢通寶	同	不明	同			寶永錢ト同時代ナラントセラレシモ現今ニ至リ朝鮮ノ通貨ナラントノ說アリ
(77)	寶永通用	同	同	同		桐葉二ケ及壹匁ノ文字アリ	或ハ願人ノ試鑄ナラント云フ小判形ナリ
(78)	享保通寶	銀	中御門天皇享保元年	同		穿上ニ永字アリ	共ニ通用錢ニアラズ改元祝賀用ナラント又金錢モアリト云フ
(79)	享保通寶	銅	中御門天皇享保元年	楷			
	寛永通寶（圖略ス）	眞鍮	後櫻町天皇明和五年	同		波紋	四文錢ナリ
	同	鐵	同萬延元年	同		同	
(80)	天保通寶百文判	同				後藤錢座	長方形撫角ニテ試鑄錢ナリ

	錢名	錢質	初鑄の年代	錢文書体	錢文筆者	背文	摘要
(67)	永樂通寶	銀		楷		ルモノアリ	判金ノ盛ニ行ハレサリシ時代ニ於テ行ハレタリ
(68)	同	銅		同			足利豊臣時ニ明錢ヲ摸シテ作ル又水戸ニテモ鑄ルト云フ
(69)	慶長通寶	同	後陽成天皇慶長十一年	同	東福寺清韓		
	同	銀		楷及篆ノ二様	同		通用錢ナリシヤ否ヤハ不明ナリ
(70)	元和通寶	銀	後水尾天皇元和元年	楷	後水尾天皇	一ヨリ卅ニ至ル數字アリ	
	同	銅	同	同	同	一ヨリ卅ニ至ル數字アリ	
	寛永通寶 圖略ス	同	同 寛永十三年	同			此錢ハ各地ニ於テ鑄造セリ前表ニ詳シ寛永三年水戸ニ於テ既ニ鑄造セリ
(71)	元祿開珍	同	元祿六年	同			通用錢ニアラズ鑄造許可ヲ申請センタメニ作リシ見本錢ナリ
(72)	元祿太珍	同	同	同			通用錢ニアラズ鑄造許可ヲ申請センタメニ作リシ見本錢ナリ

(57)	同	鉛	同	同			
(58)	乾元大寶	銅	村上天皇天德二年	同	阿保懷之		
(59)	同	鉛	同	同			
(60)	乾坤通寶		後醍醐天皇建武元年				此錢ハ鑄造セラレタルヤ或ハ其計畫ノミナリシヤハ詳カナラザレ𪜈現品ハ目下存在ヲ聞カズ
(61)	長祿通寶	銅	後花園天皇長祿年間	楷			
(62)	天正通寶	金	後陽成天皇天正年間	同	後陽成天皇宸筆		
(63)	同	銀	同	同	同		
(64)	同	銅	同	同	同		八樣アリ
(65)	文祿通寶	銅	後陽成天皇文祿年間	同	同		
(66)	永樂通寶	金	豊臣時代	楷		桐又ハ菊若ハ數字等ア	通用錢ニアラズ賞與音物等ニ用フルタメニ武家ニ於テ鑄造セシモノニシテ

	銭名	銭質	初鋳の年代	銭文書体	銭文筆者	背文	摘要
(48)	富壽神寶	銅	嵯峨天皇 弘仁九年	同	大字ノモノ 弘法大師		
(49)	承和昌寶	銅	仁明天皇 承和二年	楷	菅原清公		
(50)	長年大寶	同	仁明天皇 嘉祥元年	同	仁明天皇		
(51)	饒益神寶	同	清和天皇 貞觀元年	同	春日雄繼		
(52)	同	鉛	同	同			
(53)	貞觀永寶	銅	清和天皇 貞觀十二年	同	藤原氏宗		
(54)	同	鉛	同	同			
(55)	寛平大寶	銅	宇多天皇 寛平二年	同	宇多天皇（延冠ノ物） 菅原道眞		
(56)	延喜通寶	同	醍醐天皇 延喜七年	同	醍醐天皇		

り足利幕府時代には明錢殊に主として永樂錢の輸入あり德川幕府に及びて慶長錢、寛永錢、天保錢、文久錢等の鑄造ありて共に通用して現今に至れるものあり今其本邦錢貨鑄造年代別に序を逐ひて記載すれば左の如し(錢圖對照)

	錢名	錢質	初鑄の年代	錢文書体	錢文筆者	背文	摘要
(41)	和同開珍	銀	元明天皇 和銅元年	隸			和銅二年八月銀錢ノ流通ヲ禁ゼリ
(42)	同	銅	同	同	藤原魚養		俚俗古和同ト稱スルハ和同元年以前ニ發布ノ錢貨ナリト云フ
(43)	開基勝寶	金	淳仁天皇 天平寶字四年	同			現今宮内省ニアルモノ一品ノミナリ
(44)	太平元寶	銀	同	同			
(45)	萬年通寶	銅	同	同	吉備眞備		
(46)	神功開寶	同	稱德天皇 天平神護元年	同	同		
(47)	隆平永寶	同	桓武天皇 延曆十五年	同	桓武天皇		此新錢發行ノ結果トシテ延曆十九年限リ舊錢ノ通用ヲ禁ゼリ

なりたる錢は仕上げ方に送られて先づ中央の孔を鐵にて磨りたる後數多の錢を四角形の棒にて貫きたるもの二本を列べて之を砥石にて擦り錢の耳(周邊)を良く研く之を耳ズリと云ふ耳ズリせし錢は更に數個づゝ平面上へ並べ砥石にて表裏を研磨す之を平トギと云ふ茲に於て其重さを秤量して過は之を規定の重量となし不足なるものは不合格となし再び鎔解す茲に撿査を終りて完全なる通貨となるまでには前後二十餘回の煩はしき手數を要すと云ふ

〇(丁) 附說 錢貨

錢は貨幣の總稱なれども我國にてゼニと云ふは中央に孔の明きたるものを指せり又鳥目、青銅、料足等の稱あり今茲に有孔貨幣の沿革を略述すれば抑々我國の錢は金、銀、銅、鐵、鉛及眞鍮を以て作り其錢文多くは四字にして背面は其鑄造地の符合を現はせるものあり或は波紋あるものあり天保通寶の如く錢價を表示せるものありと雖ども多くは無紋なるを普通とす中央の孔は主として方形にして錢形は圓なりと雖も只一二種の異なるものあり寔に我國の錢貨は最初數百年間は大小精粗の別ありと雖も本邦に於て鑄造したるものを通用せしものにして次で自國の鑄造は中絕し鎌倉幕府時代には宋錢を輸入せられし形跡あ

て數多製作して之を約二百個づゝ各型塲即ち錢頭職へ交付し置くものなり

錢頭職は巾二尺餘縱三尺餘の槻板の厚緣ある型枠の上下二面組合せ得るものゝ下部へ豫め準備せる濕氣ある砂を盛りて路み固め斗搔き又は銅皿の類にて砂面を擦りて表面を滑平にしたる後其上に鎔銅の錢型中に注ぐべき通路を造る·ため細銅銲一本を置き種錢を其銲の兩側に整然と規律よく蒔き並らべ種錢と細銲との上に砂を盛り上部の型枠を以て其上を覆ひて組合せ之を堅く締り上げ一人之に乘りて充分に踏み固めたる後上部の型枠を取り離せば下部には種錢裏面の形鮮明に寫り種錢と細銲は悉く上枠に附着す即ち之を型枠の背面より拂ひ落し砂に印せる錢型と細條との間は細き楊枝樣の棒を以て縱横に湯道(鎔解せる地金の通路)を穿ち松根に點火して上下の砂型をあぶり乾して再び砂型を組み合せ堅く締め上ぐれば玆に一個の錢型は出來す

錢型の製作に先ちて錢頭職は豫め受領しある地金を手傳(人夫)をして鞴にて鎔解せしめあるを以て之を坩堝に移し錢型の湯口より注入すれば湯道を經て各錢型中に流れ込む漸時の後型枠を解き離せば錢貨は恰かも柳葉の如き狀態を呈して出來す(口繪參照)即ち其附着部分を切り離して一個づゝの錢貨となし古墨及び油の混合したるものを以て鍋にて之を煮る名けて床燒と云ふ此黑色と

場は鑄錢工業の最も小なる分課にして此處に於て錢貨を鑄造す而して一個の型場には錢頭職なる一人の長ありて之を管理し配下に屬せる數人の職工を指揮して鑄錢の事に從ふ其一型場に於ける一日の鑄錢類は五貫文を以て最高とし一個の型にては約二百個の錢貨を鑄造すと云ふ

(ロ)大吹所並に地金の製造及び配付　錢貨地金の製造は之を大吹きと云ひ其一吹の總量は十四貫匁にして銅、鐵、亞鉛、白目、錫、鉛、等を各一定の分量づゝ秤量混鎔すること恰も現今の造幣局鎔解場に於ける鎔解工業と同一にして大吹所に於て之を行ふ

大吹所の棟梁を吹屋大工と云ひ之に手傳人夫加はり韛にて木炭火を以て地金を鎔解す韛の側に湯口あり湯口の側には方六尺の緣ある敲土の臺ありて臺に投入したる地金が鎔融合成の度最も適切なる頃を見計らひ長柄の道具を以て湯口を開き合金を敲土の臺へ汲み出し放置すれば漸時にして凝固し鼠色の塊となる茲に於て棟梁は長柄の鐵槌を以て之を打ち碎きて數多の割銅となし更に此塊銅を一片づゝ水中に投入して冷却せしめたる後五百匁づゝ個々別々に秤量區分して型場に配付す

(ハ)錢型の製作及び鑄錢實施　錢形を印するには種錢を以てす此種錢は錢座に於

種あり陶范は粘土を陶冶して造りたるものにして和同錢は實に此陶范を用ひたるものなり其形狀は未だ完備したるものを發見せざるを以て全形を知る能はず又一個の錢型にて幾何の錢貨を鑄造せしやは不明なるも同好者間に所持する和同錢范の破片によりて推測すれば一型一回に鑄造したる錢貨の數は一個の錢范にて僅かに二十個以內なりしものゝ如し

和同以後の諸錢貨は陶范を用ひずして皆砂型式を採用せり此砂型は支那唐代に始めて發明せるものにして本邦に於ては蓋し唐人より之が傳習を受けたるものなるべし其法普通の砂に水を混じ生乾(なまがわき)となるを待て之を枠に盛り錢型を作るものなれば單に一回限りの使用に止ると雖ども砂は幾度にても原料として使用し得べく且つ原型製作上にも頗る簡易にして其便宜なること陶型と同一の論にあらず

○(ロ) 錢座時代の鑄錢法

錢座に於ける鑄錢法は主として鑄錢司時代に於ける砂型式を用ひ稍精密になりたるに止るのみ而して錢座が各地に散置せらるゝに隨ひ各所共其細部の施工に至りては多少の異同ありと雖ども其一般的鑄造法を左に說述すべし

(イ)型場(錢吹所)何れの錢座に於ても一個の錢座には十四乃至二十個の型場あり型

天保六年九月より同七年迄江戸金座にて吹立

鐵　錢　五萬五千二百六十貫文餘

明和五年より天明八年まで江戸龜井戸にて吹立

眞鍮錢　五百五十三萬六千三百八十貫二百一文

但背波文卽四文錢（二厘錢）
一枚目方一匁四分

文政四年より同八年まで江戸龜井戸にて吹立

眞鍮錢　七萬九千七百貫文

〇(丙)　鑄錢法

我國鑄錢の方法は大別して鑄錢司時代の鑄錢法及錢座時代の鑄錢法の二とす

〇(イ)　鑄錢司時代の鑄錢法

鑄錢司時代の鑄錢法は未だ詳かならずと雖ども其大要を述ぶれは此時代の方法は後世に於ける夫れとは稍々異り專ら支那(唐)より傳習し其法殆んど唐錢と異ることなきものゝ如し就中和同開珍錢の如きは支那に於ける同時代の鑄造に係る唐高祖の開元通寶錢と製作を等ふし(或は唐より鑄錢工を聘し鑄造せるものなりとも云ふ)陶冶製の錢型を用ひて鑄造したるものなり

錢型は支那にては之を錢范と稱し銅范、鐵范、石范、陶范(一に之を土范と云ふ)の四

明和二年より安永三年まで江戸にて吹立

鐵　錢　二百二十六萬二千五百八十九貫文餘　但一枚目方七分六厘餘

明和四年より安永三年まで京都にて吹立

鐵　錢　百四十二萬二千七百八十貫文　但一枚目方七分六厘餘

天保二年より同七年まで江戸にて吹立

鐵　錢　五萬五千二百六十貫文餘　但一枚目方七分六厘餘

明和五年より安永元年迄幷に天明四年より同七年迄仙臺にて吹立

鐵　錢　六十九萬九千九百九十六貫文餘　但一枚目方七分六厘

明和六年より安永元年迄安永三年より同七年迄水戸にて吹立

鐵　錢　二百八萬五百六十九貫文　但一枚目方七分六厘餘

天保九年より天保十二年迄江戸にて吹立

鐵　錢　十八萬六千貫文餘　但一枚目方六分五厘

天保六年より閏十二年迄江戸にて吹立

百文錢　三百九十七萬三千五百二十貫文　但一枚目方五匁五分

合計五千二百二十九萬二千四百七十四貫文餘

此金八百四萬九千九百九十六兩餘　六貫五百文替

備考

一、表中寛永通寶以外の錢貨及び銅以外の材料を以て鑄造せしものは摘要に其旨を記入す
二、本表は極めて正確を期したりと雖先輩の所説を猥に據證なきに改むることをなさずして其儘掲げたり
三、錢座の設置年月は最初の鑄錢年月と略同一ならん末た其正確なるものを知り難し
四、寛永通寶錢等の製造高概數は次の如し

寛永十三年より江戸に於て吹立寛文元年より吹立文錢共

唐銅錢　四千貫文　但一枚目方一匁

明和五年より安永元年まで水戸及仙臺にて吹立

銅錢　廿萬三百廿九貫文　但一枚目方六分

明和四年より安永二年まで長崎にて吹立

銅錢　二十三萬一千貫文　但一枚目方六分

明和文政度江戸にて吹立

眞鍮錢　二百五十六萬六千貫文　但一枚目方一匁四分ニシテ九六錢ノ員數

	(35) 相川（濱町）	寛保元年			銅鐵二種ヲ鑄ル
		安永年間			
		明和九年ヨリ天明元年マデ	相川ノ町人 清八 安四郎 佐左衛門 忠兵衛 善兵衛		
		萬延年間			
因幡	(36) 鳥取	延享元年			
備前	不明	作業期間不明ナレド寛永十四年以前ヨリナラン			
長門	萩ナリト云	作業期間不明ナレド寛永十四年以前ヨリナラン			
紀伊	(37) 一ノ瀬	寛保二年			銅鐵二種ヲ鑄ル背文「一」字アルモノアリ
紀伊	(37) 一ノ瀬	寶暦三年		蜷川八右衛門	同右又面輪ニ一ノ小極印アルモノアリ
紀伊	(38) 和歌山	元文元年	永井市兵衛		
紀伊	(39) 宇津 中島	元文元年ヨリ寛保三年迄	永井市兵衛 熊野屋彦次郎		銅鐵二種ヲ鑄ル
豊後	岡	寛永十四年以前ヨリナラン			中川内膳正領内ト寛永十四年八月布令ニアルモノ

國名	錢座名	鑄錢期間	鑄錢受負者	錢文筆者	摘要
陸前	仙臺（石巻）	明和六年ヨリ同九年マデ			銅鐵ノ二種ヲ鑄ル背文「千」字アリ
		天明四年ヨリ同七年マデ			
		萬延元年			鐵四文錢ヲ鑄ル背文「千」字アルモノアリ
	(31) 萬巻	文政天保ノ間	鷲塚彥八郎		鐵錢ヲ鑄ル皆文「千」字アルモノアリ
陸中	(32) 盛岡	萬延年間			鐵四文錢ヲ鑄ル背文「盛」字アリ
羽後	(33) 秋田	元文二年ヨリ十ヶ年許可	岩井新五郎 同新助 見上新左衛門 能登屋喜兵衛 吉川宗右衛門 福田七兵衛 中村三右衛門		
	(34) 阿仁	年代不詳			阿仁銅山所鑄
越後	高田	寛永十四年以前ヨリナラン			寛永十四年八月布令ニアレドモ未ダ其所在並ニ鑄造錢ヲ確定セズ
佐渡	下戸	正德四年ヨリ同五年マテ	糸屋八右衛門		炭屋濱町ニテ所鑄
		享保二年ヨリ同十九年マデ	田島與兵衛 天野傳右衛門		
		享保二十年	相川ノ町人 宗兵衛		
		元文五年ヨリ寛保元年マデ			銅錢ノ二種ヲ鑄ル

常陸	(23) 水戸	安政年間			鐵錢ヲ鑄ル背文「ト」字アリ上町及下町ノ二ケ所ニテ鑄ル
		慶應二年			鐵四文錢ヲ鑄ル
	(24) 太田郷 木崎村	明和六年ヨリ同八年マデ	小澤九郎兵衛	野口多新次	鐵錢ヲ鑄ル背文「久」字アリ
		安永初年		東江源鱗	鐵錢ヲ鑄ル背文「久二」字アリ
近江	(25) 阪本	寛永十三年ヨリ同十七年マデ			
	(26) 膳所	元文元年			
信濃	(27) 松本	寛永十四年ヨリ同十七年マデ			
下野	(28) 日光（寂光寺）	元文二年	相馬徳之亟 大和屋平八 若松屋理右衛門 太田宇兵衛		
	(29) 足尾	寛保二年ヨリ延享二年マデ	星野與左衛門 同 伴右衛門 田中徳兵衛		背文「足」字アリ
	(30)	享保十三年ヨリ同十七年マデ	瀬川八十次 田中惣七 家城太郎次		背文「仙」字アルモノアリ
		元文二年ヨリ延享二年迄	大阪屋吉郎右衛門		

國名	錢座名	鑄錢期間	鑄錢受負者	錢文筆者	摘要
	(19)小梅	元文元年	野島清右衛門 坂本惣兵衛 瀬川八十治		銅錢ノ二種ヲ鑄ル背文「小」字アリ又背文ナキモノアリ
	(20)深川 高橋	慶應ヨリ明治ニ至ル			百文錢ヲ鑄ル
	(20)深川 十萬坪	享保十一年ヨリ同十七年迄	橋本平七郎 吉野十五郎 野田三郎兵衛 大河原嘉平次 中西五郎七		
		元文元年	橋本平七郎 中西五郎兵衛 千田庄兵衛		銅鐵ノ二種ヲ鑄ル背文「十」字アリ又背文ナキモノアリ
		元文四年			俗ニ之呂女錢ト云フ
		文久三年		松平春嶽	四文錢（文久通寳）ヲ鑄ル
	(21)猿江	元文元年			
	(22)小菅	萬延元年			鐵四文錢ヲ鑄ル
		寛永三年ヨリ	佐藤新助		背文「三」字ノモノアリ
		寛永十三年ヨリ同十七年マデ	佐藤清兵衛 三久保三右衛門		背文「十三」ノ字アルモノアリ向井町片町烟草町ノ裏ニテ鑄ル

武藏

(15) 龜井戶	正德四年ヨリ享保三年マデ	後藤縫殿助 茶屋四郎次郎 龜屋源太郎 三島吉之進 上柳平次郎 茶屋長智		俗ニ耳白錢ト云フ
	元祿十年ヨリ寶永元年マデ	丁字屋味休 神田屋孫八		俗ニ荻原錢ト云フ
	元祿十四年	紀伊國屋文左衞門		寶永通寶ヲ鑄ル
	元文二年ヨリ同六年マデ	三木彥右衞門 井筒屋五郎右衞門		
	明和二年ヨリ四年マデ		蜷川八右衞門ナリト云フ	鐵錢ヲ鑄ル
	明和五年			從來所鑄ノ鐵錢ヲ止メテ白銅錢ヲ鑄ル
	明和五年ヨリ天明六年マデ		三井親和	四文錢ヲ鑄ル
	文政四年ヨリ同八年マデ			同右
(16) 小名木川	元文五年ヨリ延享六年マデ	太田六次郎 緒方幸之助 吉出半右衞門		背ニ「川」字アリ又背文ナキモノハ表面郭邊上ニ川ノ小極印アリ
(17) 平野新田	元文四年二月ヨリ同六年二月マデ	山田新右衞門 中島兵右衞門 上島七郎兵衞		銅及鐵ノ二種ヲ鑄ル
(18) 押上	元文四年ヨリ寬保三年マデ	佐藤源兵衞 永瀨權右衞門 池田茂兵衞 篠田又兵衞		鐵錢ヲ鑄ル

國名	錢座名	鑄錢期間	鑄錢受負者	錢文筆者	摘要
(13) 淺草	橋場	文政三年			四文錢ヲ鑄ル
		天保六年			鐵錢ヲ鑄ル
		天保六年ヨリ十二年マデ數度			天保錢ヲ鑄ル
		文久三年			四文錢(文久通寳)ヲ鑄ル
		安政六年ヨリ慶應年間マデ			銅鐵二種ノ一文錢ヲ鑄ル
	鳥越	明暦二年ヨリ萬治二年マデ	長谷川壽定 辻宗覺		
	眞崎	不明			今ノ淺草地方町ニシテ假金座アリシ處ナリ
(14) 芝(新錢座)		寛永十三年ヨリ同十七年マデ	藪屋又右衛門 郡馬兵右衛門	天海僧正	背文一ヨリ十六ノ數字アルモノアリ
		寛文元年ヨリ延寶元年マデ	後藤縫殿助 茶屋四郎次郎 龜屋源太郎 三島吉之進 上柳平次郎 柊屋長智	辻高庸	俗ニ大佛錢ト云フ背ニ「文」字アリ京都方廣寺ノ大佛ヲ毀チテ之ヲ鑄ルト云フ
		延寶二年			
		寶永五年ヨリ正德四年マデ	丸屋三郎右衛門 樋口善兵衛		俗ニ丸屋錢ト云フ
		正德四年	中島喜左衛門 吉次吉兵衛		

國	鑄所	年代	座人	書	摘要
	(6)難波	享保十三年ヨリ同十五年マデ	中村忠兵衛 丁字屋喜兵衛 島屋嘉兵衛	新井白石ナリト云フ	俗ニ呼子錢ト云フ
	(7)加島村	元文三年ヨリ延享四年マデ	三浦忠右衛門 岩井六右衛門 備前屋嘉右衛門		
		元文四年ヨリ寛保元年マデ		長崎屋不舊ノ書ヲ模スト云フ	鐵錢ヲ鑄ル
三河	(8)吉田	寛永十四年ヨリ同十七年マデ			新錢座町ニテ所鑄
駿河	(9)足洗	寛永十三年			此二者ハ一ノ小河ヲ隔テヽ存在スル村ナリト故ニ其内ノ一ケ所ナラントノ說アレド暫ク疑ヲ存シテ茲ニ掲グ
	(10)沓谷	明暦二年			
	井之竈（圖之を略す）	寛永十六年			駿河國志補遺町方御由緒ノ條ニ寛永十六年當所錢吹立御願申上候處願ノ通被仰付則井之竈村ニテ吹立仕町中潤ヒニ罷誠美事トアリ
甲斐	(11)飯田	明和二年ヨリ同五年マデ			鐵錢ヲ鑄ル
相摸	(12)藤澤	元文二年	須藤平藏		吉田島村ニテモ鑄ルト云フ
武藏		寛永十三年ヨリ同十七年マデ	秋田屋小左衛門 末吉與右衛門 丸田屋文右衛門	羽柴若狹守（號長嘯子） 藤木甲斐守敦直 佐々木志津摩	俗ニ御藏錢又ハ志津摩百手ト云フ 背ニ數字アルモノアリ一ヨリ十六迄十六種

國名	錢座名	鑄錢期間	鑄錢受負者	錢文筆者	摘要
山城	(1) 京都 七條	元祿十二年ヨリ同十三年マデ	三島吉之進 茶屋四郎次郎 上柳平右衛門 龜谷源太郎		
		元祿十三年ヨリ寶永四年マデ			俗ニ荻原錢ト云フ
		正德年間	島屋某		俗ニ島屋錢ト云フ
		寶永六年			十文錢ヲ鑄ル背文永久世用ノ小極印アリ
	京都 三十三間堂	元文年間	鼠屋某		
	(2) 鳥羽（橫大路）	元文元年ヨリ同四年迄	有來新兵衛	長崎屋不舊	俗ニ有來錢ト云フ 二所鑄錢場アリタリ
		元文元年ヨリ延享二年迄	清水清右衛門		俗ニ清水錢ト云フ
	(3) 伏見	元文二年	江戸ノ人 近江屋市兵衛		
		明和四年ヨリ同六年迄			伏見西濱ニテ鐵錢ヲ鑄ル
大和	(4) 奈良	寛永十四年ヨリ同十七年迄		藤木甲斐守 敦直	
攝津	(5) 大阪（高津新地）	元祿十四年十二月ヨリ			
		元文五年	德倉長右衛門		背文「元字」アリ
		寛保元年ヨリ延享二年マデ			

鐵錢をも鑄造すると同時に人民の願ひに任せ相當の運上を納付せしめて鑄錢座を開くことを特許せしを以て錢座の數俄に增加し各地に頻設せしかば漸く品質粗惡の錢貨を濫發するもの現はれ其弊害甚しかりしを以て請負制度を廢し明和二年七月後藤庄三郎光次に江戸龜井戸村に於て六千四百坪の地を賜ひて鑄錢定座を設立す之を下吹所と云ふ之れ即ち官の錢座にして此下吹所以外の鑄錢場は設置を嚴禁せられたり然るに幕府の末葉に至り綱紀の弛頽に乘じ各地に於て私に錢座を設け恣に錢貨を鑄造するに至れり而して其公設錢座の主なるものは長門備前武藏常陸陸前越後信濃近江等にして之に次て紀伊下野因幡山城大和三河駿河攝津肥前等にも亦之を設くるに至れり其他私鑄鑄錢座の最多きは羽前羽後陸中陸奥の諸國なり錢座には金座に於ける後藤銀座に於ける大黑の如き座人なるものなし之れ即錢座は金銀座の配下に屬したればなり然れども職工中には自ら錢頭（セントウ）下形（シタカタ）種取（タネトリ）等の職名ありき

今寛永以來錢座の鑄錢景況を擧ぐれば左の如し（附圖と對照せらるべし）

國名	錢座名	鑄錢期間	鑄錢受負者	錢文筆者	摘要
		元祿四年			

(13) 達理山　鑄錢司を距る東方約一里にあり

(14) 福西山　鑄錢司を距る南方約二十町にあり

○(乙)　錢座

錢座は豐臣氏以後に於て創設せられたるものにして後陽成天皇の天正年間に天正通寶なる銀銅二種の錢貨を鑄造せしも其數僅少なりしを以て未だ錢座の設けなく次て多數に錢貨の鑄造せられたるは後陽成天皇の慶長十一年にして(錢文を慶長通寶と云ふ)其鑄造地に就ては或は駿河と稱し或は山城と云ひ所說未だ一定せずと雖惟ふに當時既に錢座を設けたりしことは明白なり然れども其後は金銀を以て主なる通貨となすに至りしかば隨て錢座も皆金銀座の支配下に屬し遂に錢座を金座及銀座の下吹所と稱するに至れり而して錢座に於ける鑄錢業は概ね請負制度なり

寬永十三年(今より二百八十三年前)六月寬永通寶を鑄るに當り江戶芝濱手及近江國阪本に錢座を設け銀座役人秋田宗古をして鑄造工業を監督せしめたり然るに櫻町天皇の元文年間に至り大に銅錢の不足を感ずるに至りしかば幕府は之を補ふの必要を認め江戶大阪長崎仙臺秋田の各地に錢座を置きて銅錢を增鑄し更に

の一帶をトクゼンビラと稱するに其名を存して昔日を偲ばしむるのみ

(6) 鍛冶屋　鑄錢場の麓にして現時鍛冶屋跡又はカジヤガバタゴと稱するは其跡なり

(7) 鏡造　鍛冶屋より南方にあり現時畑地と變せり一小池あり鏡澤と稱す蓋し鏡造は型造の意ならんか

(8) 銅座　政所より東にあり採銅事務を掌りし所なるべし現時畑地となれり

(9) 鑄錢坊　春日社の北方約二丁にして現時三四の農家あり鑄錢業一切の事務を執りし所なるべし

(10) 司家及司家跡　鑄錢司に奉職せし官吏の居所ならん其圖上の司家跡の近傍なる川は現時尙ほ小流あり

(11) 錢庫　錢を格納したる倉庫なるべし庫前に堆積しあるものは錢貨にして數名の人夫が船に積載する狀況を寫せしものならん
現今の地形と比較するに本圖調製の當時は此地は海水灣入して港をなし且つ之に注ぐ川の大なるものありしものゝ如し

(12) 瀉上山　現時此名稱ある山なし恐らくは鑄錢場の東に連なる山ならん但し歷史には此名を見る

(1) 總社　春日神社にして遠く和同二年の創建なり

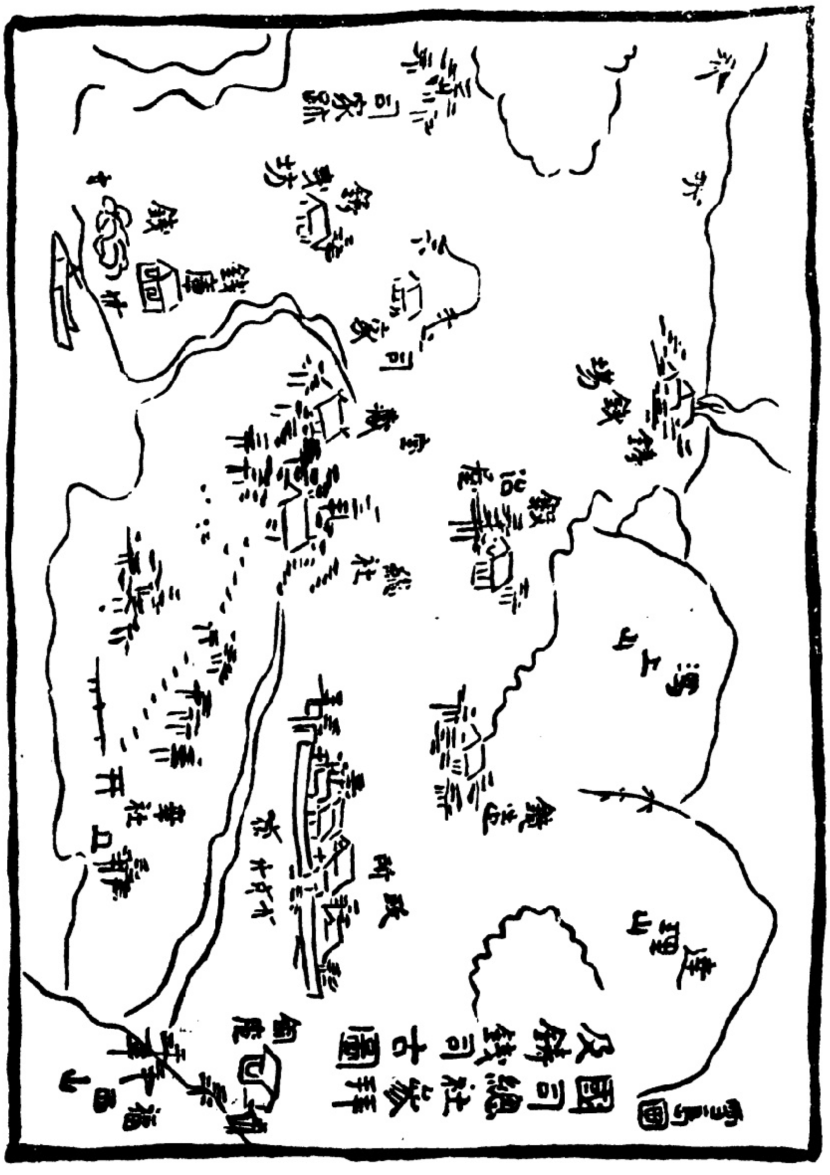
(2) 寶藏　春日神社寶藏なるべしと雖現時存在せず

(3) 政所　周防國司か政務を執り且鑄錢の事務を鞅掌したる官廳なり今は其跡耕地と變せり圖中政所前なる人馬の行列は周防國司兼鑄錢司長官が春日神社に參拜の景況なり國司が京師より初めて赴任したる時は必ず總社に參拜し鏡劍等を奉納したりと云ふ總社と政所との間を流るゝ川はさかい川と稱し現時尙ほ小流潺々たり

(4) 鳥居　現時二基あり第一の鳥居には幸社の二字を記せり又鳥居の前にたて石と稱する高さ六尺巾四尺厚さ五寸許りなる石碑あり

(5) 鑄錢塲　國道より北に向ひて行くこと十數丁にして三野山の麓なる宰と稱する三四の農家ある一部落に達す夫れより矮松の間を迤る小徑を登ること數丁にして殆んど山の中腹に達す此處に堤塘を両丘の間に設けて水を湛へ山容を紺碧に宿す一池あり更に登ること數丁徑の東方に往時採礦せし古銅坑あり西方には稍夷平なる地點ありてカマドコと稱し往昔鑄錢の際釜を据へたる所なりと云ふ然れども岩角突兀たる邊荊棘繁茂し草木深ふして地表掩はれ足痕の及ぶ所普からざるを以て鑄錢塲の景況は深く窺ふを得ずと雖蓋し土俗此山腹

圖は往昔の景況を吾人に語るものと云ふべきなり而して現場に就きて探り得たる遺跡の狀況次の如し(挿圖對照)



ふに本邦上古の鑄錢業は主として鑛山に於て行はれしを以て歷史に洩れたる古代の鑛山にありても亦鑄錢坊を設けて錢貨を鑄造せしものなるべし

今往古最も盛大なりし周防鑄錢司の遺蹟を探りたる狀況を左に述べん

周防國鑄錢司村は吉敷郡の西南部に位し古昔周防國鑄錢司長官が涖任して鑄錢塲を設けし地にして南は陶ヶ嶽福西山の諸山連りて其一帶の丘阜大海山に朝し北方は荒神山より走れる山脈によりて擁せられたる小平野の間にして廣島及び三田尻より馬關に通ずる國道を挾んで東は臺道村に接し西は陶村に隣する戶數約五百に過ぎざる一邑之をスエンジ村と呼ぶ

里人に就きて所要事項を糺すも古昔の事杳として更に要を得ず只古老の言に錢を鑄造したる遺跡なりとて時々銅銲を拾ひしことありと云ふ地點は此里を北に距ること十有餘丁の山中にありと雖荊棘深く閉して猥りに人の足跡の印するを許さず然れども村社春日神社拜殿に鑄錢司古圖の額あり寧ろ之に就て知るに如かずとの答を得て直に步を春日神社に移し見るに左の如き扁額（竪三尺横四尺）の彩畵あり里人の曰く明治の初め暴風の砌倒木の爲め拜殿も亦其厄に遇ひしを再建したるものなれども此額面は遠く和同二年の春日社開基の當初より揭げたるものにして其破損する度毎に舊圖を模寫したるものなりと云ふ蓋し此

定め技能に應じて後進者進級の途を開く

一清和天皇貞觀元年三月、同三年四月、同六年正月、同七年三月、同十年正月、周防鑄錢司長官の更任あり

一同帝貞觀十年六月周防鑄錢司長官の任期を四年と改む

一陽成天皇元慶三年十月周防鑄錢司長官の更任あり

一光孝天皇仁和二年正月周防鑄錢司長官の更任あり

一醍醐天皇昌泰二年五月鑄錢司工夫八十人なりしを四十八人と改めらる

一朱雀天皇天慶三年藤原純友反し周防の鑄錢司を燒く茲に至り周防鑄錢司の跡を絶つに至れり

一村上天皇天德四年鑄錢司を錢官符事と改む

其任命等に係る事項は前記の如しと雖ども村上天皇の康保二三年頃(今より約九百五十六年前)に至り本邦第一期の鑄錢事業は中止せられしかば鑄錢司も亦從て閉鎖したり由來本邦鑄錢司を置きし箇所尠からずと雖ども就中史上に明かなるは

近江　山城　大和　河內　周防　長門　播磨　筑前(太宰府)

の數國に過ぎずして其の他に至りては今俄に之を窺ひ知ること能はざれども惟

一同帝弘仁七年七月鑄錢司を廢し同九年長門國司を改めて鑄錢使となし長官一員次官一員判官二員主典三員鑄錢師二員造錢型師一員史生五員を定めらる當時鑄錢司の任官支度料は錢五千六百七十貫文を賜ふ

一同帝弘仁十一年二月鑄錢司判官一員主典一員を減じ同十二年七月更に之を舊に復す

一淳和天皇天長四年七月鑄錢司史生一員を減じ醫師を置き幷に天長二年十二月鑄錢司判官一員を減じ天長五年二月更に之を增加して判官二員とす

一天長八年三月周防鑄錢司の任期を諸國司と同じく四年と定めらる

一仁明天皇承和二年三月鑄錢司の任期を六年と改む

一同帝承和四年四月鑄錢司雜工八人なりしを鑄手五人造錢型生四人鐵工二人木工一人を增して總計二十人とす

一同帝承和十四年周防國鑄錢司を潟上山に移さる

一仁明天皇嘉祥二年四月長門鑄錢司長官任命あり

一文德天皇仁壽元年八月主典以下十名なりしを七名に減ず

一同帝齊衡二年二月鑄錢司長官の更任あり

一同帝齊衡二年九月鑄錢師及作錢型師の長上は從來終身官なりしを任期六年と

一聖武天皇天平七年十一月更に鑄錢司を置く次て天平九年十一月鑄錢史生六名を增加し總計十六名となし防長二州の鑄錢のことを行はしむ同十三年鑄錢司長官の更任あり

一孝謙天皇天平寶字元年及同十五年に鑄錢司長官の更任あり

一淳仁天皇天平寶字四年金銀銅の三種の錢貨を鑄造し鑄錢司長官の任命あり

一稱德天皇神護景雲元年二月鑄錢司員外次官の任命あり

一稱德天皇神護景雲元年十二月大和國添上郡田原に鑄錢司を置き其職員の任命あり尙同三年三月田原鑄錢司長官の更迭あり

一光仁天皇寶龜二年七月及同五年九月鑄錢次官の更任あり然れども此御宇には鑄錢のことなし

一桓武天皇延暦元年四月鑄錢司を廢し更に同九年十月再び鑄錢司を置き同十五年新錢を發行し同十六年二月鑄錢次官の更任あり次て同十七年十二月鑄錢司史生二名を增加して十名となす

一嵯峨天皇弘仁元年十二月鑄錢司官人に新錢鑄進の賞として叙位賜祿のことあり

一同帝弘仁四年正月鑄錢司長官の更任あり

初めて之を定められたるものなれども任期は不定なり抑鑄錢司の組織は支那唐代の制に擬したるものなれども其名稱は本邦にて定めたるものにして之を數部に分ち其一分課たる鑄錢坊に於て錢貨を鑄造せしものなり今史に顯はれたる鑄錢司の沿革を左に略記せん

一天武天皇六年十二月始めて鑄錢司を置かる

一持統天皇八年三月鑄錢司三人を任命あり

一文武天皇三年(今より千二百二十四年前)十二月始めて鑄錢司の官制を定め其長官及次官等の任命あり茲に初めて秩序ある一の官となりたるなり

一元明天皇和銅元年(今より千二百十二年前)二月始めて催鑄錢司なるものを置き鑄錢司を統轄し之が監督に任せしむ蓋し我國初以來此時に至り出銅の事ありて錢貨鑄造事業盛んとなりし結果多くの鑄錢司を監督すべき必要を生じたるならん

一元明天皇の時代に於ては近江及び河内等に鑄錢司ありしものゝ如し即ち續日本記に和銅元年七月令近江國鑄銅錢、同三年八月太政官處分河內鑄錢司官屬賜祿考選一準寮馬と又其後太宰府播磨等にても鑄造し後には長門國を鑄造地と定められたり

用せしめたりしかば貨幣の形態及び價位も亦同一ならずと雖ども之に關する圖書は古來幾多の先輩によりて編述せられ其頒布普く海内に及べるを以て余は主もに之等の貨幣が如何にして製作せらるゝものなるか其一班を知るの資として之が製造に關する景況を圖示し併せて古來流通貨幣の製作監理を司りし官職及び製作順序に關して沿革の大要を説述せんとす

◎第二章　錢座

我國古來よりの流通貨幣は金銀貨及び錢貨の三種に大別することを得べし而して其錢貨の鑄造は最初は鑄錢司にて之を行ひ其後は錢座なるものをして司らしめたり故に本章に於ては此二者に就て述べんとす

○(甲)　鑄錢司

鑄錢司の音は通例「ジユセンシ」と讀むを妥當なりと信ずれども現存する其遺跡を調査したるものゝ内山城國錢司村は「デス村」と稱し武藏國秩父の鑄錢坊は「トウセンボウ」と呼べり然れども之等の發音は蓋し後世の轉訛に出でたるものならん

鑄錢司は古より必要に應じて臨時に設けられたる官にして其官制は文武帝の時

口碑の傳はれるものなきが故に詳かならず而して或說に「反正帝の時勅して錢の高下を定め金錢一文を以て銀錢十文に銀錢一貫を以て銅錢十文に銅錢一文を以て米一升に替へしむ」とあれども恐らく後人の附會にして信を置きがたく日本書記に「顯宗帝の時銀錢あり又天武帝の十二年四月詔して自今以後必ず銅錢を用ひ銀錢の使用を禁じ持統帝の八年三月及び文武天皇の三年十二月には共に鑄錢司の任命ありしことの記載あるを以て此時代より鑄造貨幣は行はれたるものなるべしとの想像をなすことを得べし然れども本朝にて銀は天武天皇の朝に金は聖武天皇の御宇に銅は元明天皇の御世に初めて產出したるを以て夫れ以前に於ける鑄造錢貨の原料は三韓入貢の金銀銅を用ひられたるものならん然りと雖ども其錢文形態を確知すべき適證なく偶々無文の銀銅二錢和同以前の所鑄と稱するも之れ憶說にして未だ正否を決し難し蓋し本邦に於ける貨幣は元明天皇の朝和銅開珍錢の鑄造せらるゝに及んで初めて流通貨幣の形式明了に史上に現はるゝを見る而して彼の大小判金及び丁銀は鎌倉室町時代を過ぎて漸く備はりしものにして天正以降金銀の產出增加するに至りて其鑄造も亦隨て盛なるに至り慶長小判は實に此頃に出でたるものなり然り而して和同以來幣制の變更も屢行はるゝと共に時に外國より錢貨を輸入し或は本邦に於て鑄造したるものを併せて通

重訂 鑄貨圖錄 乾

佐野英山編

◎第一章 總說

貨幣は宇内各國共に古代より行はれたるものにして上古物々交換時代に於ては農具貝殼寶石等の物品に或る價格を定め貨幣として通用したりと雖ども多大の不便あるを以て時勢の要求は遂に金銀其他の金屬を塊桿又は輪狀となしたるものを貨幣として使用するに至り更に進んで鑄造貨幣起るに臻れり鑄造貨幣は從來何れの國にても政府自ら製作し或は民間に請負はしめて之を監督して製造し一般に通用せしめたるものにして其初期に於てはスパルタの鐵錢の如き我國の上古の銀錢及び銅錢の如き其形大なりと雖ども價は低きものなりしが近代に及びて各國共に貨幣制度大に整ひ主として金銀を原料として通貨を鑄造し其領域內に流通せしむるに至れり

本邦に於て始めて貨幣の行はれたるは何時なるか上古の事蹟は杳として文獻

目次終

鑄貨圖錄　乾

目次

（訂錢貨圖錄

一本書編纂に關しては先輩本山彦一、甲賀宜政、黒川幸七の三氏及友人山田芳之助氏の多大なる補翼を得たり

一本書は努めて正確を期したれども魯魚の誤あるを保せず而して所載事項の新事實に就ては板を重ねて完全を期せんとす博雅の君子幸に叱正を吝む勿れ

凡例

一本書は我邦舊貨幣鑄造に關する事項を述ぶるものにして上編錢座下編金銀座の二部に分つ

一鑄錢司時代に於ける制度は努めて細を穿たんとしたれども舊記載する處詳しからず且年代古きを以て考ふることを得ざるは遺憾とする所なり随て所謂皇朝十二錢の各鑄造地は皆全く究められざる狀態にして只鑄錢傳説地等に至りては多々あるべきも今俄に信じ難きにより之を載せず

一寛永以降の錢座所在地は其錢座に於ける鑄造錢貨未詳なるもの及其鑄錢工業時期不明なるものと雖苟も舊記等によりて其存在を認め得べきものは之を掲げたり故に從來先輩諸氏が唱道せざりし錢座及一錢座と認められたるものにして數座に分れたる形迹確かなるものは之を區分して掲げたり例へば從來單に淺草座とせしを橋場、鳥越、眞崎に分ちたるが如し

一本書の鑄貨に關する圖は印刷局の承認を得て大日本貨幣史の附圖を參酌掲載せり而して鑄錢に關するものは天保六年天保通寶の當百錢を鑄造せる景況を寫せしものにして金銀貨幣の鑄造は文政年度に於ける狀況を摸寫せしものなり

補足せりされど古金銀正用品の手變り幷に國物の如きに至つては皆之を近刊すべき古金圖譜に讓つて此には收錄せず

本書所載の古金銀幷錢圖は概ね眞拓に依據す其二三在來の圖書中より採錄したるものあるは蓋し萬已むを得ざるを以てなり

本書を再版するに當り堀見甘泉堂、田中淸岳堂、藤井深藪庵、櫟原長嘯園の諸君には或は誤謬を正し備はらざるを補ひ特に巨多の貴重なる資料を寄せられ東谷龍堂氏は本書を印刷するに際し組版後と雖努めて正確ならんことを期したるの故を以て改版校訂の勞を執られしこと幾回なるを知らず茲に謹みて其厚情を感謝す

大正八年十二月

編者識

鑄貨圖錄の再版に就て

余性古金銀貨幣を愛し之を披玩研究する事年あり得るに從つて採錄し尨然帙を爲す乃ち上梓して博雅の教を俟つあらんとせしも果すこと能はず每に之を憾とせり適々松陰本山先生余が志を憫み巨資を捐て以て此事業を遂けしめらるゝに及び明治四十四年改めて稿を起し大正二年に至り漸くにして世に問ふを得たりしもの鑄貨圖錄第一版即ち之なりとす而も幸にして江湖同臭の士の迎ふる所となり該版既に罄き今や再版せんことを求めらるゝの慶に會ふ嗚呼徒らに稿本を抱いて陋巷に窮迫せし往事を回想して豈多少の感慨無しとせんや乃ち聊か魯魚を訂し焉馬を改め足らざるを補ひ餘れるを省き茲に重ねて鑄貨圖錄を上版し一は以て本山先生の高庇に酬ひ一は以て江湖諸君子の同情に報ずる所あらんとす余又別に近く古金圖譜なる一書を公刊するの志あり蓋し古今斯學に關する書二三を算すと雖而も近藤守重先生の編著に成れる金銀圖錄の外良に見るに足るもののなきを慨してなり然れ共該圖譜は本書と全く其內容を異にし彼は鑄貨の發落を主とし此は重きを古金の史的價値に置く則ち兩書あるありて我が誌成り斯學僅に全きを得べきなり幸に上梓の期あらば希くは本書と併せ覧玉はらんことを本書の第一版には古金銀圖幷に古銅錢圖を省略に附せしが此版には之が異圖を

描出して當年を偲ぶ資料を社會に提供するは自己の天職なりと信じ敢て淺学菲才を顧みず其一班を編綴し稱して鑄貨図録と曰ふ固より野人の芹以て見るべきものなしと雖或は斯道研鑽の一助あるを得ば編者の光榮何物か之に如かんや

大正二年十二月上浣

於大阪造幣局官舎

佐野英山識

に構想傳説せられて真想に遠かり或は全く傳はら
ざることの實に多きは抑々民をして倚らしむべし
知らしむべからずの獨尊政策が因をなして累を
及ぼしたるか或は古來公示せざる結果之に留意す
る士あるも事不可能なりしに依るか其歸する處を
知らずと雖も百事究めて知られざるなき昭世に於
て獨り古來の特質手業順序が一般に周知せられ
ざるは千古の恨事と云ふべし　不肖適々職を造
幣局に奉じ舊貨幣に關する事項に親炙す
る便宜頗る多きを以て其實況の一部なるを模寫

自序

夫れ吾人が史的事實を解説するには文字を以てすると同時に繪畫によりて形像的に表示するときは益其事迹を闡明にして隔靴掻痒の感なく理解せしむることを得べきなり蓋し本邦貨幣鑄造の事業たる其淵源遠く中古以後鑄貨し技漸く進み幣制亦備はる隨て由來其事歷を載錄しある史籍汗牛充棟も啻ならざるも之を図錄に上梓しあるもの實に曉の星の如し故を以て事歷が揣摩臆説に埋

かる大著を成したるに至つては其の
志操の健實なる、精力の非凡な
る、轉た感嘆に堪へさる所あり乃ち
所感を述へ高需に應すと云爾、

大正六年夏日

田中兵太郎

す所なきもの如し、蓋し當代の珍書なるを失はす、惟ふに、君多年我邦造幣の要務に從ひ、幣制に関する造詣深く、終に本書を著述刊行するに至る、世を裨益する尠少ならさる無し、而も繁忙なる公務の餘暇以て斯

人なり、久濶の中にも未た嘗て足下みと忘れすて、請ふ敢て固辞することなれと、余其の誼の厚きに感し、乃ち書を秉りて披閲するに、本邦貨幣の状態を詳述し、且つ鑄貨の図示を加へ、古代より近世に至る幣制の沿革を網羅し、遺

序

佐野其山君ハ余の舊友たり互相見さること久し、一日来りて久闊を叙し、且つ著す所の鑄貨圖録を示し余に序を需む、余僭越乃故を以て之を辭す、君曰く、余の經歴を語らは足下ハ亦一要素たるの

[illegible]一[illegible]度
其文[illegible]料[illegible]草[illegible]
[illegible]抗[illegible]事[illegible]擬な
[illegible]一[illegible]陵[illegible]佐[illegible]
序[illegible]交遊[illegible]こと
[illegible]本書に
年[illegible]謹辭[illegible]因て卿か許感を
記して以て序に代ふと云爾

大正八年十二月中浣

松陰 本山彦一

序

佐野其山君ハ余の舊友たり、相見ざること久し、一日来りて久濶を叙し、且つ著す所の鑄貨図録を示し余に序を需む、余僭越乃ち故を以て之を辞す、君曰く、余の経歴を語らは是れ[illegible]一要素たるの

大阪市東区[illegible]

羽翼ならしめんとすと聞く寔に斯界の慶事にして將又史家は好資料を得單に貨幣を弄玩するものも亦好津梁を獲なを喜ぶなるべし頃日佐野君来りて本書に序せんことを求める余君と交遊せること年あるを謝辭すべからざるに因て聊か所感を記して以て序に代ふと云爾

大正八年十二月中浣

松陰　本山彦一

既に貨幣を披玩蒐集することを好み
長して職を造幣局に奉じ研鑽益々
精しく斯学に於ける其知識ハ該博にして
純正なる當世比儔あること罕なり宜なり
其著の江湖に崇尊せられ初版早く罄き
同好の士之を珍襲すること拱璧の如きある
や君乃ち増補改訂し茲に再び之を梓
に上し以て普く覔める所に應せんとす
君又別に近く古金圖譜を著して此書れ

據る所を得たるか如きも由来我俗封建ニ士風に薫育せられ口錙銖ニ事ヲ言ふさへ恥ぢ黎庶幸寧けれ基本たる幣制に就きても亦書を著はし文を草せるものはなし僅に存せるもの見るに足るものあらざりしなり幸に大正の聖世となり栞英山佐野君の出づるあり是れ学は備はらざるを慨し鑄貨図録一部二冊を著し以て斯学の足らざるを補へる君資性温良周密幼にして

再版鑄貨圖録序

太古ハ邈たり我邦貨幣の事史に見えたるハ顯宗帝の時銀銭鑄造の事あるを以て始めとし中葉以還戰禍相及び幣制亦淆亂して考ふべからず天正中織田右府出つるに及び大判小判の制を布いて資物交易の準縄とせしも而も全きこと能はずして徳川氏の慶長中此制漸く備はり百姓始めて

大阪毎日新聞社々長本山彦一先生序

古

大正戊午二月

清露

再版鑄貨圖録序

太古ハ邈たり我邦貨幣ニ事史に見えたるハ顯宗帝の時銀錢鑄造の事あるを以て始めとし中葉以還戰禍相及び幣制亦淆亂して考ふ可らざれ天正中織田右府出つるに及び大判小判の制を布いて資物交易の準繩となせしも而も金にとまり錢はまで徳川氏此れ慶長中此制を潤く補はり百姓始めて

古

大正戊午二月

清露

文物多師

元騎兵監豊島陸軍中將閣下題

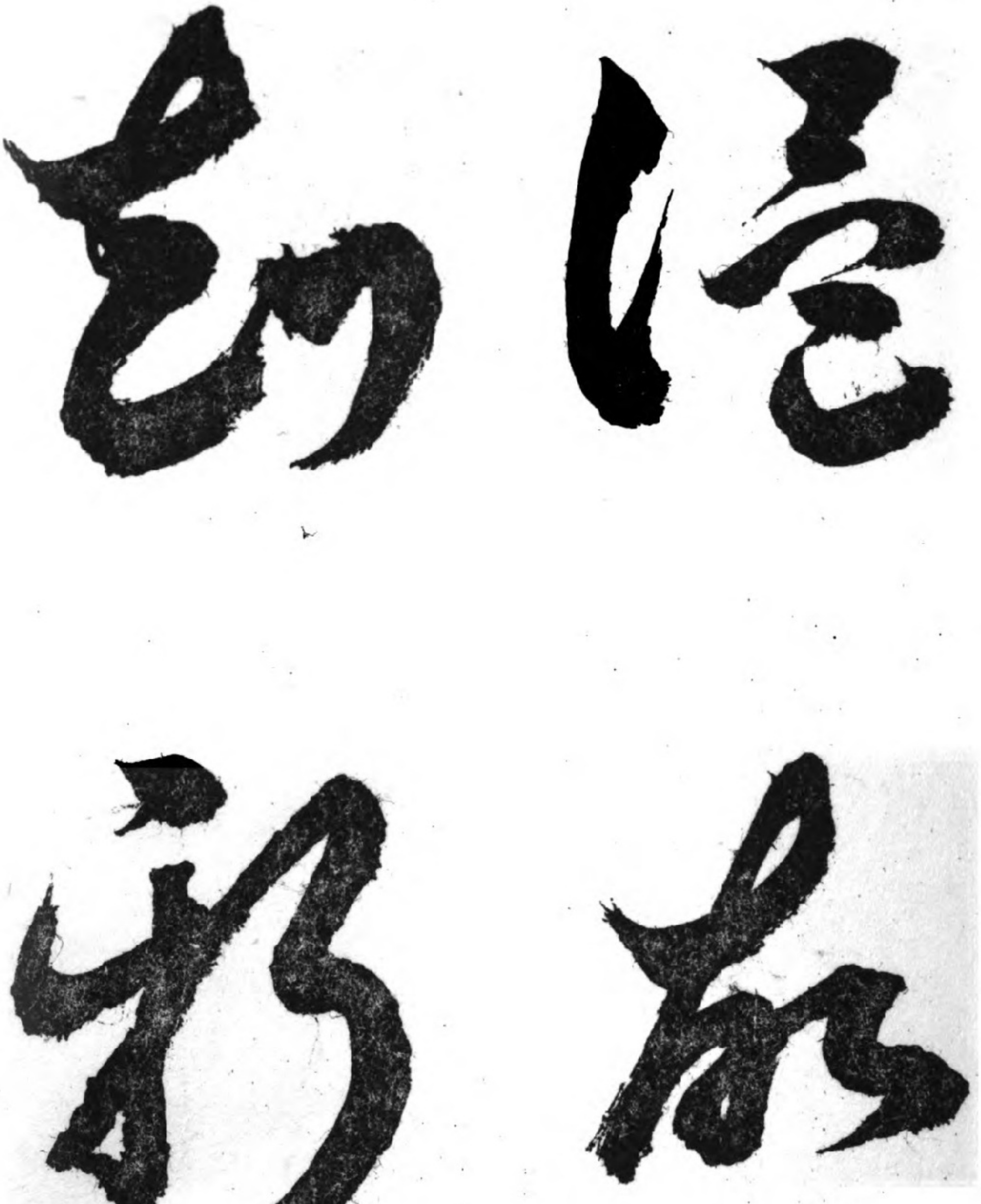
癸丑秋

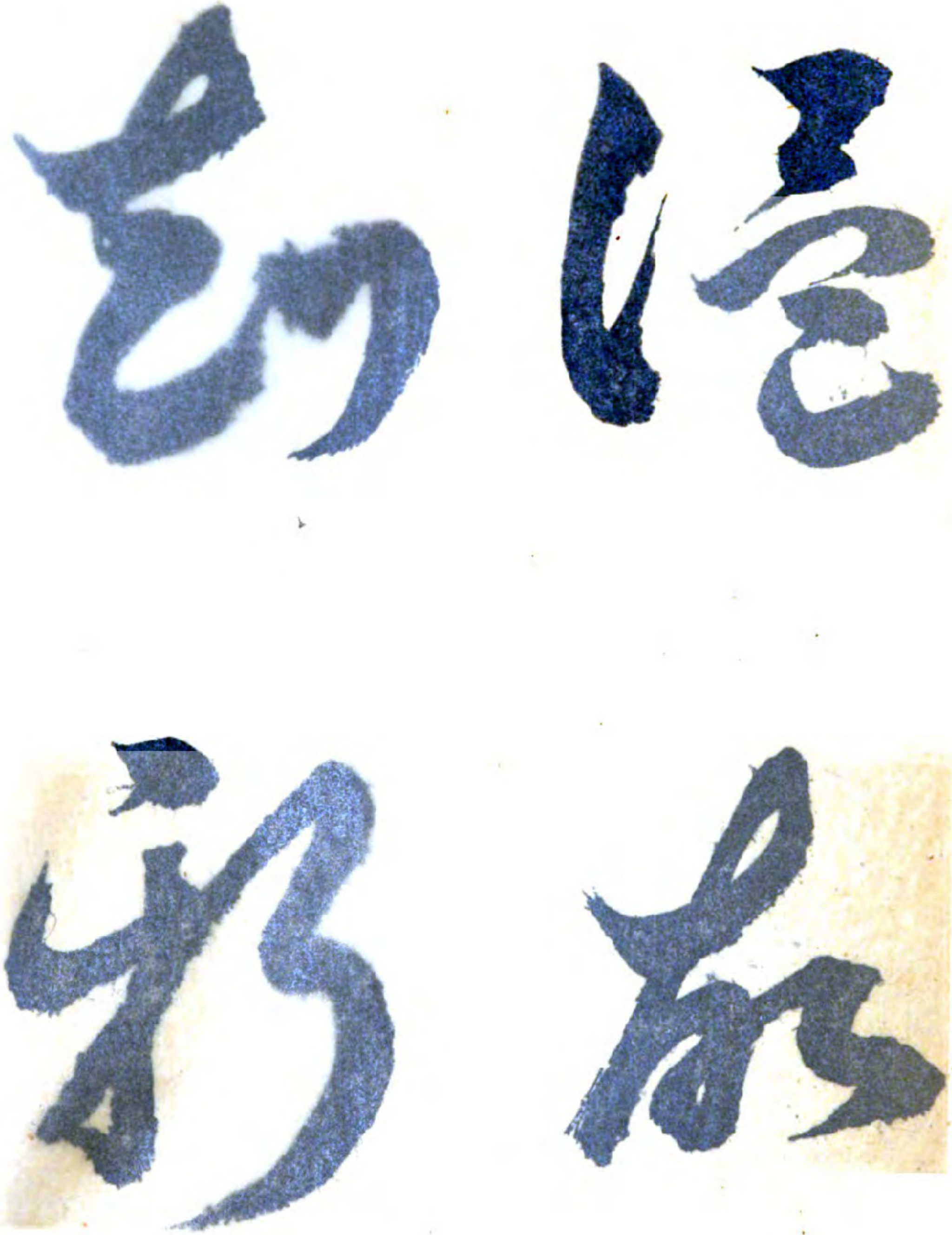
古梅

文物多師

癸丑秋日

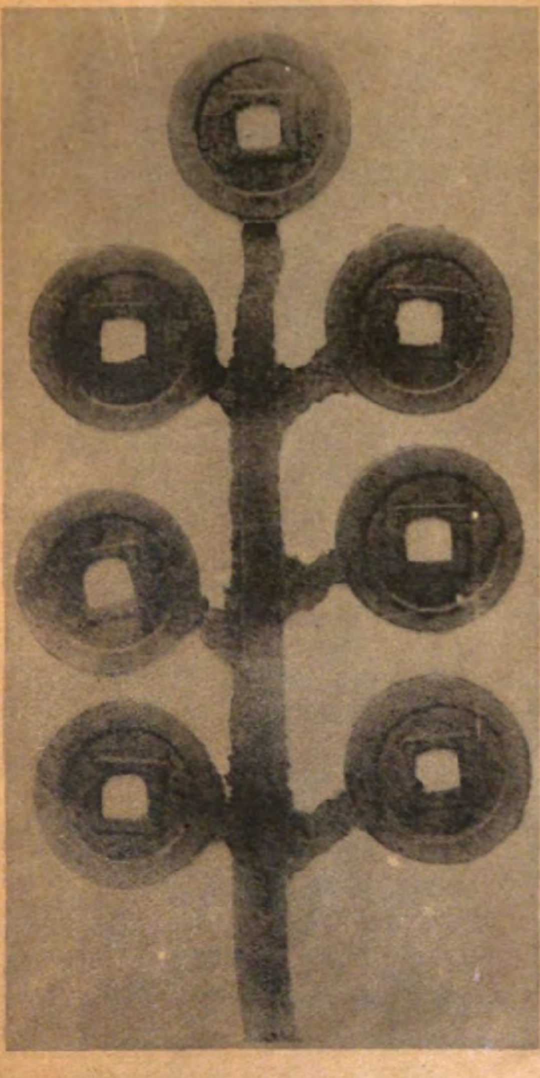
古梅

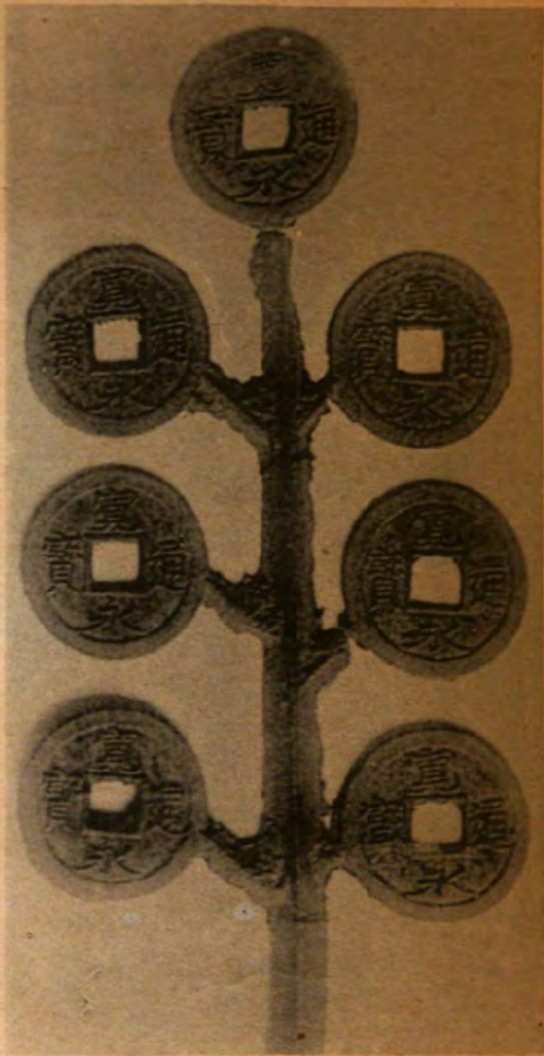




寛永通寶

（鑄放シ錢）

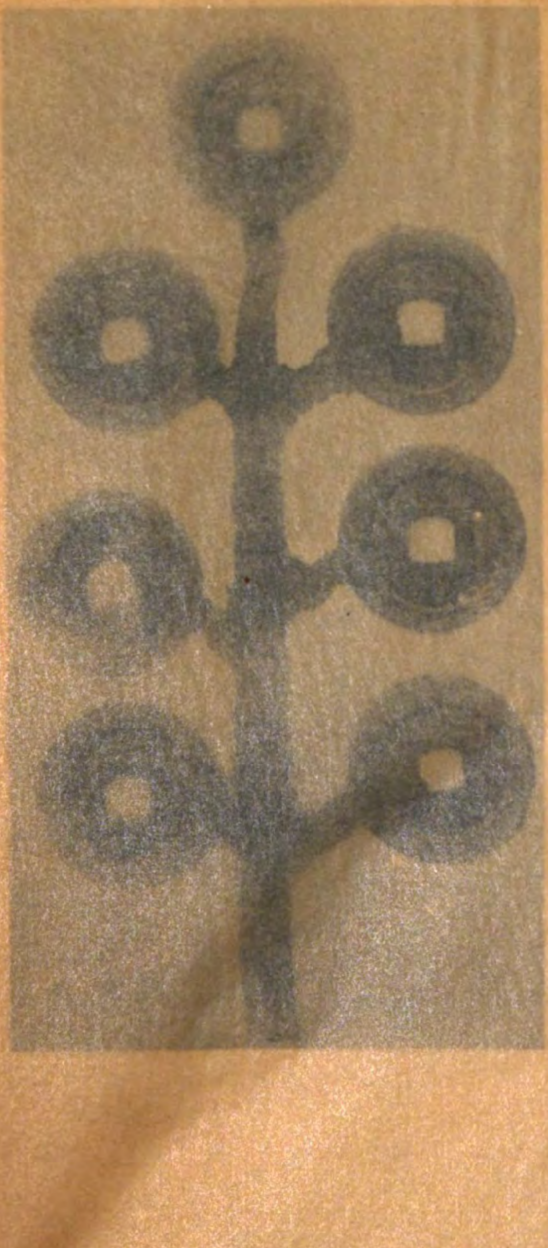


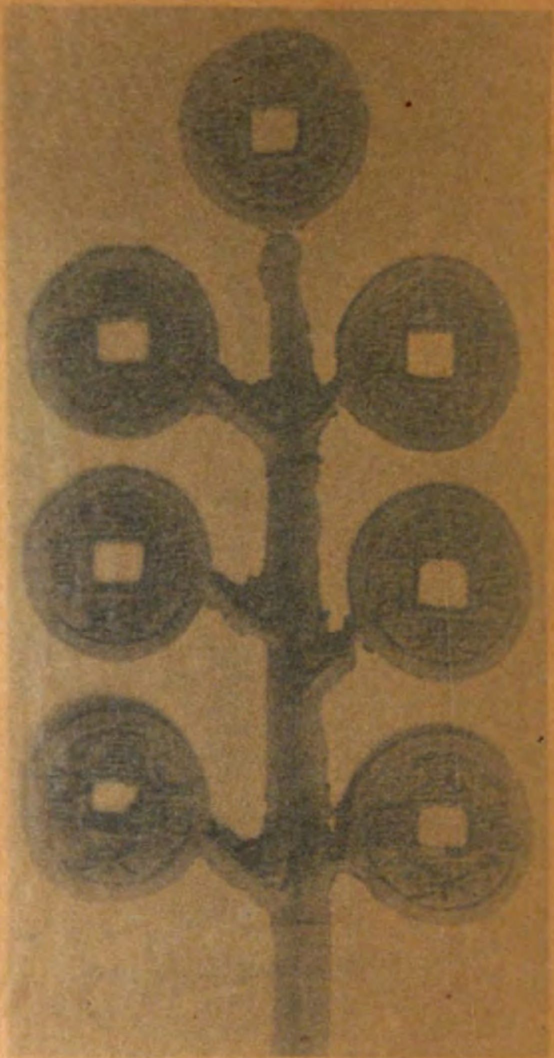


大阪 本山彦一氏所藏

寛永通寳

（鑄放シ錢）





大阪 本山彦一氏所藏


天覽

佐野英山編

重訂

鋳貨圖錄

蝶葉堂藏版



佐野英山編

重訂 鑄貨圖録

蝶葉堂藏版

重訂 鑄貨圖錄

乾